

平成18年第1回志布志市議会定例会

目 次

第1号（3月8日）	頁
1. 議事日程	10
2. 出席議員氏名	12
3. 欠席議員氏名	12
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	12
5. 議会事務局職員出席者	12
6. 開 会・開 議	13
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	13
8. 日程第2 会期の決定	13
9. 日程第3 報告	13
10. 日程第4 議案第2号 損害賠償の額を定め、和解することについて	13
11. 日程第5 議案第3号 平成17年度志布志市一般会計予算	14
12. 日程第6 議案第4号 平成17年度志布志市国民健康保険特別会計予算	14
13. 日程第7 議案第5号 平成17年度志布志市老人保健特別会計予算	14
14. 日程第8 議案第6号 平成17年度志布志市介護保険特別会計予算	14
15. 日程第9 議案第7号 平成17年度志布志市下水道管理特別会計予算	14
16. 日程第10 議案第8号 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	14
17. 日程第11 議案第9号 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計予算	14
18. 日程第12 議案第10号 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計予算	14
19. 日程第13 議案第11号 平成17年度志布志市水道事業会計予算	14
20. 日程第14 所信表明	31
21. 日程第15 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定 について	37
22. 日程第16 議案第13号 志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について	37
23. 日程第17 議案第14号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条 例の制定について	38
24. 日程第18 議案第15号 志布志市まちづくり委員会条例の制定について	39
25. 日程第19 議案第16号 志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の 制定について	40
26. 日程第20 議案第17号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する 条例の制定について	41
27. 日程第21 議案第18号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に	

		ついて ……………	43
28.	日程第22	議案第19号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について ……………	44
29.	日程第23	議案第20号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定につい て ……………	44
30.	日程第24	議案第21号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ……	45
31.	日程第25	議案第22号 志布志市特別導入事業基金条例の制定について……………	47
32.	日程第26	議案第23号 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について……………	48
33.	日程第27	議案第24号 志布志市奨学金貸与条例の制定について ……………	48
34.	日程第28	議案第25号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について……………	51
35.	日程第29	議案第26号 平成18年度志布志市一般会計予算 ……………	51
36.	日程第30	議案第27号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	57
37.	日程第31	議案第28号 平成18年度志布志市老人保健特別会計予算 ……………	57
38.	日程第32	議案第29号 平成18年度志布志市介護保険特別会計予算 ……………	58
39.	日程第33	議案第30号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	59
40.	日程第34	議案第31号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	59
41.	日程第35	議案第32号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算 ……………	60
42.	日程第36	議案第33号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算……………	61
43.	日程第37	議案第34号 平成18年度志布志市水道事業会計予算 ……………	62
44.	日程第38	議案第35号 曾於北部衛生処理組合規約の変更について ……………	64
45.	日程第39	議案第36号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地 方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災 害補償等組合規約の変更について ……………	64
46.	日程第40	議案第37号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地 方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災 害補償等組合規約の変更について ……………	64
47.	日程第41	議案第38号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分に ついて ……………	64
48.	日程第42	議案第39号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方 公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補 償等組合規約の変更について ……………	64
49.	日程第43	議案第40号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の 数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に ついて ……………	64
50.	日程第44	議案第41号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の	

		数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について	64
51.	日程第45	議案第42号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について	64
52.	日程第46	議案第43号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について	64
53.	日程第47	議案第44号 曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について	66
54.	日程第48	諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	67
55.	散 会		67

第2号（3月15日）

1.	議事日程		68
2.	出席議員氏名		69
3.	欠席議員氏名		69
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		69
5.	議会事務局職員出席者		69
6.	開 議		70
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	70
8.	日程第2	一般質問	70
		宮田慶一郎	70
		坂元修一郎	83
		金子光博	94
		長岡耕二	97
		小野広嗣	106
		吉国敏郎	131
9.	延 会		134

第3号（3月16日）

1.	議事日程		135
2.	出席議員氏名		136
3.	欠席議員氏名		136
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		136
5.	議会事務局職員出席者		136
6.	開 議		137
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	137

8. 日程第2	一般質問	137
	東 宏二	137
	小園義行	141
	下平晴行	159
	上野直広	170
	鶴迫京子	177
9. 日程第3	報告	191
10. 日程第4	事件の訂正について（議案第19号）	191
11. 日程第5	事件の訂正について（議案第30号）	191
12. 日程第6	議案第45号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	192
13. 日程第7	議案第46号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	194
14. 日程第8	議案第47号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	195
15. 日程第9	議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	198
16. 日程第10	議案第49号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	198
17. 散 会		199

第4号（3月30日）

1. 議事日程	200
2. 出席議員氏名	202
3. 欠席議員氏名	202
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	202
5. 議会事務局職員出席者	202
6. 開 議	203
7. 日程第1	会議録署名議員の指名 203
8. 日程第2	議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定 について 203
9. 日程第3	議案第13号 志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について 204
10. 日程第4	議案第14号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条 例の制定について 206
11. 日程第5	議案第15号 志布志市まちづくり委員会条例の制定について 207
12. 日程第6	議案第16号 志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の 制定について 207

13.	日程第7	議案第17号	志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する 条例の制定について……………	209
14.	日程第8	議案第18号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	210
15.	日程第9	議案第19号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	211
16.	日程第10	議案第20号	志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について……………	212
17.	日程第11	議案第21号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	212
18.	日程第12	議案第22号	志布志市特別導入事業基金条例の制定について……………	214
19.	日程第13	議案第23号	志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について……………	215
20.	日程第14	議案第24号	志布志市奨学金貸与条例の制定について……………	216
21.	日程第15	議案第25号	志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について……………	218
22.	日程第16	議案第26号	平成18年度志布志市一般会計予算……………	218
23.	日程第17	議案第27号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	234
24.	日程第18	議案第28号	平成18年度志布志市老人保健特別会計予算……………	235
25.	日程第19	議案第29号	平成18年度志布志市介護保険特別会計予算……………	236
26.	日程第20	議案第30号	平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	237
27.	日程第21	議案第31号	平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	238
28.	日程第22	議案第32号	平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算……………	239
29.	日程第23	議案第33号	平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算……………	240
30.	日程第24	議案第34号	平成18年度志布志市水道事業会計予算……………	241
31.	日程第25	議案第44号	曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委 託について……………	243
32.	日程第26	議案第45号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	244
33.	日程第27	議案第46号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	245
34.	日程第28	議案第47号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	245
35.	日程第29	陳情第3号	志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情書……………	246
36.	日程第30	陳情第5号	鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する陳情書……………	249
37.	日程第31	陳情第6号	次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を 求める意見書の採択要請について……………	250
38.	日程第32	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙……………	251	
39.	日程第33	志布志市農業委員の推薦……………	252	

40. 日程第34	議案第50号	志布志市土地開発公社定款の変更について	253
41. 日程第35	同意第11号	助役の選任につき同意を求めることについて	255
42. 日程第36	発議第4号	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出 について	258
43. 日程第37	広報等調査特別委員会	の設置について	260
44. 日程第38	閉会中の継続審査申し出	について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）	260
45. 日程第39	閉会中の継続調査申し出	について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長 ・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	261
46. 追加日程第1	発議第5号	鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書の提出につい て	261
47. 追加日程第2	発議第6号	次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関 する意見書の提出について	263
46. 閉 会			264

平成18年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会議別	内 容
3月 8日	水	本 会 議	開 会、会期の決定、所信表明、議案上程
3月 9日	木	休 会	
3月10日	金	休 会	
3月11日	土		
3月12日	日		
3月13日	月	休 会	
3月14日	火	休 会	
3月15日	水	本 会 議	一般質問
3月16日	木	本 会 議	一般質問、議案上程
3月17日	金	委 員 会	
3月18日	土		
3月19日	日		
3月20日	月	委 員 会	
3月21日	火		
3月22日	水	委 員 会	
3月23日	木	委 員 会	
3月24日	金	休 会	
3月25日	土		
3月26日	日		
3月27日	月	休 会	
3月28日	火	休 会	
3月29日	水	休 会	
3月30日	木	本 会 議	議案上程、閉 会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第 2 号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第 3 号	平成 17 年度志布志市一般会計予算
議案第 4 号	平成 17 年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第 5 号	平成 17 年度志布志市老人保健特別会計予算
議案第 6 号	平成 17 年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第 7 号	平成 17 年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第 8 号	平成 17 年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第 9 号	平成 17 年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第 10 号	平成 17 年度志布志市と畜場事業特別会計予算
議案第 11 号	平成 17 年度志布志市水道事業会計予算
議案第 12 号	志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
議案第 13 号	志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について
議案第 14 号	志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
議案第 15 号	志布志市まちづくり委員会条例の制定について
議案第 16 号	志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について
議案第 17 号	志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
議案第 18 号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 19 号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 20 号	志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について
議案第 21 号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 22 号	志布志市特別導入事業基金条例の制定について
議案第 23 号	志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について
議案第 24 号	志布志市奨学金貸与条例の制定について
議案第 25 号	志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について
議案第 26 号	平成 18 年度志布志市一般会計予算
議案第 27 号	平成 18 年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第 28 号	平成 18 年度志布志市老人保健特別会計予算
議案第 29 号	平成 18 年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第 30 号	平成 18 年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第 31 号	平成 18 年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第 32 号	平成 18 年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第 33 号	平成 18 年度志布志市と畜場事業特別会計予算
議案第 34 号	平成 18 年度志布志市水道事業会計予算
議案第 35 号	曾於北部衛生処理組合規約の変更について
議案第 36 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 37 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について

- て
- 議案第 38 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について
- 議案第 39 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第 40 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 41 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 42 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 議案第 43 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- て
- 議案第 44 号 曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 陳情第 3 号 志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情書
- 陳情第 4 号 障害者自立支援法（乳幼児期の療育）についての陳情書
- 議案第 45 号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46 号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47 号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48 号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49 号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 陳情第 5 号 鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する陳情書
- 陳情第 6 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択要請について
- 陳情第 7 号 消防団員定年延長について
- 陳情第 8 号 商業振興対策について
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
志布志市農業委員の推薦
- 議案第 50 号 志布志市土地開発公社定款の変更について
- 同意第 11 号 助役の選任につき同意を求めることについて
- 発議第 4 号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について
広報等調査特別委員会の設置について
- 発議第 5 号 鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書の提出について
- 発議第 6 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

平成18年第1回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成18年3月8日(水曜日)午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 報告 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて |
| 日程第5 | 議案第3号 | 平成17年度志布志市一般会計予算 |
| 日程第6 | 議案第4号 | 平成17年度志布志市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第5号 | 平成17年度志布志市老人保健特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第6号 | 平成17年度志布志市介護保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第7号 | 平成17年度志布志市下水道管理特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第8号 | 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第9号 | 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第10号 | 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第11号 | 平成17年度志布志市水道事業会計予算 |
| 日程第14 | | 所信表明 |
| 日程第15 | 議案第12号 | 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 志布志市まちづくり委員会条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第16号 | 志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第17号 | 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第18号 | 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第19号 | 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第20号 | 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第21号 | 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第22号 | 志布志市特別導入事業基金条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第23号 | 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第24号 | 志布志市奨学金貸与条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第25号 | 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について |

- 日程第29 議案第26号 平成18年度志布志市一般会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成18年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成18年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算
- 日程第37 議案第34号 平成18年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第38 議案第35号 曾於北部衛生処理組合理約の変更について
- 日程第39 議案第36号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第40 議案第37号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第41 議案第38号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について
- 日程第42 議案第39号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第43 議案第40号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第44 議案第41号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第45 議案第42号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 日程第46 議案第43号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第47 議案第44号 曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について
- 日程第48 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 部 長	隈 元 勝 昭	企 画 部 長	持 富 秀 明
市 民 部 長	稲 付 道 憲	福 祉 部 長	蔵 園 修 文
産 業 振 興 部 長	永 田 史 生	建 設 部 長	井 手 南 海 男
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
教 育 次 長	山 裾 幸 良	総 務 課 長	上 村 和 憲
企 画 政 策 課 長	山 下 修 一	財 務 課 長	溝 口 猛
水 道 局 長	徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐	門 岡 秀 明	議 事 係 長	新 村 千 秋
調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美		

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

ただいまから、平成18年第1回志布志市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により丸山 一君と八久保壹君を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月30日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの23日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。

昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第3号は、産業建設常任委員会に、陳情第4号は文教厚生常任委員会に付託いたしました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第4、議案第2号から日程第13、議案第11号まで、以上10件については会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第11号まで、以上10件については委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第2号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第2号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号 損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、昨年11月30日午前11時30分ごろ、志布志運動公園体育館入口付近で公園管理業務のため駐車しようとした公園管理用軽トラックの左後方が誤って駐車中の乗用車と接触事故を起こし、乗用車のバンパーを破損したものであります。相手方への損害賠償の額は10万7,000円であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第2号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は可決されました。



日程第5 議案第3号 平成17年度志布志市一般会計予算

日程第6 議案第4号 平成17年度志布志市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第5号 平成17年度志布志市老人保健特別会計予算

日程第8 議案第6号 平成17年度志布志市介護保険特別会計予算

日程第9 議案第7号 平成17年度志布志市下水道管理特別会計予算

日程第10 議案第8号 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

日程第11 議案第9号 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計予算

日程第12 議案第10号 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計予算

日程第13 議案第11号 平成17年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第3号から日程第13、議案第11号までの9件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号から議案第11号までは、平成17年度本予算関係であります。本議案につきましては、市長職務執行者において専決処分した暫定予算を基に、その後の事業執行に伴う予算の調製を行い、所要見込額を計上しております。

議案第3号、平成17年度志布志市一般会計予算は、市長及び市議会議員選挙費、生活保護費、災害復旧費など、総額で69億6,734万6,000円を計上しております。

第2条の繰越明許費につきましては、県費単独補助治山事業のほか38件、1億9,323万3,000円を

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越し、使用するものです。

第3条の債務負担行為は37件設定しております。

第4条の地方債は、事業の資金調達を図るため25件、18億8,820万円計上しております。

議案第4号、平成17年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、保険給付費や老人保健拠出金など14億3,185万7,000円計上しております。

議案第5号、平成17年度志布志市老人保健特別会計予算は、医療給付費や医療費支給費など14億6,581万4,000円計上しております。

議案第6号、平成17年度志布志市介護保険特別会計予算は、保険給付費や諸支出金など10億861万2,000円計上しております。

議案第7号、平成17年度志布志市下水道管理特別会計予算は、下水道事業の管理費、公債費など1億7,525万3,000円計上しております。

議案第8号、平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、公債費など228万7,000円計上しております。

議案第9号、平成17年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、国民宿舎管理委託料など1億4,972万3,000円計上しております。

議案第10号、平成17年度志布志市と畜場事業特別会計予算は、と畜場の管理費、公債費など7,780万9,000円計上しております。

議案第11号、平成17年度志布志市水道事業会計予算は、収益的収入を1億6,653万2,000円、収益的支出を1億9,305万9,000円、資本的収入を3,770万2,000円、資本的支出を1億1,462万円計上しております。

以上、議案第3号から議案第11号まで説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） まず、歳入の関係お願いします。3月までの、1月からということでしょうが、この臨時財政対策債、これは100%、後に交付税措置されるということで国が、いわゆる地方交付税の肩代わりというようなことでやってきているわけですが、これは100%、これまで旧3町の臨時財政対策債に対しての交付税措置というのが今年度は別でしょうが、これまでのやつ100%きちんと措置されているのかということ、ちょっとお願いをします。

34ページです。何分初めてで、たくさんの資料もありまして見落としもあったり、いろいろありますのでお願いをします。34ページの土木使用料、道路占用料ですが、これは旧有明町、旧松山町、そちらの道路占用料の金額を明示をしていただきたい。

そして50ページ、不動産売払収入です。土地売払収入あります。この金額はわかっているわけですが、どういった内容か少し教えていただきたいとお願いします。

そして61ページ、議員報酬が1,554万4,000円ということになっております。この議員報酬、私たち議員の報酬というのは、2月、3月それぞれ幾らになっているのか。そして、あわせて旧3町の

議員報酬の額も、あわせてお願いをします。

そして97ページ、公有財産購入費、これは多分土地、農道関係だと思えますけど、この用地取得の目的、あわせてお願いをしたいと思えます。

以上です。

○企画部長（持富秀明君） まず、第1点の臨時財政対策債の交付税措置でございますけれども、これにつきましては全額交付税で算定をされております。

それから、不動産売払収入の金額について明示せよということでございますが、これにつきましては土地売払収入でございますけれども、旧松山町の定住促進団地売払収入、これが1,019万5,000円でございます。土地売払収入については、これのみでございます。

○建設部長（井手南海男君） 土木手数料の内訳でございますが、自動車ほか屋外広告、督促手数料というふうにあるわけでございますけれども、旧有明町が3,000円、旧松山町が1,000円ということでございます。

○産業振興部長（永田史生君） 農地整備費の公有財産購入費でございますが、用地取得でございますが、中身的につきましてはそれぞれ道路等に関わる用地、そういった分が入っているところでございます。用地の取得に関わる分でございます。道路の拡張、そういった諸々の分でございます。

○議長（谷口松生君） 報酬関係はどこがしますかね。

○総務部長（隈元勝昭君） 報酬関係の2月から3月分の3町それぞれの合算ということで今、調べております。

○25番（小園義行君） じゃ、それは後で教えてくださいね。

この臨時財政対策債は100%交付税措置されているということですが、こういった国のやり方というものに対しては、私は本来はあるべき姿じゃないというふうに感じております。100%措置されているということでありますので、よくわかりました。

この土木使用料の私がお聞きしたのは道路占用料、これ説明資料でも出ているわけですけど、志布志町はN T T、九州電力、そういったところからきちんと道路占用料としていただいていたわけですが、有明町、松山町について、きちんと道路占用料としての金額が1月から3月までの間で、どれだけなっているのかと。3,000円と1,000円という答弁であったんですが、これであれば電柱の1本分にも該当しませんよ。そして、そういったところに立てさせてやっている、それについてすべて3,000円、1,000円と、これではちょっと理解がいかないわけですね。そちらの道路占用料としてどういう状況に有明町と松山町がなっているのかということを、私はお聞きしたかったわけでありませう。

そして、この土地売払収入、先ほど松山町の定住促進団地、これで1,000万円だというんですが、この本予算では271万4,000円ということで1,000万円という金額はどこから出てきているのかなと思います。そして、その94万9,000円、土地売払収入ということで出ていますが、その中身を、これ全体のあれでいっても475万円、その他の不動産売払収入で立木代金が109万円ですので、1,000万円だったら、これ予算書間違いなんですか、これ。ちょっと差し替えがたくさんきていましたの

で、その中に入っているかもしれませんが、再度ここをお願いをします。

○建設部長（井手南海男君） お尋ねの件につきましては、土木手数料ではなく土木使用料のことかと思いますが、でありますれば34ページに土木手数料がございます。道路占用料が全額旧有明と、公園使用及び占用料も同様に旧有明でございます。そして、公営住宅使用料につきましても、そうでございます。以上でございます。

○総務部長（隈元勝昭君） 先ほどの議員報酬の件でございますが、本予算の方の内訳が1,554万4,000円でございます。これが、2月分が554万4,000円、追加が5万4,160円、3月分が989万1,400円でございます。合計で1,548万9,560円、予算書の方は1,554万4,000円ということでございます。

3町分の振り分けの部分でございますが、志布志の方が1カ月の報酬内訳といたしましては488万7,600円、有明が426万3,600円、松山が327万7,500円となっております。

以上でございます。

○25番（小園義行君） ちょっと再度お願いします。この道路占用料というのは、旧志布志町はしっかりいただいていたんですが、松山町、有明町もN T T、九州電力、そういったところから道路占用料としてきっちりいただいていたのかということ、ちょっと再度お願いします。

そして、土地のこの売払収入の先ほど1,000万円ということだったんです。これ予算書の歳入の欄では400幾らなんですけど、そこについても再度ちょっとお願いします。

それと、議員報酬の新しく私たちの議員報酬、1人幾らなのか。そして、旧3町のそれぞれ議員1人当たり幾らだったのか、そこについて再度答弁を求めるものであります。

○建設部長（井手南海男君） 道路占用料につきましては、旧松山町、旧志布志町の分につきましては既に納入済みということでございます。

○企画部長（持富秀明君） 大変失礼をいたしました。最初の私の答弁の1,019万7,000円、これにつきましては暫定予算で売れる見込みの額が1,019万7,000円立てておりましたけれども、現在の時点までで本予算を立てる段階での収入見込みといたしましては、ただいま御指摘のとおり旧松山町の定住促進団地売払収入は271万4,000円、この分だけ売れたということでございまして訂正をお願いいたします。

○総務部長（隈元勝昭君） 1ヵ月あたりでいたしますと、1月1日から3月31日までということでございますと、議員報酬の額は議長が40万2,800円、副議長が31万6,600円、委員長月額が30万8,500円、議員の月額が29万4,000円ということでございます。以上でございます。

旧町でいきますと、旧町の方は旧松山町の方が議長月額が30万円、副議長が24万7,500円、委員長月額が24万円、議員月額が22万5,000円でございます。旧志布志町の方が、議長が31万4,800円、副議長が25万9,800円、委員長が25万1,900円、議員月額が23万6,100円。旧有明町の方でございますが、議長月額が30万4,000円、副議長が25万800円、委員長の方が24万3,200円、議員月額が22万8,000円となっております。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 議長、特にお願いします。

○議長（谷口松生君） 25番、小園義行君。特に許可をいたします。

○25番（小園義行君） 4回目、ありがとうございます。

この議員報酬については、報酬等の特別審議会が開かれたと思うわけですが、いつ開かれたんですかね。そして、この提案がされた29万4,000円、これらについての審議会の委員の方々の御意見等がどういうふうになされているのか、少しお願いします。

○総務部長（隈元勝昭君） これにつきましては、他のいろいろな合併協議と並行いたしまして、特別職の報酬審議会等も開催をしたところでございます。その前段では、審議会が11月の1日に行われたわけでございますが、その前段では専門部会あるいは首長会、そういったところを審議して、最終的には報酬審議会等にお諮り申し上げて決定をみたところでございます。

この金額に決定をする経緯といたしましては、同じ人口規模の類似団体、県内の各市町村のも事例としてお示しをいたしまして、そして本市の人口規模、そういったものも勘案して数字的な分を細かい分をお示しして御審議をいただいて、そして、このような形で報酬審議会等で決定をしていただいた、そういう経緯でございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○建設部長（井手南海男君） 申しわけございません。先ほどの答弁を御訂正申し上げたいと思います。道路占用料についてでございますが、先ほど有明町が全額という答弁を申し上げましたが、合併のすり合わせの中で旧有明、旧松山町につきましては、占用料を徴収していなかったということでございます。あと、合併後、旧全町徴収するということになりまして、1月から3月期につきましては今回、いわゆる有明で一括して3町分として4万5,000円を計上したということでございます。申しわけございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） 17年度の一般会計につきまして1点だけ質疑をさせていただきます。

先ほど、議案第2号で損害賠償の額を定める和解につきまして議決がなされましたけれども、この関係につきまして17年度一般会計で若干絡みがございますので、質疑をさせていただきます。

まず、この事故につきましての市が100%、いわゆる過失割合が市が100%ということでございますけれども、これにつきましては、この損害額の10万7,000円につきましては全額保険で対応されたのか、まずお伺いいたしたいと思います。

○総務部長（隈元勝昭君） このことにつきましては、当時、私の方が総務課長を旧志布志町でいたしておりまして、損害賠償関係の方の事務を進めたところでございます。これにつきましては過失割合が100%、止まっていた車にバックをして、公園整備の車がバックをして確認をしたつもりが若干角の方が見えなくて、そこに当たって相手方を傷つけたと。相手の方は所定の位置に停めておりましたので、過失割合としては一応100%ということでございます。以上でございます。

○30番（福重彰史君） 保険ですかね、全額。

○総務部長（隈元勝昭君） はい。すみません。保険につきましては、全額保険で対応しております。

○30番（福重彰史君） 100%、いわゆる保険で対応されたということであれば、今回のこの17年度の本予算のいわゆる歳入あるいは保険から入ってきた歳入ですね、その歳入、そして歳出というものはどこに出ているわけなんですかね。私も、短時間の中ですのでちょっと見当たらないんですけども、そのあたりをお願いいたします。

○総務部長（隈元勝昭君） 予算書の58ページをお開きいただきたいと思います。この中で、共済保険料というのがございます。中程でございます。この方に歳入で上がっております。以上でございます。

歳出でございますが、114ページをお開きいただきたいと思います。土木費の節の22でございます。賠償金で10万7,000円でございます。以上でございます。

○31番（野村公一君） まず、議案を作成されました所管の部長さんにお尋ねを申し上げたいと思いますが、議案の中で末尾に「これが本案提出の理由である」という理由づけがされております。議案書の中にこれを記載することが妥当なのかどうか、それをまず1点。

さらに、予算書でございますが、今回予算の中で一借をば10億円という定めをされました。この10億円の算定基礎をひとつ説明をいただきたいと思います。

それから3点目でございますが、予算書の8ページで明繰が8件ございます。この明繰の8件はそれぞれに事情があろうかというふうに思いますが、その状況を知ることも議員の大事な仕事であらうというふうに理解をいたしますときに、それぞれの事業で明繰をしなきゃならない事情があったということであれば、それぞれにその理由と完成の見通しというのは説明しておくべきであらうと私は考えております。したがって、それらの説明をいただきたいと思います。

それから4点目でございますが、第3表の債務負担行為、17年度に限って負担行為をされている案件が8件ございます。これは、17年度単年度で終了するという理解でよろしいのかどうか。それが4点目でございます。

さらに、予算書の32ページからでございますが、地方自治法の231条の第3、税外収入金、分担金等がございますが、おおよそ4,890万円、今回計上がされております。これが、年度末まで歳入がどれくらい見込まれるのかお伺いしておきたいと。

それから、最後でございますが予算書の113ページ。都市計画総務費の中で土地開発公社の寄附金というのが1,413万4,000円、これの詳細について御説明をいただいております。

○建設部長（井手南海男君） 明許繰越につきまして、建設部関係について御説明を申し上げます。

まず、地方特定道路整備事業、大黒・吹上線でございますが、支障物移転、いわゆる九電の電柱移転が3月中旬となったことによりまして、矢板の施工ができなくなったため工期を延期したということによる明繰でございます。

それから、地方特定道路の益倉線改良舗装でございますが、こちらにつきましてはN T Tの電柱

移転が3月下旬になったということでございまして、なおかつ。

○31番（野村公一君） 建設部長。あなたのその説明資料では、議員の人たちはみんなわからんよ。

○建設部長（井手南海男君） 申しわけございませんでした。まず、ページの8ページでございまして、土木費の款の8でございまして、土木費の道路橋梁費というのがございまして、これは、地方特定道路整備事業の関係でございまして、3路線ございまして、内訳としましては、臨時地方道路整備事業としまして、大黒・吹上線、それから益倉線、町原・弓場ヶ尾線というのがございまして、まず、大黒・吹上線から説明申し上げますと、先ほど若干申し上げましたが、九電の電柱移転が3月中旬となったこと等によりまして工期を延期し、明線になったというものでございまして。

それから、益倉線でございまして、益倉線につきましてはNTTの電柱が、その移転が3月下旬になったということによりまして、なおかつ電柱自体が道路センターに位置しておりましたので工事の延期をやむなくされたということでございまして。

それから、次の道路橋梁費の地方改善施設整備事業（地区道路）とございまして、これは大川内地区でございまして、当箇所付近で他の事業、いわゆる災害関係でございまして3件の工事がございまして、工事搬入路が当路線しかないため関係機関、いわゆる業者とか県の土木事務所の関係でございまして、協議した結果、工期を延長せざるを得ないということで明線になったものでございまして。

それから道路橋梁費、地方特定道路整備事業町原・弓場ヶ尾線につきましては、線形が決定に伴いまして関係地権者との調整が難航したということによりまして、委託業務の標準工期を確保できないための明線となったものでございまして。

あと災害復旧費がございまして、このうち11件が建設部の明線関係でございまして、内訳としましては、道路が1件、河川が10件ということでございまして、これは災害の査定が平成17年の12月にあったことによりまして、入札執行まで1カ月以上を要しますので標準工期の確保ができないということにより、災害復旧の中で大きな事業につきましては明線せざるを得なくなったということでございまして。

以上が、建設部関係でございまして。

完成見込みにつきましては、まず地特の大黒・吹上線の関係が4月末、同様に地特の益倉線が6月末、それから地方改善施設整備が6月の末、それから六月坂・安良線が8月末、それから町原・弓場ヶ尾線が6月末ということでございまして、あと災害復旧につきましては3月ぐらいまでを工期としては予定しているところでございまして。以上でございまして。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げたいと思います。

議案の提案の仕方ということで御指摘をいただいたわけでございまして、この提案理由の「本案の提出の理由である」という形式をとらせていただいておりますのは、今回、合併で協議いたしまして、そして文書処理ということで文書処理規程を設けてあります。これは、条例関係と付随して書式は示してあるわけでございまして、その中の議案の形式、第8号で議案の形式という項目がございまして。その中の第12号の方でございまして、提案理由の形式ということでお示しをしてある

わけでございます。それに則って御提案を申し上げたということでございます。よろしく申し上げます。

○産業振興部長（永田史生君） 繰越明許費の産業振興分について説明を申し上げます。

お手元の資料の8ページから順次申し上げます。林業費の県費単独補助治山事業、伊崎田塩水流地内でございます。これにつきましては、昨年度の9月に発生しました台風14号によります災害でございますが、査定等が12月になったために旧町では執行できず、暫定予算で組み、今回本予算で計上したところでございます。工期につきましては梅雨明けどきまでを目標に、とにかく終了するようにしているところでございます。同じく、次の林業費の内之倉大川内地内でございます。これも全く同じ台風による災害でございます。最終的には明けてからの執行になったということでございます。工期は一緒のように考えております。

それから、11の農林水産業施設災害復旧費でございます。これにつきましては、災害の件数が134件ということでございます。志布志支所が100件、松山支所が12件、有明が22件という災害でございます。すべてが査定等が12月の半ばになったということもございましたので、新たに市の段階で発注をしたところでございますが、何分工期等やら考えがございましたので、このように繰越をさせていただいたところでございます。工期につきましては、金額がそう大きくない工事が主でございますので、早急に終わるように考えております。

それから、公共土木施設災害復旧費です。夏井漁港の東堤防災災害復旧事業でございます。これにつきましても台風による災害でございます。工期の関係で繰り越したということもございますが、夏の台風時期までにはすべてを終わらせたいというふうにご覧のとおりでございます。原因につきましては、すべて災害につきましては台風の災害による分でございます。

以上です。

○企画部長（持富秀明君） まず、一時借入金の10億円の根拠でございます。まず予算書の表紙でございます。10億円と定めた根拠でございますけれども、これにつきましては旧志布志が8億円、それから旧有明が7億円、それから旧松山で3億円という一時借入金の平成17年度の借入額が大体18億円ということございました。したがって、これらを基に平成18年1月から3月までの一時借入、いわゆる資金不足に対応するわけでございますが、それにつきまして10億円という額を定めて御提案しているところでございます。

これらについては、12月で一応仮決算をして旧3町それぞれ締めておりますので、したがってそれまでに支払いの終わらなかったもの、それから新たに1月から3月までに支払いの発生するもの等につきまして、資金が不足した場合を予想して10億円という額を定めようとしているところでございます。

それから8ページでございますが、債務負担行為の件でございます。これにつきましては、まず8ページの伊崎田土地改良区が農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償、これが平成17年度。

それから、すみません9ページでございます。9ページの部分でございます。野井倉土地改良区が農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償、それから一番下の大家畜経営維持資金利子補給、そ

れから10ページも同じく大家畜経営改善支援資金、それから11ページの日本語ラインプリンター購入事業、それからその下の内蔵補助記憶装置増設及び第2次パソコン導入事業、それから下から3行目ですが統合型電算システム関連事業、同じく統合型戸籍システム構築事業、この8件につきましては平成17年度で終了する見込みでございます。

以上でございます。

○建設部長（井手南海男君） 土地開発公社の出資金あるいは寄附金の関係について御説明申し上げます。

まず、土地開発公社につきましては、3町のうち旧有明町、旧松山町につきましては、県町村土地開発公社の支社でございました。旧志布志町においては、志布志町土地開発公社が設立されておったわけでございます。あとは、そういう関係がございまして、志布志にある土地開発公社に旧有明、旧松山を吸収するというので、出資金、余剰金をこの暫定予算の中で受け入れているわけでございます。ただ、出資金につきましては旧町で受け入れておりますので、その残りの余剰金につきまして投資及び出資金として470万円、それと、あと残りの分につきましては寄附金という形で受け入れたということでございます。

合併協議の中でも旧町、いわゆる有明町、松山町の財産は、新市に引き継ぐということでございましたので、そういう形をとったところでございます。以上でございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 33ページの分担金についてのお尋ねでございましたが、福祉部関係でございますので私の方で答弁をいたします。

○31番（野村公一君） あんたのところだけじゃない。分担金、それから使用料、手数料の全体的に4,890万円あるから、その見通しを具体的に聞いております。あんたのところだけじゃない。

○企画部長（持富秀明君） 全体的な歳入の見込みでございます。特に使用料等についてのお尋ねでございますが、これらについては既に1月から逐次入っているものもありますし、この見込みで立てました額以上に収入される見込みということで考えております。積算をいたしているところでございます。

○31番（野村公一君） 総務部長、どうなんですか。議案の性格上、この提案理由はこれで構わないと思うんですよ。ただ、一番末尾に「これが本案提出の理由である」と、すべての議案に、これが記載があるんですが。「本案提出の理由である」というのは、これは提案者が述べる際の口頭で説明をされればいいことでありましてね。果たして、議案にそれを載せることが議案の性格上いいのかどうか、非常に疑問を持っているところでありまして。それは、ひとつ御検討をいただきたいというふうに思います。

それから10億円、年度末までの一借をしたいということですが、企画部長、その10億円の基礎というのがあるでしょう。ただ、10億円ここに書いとけばええやろうということじゃないでしょう。試算をして10億円程度は必要であろうということで、今回御提案をされたと思うんですよ。であれば、その10億円の算定基礎というのをしっかりやっぱり議会にも説明をしていただくと。この一借は、年度内に返済をしなきゃならん性格のもんですからね。したがって、返済可能な額なのかどう

か、そこらへんも議会はしっかり見届けていきたいという思いがあるわけです。したがって、その算定基礎をしっかりと御説明をいただきたい。

繰越明許については、説明をいただきました。こういう説明をいただくと、議会もそれぞれに地域の皆さんにも理解が得られるし、状況が把握できると。これが親切な説明であろうと、私は思っています。したがって、今後こういう説明のあり方が望ましいというふうに思います。

債務負担行為は、よく理解をしました。

それから、分担金、使用料あるいは手数料、4,890万円程度、今回補正で計上はされておるわけです。その中で、その分担金等については災害分担の負担金というのが150、160万円、あるいは使用料については蓬の郷の1,200万円、手数料については340万円というふうに計上はされているわけです。それが、年度末までどういう状況で歳入が見込まれるのか、その説明をいただきたいということなんです。それ何でかという、私がこれをなぜ聞くかという、今回議案で税外収入に係る条例案が出ているわけです。それもかんがみて御質問を申し上げましたので、ひとつ丁寧な説明をいただきたいというふうに思います。

それから、土地開発公社はよく理解ができました。寄附金あるいは出資金という説明でございませうが、この区分の書き方は、これでよろしいんですね。確認をしておきたいというふうに思います。

○建設部長（井手南海男君） 土地開発公社の関係の出資金と寄附金の区分の関係でございませうが、先ほどの説明にさらに補足して御説明申し上げます。

土地開発公社の出資金につきましては、従来、志布志の土地開発公社30万円でございましたが、法律の施行通達や県地方課の指導等でございますが、都道府県知事の許可を受けようとするものにあつては概ね500万円から1,000万円ということを基準としているということでございませうので、その30万円を除いた470万円をここで出資金として計上させていただいたということでございませう、残りの分につきましては寄附金で受け入れたということでございませう。以上でございませう。

○企画部長（持富秀明君） 一時借入金の積算根拠でございませうけれども、明確に根拠を示された文献というのは見当たらないわけでございませう、また、これ、一会計年度における資金不足に対して支払いが生じた場合に資金を借り入れ、そしてまた、その年度に償還をしなきゃならんわけでございませう、資金の支払不足に対して一時借入を起こす額が約10億円をということで御提案を申し上げたところでございませう。

先ほど申し上げました旧3カ町の一時借入金の想定が大体30億円というような見込みを立てておられます。これは、予算総額に対して大体10分の1ぐらいかというような定め方がなされているところでございませう。そういった関係で今回の10億円につきましても、そういうことを考慮いたしまして、この3カ月分に対する一時借入の額を最高額を10億円と定めようとしているところでございませう。これにつきましても、資金不足が大体年度末に集中をするわけでございませう、そういった場合、当然、国庫支出金、県支出金、それから地方債等につきましても、収入がやはり年度を越えてなされるわけでございませう、それらが入る段階で返還をしていくという性質のものでございませうので、この3カ町の一時借入金の総額の約3分の1を10億円と定めようとしたところでございませう。

す。よろしくお願いいたします。

それから、使用料及び手数料のところ、行政財産使用料の蓬の郷の行政財産使用料でございますが、これにつきましてはお風呂の収入、いわゆる入浴料でございます、これの3カ月分ということで提示しているところでございます。これは、収入見込みでございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） よろしいですか。

ほかに、質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 即決議案ですので、1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、衛生費国庫補助金として合併処理浄化槽設置整備事業補助金として、また、県補助金として同じように出ているわけですが、国庫補助金が2,737万7,000円、39ページ、県補助金が45ページ、2,156万7,000円、歳入で入ってきております。そして、歳出の方で91ページ、し尿処理費として施設整備事業補助金として1,952万8,000円歳出が見込まれています。その中身について御説明をお願いしたいと思います。

○市民部長（稲付道憲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

合併浄化槽でございますが、これにつきましては事業費の3分の1が国庫補助、そして県の補助が3分の1でございますが、これはその市町村の財政力指数によって補助率が変わってまいります。あと残りが市町負担ということになります。ただいま予算書の分につきましては、ただいま申し上げた補助率の内容で金額が提示いたしてあります。

そして歳出でございますが、これまでにもう既に旧町時代に3町の分が執行済みがございます。設置基数にいたしまして172基が、もう既に執行済みでございます。今後の1月以降の見込みが50基を見ておまして、その分の予算が歳出に計上いたしてあります。合わせまして、年間をトータルいたしますと3町分合わせまして222基の合併槽になろうかというふうに計画をいたしているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今、御説明いただきましてわかりましたが、50基、今後想定されているということ。そして、222基の旧町ごとの内訳をお示しをさせていただきたいと思います。

○市民部長（稲付道憲君） 今後の見込みでございますが、1月1日以降の分でございますけれども、旧志布志町から申し上げますと設置基数が18、内訳を申し上げますと5人槽が12基、それから6人から7人槽が5基、それから8人から10人槽が1基と、志布志の分はそのようになっております。旧有明町の分でございますが、全体で25基でございます。内訳といたしましては、5人槽が16、6人から7人槽が8、それから8人槽から10人槽、これが1でございます。それから旧松山町の分でございますが、設置基数が7基でございます。内訳は、5人槽が6基、それから6人から7人槽が1基ということでございまして、トータルで50基ということでございます。

○14番（小野広嗣君） これは本来、首長に聞いた方が本来はいいんでしょうが、現状の考え方でよろしいので、旧志布志町のあり方として、いわゆる港を中心とした町を考えた場合に、公共下水道の整備ということが喫緊の課題であるわけですね。ところが、財政負担がかなり大きいとい

うことで今、休止状態においてある。そういう状況の中で、この合併処理浄化槽を採り入れて、その棲み分けを図っていきたいというようなことが当初あったわけですが、その棲み分けも今後はなかなか難しいであろうというふうに考えているところでございます。

そういった状況の中で、合併協議会の中でもこの公共下水道と合併処理浄化槽との棲み分け、この観点での協議もあったろうかと思いますが、現状における考え方についてお示しをしていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 現状におきましては、ただいま議員の方から御指摘がありましたように棲み分けがあるということ、私どもは合併協議会で聞いておりまして、そして下水道事業につきましてはただいま休止しているというようなことも報告を受けておったところでした。そういうようなことで合併後、新市になりまして速やかにそのことについても検討していくというような方向にはなっております。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） 歳入についてお伺いいたしますが、52ページの繰入金のことです。繰入金でも財政調整基金繰入金でございますけれども、今回本予算で2億1,193万2,000円予算化をされておりますが、暫定予算ではちょっと資料持ってきておりませんが7億1,000万円ほどあったのではないかと理解しております。5億円ほど減じてここに提案されておりますけれども、合併協議の時点におきまして旧3町の基金を持ち寄ると、合併時に持ち寄るというようなことではございましたが、実際問題として、この財調が2億1,000万円に減ったということになれば基金残高も出てくると思うんですが、持ち寄られた額ですね、合計額。各町ごとには必要ありませんけれども、そして今後どういうふうに基金活用をしていく残金が、どれほどになっているかということをお伺いしたいと思っております。

○企画部長（持富秀明君） まず、財政調整基金の18年1月1日現在の現在高でございますが、19億1,879万4,307円、これが1月1日現在の現在高でございます。

それから今回の繰入金、財調の考え方でございますが、当初予算編成におきまして歳入の不確実なもの等につきましては、やはり予算計上しなくて財調等の繰入金で対応した予算を編成をいたしております。したがって今、御指摘ありましたように暫定予算時の額からいたしまして、繰入金全体でございますけれども、これにつきまして5億5,700万円程度の減額をいたしております。これにつきましては、税等がやはり収入が増えたということ、それから譲与税関係、いわゆる自動車取得税関係でございますが、これらについても暫定予算時で見込めなかった部分が現在増えてきております。

したがって、今後の見込みでございますが、やはり収入等の確定によりまして収入が幾分か増えてくるということ、それから執行残等がまた出てくるということ、それらを考え合わせまして、現時点においては5億5,700万円程度の減額をしたところでありまして、したがって、まだあと2億1,900万円程度でしょうか、このぐらいがまだ基金取り崩しの予算上の額になっているわけですが、できるだけ収入が確保された時点で、これらの見通しを立てまして、財調の取り

崩しをしないという方向で現時点では考えているところでございます。

○9番(迫田正弘君) 持ち寄られた旧3町の財調の額が19億1,800万なにかしということですが、この本予算の時点で2億1,193万2,000円取り崩す。取り崩したときに単純に差し引いて現在の財調の残額ですよね、また変わってはくると思いますがけれども、この残高というのをもう1回教えていただきたい。

○企画部長(持富秀明君) 先ほども答弁いたしましたけれども、できるだけ予算計上はいたしておりますけれども、現時点においては財調の取り崩しはいたしておりません。これ、最終的に取り崩さなければ予算ができないという場合に取り崩しをするわけでございまして、最終補正あたりで、こちらあたりがまだ確定していない段階でございまして。予算計上の残額で幾らかと言われますと19億1,800万円あるわけでございましてから、現時点では予算で大体2億1,100万円程度まだ残っております。取り崩しという額で残っておりますので、差し引きをいたしますと17億円程度かなというふうに試算をいたしております。よろしく申し上げます。

○議長(谷口松生君) ほかに、質疑ございませんか。少し訂正があるそうでございますので、ここで暫時休憩します。

○

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○

○議長(谷口松生君) 休憩前に続き会議を開きます。

ほかに、質疑はありませんか。

○企画部長(持富秀明君) 訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど野村議員からの債務負担行為の質疑の中で、ページが10ページでございまして。予算書の10ページでございまして。10ページの一番上のところでございまして。大家畜経営改善支援資金、これが期間が17年度までで終わるというふうに私、答弁申し上げたんですが、これが平成17年度から平成35年度までということで、期間が平成35年までというふうになっております。したがって8件というふうに、17年度で終わるというふうに御答弁申し上げましたけれども7件でございまして訂正をさせていただきたいと。予算書については速やかに訂正をさせていただきたいということで、御了解をお願いいたします。

○議長(谷口松生君) よろしゅうございますか。

ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○25番(小園義行君) 基本的に反対という立場で討論します。大方は認めるところであります。

今回この予算に、議会の議員の報酬を29万3,400円とするという、そして議長以下議員の1人の報酬、そういったものが提案されております。合併をするということについて財政が大変厳しいと、

そういった状況の中であるからして、それぞれ3町で合併をしていくと。そして、その中では行政の無駄を省く、いろんなことが論じられて合併が成立をしたというふうに思います。

そうした中で、住民の皆さん方から見たときに、合併をしたことの効果というのがどういったふうに表れてくるのかというのは近々に表れていることもあるでしょう。そして、これから先長い目で見ていかなければいけないと、そういった部分もあるというふうに思います。住民感情からしたときに町民所得がグンと伸びている、そういった状況が実際に私たち近辺で住民の方々と話をしたりいろんなことを聞くときに、あるでしょうか。私はとても大変だと、これは住民の皆さん方の実感であります。旧志布志町の商店街の方々とお話をさせていただいても、まさに大変な状況になっているという実情であります。

そうしたときに、私たち議員の報酬が約6万円から7万円程度引き上げになる、これが果たして住民の皆さんにとって理解がいくものか。私は到底理解ができない。私自身もまた、そういった立場であります。もっと謙虚になって、こうした報酬の引き上げ等は行われなければならない、住民の皆さんの感情をしっかりと受け止めたうえで提案がされるべきだというふうに私は考えます。合併の目的からしても、私はいきなりこうした大きな引き上げを議員報酬、そして管理職が増えたことによって管理職の手当が増える、一方、住民の皆さんはどうかといいますと、合併して何がよかったのか、そういったものがまだ検証もできていない状況の中で、私たち議会の議員の報酬を引き上げる、このことについては私はとても理解ができない。あわせて、こうしたことになっていきますと、新年度からはほかの関係する委員の報酬、そういったもの等も当然見直しがされなきゃならないというふうになっていくわけですが、ますます住民の皆さんから離れたところのものになっていく、そういう気がしてなりません。

私は、今回こうした議員報酬の引き上げを含んだこの予算というのは本来は修正をするなりして、それぞれ旧3町の平均をとって提案がされるべきであったろうというふうに私は考えます。そうした点を含んでいる予算に対して、私は反対ということで議員の皆さん方の賛同を得たいと。ほかのものについては、それぞれよく理解をしているところですが、この1点については私はとても認めるわけにはいかないという立場でございます。

○議長（谷口松生君） 次に賛成者の討論、ございませんか。

○24番（宮田慶一郎君） 私は、賛成という立場から討論をしたいと考えます。

今、反対の意見がございましたが、たしかに私も同様に考えます。先進国の間では、例えばある先進国で市長の報酬が10万円、そして議員が3万円、そして、さらには議員が市でありながら議員が5人というところもあります。そのことを考えたときに、確かに今の日本の報酬、公僕である私たちが報酬をたくさんいただいている。たしかに、今の反対討論と同じ意見でございます。今、いきなり報酬を上げるということではございますが、私は逆にいきなり下げることの方がいいかと思う。今、日本国全体がこういう状況でございますので、市長におかれましては、これからそういう方向で公僕としての考え方で進めていってほしいと思います。

しかしながら今、共産党の小園さんがおっしゃいましたが、一部のことで反対ということにはな

らない。人間がすることです。99%、おおよそが賛成であれば、やはり賛成というふう
に認めるべきだと私は考えまして賛成をいたします。終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。採決は起立によって行います。議案第3号は原案のとおり
決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されま
した。

これから、議案第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） それぞれ出ていたわけですが、1点だけちょっとお願いします。この国保
のそれぞれの志布志市の収入未済含めて、3カ月しかないわけですが、旧町の3町の滞納がどれぐ
らいになっているのかお示しをしていただきたい。そして短期資格証明、こういったものがどれぐ
らいの件数になっているのかお願いをします。そして資格証明が発行されているのかどうか、その
3点について国保関係で、ちょっとお願いをします。

○市民部長（稲付道憲君） 国保税の滞納についてでございますが、現在のところ、これは3町分
トータルでございますけれども、国保税につきましては滞納額が2億3,208万5,074円ということで
ございます。

資格者証の発行につきましては、ちょっと今、私、確認取れませんが、ちょっと調べてお答え
をいたしたいと思っております。

○議長（谷口松生君） 休憩します。

○

午前11時36分 休憩

午前11時38分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（稲付道憲君） 平成17年の12月末現在で発行されているのが旧志布志町のみでござい
まして、件数につきましては、旧志布志町の方を今調査をいたしておりますが大体4件から5件で
はなからうかということでございます。

件数につきましては、正確なのをまたお答えいたしますので、申しわけございません。

○議長（谷口松生君） 件数については、のちほど報告をするということでございます。ほかに、
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） これもあわせて、介護保険、今年度で見直しがされて全協でも少し説明があったところですが、この介護保険のこれもう出発したときから大変な状況になるだろうというふうに思っておりました。これの滞納も少しどれぐらいになっているのか、初めてのことでありますのでお聞きをしておきたいと思えます。

○市民部長（稲付道憲君） 介護保険の滞納でございますが、これも3町分の合計でございますけれども、介護保険の滞納額が890万7,302円という額になっております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 所信表明

○議長（谷口松生君） 日程第14、所信表明を議題とします。市長の所信表明を求めます。

○市長（本田修一君） 所信表明。本日ここに、平成18年第1回志布志市議会定例会が開催されるに当たり、ごあいさつと、市政についての所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを光栄に存じ、市民の皆様にあらためて深く感謝を申し上げる次第でございます。

私は、先月執行されました市長選挙におきまして、議員各位をはじめ、多くの市民の皆様のご支援・ご支持を賜りまして、新生「志布志市」の初代市長に就任させていただきました。あらためて、その責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。

今回の選挙を通して、旧松山町・志布志町・有明町、市内全域をくまなくまわり、多くの市民の皆様と直接お話をする機会を得ることができました。皆様の声を謙虚に受け止め、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を・・・」という皆様の思いや願いを肌で感じ取って参りました。このような市民の皆様の生の声を聞き、市政推進における政治理念としまして、私は、力みなぎる豊かな「大地の力」と遙かアジアへ、そして世界へ広がる志布志湾の「海の恵み」と、そこに住んでいる心豊かな人と人のふれあいを大切にする「人のエネルギー」の、三つを新しいまちのエネルギーに結集し、「いっど！すっど！やっど！」の精神で、輝く志布志市を築く礎になろうと強く心に誓ったところであります。

新市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現へ向け、これまでの自らの経験と実績を生かし、全身全霊を傾注し邁進する決意でありますので、議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、市長選挙に立候補するに当たり、いくつかの公約を掲げて参りましたが、今回は、市政に対する基本的な考え方を次の五つの視点から述べさせていただき、所信の一端といたします。1、市民が輝く「共生」「協働」「自立」のまちづくり。2、三つの力を合わせた融和と協調のまちづくり。3、地域循環型産業の振興。4、安心・安全・健康で住みよいまちづくり。5、国際交流都市を目指して。以上、五つの視点でございます。

まず初めに、市民が輝く「共生」「協働」「自立」のまちづくりについてでございます。

新生「志布志市」のまちづくりは、行政と市民・企業・NPO（非営利団体）等が連携して、お互いに支えあう「共生」「協働」「自立」の地域社会づくりが基本であり、市民一人ひとりが輝き、そして、「このまちに住んで本当に良かった」と誇りに思える志布志市を目指します。

まず、市民と行政が一体となり、時代の変化や市民のニーズの多様化に、地域住民が自主・自立性を確立できる、総合的な新自治会システムの構築に努めます。また、その自主的、主体的な取り組みを中心に、それぞれに個性ある地域の特性を生かし、自ら考え、計画し、行動する「地域活性化プロジェクト」を立ち上げます。地域の知恵と力を地域おこしへつなげ、市民が主役の自治を目指した施策を展開することで、新しい共生・協働の仕組みによる公共サービスの向上が図られるものと思います。

市民への情報提供のあり方については、その内容、手段などを改善し、市民編集員を募集し、小・中学生にもわかりやすい広報紙づくりと情報公開を進めます。市民と情報を共有することにより、市民の行政への参加を促進させるとともに、公正で透明性の高い行政運営の実現と、行政に対する市民の皆様のご信頼が確保されるものであり、より一層ガラス張りで市民に理解される市政を推進します。

また、自治会や各種団体など、市民と直接ひざを交え、地域の抱えている課題についてお互いに意見交換を行う「ふれあい移動市長室」を設け、市民の声を市政に生かします。

女性が輝いてこそ家庭や地域も含め、あらゆる分野が元気になります。市政への女性参画と女性起業家を支援するため、女性スタッフによる「女性支援対策室」を設置し、女性パワーを存分に発

揮できる環境づくりに努めます。男女が対等なパートナーとして地域づくりに参画できる環境づくりに努め、誰もがその人権を尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる地域の実現を目指します。

第2に、三つの力を合わせた融和と協調のまちづくりについてでございます。

合併は、厳しい「地方の時代」の入り口でもあり、新たなまちづくりへのスタートでもあります。松山・志布志・有明、旧3カ町のあらゆる力を合わせ、「豊かな大地の力」と「世界へつながる海の恵み」と、「心豊かな人のエネルギー」を結集し、新しい時代への第一歩として、輝く志布志市を次世代へつなげていきます。また、自主・自立を自治体の目標に掲げ、思い切った行財政改革に努め、徹底したムダの削減に取り組みます。

まず、市民の皆様の知恵と工夫と力を結集して旧3カ町の融和と協調を図り、合併による新しいまちの基礎を築きます。市民ができる事は自ら実践し、できないところを行政がするという効率的な行政システムと市民による地域コミュニティでの役割を明確にし、市民総参画による「共生」「協働」「自立」の社会づくりを推進して参ります。このことは、市民とお互いに力を合わせて、安心・安全で心豊かな生活をどう守るかという観点で取り組まなければならないと考えております。

行政における問題点やムダをチェック・改善するため、本定例会にご提案しております「行財政改革推進委員会」、いわゆる総見直しプロジェクトを市民や専門家も交えて設置するとともに、庁内におきましては行財政改革推進本部を立ち上げ、各分野ごとのワーキングチームを編成し、市民や専門家等の意見もお聞きしながら、事務・事業の見直しを進め、行財政改革に取り組んで参ります。そのためには、職員の能力を最大限に引き出しうる適材適所の人事と人材育成が不可欠であります。職員が持てる能力を十分に発揮できる柔軟かつ機能的な組織づくりに努め、職員の意欲と意識改革を進め、真の行政プロ集団をつくとともに、職員定数の適正化計画を定め、適正管理に努めながら、年次的に職員の削減を行います。

また、公共施設等については、サービスの水準を維持・向上させるため、指定管理者制度を活用するなど外部委託の検討も行い、コストの削減を図って参ります。

合併に伴う交付税措置、補助金、合併特例債などの財政支援等については、中・長期的な視点のもとでのPFI（民間資本主導の公共事業推進）の手法や既存資産の有効活用を図り、広域的な視野に立ったまちづくりを推進する持続可能な財政基盤づくりに努めます。また、自主財源の確保としては、市税の徴収率の向上は当然であります。また、税収の増につながる新しい事業、産業の開拓にも取り組んで参ります。併せて、人件費や事務経費といった経常的な経費の抑制に努め、さらに各事業の緊急度、必要性、費用対効果等を十分見極めながら、限りある財源の有効かつ効率的な運用に心掛け、合併の目的でもある行財政の効率化・健全化への確かな道筋をつけていきます。

第3に、地域循環型産業の振興についてでございます。

志布志市は、豊かな自然と海に恵まれ、広大な農地を生かした県内有数の特色ある農・林・畜・水産業が営まれ、日本の食料供給基地として重要な役割の一翼を担っています。地域産業の核である農・林・畜・水産業の振興と、それを取り巻く周辺加工・関連産業の活性化に全力を傾注して参

ります。

また、本市の豊かな自然環境は、県内有数の太陽・風力エネルギーや豊富なバイオマスエネルギー（有機資源）等を保有しております。これらの地域資源を生かした「地域循環型社会」の構築と、九州唯一の中核国際港湾である志布志港の物流拠点として一層の整備を促進することで、商工業や観光産業などを活性化し、働く場の創出と地域経済の振興を図ります。

産業の振興につきましては、県内はもとより全国でも評価が高い畜産物や茶、メロン、イチゴ、ピーマン等、「環境保全型農業」を目指した安全で安心できる高品質農畜産物の生産を推進するとともに、うなぎやシラス、ヒラメ、ハモ等の海産物についても消費拡大を図り、これまでの食料の安定供給という本来の役割に加えて、それを活用した農産加工や食品関連産業へもつながるよう取り組んで参ります。今後は環境への負担を軽減する循環型農林水産業の振興を図ります。

本市は、太陽・風力・水力等クリーンエネルギーに必要な資源に恵まれており、これらの活用を地域新エネルギービジョンとして策定し、これを生かした新たな環境事業を官民一体となって展開し、地域経済の活性化につなげます。

また、県内でも有数のバイオマス資源を有する当地域は、特に山林資源に恵まれており、これらの地域資源を活用する新技術に国の支援策を生かしながら、民間の活力と新しい発想で取り組む産業分野の開発にも支援を行います。本市の面積の大半を占める山林資源は、将来的にも有望な高品質の活性炭生産事業を官民一体となって進め、また、併せて治山・治水につながる緑をつくる森林再生事業として取り組んで参ります。

畜産廃棄物などのバイオマス資源も堆肥化してODA（政府開発援助）に位置づけ、志布志港から東南アジア諸国の食糧増産や緑化（砂漠化防止）対策として輸出できる体制づくりに努めます。

商工観光の振興につきましては、商工会等を中心とした「志布志市商工・観光戦略会議」の設立に向け、まず庁内作業班を編成し、関係機関等を含め、その作業に取り組むところであります。高校・大学・社会人等のスポーツ合宿やキャンプ地の誘致、また、各種イベントやスポーツ等、全国規模の大会の誘致に取り組み、将来的にはサッカーJリーグやねりんピック（全国健康福祉祭）マラソン大会等の誘致につながるよう、その体制づくりに努めます。

また、港を活用したまちづくりの拠点としての海の駅レストランの建設や、海洋スポーツ・レジャー等、自然資源を活用した観光地づくりを進めます。田舎ならではの癒しを実感でき、地産地消を基本とした「スローライフ（健康・環境志向生活）」や「グリーンツーリズム」による、流入人口や交流人口を増やし、賑わいのあるまちづくりを目指します。

さらに、地場産品の食材を生かした新商品の開発とブランド化の確立に努め、地元特産品等を全国へ紹介する「地元産品見本市」を開催し、広域的な観光宣伝活動を展開し、販路拡大を図ります。

第4に、安心・安全・健康で住みよいまちづくりについてでございます。

少子・高齢化が急速に進む中、福祉、医療、防犯、防災、生活環境など、安心で安全な住みよいまちづくりは行政の最重要課題であります。これらの課題を克服して、「しあわせ・うるおい・健康」で「安心・安全」なまちづくりを進めて参ります。

また、子どもは地域の宝であり、磨けば光り輝く宝石となります。教育は人づくりであり、まちづくりの原点であります。人間教育と文化の振興に努め、しあわせで真に豊かな志布志市を築いていきます。

まず、行政・市民・消防・警察を構成とする「安心・安全のまちづくり委員会」を設置して、新自治会組織と連携し、防犯・防災プログラムや安全マップ（災害予測図）及び緊急情報ネットワーク策定の事業に取り組みます。

高齢者医療・介護予防に大きな成果が出ている健康・介護予防教室「ピンピン元気塾」等を全市で取り組んでいただき、元気な高齢者が生きがいを持ち、活躍できる生涯現役運動を展開するとともに、地域やNPO等と一体となった心の通い合う介護・支援を進めます。

また、少子化対策としては、児童手当、保育支援など財政状況を勘案しながら、市独自の子育て支援策を拡充するとともに、食育を通して健康な子どもを育ていく「おにぎり、煮しめ、つけあげ」大作戦を展開し、地域ぐるみで子育てをサポートする志布志市ならではのユニークな事業を展開して、子育て日本一のまちづくりを目指します。

学校・家庭・地域が一体となり、未来の志布志を築く人材を、そして、世界へはばたく人材を育てます。

また、倫理と道徳をベースにした徳育を進め、あいさつがきちんとできて、確かな学力の培われた元気な子どもを皆で育てます。さらに、優れた歴史・文化や伝統芸能、技術工芸等、多方面にわたる後継者育成や伝承の教育・研修を広く進め、継承活動に対する支援も行います。

地域住民の環境保全浄化への意識高揚を図りながら「ゴミゼロのまちづくり」を進めるとともに、地域と連携し、「全市花いっぱい運動」で環境美化に取り組み、環境行政を推進します。

最後に、国際交流都市を目指してについてでございます。

日本における志布志市は南の端に位置しますが、アジアの中ではその中心に位置しており、国際化、情報化社会の現代、九州唯一の中核国際港湾・志布志港を持つ本市の将来は、大きな可能性を秘めております。視点をアジア・太平洋諸国へ、そして世界へ広げ、新しい発想と企画で、人、もの、技術、情報が交わる「国際交流都市」を目指します。

まず、国際交流拠点づくりのあらゆる可能性を展開するため、国・県はもとよりNGO（非政府組織）や大学・民間団体とも連携し、協力をいただきながら、「SHIBUSHIプロジェクト」の推進が図られるよう、その体制づくりに取り組んで参ります。

国際交流都市を目指し、ODAでの国際協力による有機肥料の輸出や土づくり、作物栽培、植林・植栽等の支援と、農林水産・環境に関する技術指導や人材育成等の研修受け入れ事業に取り組み、アジア・太平洋諸国との人的交流を促進するとともに、各種国際交流事業を推進します。このような交易や人材・技術の交流が広まることにより、観光産業や新しいビジネスチャンスが発生し、国際都市としての発展につながっていくものと考えます。

また、未来に伸びる子どもたちに、世界を知り、国際的な視野を持つ人材に育てるため「青少年海外交流事業」に取り組みます。国際的な視野を持つ人材が育ち、子どもたちの夢と可能性が広が

るとともに、地域と地域、人と人の交流による信頼関係は、志布志市民の自信とふるさとへの誇りを深め、世界の志布志市へと発展するものと考えます。

地域発展の基礎となる社会基盤の整備は、新市全域の均衡ある発展を念頭に置き、志布志港や都城志布志道路の整備・促進をはじめ、合併効果を生み出す主要幹線道路や生活関連道路の整備を図ります。また、居住環境の整備など都市構造的には未だ社会資本整備が不十分であり、限られた財源の中で資金の有効活用を図り、中心部と周辺部の格差をなくし、不便さを感じないまちづくりを進めて参ります。

以上、市政推進に当たり所信の一端を申し述べましたが、この五つの基本的な考え方に基づき、新生「志布志市」の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現へ向け邁進する所存であります。市勢発展のため、職員と一体となり努力を傾注して参りますので、何卒、議会議員各位をはじめ市民の皆様のご協力と知恵と力を賜りますようお願い申し上げ、私の所信といたします。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 昼食のため暫時休憩しますが、ここで教育長から発言を求められておりますので許可します。

○教育長（坪田勝秀君） このたびは、歴史的な志布志市誕生というときと、まさしく同じくいたしまして教育長という極めて重い仕事を与えていただきまして大変光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いでございます。坪田でございます。

私は、これまでの40年余りを県内の高等学校、それから県教育委員会事務局、さらに財団法人鹿児島県学校給食会と、仕事をさせていただきまして今日に至っております。その間、常に念頭にありましたのは、「教育とは流れる水に文字を刻むようなものだ」と言った、ある学者の言葉でございます。この言葉は、終わりなき自己修養をもって青少年の健全な育成に根気強く、やさしく手を貸すであろうことを私は身をもって、折にふれて体験をして参りました。

ところで本市は、先ほど市長の所信表明にもありましたように、これまでの志布志、松山、有明の3町がめでたく合併の運びとなりまして、平成18年1月に力強く船出をしたところでございます。私が昨日、学校訪問の途中に登りました岳野山からの志布志市の眺望は誠に頼もしく、私に勇気を与えてくれる眺めでございます。その岳野山の山頂で私はほうふつとして思い出したのは、戦国武将としてその名を馳せておりました毛利元就が3人の息子に書き残したと伝えられております三矢の教でございます。三矢の教とは御存じのとおり3本の矢の教でございますが、1本の矢を折るのはたやすいが3本の矢を束ねると折れにくいと。つまり、兄弟3人の結束の大切さを教えたものと言われております。

合併前の教育の分野におきましては、18の小学校と7つの中学校がそれぞれ独自の教育活動を展開して成果をあげられてこられたはずでございますが、これからは志布志市の25の学校が心一つにし、連携を密にいたしまして、それぞれの短所を改めながら長所を伸ばす工夫をいたしますならば、これまで以上に一人一人の子どもが伸びゆく教育活動が展開されるものと信じております。

私は、志布志市に学ぶすべての子どもたちが温かい母の味であるおにぎりや伝統食の煮しめ大好きな子どもとして、そして、世界につながる海を愛し、志を高く掲げてふるさとを大切にする子どもに育つよう、本田市長はじめ議員各位の物心両面からの温かいお力添えをいただきながら、教育委員会のスタッフともども知恵を出し合って、本市の教育の充実発展に微力を尽くす覚悟でございますので、よろしく願い申し上げまして就任のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） 午後は1時10分から再開します。

○

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第15 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について説明を申し上げます。本案は、人事行政運営の公正性及び透明性を高める観点から、人事行政運営の状況に関する事項を住民に対して公表するため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、公表の時期、方法等を定める必要があるため提案するものであります。

なお、任命権者及び公平委員会からの報告の時期につきましては毎年7月末とし、公表の時期は毎年9月までとしています。公表の内容につきましては、職員数や給与の状況、サービスの状況等であります。よろしく御審議くださいまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○

日程第16 議案第13号 志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第13号、志布志市行財政改革推進委員会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について説明を申し上げます。本案は、行財政改革を推進するため志布志市行財政改革推進委員会を設置することとし、その所掌事務、組織等に関する事項を定めるため提案するものであります。

現代の社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な市政の実現を推進することの必要性から、行政の各般にわたり制度及び運営について必要な改革の推進に資するため委員会を設置するものであります。よろしく御審議くださいまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

○25番（小園義行君） 総務常任委員会に付託ということであります。第3条の学識経験者、各種団体等の代表者等それぞれあるわけですけど、当志布志市議会は申し合わせ事項で、こういった市長が提案したりいろいろお願いをされる、そういったものに遠慮しようというような申し合わせがあったわけですが。この学識経験者、こういった各種団体の代表者等、こういったものに議会の議員を考慮しておられるかどうか、そこらについての考え方をちょっと聞いておきたいと思います。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

このことにつきましては、議会の方からは今のところ考えていないということでございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第14号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定 について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第14号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について説明を申し上げます。本案は、公の施設の管理委託制度が平成18年9月2日をもって廃止されることに伴い、指定管理者制度を採る公の施設の増加に対応するため、指定管理者の指定の手続等に関する

共通事項を一つの独立した条例にまとめて定める必要があるため提案するものであります。

内容としましては、公募に関する事項や指定管理者の指定の申請、指定の際の選定基準などを規定しております。また、併せて附則で関係条例について所要の改正を行うものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

○25番（小園義行君） 一つだけお願いします。

この公の施設の中に教育委員会サイドの例えば図書館、そういったものも考えておられるのかどうかですね。ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。

対象にはなりません。

○25番（小園義行君） 公の施設の対象としてはなると、それは理解をしております。当然そうでしょう。今回この公の施設に係る指定管理者、これを指定をするということになると、例えば図書館を指定をするということになると、大変これサービスの後退、そういったものが心配をされるわけですが、そこらについてはしっかりと議論をしたうえでの対応をしていただかなきゃならないというふうに、これは当然教育委員会サイドとしても十分に配慮されたうえで対応していただきたいと、そういうふうに思いますが。

○総務部長（隈元勝昭君） 今、御指摘のありましたように十分そのへんについては慎重に議論を重ねてまいりたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務常任委員会に付託することに決定しました。



日程第18 議案第15号 志布志市まちづくり委員会条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第15号、志布志市まちづくり委員会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市まちづくり委員会条例の制定について説明を申し上げます。本案は、住民参画のまちづくりを推進するため志布志市まちづくり委員会を設置することとし、その所掌事務、組織等に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。

委員会は、合併前の松山町、志布志町及び有明町の区域に住所を有する者または当該区域内の事

業所に勤務する者で、各区域毎にそれぞれ10人以内の委員で組織し、各種まちづくり計画の策定に関する事項等について調査・協議し、市長に報告するものとしています。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第16号 志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第16号、志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について説明を申し上げます。本案は、南曾於地区合併協議会における調整に基づき、合併前の松山町、志布志町及び有明町において異なっていた税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の取扱いを統一するため、合併前の有明町の区域のみ暫定施行されている税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例に替わる条例を制定する必要があるため提案するものであります。

税以外の収入である分担金、使用料、手数料などについて、未納者に対し督促をした場合において督促手数料及び延滞金を徴収するための規定であり、市の歳入の安定と市民負担の公平性を保つためのものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 先ほどの質問に若干重複をするわけではありますが、この第231条の3第2項、これに該当する歳入予定額、これの滞納がどれぐらい見込まれているのか、ちょっと教えていただきたい。それから、この延滞金の額に14.6%、これにされた根拠をちょっと教えていただきたい。2点だけ。

○総務部長（隈元勝昭君） まず、制定の根拠でございますが、これは地方税法を適用しております、地方税法の第74条の項目の中で14.6%というのが示されておるわけでございます。

また、地方自治法の中では督促、延滞分ということで、第231条の3第1項中に「納期限までに

納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない」という項目で定めてあるところであります。また、第2項の方では「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」という、このことについて定めているところがございます。

なおまた、「期限までに納付すべき金額を納付しないときは、手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例によって処分をする」ということでございます。よろしくお願いいたします。

それから、どれぐらいの収入が見込まれるかということでございますが、これは旧有明町のみで制定されておりましたので、有明町の17年度分を見ますと航空防除分担金5,640円、大隅中央区域農用総合整備事業分担金4,980円、住宅使用料14万5,640円、水道使用料7万490円、下水道使用料3万6,730円、合計で26万3,480円、有明町の例を見ますと、このようになっているところがございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

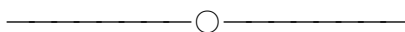
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務常任委員会に付託することに決定しました。



日程第20 議案第17号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第17号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について説明申し上げます。本案は、契約形態の多様化に対応するため、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約を対象とし、長期継続契約を締結することができる契約を定める必要があるため提案するものであります。

なお、長期継続契約を締結することができる契約の種類は、事務用機器等の賃貸借契約、庁舎等の施設の管理に係る業務委託契約等で、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約とし、期間は原則として5年以内としております。よろしく御審議くださいまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 2点だけ。まず、第2条の3項、「契約以外の契約で」というふうになっています。予想されるものを一つ教えていただきたい。それから、第1条の施行令の第167条の17、ちょっとよかったら朗読をお願いしたいと思います。

○企画部長（持富秀明君） まず、第1点目のこれ以外ということですが、これにつきましては現時点では前2項に限りなく近い契約ということに解釈をいたしております。したがって考えられますのは、公用車のリース契約等が出てきた場合を想定されるんじゃないかというふうに理解をいたしております。

それから自治法施行令でございますが、第167条の17でございますが、長期継続契約を締結することができる契約、これが新しく法の改正によって加わった部分でございます。第167条の17、地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとするというふうに施行令が改正になったところでございます。それに伴いまして、ただいま契約の種類の中に、条例でその分を規定をしたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） それでは、執行部につきましては大変便利な合法的な条文だろうと思えます。予算の執行の段階における行為であるから、本来いわゆる市長の権限に属するものであるわけですが、私が承知しておるところの範囲の中では、債務負担行為として議会の議決を得る必要がないというものが、この長期契約のいわゆる分ではないかというふうに理解しておるわけですが、そうでございますか。

○企画部長（持富秀明君） これまで長期継続契約につきまして、これにつきましては債務負担行為として上げなければ契約ができなかったところでございます。この法の改正の趣旨でございますけれども、近年OA機器等が大変発達をしましてまいりました。したがって、そういう技術進歩も早いものでございますので、やはり契約の中にそういった機種更新等が短期間に行われるような契約が非常に多くなったと。したがって、これらについて構造改革特区の中で、このような点等がいろいろ出まして今回のこの改正になったところでございます。

現在、議会の債務負担行為の議決に係る部分がある一面では省略をする部分になるかもしれませんが、しかしながら、これの取扱いにつきましては、その継続期間が5年というような考え方が示されておりますので、そう長期にわたる大きな債務を負担するということにはならないんじゃないかなというような考え方をしておるところでございます。

しがたいまして、おっしゃったように債務負担等の兼ね合いにつきましても法改正の段階でいろいろと議論をされたようでございますが、今回につきましてこのような改正が出ましたので、やはり条例に定める必要があるということで提案をしているところであります。御理解をお願いしたいと思います。

○18番（木藤茂弘君） 設定の問題につきましては、一応私も賛同するわけでございますが、内容的にどのような形で長期契約が行われるかということとを予測いたしますと、やはり競争による一つの価格の決定というものよりも随意契約による一つのものが多く契約されるんじゃないかなろうかということとを予測するわけでございますが、その件につきましてはどのようにお考えですか。

○企画部長（持富秀明君） この条例に基づきまして長期契約をできる種類といたしましては、事務用の機器等あるいはOA機器、例えばパソコンあるいは電子複写機、それに付随するソフトウェアとか、そういうものが考えられるわけでございます。したがって、そのほか第2条第1項第2号でございますが、庁舎の管理業務、それから清掃業務委託、警備業務委託、こういったものが想定されるわけでございまして、当然、随意契約をする場合におきましても、当然見積等を取って、やはり競争理念を失わない形で入札をしていきますので、そのような方向で公正・公平な適正な価格ということは当然やっていかなければならないわけでございますので、そういった手法で契約等については締結をしてまいりたいということでございます。

○18番（木藤茂弘君） この条例が付託されるわけでございますが、運用につきましては十分ひとつ慎重のうえに、ひとつ対処していただくということをお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） ただいまの御指摘、十分拝聴しながら適正・公正な事務の処理に努めてまいりたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第21 議案第18号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第18号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。本案は、南曾於地区合併協議会における調整に基づき、合併前の松山町、志布志町及び有明町において異なっていた国民健康保険税の納期を統一する必要があるため提案するものであります。

国民健康保険税条例第12条、別表第3を削除し、納期を10期として固定資産税と軽自動車税の納付月である5月を除き、4月から翌年2月までの毎月納付としたものであります。よろしく御審議

くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。



**日程第22 議案第19号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第19号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、重度心身障害者医療費助成金の支給に関し、知的障害者援護施設の入所者を他の社会福祉施設等の入所者と同様の取扱いとする必要があるため提案するものであります。

本条例の対象であった施設の入所者に知的障害者援護施設入所者を加え、重度心身障害者医療費助成の対象者とするものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。



日程第23 議案第20号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第20号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の

制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について説明を申し上げます。本案は、南曾於地区合併協議会における調整に基づき、合併前の松山町、志布志町及び有明町において異なっていた在宅ねたきり老人等介護手当の額等を統一するため、それぞれの区域ごとに暫定施行されている松山町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例、志布志町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例及び有明町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例に替わる条例を制定する必要があるため提案するものであります。

第2条においては、支給対象者を市内に居住する者で要介護4若しくは要介護5の認定を受け、また、これらと同程度の障害を有し、かつ在宅において介護にあっている者としています。また、第4条において手当の額を8,000円としています。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、提案理由の説明がありましたが、今回統一をするにあたってこれまでの松山町、志布志町、有明町の手当の状況、そして今回8,000円に統一することによって、これまでの現状を踏まえてどれだけの対象者が予測され、どれだけの金額になるのかお示しをお願いしたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） これまでの合併前の状況でございますが、旧松山、旧有明につきましては、月額が5,000円ございました。旧志布志町が8,000円ということでございます。現在、この手当の支給を受けていらっしゃる方の数でございますが、旧有明が40人、旧松山が29人、旧志布志が36人、合計105名となっております。これが、旧有明と旧松山につきましては、4月以降、3,000円ずつの月額引き上げになるということでございます。105名分の8,000円掛けるということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第24 議案第21号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第21号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。本案は、介護保険法及び介護保険法施行令の改正に伴い、保険料に関する第1号被保険者の区分等を改めるとともに、南曾於地区合併協議会における調整に基づき、合併前の松山町、志布志町及び有明町において異なっていた保険料の納期を統一する必要があるため提案するものであります。

保険料につきましては、第3期介護保険事業計画の見直しによる新たな保険料で算定しております。第1号被保険者の保険料につきましては、所得の低い方の負担を抑えることとしていますが、一方では税制改正による年金課税の見直しや高齢者の非課税限度額の廃止により課税層が増加することが見込まれています。このような状況を踏まえて現行第2段階を細分化し、新たな低所得者層を創設するものであります。

また、高齢者の非課税限度額の廃止については、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険においても平成18年度から2年間該当する方について保険料を段階的に引き上げるようにしています。保険料の納期の統一につきましては、第1号被保険者の普通徴収に係る保険料の納期を平成18年度から5月、3月を除く、10期に統一するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回の一部改正ということですが、それぞれ見直しがされて提案が今回、引き上げを前提にということでしたが、旧3町で納めていた介護保険料、基本のところでもいいですけど、それぞれ5段階あったわけですが、それについて今回のこの提案で具体的に旧志布志町、旧松山町、旧有明町の介護保険料がどういうふうになって今回統一したものになったのか、ちょっとお願いをしたい。

○福祉部長（蔵園修文君） 従来との比較でよろしいですか。

従来の介護保険料の月額でございますが、旧松山町が3,276円、旧志布志町が3,852円、旧有明町が3,738円となっております。これを今回御提案申し上げます基準月額で申しますと、4,544円に統一するという御提案申し上げているところでございます。

○25番（小園義行君） 新しいこれでいくと5万4,528円、これが12で割ると4,544円と、基準の段階ですね。そして、この附則です、経過措置ということであるわけですが、これを2年ぐらいかけて段階的にやっていくんだということですが、実際引き上げをしなければ難しいというふうに、この提案だとですよ、なりますよね。いわゆるサービスを受ける、給付を受ける方々が、これまでよりどれぐらい増えていくというふうに見込んでおられるんですかね。この保険料の改定ということでいったときですよ。

○福祉部長（蔵園修文君） 今回の介護保険の制度改正につきましては予防を重視した改正ということが基本になっております。したがって、この認定を受ける方、いわゆるサービスを受けら

れる方については極力その増加を防ぐという目的になっております。

ただ、志布志市内に今後予定されます介護保険の施設の増、それから今回制度の大きな負担の基になる第1号被保険者の負担が現行の18%、全体の給付費の18%を賄うということで試算をするわけですが、今回の改正で19%に引き上げられたということ、これらが今回大きなこの増加の主な要因ではなかろうかというふうに考えております。なお、サービスを受給される方につきましても、施設関係を含めまして給付費が伸びている現状でございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第25 議案第22号 志布志市特別導入事業基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第22号、志布志市特別導入事業基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、志布志市特別導入事業基金条例の制定について説明を申し上げます。本案は、合併前の志布志町において実施されていた高齢者等への肉用繁殖雌牛の貸付事業が終了したことに伴い、貸付けを受けた者からの貸付額相当額の市への納付金を整理するための基金を設置する必要があるため提案するものであります。

現在の貸付状況は、13頭で451万8,226円であり、平成20年度で納付が終了する予定であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第26 議案第23号 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第23号、志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について説明申し上げます。本案は、清流の里高下谷農村公園を公衆の使用に供するため、その設置及び管理に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。よろしく御審議くださいまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。



日程第27 議案第24号 志布志市奨学金貸与条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第24号、志布志市奨学金貸与条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、志布志市奨学金貸付条例の制定について説明を申し上げます。本案は、南曾於地区合併協議会における調整に基づき、合併前の松山町、志布志町及び有明町において異なっていた奨学金の額等を統一するため、それぞれの区域ごとに暫定施行されている松山町奨学金貸与条例、志布志町奨学金条例及び有明町育英資金貸付条例に替わる条例を制定するため提案するものであります。よろしく御審議くださいまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） この奨学金貸与条例ですけど、第2条第2号で「学業成績及び人物が優良であること」、これ非常に判断が難しいというふうに感じるところですが、こういったところで成績及び人物が優良、このことを判断されるのかですね。それと、第4号の世帯全員の合計所得が500万円以内であることとされているわけですが、志布志市の市民所得、これ幾らになっているのか、平均がですね。ちょっとお願いしたいと思います。

○教育次長（山裾幸良君） ただいまの御質問でございますが、第2号の学業成績及び人物優秀で

あるということにつきましては、当初の申請の段階で学校の方から推薦をしていただいて成績証明なりを付けていただくということを、合併の中の摺り合わせとして考えているところでございます。以上です。

○総務部長（隈元勝昭君） 市民の所得推計ということでございますが、これにつきましては旧3町ごとにそれぞれ所得推計の統計がなされておりますので、ここには資料的には今持ち合わせておりませんので、後でお知らせをいたしたいと思っております。市の部分につきましては、まだ出ておりませんので。以上でございます。

○25番（小園義行君） 今、答弁があったんですが、この条例の趣旨、第1条によってこれが目的がされているわけですが、義務教育を終えて高校にほとんどの子どもたちが入学する。その中で、経済的困難な方々というのはたくさんおられるわけですね。それが成績の優秀な者だけ、自分のところが貧しいから、これを与えるんだと。成績がどこまであったら良とされて否とされるのか、その判断は大変苦しいと思っております。

本来、この奨学金というのは経済的困難な家庭の子どもたちが上の学校に、高校、大学に進学する際に奨学金を受けたいと、そういったものでなければならぬのではないかと気がします。

これ、教育長にお伺いをします。教育長は学業成績、義務教育の学業成績、そして人物が優良であると、これについてどういったお考えですか。そして、この第1条の趣旨とあわせて、どのように第2条の第2項、そこを整合性を持って考えておられるかお願いしたい。

○教育長（坪田勝秀君） 学業成績及び人物優良ということでございますが、奨学金の貸与となりますと当然、第1条にありますように就学困難な者に対して学資を提供すると、これは大前提だろうと思っておりますが、実際、またそれは無償でということではございません。また、当然返還をいただくということにもなりますので、やはり学業に対するいわゆる何というんでしょうか、学ぶ意欲というんでしょうか、学ぼうとする力、そういう意味での学力というようなものを推薦いただくときに、学校長の方からその人物に対して、今、成績が5だから3だからとかという意味じゃなくてですね。やはり、私は奨学金をいただいて、そして高等学校、義務教育以上の学校に進もうとする者には、やはりある程度の意欲というようなものも必要ではないかと。ですから、学業成績及び人物が優良ということは、私は奨学資金の場合にはそういうような位置づけで、学ぼうとする意欲の有無を指していると思っております。以上でございます。

○25番（小園義行君） まさに、そのようなことでなければならぬというふうに思います。であれば、この第2条第2項、ここについては少し配慮が足りないといいますかね。やっぱり今、教育長が述べられたような方向での字句のものがあっていいのではないかと。あんまり、こういう学業成績及び人物が優良であること、そのことが資格として出てくるということ自体が、私は奨学金の貸与条例趣旨として合わないのではないかと気がします。あと、委員会等で審議されるわけですので、ぜひその考え方等は今お聞きしましてわかりました。

○14番（小野広嗣君） 今、行われました質疑と重なる部分がございますが、この第1条はやはり能力があるにも関わらずという、その能力をどのようにして評価するのかという観点がすごく大事

になってくる問題であろうと思っています。いわゆる進学していこうとする、学ぼうとする意欲がある、その姿勢をどのように学校側が評価して、それを教育委員会の方にあげてくるのかと、その判定基準をしっかりと教育委員会の方で、やはり学校側に下ろしていかなければ問題が生じるであろうなというふうに思っています。

その件は今ありましたのでいいとしまして、あと、いわゆる所得制限、これが500万円ということで設けられていますが、旧志布志町においても何段階かに分けてだんだん所得制限が厳しくなってきたという状況があって、今回上がっている額を見ますと500万円ということで、旧志布志町よりもまた所得制限が下がってきていると。こういった現下の経済状況の厳しい状況の中で、この500万円というものが妥当であるのか。ここへ至った経緯を少々お示しをいただきたい。

○教育次長（山裾幸良君） 500万円の定める経緯ということでございますが、これについては旧志布志町の方で奨学金基金ということで2億円の基金を運用しておりましたが、この上限が当初は1,000万円でございます。それから、だんだん貸付額が多くなりました関係で当然、基金の運用ができないという状況にあったわけでございますので、その基金額をいわゆるだんだん引き下げてきた経緯がございます。旧有明、旧松山にとっては、その金額が定めてないということでございましたので、旧志布志が一昨年から500万円の所得制限を設けて基金の範囲内で貸付ができるという状況になったところでございます。それで、約90名の方が貸付を受けられて、申し込みされた方については1人を除いて全員貸付ができたところでございまして、合併の中でも、そういう考え方で3カ町とすり合わせをして決定した事項でございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 経緯は今、部長の方からお話をお聞きしましたが、やはり現下の経済状況を考えたときに所得制限が500万円ということは、かなり厳しい縛りであろうというふうに思うんですね。市長もいらっしゃいますが、今後やはりこのことも含めて所得制限の撤廃というわけにいかないでしょうか、これを650万円ぐらいにするとかいう検討を内部でも、ぜひしていただきたいなという思いがあります。

あと、直接ではありませんが、こういった奨学金の貸付条例を行ううえでの協議の中で、いわゆる短大、大学、そして海外留学ですね。ここへ向けてのいわゆる旧志布志町が行っていた貸付と、旧有明、旧松山がどのように行ったか、ちょっと存じ上げておりませんので、そこらの詰めはどのようになされたのか、今一度お示しをお願いしたいと思います。

○教育次長（山裾幸良君） 旧松山町につきましては高等学校、高等専門学校、それから大学、短大ということでの貸付でございました。旧志布志町としては、高等学校、短大・専門学校・大学、それから留学ということで3通りで実施していたところでございます。それから、旧有明町につきましては、高等学校、高等専門学校、短大・大学それから留学ということで、4通りに分かれて貸付が行われておったところでございます。すり合わせの結果、高等学校、専門学校・短大・大学、それから外国留学ということで、3通りに振り分けたところでございます。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第28 議案第25号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第25号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について説明申し上げます。本案は、南曾於地区合併協議会における調整に基づき、合併前の有明町において設置されていた幼稚園の保育料等の取扱いを統一するため、合併前の有明町の区域のみ暫定施行されている有明町立幼稚園保育料等徴収条例に替わる条例を制定する必要があるため提案するものであります。よろしく御審議くださいまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第29 議案第26号 平成18年度志布志市一般会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。平成18年度一般会計当初予算は、合併による選挙が2月に執行され、短期間で通常予算を提案するには困難と判断し、市民生活に支障が生じないように配慮しながら、人件費、扶助費などの義務的経費と、物件費、維持補修費などの経常的経費を主に予算計上しております。事業費運営費補助や投資的経費等政策的

な予算は6月定例会に肉付け予算として提案申し上げる予定でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ147億2,300万円となり、骨格予算のため旧3町の当初予算と比較しますと24億2,787万6,000円、14.2%の減となっております。

歳入の主なものとしまして、自主財源の柱となる市税は固定資産税が評価替えに伴い減収となる見込みですが、税制改正による増収等を見込み29億9,955万円計上しております。地方譲与税は、暫定措置として所得譲与税による税源移譲を見込み5億4,900万円計上しております。地方交付税は、市制施行に伴い新たに権限移譲された生活保護費や合併支援措置分を見込み、平成17年度決算見込みベースより5.1%増の68億5,000万円計上しております。分担金及び負担金は、保育料等2億1,247万8,000円、使用料及び手数料は、住宅使用料等1億9,181万2,000円計上しております。国庫支出金は、生活保護費や障害者支援費等12億5,605万6,000円、県支出金は、国民健康保険医療費助成等6億9,622万8,000円計上しております。地方債につきましては、事業の資金調達を図るため起債の目的、限度額等を定め、一般公共事業、臨時財政対策債等、総額で10億8,110万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしまして、議会費は議員報酬等を2億4,514万円、総務費は市政全般の管理的な事務経費等を17億8,234万円、民生費は老人保護措置費、障害者支援費、保育所運営費、生活保護費、検診事業等を47億3,479万4,000円計上しております。農林水産業費は、農業公社や土地改良事業負担金、畜産関連の貸付基金等を12億1,481万7,000円、商工費は施設の管理委託やイベント事業等を2億462万1,000円計上しています。土木費は、市道の維持管理費や道路改良の県営事業負担金等を8億4,346万3,000円、消防費は大隅曾於地区消防組合負担金や消防団の活動経費等を4億8,143万8,000円、教育費は小中学校の管理費や生涯学習、青少年海外研修事業等を14億6,826万4,000円、公債費は26億4,671万円計上しております。性質別では、職員給与報酬等人件費が35億1,076万7,000円、生活保護、障害者扶助費が25億4,562万7,000円となっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） ただいま、18年度の一般会計の予算が提案されたわけですが、予算書でいきますと75ページの民生費の社会福祉総務費の19の負担金補助及び交付金でございますが、他の分が混じっておる数字だと思いますけど、この予算説明資料でいきますと41ページでございますが、社会福祉協議会運営費3,781万4,000円、この積算資料をば、委員会の方に提出していただくよう、お願いしたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） 委員会に、そのように提出したいと思います。

○25番（小園義行君） 歳入が大変、地方交付税をはじめとして厳しい状況の中で、入ってくるものはしっかりいただくというのが基本的な考え方でないといけないと思います。そういった立場から少しお願いします。31ページ、土木使用料の道路占用料ですが、これ570万円、法定外公共物占用料、これはよくわかりますね。道路占用料として、この567万5,000円、これはいわゆる旧志布志

町は町道及びそういったところに建っているものについて、午前にもやりましたけど、道路占用料
いただいていたわけですが、この567万5,000円、当初で見えておられるんですけど、旧松山町、旧有
明町の分が、この567万5,000円のうちどれぐらい入っているのか、ちょっとお願いをしたい。

そして、併せて次の32ページ、教育使用料として、小学校・中学校で電柱敷地料が8万7,000円、
3万6,000円、それぞれあるんですが、そういったものがしっかりと旧有明町や旧松山町、そうい
ったところもいただいておりますのかですね。ちょっとお願いをします。

そして、45ページの財産売却収入で午前中ちょっと答弁もあったんですが、旧松山町の定住促進
団地売却収入、これは全部で何区画あって残りがどれぐらい残っているのかですね。そういった中
身について、ちょっとお願いします。約3,000万円近くのこれがすべて売れるということで見込み
がされているのかどうかよくわかりませんので、お願いをします。

それから、この予算説明資料が予算書と同じような内容になっているもんですから大変申しわけ
ありません。これは、やっぱり聞かないとわからないもんですからね。ちょっと待ってくださいね。
62ページですね。それぞれに委託料で施設管理業務委託料ということで、この予算説明資料の中にも
いろいろあるんですけど、大変委託料という1本でボンと出ているんですが、この載っている
だけでも3,000万円、2,000万円、そして公共施設管理で3,700万円とか、とても大きな金額になっ
ているんですが、この予算説明資料もぼくもよく見たんですけど、とてもよくわからない部分があ
りました。そういったものについても、少しきちんと説明ができるような資料があればちょっと出
していただいたらいいなというふうに思いますのでお願いをしておきます。

それから説明資料の49ページですね、保育所の関係で田之浦保育所のそういう部分がちょっと出
ていないんですけど、これ安楽保育所と一緒にということで計上されているというふうに理解してい
いんですかね。あそこはちょっとなくなったのかなという気がしてですね。安楽保育所と同じ法人
が受けられていますので、そのことで一括ここに計上されているのかですね。そこもちょっとお願
いをします。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、私の方からお答えを申し上げます。田之浦保育所は安楽保育所
の分園ということで、安楽保育所の方で計上しているということでございます。はい。

○松山支所長（吉井宏徳君） 定住促進団地売却収入関係についてお答え申し上げたいと思いま
すが、前谷地区が23区画の造成をさせていただいておりますけども、現在残りが6区画ございま
す。それから別府地区でございますが、18区画造成させていただきまして、現在残が14区画とい
うことで、今回当初予算には前残地分の予算の計上をさせていただいております。以上です。

○建設部長（井手南海男君） 31ページの道路占用料でございますが、各町の内訳については現在
手元では把握しておりませんが、内訳といたしましては電柱を年1,600円、電話が910円、その他、
地下工作物、看板、のぼり等々の合計として567万5,000円計上しているところでございます。

○議長（谷口松生君） 32ページ、教育手数料、電柱。

○教育次長（山裾幸良君） ちょっと手元に資料がございませんので、後で申し上げたいと思
うんですが、よろしいでしょうか。

○25番（小園義行君） じゃ、ちょっとお聞きしますね。道路占用料として、町道に立っている九電とNTTの電柱、そして町道の地下に埋設されている、そういったものに対して旧松山町と旧有明町は道路占用料をしっかりといただいていたんですか。そこをお願いをします。

○建設部長（井手南海男君） 道路占用料につきましては、志布志町だけが旧志布志町の時代に徴収していたということでございまして、旧有明町、それから旧松山町については徴収しておりません。

ただ、合併協議の中ですり合わせの中で、新しい年度といいますか1月から、この道路占用料を徴収するという事になったものでございます。

○企画部長（持富秀明君） 予算説明資料の件でございます。予算書の62ページ、財産管理費の13委託料、予算額が5,134万5,000円計上してあります。内訳といたしましては、施設管理業務委託料が3,028万5,000円、それから事務委託料50万円、その他業務委託料2,056万円というふうに表示をしております。予算説明資料の方では、それぞれの部、それぞれの課、そして支所に分かれています。したがって、この総予算計上総額をそれぞれの所管において調べなければ全額が出てこないということになります。これは予算管理上、本所、そして支所に支出負担行為権限、支出権限、それぞれ権限において分かれておるためにこういった予算編成になったところでございます。したがって、額が大きく、また項目も多うございますので、これの内訳については資料として配付をさせていただきたいと思っております。

○教育次長（山裾幸良君） ただいまの小・中学校の電柱使用料でございますけども、調べた結果、志布志のみの使用料ということで、NTTが24本、九電44本の使用料でございます。小・中学校別にはちょっとデータがございませんので、以上でございます。

○25番（小園義行君） じゃあ本来、大変これは税収としてですよ、入ってくるものをいただかない手はないわけですね。しっかり当局として、今回合併をしたメリットとして旧志布志町でいただいていたものも当然、旧有明町、旧松山町で、市道に立っているものについては当然請求をすると、そういった条例をちゃんと作りをしてやられることが、ぼくは肝要だというふうに思います。そういった意味で1月から、そういった形でしているということですが、学校関係も含めてそういったものをしっかりと、いただくものはいただくということでないかと、例えば農道に立っているものを拡幅するときにNTTに逆に支払わなきゃいけないということが生じてくるわけですよ。そういったものについて、きちんとして入ってくるものはいただくと。条例に基づいてしっかりしてやるという、そういうすり合わせをしていただかないと、これ予算の提案としてもおかしくなります。そういった意味ではですね。そこについての考え方だけ、もう一遍お願いします。

○教育次長（山裾幸良君） 学校関係については、御指摘のとおり実施したいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

○9番（迫田正弘君） 予算書の128ページの公民館費の中で、節の委託料の中に事務委託料864万円というのがございますよね。これにつきましては、説明資料を見ますと松山支所の分が360万円、それから有明支所の分が432万円あるわけですがけれども、総体額から差し引きますと志布志支所は

72万円残ってくるわけなんです。この資料の中で、旧松山町の支所の分で3地区公民館10万円、3人掛ける12ヵ月というようなことでありまして、基本的なことだけお伺いしますけども、各旧町によってやり方が若干違ったとは思いますが、松山町の例をとりますと3地区公民館長というのがあります、その館長に対する報酬みたいなものが支払われておったわけですけども、今回は公民館主事の委託料ということで計上がなされております。この公民館の運営のあり方、市になってからどういう形で運営されようとして、この公民館主事の委託料というふうになったのか。そのへんと、それと志布志の場合は人数割でした場合は72万円という算出から基礎からしましても、どういう形でこの金額が出たかよくわかりませんが、基本的に地区の公民館というものを今後新しい市ではどういうふうに運営していこうという形で計上されたかをお伺いをいたします。

○教育次長（山裾幸良君） 公民館のあり方についてお聞きでございますが、これについては合併協議会のすり合わせの中で、まず公の施設として公民館を社会教育法の第24条に基づく公民館を設置するというので、旧志布志町、旧松山町については3館ずつ、旧有明町につきましては中央公民館ないし分館という形で設置してございました。その中で、有明町につきましても社会教育法の法に基づく公民館ではございますけども、実際文科省の関係の補助は受けていない公の施設ということでございましたので、農業改善関係の施設として設置されたものをば公民館として使用していると。そして、結局二重の条例を重ね合って使用しているという関係でございます、有明町の分につきましては農政関係の条例プラス公民館条例を適用するというようなことで、管理については農業関係の条例の方を適用し、それから事業等については社会教育法の条例を適用するという規定で公民館条例を設定したところでございます。合併のすり合わせの中で、公の館とそれから組織をいわゆる分轄しようということもございましたが、すり合わせの中でございましたので、そのことも含めて、いわゆる3町各3館ずつ条例公民館として設置させていただいたところでございます。

それから、公民館長の考え方につきましては、旧有明町、旧松山町につきましては、条例上の公民館長ということで配置をされておりました。これは非常勤の方だろうと思いますが、校区自治会長と同じ、いわゆる何といいますか、兼任をされておったということでございますので、その兼任については校区公民館については館長手当等を含んで補助金等で対応していただくと。そして、先ほど言いました旧地区公民館については、条例上の公民館ということで学校教育課長なり生涯教育課長が勤務するというので管理していこうというところでございます。

公民館主事におきましては、そういう諸々のことがありまして、志布志の方については図書館の分館を兼任するというのもございまして、公民館主事を1館1名配置していた経緯がございます。それと有明と松山につきましては、やっぱり自治会長が兼ねておりましたから、そこを主事を置いて管理すると。そこにおいては、学級講座の面倒を見たり生涯学習の面倒を見たりとするような形で校区のお世話もするというようなことで配置をしていただいたところでございます。

以上です。

○9番（迫田正弘君） 各旧町間においてやり方が違うので非常に調整が難しかったんじゃない

かというふうに思うわけですが、おっしゃるような条例公民館であれば、そこに専任の館長なり主事を置いて、その中で事業展開していくというのが本当のあり方だと思います。これまで、それぞれの町においては、やはりそこまで徹底されていなくて教育委員会の社会教育課なり、あるいは生涯教育課がそのことを代行していたような形もあるわけですが、条例の公民館というのは館を指している場合もありますし、あるいは本来の公民館活動の中の公民館を指しているところもあるわけですが、今の答弁ですと当然、国の予算をもらってつくった、町がつくった公民館を条例公民館という位置づけ的なものがあるようでございますので、今後やはり大きな市になった時点で、やはり公民館活動の本来のあり方というか、そういったものを模索していただきたいというふうに思うわけです。公民館主事の委託料となりますと、この主事がやはり企画立案をしていくというような形になるかと思えますから、ただ公民館の管理をするのに金を出していくという形ではこの趣旨は果たされないわけでございますから、そのへんを考えていただきたいと思うところでございます。

付託されておりますから、そのへんもまた併せて文教厚生委員会の中で御検討いただければというところで申し上げておきたいと思えます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） 関連です。条例公民館と自治公民館、旧志布志町の中でよく議論をしておりますけれども、条例公民館の場合は今、迫田議員の方からもありましたような対応を行政がしていますね。自治公民館の場合は果たしてどうかというと、当局が言うように甘くない。地区によっては、学校の教頭先生を引き出していますね。子どもたちの教育に一生懸命、精を出していかんやならん学校の先生を、公民館活動に事務屋としてお手伝いもらっている部分が往々にしてあるんですよ。だから、そこらあたりのすり合わせもしっかりとしてもらわないと私はいかんのじゃないかなと思えますが、どうですか。

○教育次長（山裾幸良君） おっしゃるとおりでございますが、自治公民館につきましては規模、それぞれ違う学校校区単位で設置されたり、それから1校区4地区ございますが、考え方につきましては志布志の場合は農村地区が5校区ございますが、児童生徒、それを含めて学校、それから地区をあげて学校の教頭先生なりが主事として協力をしていただいて地域づくりに貢献していただいているというところでございましたので、地域をまとめるという役でもお願いしたいというところでございます。

それから、今申し上げました旧地区公民館につきましては、やっぱりそれぞれ地区公民館主事を置いて、それぞれにお世話をさせていただいた方がよろしいのではないかという合併協のすり合わせもございましたものですから、そういう形で検討させていただいているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたい

と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第30 議案第27号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第27号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億3,139万5,000円となっております。

歳入の主なものとしまして、国民健康保険税を医療給付費分と介護納付金分で9億8,016万円を計上しております。国庫支出金を16億5,837万6,000円、療養給付費交付金を5億5,114万2,000円、県支出金を1億3,499万6,000円、繰入金金を4億4,898万6,000円、それぞれ計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。保険給付費につきましては、社会保険離脱に伴う国民健康保険加入前期高齢者として引き続き国民健康保険対象者となる分の医療費の増加を見込み、27億3,302万6,000円計上しております。主な内訳としまして、一般被保険者療養給付費を18億8,980万5,000円、退職被保険者療養給付費を5億1,554万円、一般被保険者高額療養費を2億458万円計上しております。その他、老人保健拠出金を8億6,618万円、介護納付金を2億4,916万8,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第31 議案第28号 平成18年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第31、議案第28号、平成18年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成18年度志布志市老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。平成14年10月に老人保健法の制度改正があり、対象年齢を5年間かけて75歳とし、一定以上所得者に対する負担割合を2割とするなどの改正が行われ、公費負担割合についても平成18年10月まで5年間かけて段階的に引き上げられ、最終的には50%まで引き上げられることとなります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億5,472万円となっております。

歳入の主なものとしまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を25億7,221万5,000円、国庫支出金を15億1,566万1,000円、県支出金を3億7,852万1,000円、一般会計繰入金を3億8,628万2,000円計上しております。

歳出の主なものとしまして、一般管理費を917万8,000円、医療給付費を47億4,000万円、医療費支給費を8,520万円、審査支払手数料を1,829万7,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第32 議案第29号 平成18年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第32、議案第29号、平成18年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成18年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。介護保険特別会計予算は、介護保険法改正に伴う新規事業の地域支援事業等を見込み、予算の総額は歳入歳出それぞれ30億1,311万1,000円となっております。

歳入の主なものとしまして、それぞれの負担割合に応じて介護保険料を4億3,759万8,000円、国庫支出金を8億9,503万1,000円、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を9億2,013万8,000円、県支出金を3億7,730万3,000円、繰入金では介護給付費分等の一般会計繰入金を3億8,303万3,000円、それぞれ計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。平成17年度までの実績や介護保険施設の増を見込み、保険給付費を29億4,050万円、財政安定化基金拠出金を700万円、介護予防のために創設された地域支援事業費を5,870万円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第33 議案第30号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第33、議案第30号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。下水道管理特別会計予算は、市内4地区の農業集落排水事業の維持管理等に要する経費等を計上し、予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,923万8,000円となっております。

歳入の主なものとしまして、下水道使用料を4,820万1,000円、一般会計からの繰入金で1億8,391万2,000円、農林水産業債の資本費平準化債を9,610万円、それぞれ計上しております。

次に、歳出の主なものとしまして市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費等の一般管理費を6,508万4,000円、地方債の元利償還金として公債費を2億6,365万4,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第34 議案第31号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第34、議案第31号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。公共下水道事業予算は、主に地方債の償還に係る費用を計上し、予算の総額は歳入歳出それぞれ450万4,000円となっております。

歳入の主なものとしまして、一般会計繰入金を449万3,000円計上しております。

歳出の主なものとしまして、地方債の償還金を443万4,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第35 議案第32号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第35、議案第32号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,210万6,000円となっております。

歳入の主なものとしまして、事業収入を4億400万円、一般会計繰入金を4,780万4,000円、それぞれ計上しております。

歳出の主なものとしまして、国民宿舎等の維持管理に要する経費等の管理費を3億4,887万2,000円、地方債の元利償還金として公債費を1億273万4,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） 基本的なことをちょっと伺ってみたいと思っております。計数的なことは申し上げませんが、旧志布志町のシンボルともいわれておりますダグリ荘の関係であります。かなり建物が建ってから議論を重ねてきたわけでありまして、基本的には特別会計でござい

ますので予算の仕組みと申し上げますか、精神から見ても独立採算ということが基本でなくちゃなんらということで、議会もいろいろ執行部と議論を重ねてきたわけですね。それで、今回予算計上するにあたって大変、当局も御苦労なさただろうというふうに思っています。

と申しますのは、旧志布志町の場合では一般会計からは繰り出せないといったようなことを進めてきたわけですね。ところが、昨年あたりから平成18年度は予算計上は不可能だということが、当局から御答弁をいただいてきたわけでありまして。今回、合併にあたってこの方法しかないというふうに思いますけれども、今回はこれであったにしても今後どのような方向を模索しておられるかですね。今の思いだけで結構でございますので、ひとつ語っていただきたい、このように思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この国民宿舎の運営等につきましては、合併協議会でも論議がなされまして、合併の調整の中で旧来の施設につきましては、そのまま引き継ぐということに調整がなされたところでございます。

したがって、今こうして提案するような形で皆様方に御審議いただくということになっておりますが、今後につきましては先ほどお示ししました行財政改革推進委員会なるもの、あるいは商工観光戦略会議なるもの、まちづくり委員会なるもので、さまざまな形で市民の皆様方も含めた形で御協議いただきながら、そして、議会の御指導もいただきながら新しい道を模索していきたいというふうに思っております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひ、そういう真剣な角度から議論を重ねてほしいと要望しておきたいと思っておりますが、ちなみに平成29年度まで1億数百万円の償還をしていかねばならんわけですね。旧志布志町の時代では約5,000万円は可能だけでも、あと5,000万円がどうすることもできないというのが現実でありました。どうかいい案を出して、あのシンボルを消さないように生かしていただきたいというふうに御要望を申し上げておきます。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第36 議案第33号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第36、議案第33号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算について説明を申し上げます。予算の

総額は、歳入歳出それぞれ1億7,601万6,000円となっております。

歳入の主なものとしまして、と畜場使用料部分肉処理施設使用料等事業収入を1億3,390万5,000円、諸収入を4,200万1,000円、それぞれ計上しております。

歳出の主なものとしまして、公共施設管理公社委託料、消費税等の一般管理費を1,417万5,000円、光熱費等の事業費を4,373万円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 基本的な考え方を市長の方で御答弁をいただきたいというふうに思います。と畜場の会計に関係があります志布志の食肉センター、これはただいま議会に無償譲渡に関する陳情がまいております。これまでの経緯につきましては、当然職員の皆さんから市長もお聞きになっておられるだろうというふうに考えて御質問を申し上げますが、基本的に、この上屋の取扱いについてどう対処をしていかれるのかお伺いをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質疑がありましたように議会に陳情があったと。そして、私どもの方にも陳情があったところでもございました。旧志布志町のときからこういった形で話が進められているというふうにお聞きしまして、新年度に入りまして速やかにこのことについては市民の財産をどうするかということについて協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第37 議案第34号 平成18年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第37、議案第34号、平成18年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成18年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき平成18年度志布志市水道事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

水道事業会計につきましては、水道使用料をもって充てる収益的収入を5億7,375万6,000円、水

道使用料を得るための費用である収益的支出を5億6,611万9,000円計上しております。資本的収入を1億6,229万3,000円計上し、資本的支出として3億2,559万3,000円計上しております。

資本的収入の主なものは、企業債収入、国庫補助金、繰出基準に伴う一般会計からの負担金並びに工事に伴う負担金等であります。支出による主なものは、道路改良工事やシラス対策事業等に伴う配水管の布設替えやアスベスト対策による送水・配水管の改良等であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,330万円は、過年度分損益勘定留保資金5,416万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億228万2,000円及び資本的収支調整額685万2,000円で補填するものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） それぞれ旧志布志町、旧有明町、旧松山町簡易水道事業会計だったわけですが、今回一緒に志布志市としてなったわけで、この水道料金の推移というのは、どういうふうに今回のやつで変わるのかですね。その調整がどういった形でされたのか、ちょっとお願いをします。

○水道局長（徳田俊美君） 水道料金の調整につきましては、合併協議の中で旧3ヵ町それぞれ違っておりました。それは同一市民の中で同一料金にするということが基本原則でありまして、旧松山町、旧有明町が若干安くなりまして、旧志布志町分が若干上がるということで調整がなされたところでございます。ただ、個別につきましては旧有明町、旧松山町につきましては、基本料金が変化がなかったために口径別の料金に若干の差が出てくると思われまますので、すべてが同じ状態というわけではないと思います。以上です。

○25番（小園義行君） できましたら、その具体的な表にしたやつでもあれば、資料として委員会、本会議に提出をしていただきたいと、議長の方で取り計らいをお願いします。

○水道局長（徳田俊美君） それじゃ、あともって資料を提出させていただきます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで3時15分まで休憩いたします。

○

午後3時03分 休憩

午後3時16分 再開

○
○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第38、議案第35号から日程第46、議案第43号まで、以上9件については会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第43号まで、以上9件については委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第38 議案第35号 曾於北部衛生処理組合規約の変更について

日程第39 議案第36号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第40 議案第37号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第41 議案第38号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について

日程第42 議案第39号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第43 議案第40号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第44 議案第41号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第45 議案第42号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について

日程第46 議案第43号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（谷口松生君） 日程第38、議案第35号から日程第46、議案第43号までの9件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第35号、曾於北部衛生処理組合規約の変更について、説明を申し上げます。曾於北部衛生処理組合を組織する曾於市の条例等の準用により、曾於市助役が収入役の事務を兼掌することに伴い、曾於北部衛生処理組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数

の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について、説明を申し上げます。本案は、平成18年4月1日から鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合に、阿久根市、大口市及び垂水市を加入させ、これに伴う鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について、説明を申し上げます。本案は、徳之島三カ町と畜場組合の解散に伴い、同組合を平成18年4月1日から鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合から脱退させ、これに伴う鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について、説明を申し上げます。本案は、平成18年4月1日から徳之島三カ町と畜場組合が鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合から脱退することに伴う財産処分について定めるものであります。

次に、議案第39号、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、説明を申し上げます。本案は、平成18年4月1日から鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合に、枕崎市、阿久根市、大口市及び垂水市を加入させ、これに伴う鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。本案は、平成18年4月1日から鹿児島県市町村職員退職手当組合に、阿久根市及び阿久根地区消防組合を加入させ、これに伴う鹿児島県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について、説明を申し上げます。本案は、徳之島三カ町と畜場組合の解散に伴い、同組合を平成18年4月1日から鹿児島県市町村職員退職手当組合から脱退させ、これに伴う鹿児島県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号、鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について、説明を申し上げます。本案は、平成18年4月1日から徳之島三カ町と畜場組合が鹿児島県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴う財産処分について定めるものであります。

次に、議案第43号、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、説明を申し上げます。本案は、市町村合併により、鹿屋市、指宿市及び志布志市が設置された

ことに伴い、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて関係市町村と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第35号から議案第43号まで説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、9件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、9件に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、9件について一括して採決します。お諮りします。9件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第43号まで、以上9件については原案のとおり可決されました。



日程第47 議案第44号 曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について

○議長（谷口松生君） 日程第47、議案第44号、曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について、説明を申し上げます。本案は、曾於市に曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務を委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は産業建設常任委員会に付

託することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第48、諮問第3号については会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号については委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第48 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第48、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を申し上げます。本案は、平成18年6月30日をもって任期が満了する春日敏彦氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。経歴につきましては資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。諮問第3号は適任ということに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日から14日までは休会とします。15日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後3時28分 散会

平成18年第1回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成18年3月15日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

宮 田 慶一郎

坂 元 修一郎

金 子 光 博

長 岡 耕 二

小 野 広 嗣

吉 国 敏 郎

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	教 育 長 坪 田 勝 秀
総 務 部 長 隈 元 勝 昭	企 画 部 長 持 富 秀 明
市 民 部 長 稻 付 道 憲	福 祉 部 長 蔵 園 修 文
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生	建 設 部 長 井 手 南 海 男
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
教 育 次 長 山 裾 幸 良	総 務 課 長 上 村 和 憲 一
行 政 改 革 推 進 課 長 外 山 文 弘	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 木 場 春 次	農 政 課 長 仮 屋 正 文
畜 産 課 長 中 崎 章 文	土 木 課 長 宮 苑 和 郎
志 布 志 支 所 吉 野 健 一	教 育 委 員 会 東 迫 光 博
産 業 振 興 課 長	生 涯 学 習 課 長

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 門 岡 秀 明	議 事 係 長 新 村 千 秋
調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美	

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、丸山一君と八久保壹君を指名します。

○
日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許可をいたします。

まず、24番、宮田慶一郎君の発言を許可いたします。

○24番（宮田慶一郎君） 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さっそくですが、質問に入らせていただきます。まず、通告順に従って質問をいたします。最初は、本市の子ども達の教育のあり方について、お伺ひいたします。教育は、すべてに優先すると申します。現代のジャーナリズムからは毎日のように暗いニュースが聞かされます。確かに、そのようなニュースを過剰に流すことで視聴率を高めようという意図もあるかもしれません。

しかし、現代社会は心を痛めることが多くなってきたことは確かでございます。親が我が子を、鳴き声がうるさいとか言うことを聞かないとかで子どもを虐待する。子どもは言うことを聞かないのが当たり前なのに、これがわからない親が大勢いる時代となってまいりました。

一方、子どもが親を殺傷する、勉強せよと言われ怒り、欲しいものを買ってくれないと親に暴力を振るう。勉強ができる喜びもなく、辛抱することもできない子ども達。終戦後は衣食住の乏しい中、親が子どもをかばい、そして厳しく、子どもは親の苦勞に心から感謝し、手助けをしておりました。わずか15、6歳で、あの石炭の黒い煙を顔に受けながら、鼻の中は真っ黒になる就職列車で親子無言での涙の別れ、故郷を旅立ち、今の時期になりますと志布志駅からは毎日、親、友、先生たちの別れのシーンを陰から見るものでした。そして故郷の家族を想い、親に毎月仕送りをした時代がありました。

翻って、物が豊かになった現代はさらに幸福な時代であるはずですが。なのに、人々の心は親を思いやる心もなく、きずなも希薄になり心の砂漠化が進んでいるような気がいたします。食べ物を無駄にし、お金オンリー、物オンリーと人の価値観が心から物へと移ってきたことは確かです。

ホリエモンこと、堀江さんの言葉によりますと「人の心は金で買える」と言いましたが、堀江さんだけでありましょうか。人の心を買えるということは、自分の心を金で売ろうという人々が増えたということでございます。

人々の価値観は、社会の見せかけだけの幻の夢と成功を追っているに過ぎないような気がいたします。人々は資本主義社会、自由社会の中の暗黙の倫理と道徳観を逆手にとり、金集め、とりわけ政治家たちの票集めには余念がありません。このように現代の見せかけだけの価値観を追い求める社会全体の心の病というべきもので、周囲が皆同じ病にかかっていることから、それが常識だと考

え自らの病に気が付いてないような気がいたします。

皮肉なことに、その見せかけの人々が高収入を得、端正な服装であることが多いことから、実に嘆かわしいことではありますが、その見せかけの人間を敬う人々が多くなり、それが世の中の常識となりつつあります。最近のライブドア事件、耐震強度偽装事件もその一端であります。

大勢の人を欺き、それによって私腹を肥やすという行為が、端正な身なりのエリート達によってこれほどまでに堂々に行われるという日本の現実を目のあたりにして、日本社会が何か根本的なところで問題を抱えているのではないかと考えます。

問題は、日本人の倫理観念の脆弱化にあると考えます。ライブドアの幹部の一人は「99%ばれることはない」と堀江氏に言ったと聞きますが、ばれなければ何をやっても良い、明るいところでは紳士、暗くなると犯罪者となる、隙あらば人を欺いて地位を得る、うまいものを吸うという考え方は伝統的日本人の精神からすれば許容できないことであります。

新渡戸稲造は武士道の本性、すなわち算術で計算できない名誉を重んじるという特質は、近代の経済学以上にはるかな真実の教えを人々に教えたと言っています。日本には武士道から来た恥の文化、仏教から来た道徳の文化がありました。もう今では少数派となり過去のものになりました。人間は墮落する動物です。弱い人間が誘惑に負けない倫理観を持つにはどうすればよいのか、これは人類の永遠の課題であります。しかし、教育がその責任の一端を担っているということは間違いありません。

戦後教育が知識詰め込み中心であったため、心や倫理の問題を考えさせるまともな教養教育が欠如したものであったことは否定できないでしょう。教養とは、人はいかに生きるべきかといった人間存在の根源について思索することで培われるものであると考えます。人々の幸福感を満たすことが人生の目的であり、それはすべて自分自身の心が感じることで、教養に裏打ちされた価値観を持つことが大切だと考えます。

この物質文明の社会の中で非常に難しい課題ではありますが、本市の子ども達の教育をどのような形で実現されようと思われているのか、具体的に答弁していただきたいと思えます。

次に、地元農林水産業の発展策についてお伺いいたします。現在、日本の食ブームは世界的に広がりつつあります。アジア諸国での経済発展に伴う高所得層の増加により、高品質で且つ安全性に対する信頼の高い我が国の農林水産物、食品の輸出拡大の可能性が増大しつつあります。本市の農林水産等の輸出はそれらに関係する業界への経済効果に留まらず、これらの産業に携わる人々の雇用の場と活力をもたらすものであります。

本市にはすでに1,100億円もの投資をしてあります志布志国際港湾があり、地域経済の発展には大きなプラスとなりつつあります。さらには、貿易に携わる企業の誘致も積極的に推進する必要があります。すでに志布志港では42社で約850人が働き、経済波及効果は約1,200億円であると言われております。さらには税金など、市財政への貢献も大きいわけでございます。

ちなみに、志布志港でのコンテナの取扱量は九州で3番目、博多港、北九州港そして志布志港であり、これからますます行政と民間が一体となって農林水産業の発展に向け、地元企業の育成そし

て企業誘致をしていく必要があると考えます。

要は、その推進を図っていくのか、いかないのかにかかっていると思いますが、市長の本市の農林水産等の輸出にかける意気込みをお聞かせ下さい。

3番目に、職員の綱紀粛正についてお伺いします。合併前の有明町役場内の雰囲気は、私は良かったと思います。しかし現在は、少々公務員としての資質に欠けているような感じがいたしますが、市長はどう思われますか。お伺いいたします。

4番目に、市道昭和・弓場ヶ尾線への分譲地からの出入口についてお伺いします。旧志布志町の土地開発公社で大原地区を分譲しましたが、道路の角切りが小さいため見通しが悪いと思いますが、改良する考えはないかお伺いします。

5番目に、西谷川の歩道用蓋板設置について。市道西谷線について、志布志小学校付近から志布志中学校への坂の入口までは蓋板設置済であります。その上流の方も通学路であることから蓋板を設置する必要があると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。宮田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1番目の市発展には人材育成が必要である。その中でも最も大切な幼児・学童教育のあり方だと思うが、その考えを問うということについて、お答えいたします。教育は人づくりであり、まちづくりの原点であります。そして、子どもは地域の宝であり、磨けば光り輝く宝石となります。その中でも幼児・学童教育が大切であることは、まさに御指摘のとおりと存じます。

そのために、学校・家庭・地域が一体となり、学校教育はもとより食育を通して健康な子どもを育てていく、おにぎり・煮しめ・つけあげ大作戦や倫理と道徳をベースにした徳育を進め、確かな学力の培われた元気な志布志の子ども達を育ててまいります。

次に、地元の農林水産業を発展させ、雇用の場を創出させる必要があると。そして、とりわけ農林水産発展させるためにどのような施策を考えているかということをお伺いしておりますが、高度経済成長という時代の中、地方から中央へと人口の流出が続きました。いわゆる農村の過疎化の進行の中で、その人口の歯止め対策として全国津々浦々の町が企業誘致に奔走し、その努力の成果が出たかに見えたところでした。しかし、すべての分野に国際化が進行する中で、企業の海外進出が相次いでまいりました。

地元の産業と深く関連のある企業は別といたしまして、せっかく誘致した企業も海外へ生産拠点を移すことを理由に、さっさと撤退する現実はお承知のとおりであります。雇用確保の手段といたしまして、よそに希望を託した過去の経験から産業を発展させ、雇用の場を創出させるという宮田議員の指摘は私の目指す公約の重点施策の一つでもあります。国際化の中で、どう志布志市の農林水産業を発展させていくのかという課題になりますが、企業誘致にそう大きな期待が持てない中で過疎を阻止し、市発展を図るためには地元にある企業を育て、さらに地元深く根を下ろした農林水産業を基盤にした雇用の場の確保を図ることが最も近道で現実であると確信しております。

具体的には、まず一つは開かれた市場で安い外国産の農林水産物に、価格で対等に渡り合える農産物を生産できる環境づくりであると思います。そして二つ目には、安心・安全な農林水産物を生

産できる環境づくりが必要かというふうに思います。そして三つ目には、農林水産業を若者に魅力ある次世代産業として育てるための家庭や地域、そして行政をはじめとする関係機関の意識革命が必要かというふうに思います。

それは家庭・地域・関係機関団体一丸となりまして、これらの課題を解決し、企業誘致に匹敵する農林水産業を基盤とした雇用の場を創出するための施策を6月の本格予算の中で提案していく所存でございますので御理解いただきたいというふうに思います。

次に、3番目の職員の綱紀粛正でございますが、合併前の有明町役場内の雰囲気は良かったが、現在少々公務員として市民への態度が変わってきていると感じていると思うがどう思うかということについてでございますが、議員も御承知のとおり市職員は公務員という立場でありますので当然にして地方公務員法の定めに基づき職務を遂行しております。

法には、全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等々について定められております。特にサービスの根本基準として第30条に、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められておりますので、職員はそれぞれの事務事業に対しまして全力で対応しているものと考えております。

特に議員が質問されております市民への対応につきましては、接遇ということであろうかと思いますが、議員のお話の中で合併前の有明町役場の雰囲気は良かったとの評価は大変ありがたいことでもあります。この接遇につきましては、合併する以前にもそれぞれの町で研修等もしておりますし、官民間わずあらゆる職場で接遇の大切さは言われていることでもありますので、職員は十分承知しているはずであります。

その職員も、合併によりまして職場が変わり、担当の職務が変わったり、周りの職員が変わったりで職員の気持ちにもゆとりがなかったのではないかというふうに考えておりますが、私が市長に就任いたしましたから、職員の接遇が悪いとの苦言をいただいたのも事実であります。また、反対に職員の対応が親切で、わかりやすく説明してくれたとの話も聞いております。

私も接遇につきましては、これまでもいろいろな機会を通じて話をしてきたところではありますが、職員への市長就任の挨拶の中で、市民のための市民に開かれた、市民の目線に立った行政の執行と、親切丁寧、そして的確且つ迅速な対応をお願いしたところでもあります。そして、先日の部長会でも接遇のあり方について、部長から直接、職員に話をするように指示をしたところでもあります。

また、今後の職員研修につきましても職員の接遇の向上を図る内容等を取り入れて積極的に実施していきたいと考えております。

次に4番目の市道昭和・弓場ヶ尾線の分譲地の出入口につきまして、旧志布志町の土地開発公社で大原地区を分譲したが、道路の角切りが小さいため見通しが悪い。改良する考えはないかという御質問ですが、この御質問の場所は旧志布志町土地開発公社の宅地分譲造成に伴い拡張しました市道と宗妻線と市道昭和・弓場ヶ尾線との公園側交差点部の角切りのことと思われま。

当該分譲地は、区域面積からいたしまして都市計画法第29条による開発許可対象地となっております。

まして、区域内道路はすべて6mといたしておるところでございます。また、道路交差部角切りにおきましても建築基準法の道路位置指定基準、及び開発許可基準の規格以上の角切りを設けているところでございます。

しかし、御指摘のとおり公園側の法面が高く、雑草等により見通しが悪くなっているようでございますので、角切りが必要かどうかは検討していきたいというふうに思います。管理におきましても道路維持の方で伐採等の管理を行い、車両交通の安全を図ってまいりたいというふうに思います。

次に、西谷川の歩道用蓋板設置についてでございますが、西谷川の歩道設置につきましては平成15年度まで国の補助事業を取り入れ、通学路の交通安全施設整備事業で整備してまいりました。志布志小学校裏から中学校入口までの約100mを2カ年で整備しましたが、この区域は高浜地区ではありますが長年大雨で冠水するところでもあり、県砂防課の事業と連携を図りながら進めてきた経緯もあります。

御質問の上流箇所につきましては道路沿いに西谷川が約300mあり、道路の幅員も5m弱と狭あいになっております。また、両サイドには人家も連なっている状況にあります。また、大雨時には短時間で増水する都市型の小河川であり、流木等の支障物が流れ阻害しないよう日常の維持管理には特に注意を払ってきたところでもあります。

これまで、旧志布志町で市街地東部地域の活性化を図るための町並み整備について検討してまいりました。また、当該道路沿線には旧武家屋敷群としての貴重な文化財保存地域でもあり、沿線景観部を考慮した整備手法の検討も必要かと思われまます。

河川に蓋をする道路の整備につきましては、県砂防課との協議も必要となり、また莫大な財源も必要となります。今後は財政面は元より、周辺地域の面的な整備計画など関係機関との調整を図りながら、他事業との優先順位の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） 宮田議員の御質問で、子ども達の教育のあり方についてということでございますが、私の感じ方をひとつ御説明、また回答いたしたいと思ひます。

まずはじめに、昨日の中学校の卒業式、私、久しぶりに市内の中学校、ある中学校に出させていただきますましたが、本当に久しぶりでございました。大変感動的で素晴らしい卒業式であったと、私は思っております。あちこちの中学校に教育委員会からも参列させていただきましたが、みんな素晴らしい式であったということ報告をいただいております。これもまたひとえに、地域の方々、諸先輩方々のこれまでの教育力、地域の暖かいまなざしのお陰で、卒業の時にあのように素晴らしい感動を持って巣立つことができたのであらうと、その御努力に心から敬意を表するものでございます。

教育の基本は幼少期にあるということは、私もそのとおりで思っておりますし、何事を為すにも基礎基本が大切であります。人間としての基礎基本が特に幼少年期に確立されるものであることは、まさに御指摘のとおりだと思っております。

人間として、この幼少年期に出会う親を始めといたしまして先輩、それから友人、さらには芸術など、その将来に大きな収穫を約束するものでございます。

よく言われますが「三つ子の魂百まで」とか、あるいは「雀百まで踊り忘れず」とは、人間にとって幼少年期に刷り込まれた記憶というものが容易に消し去られるものではないということを教えているのだらうと思っております。

そこで学校・家庭・地域の力を合わせて子どもは学校教育は元より、地域に残る伝統食などの食育を通して倫理、あるいは道徳をベースにした徳育に力を入れますとともに、確かな学力を身につけさせてまいりたいと思っております。

また、幼小年期はなによりも良き師との出会いが不可欠であると考えております。そのためにも、本市の幼小中学校の子ども達の一人一人に良き人生の師たるべき教師との出会いが約束されるような人事配置に努めますとともに、機会あるごとに教職員の指導力や人間性の向上のための指導・助言にも努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○24番（宮田慶一郎君） まず教育長にお伺いしますが、先日のあの教育長の御挨拶の中に、40年の教育の経験があるとおっしゃいました。その中で、いろんな仕事をされて、そしてまたその中では良かったこと、悪かったこと、ああすれば良かった、こうすれば良かったということが今、課題として多分あられるだらうと思えます。

そのことを踏まえて、今後どうあれば良いか、どうしていけば本市の教育がより良くなっていくか。先ほど私が言いました、これは青少年の教育というのは人類の永遠の課題だと。これで良いということはない。と、申しますのは御存知のように人間というのは元々動物と、そして人間らしい人間、宗教的に言いますと神様と動物の合体物であります。人間の心は善と悪、それが交互に備わっております、これが人間です。

そういうことで、教育長自身もいろんな試行錯誤され、失敗もあられたと思うんですね。そこで、教育長にお伺いしますが、教育長はモンテッソーリの教育論、御存知でしょうか。それからインドの狼少女のことは、アルマとカルマという御存知でしょうか。この二つはですね、モンテッソーリの教育というのは、これは一つの論理ですから、この方が必ずしもベストだというわけではございません。ですが、このモンテッソーリの教育論というのはですね、人間は教育してこそ人間になる、教育しなければ動物で終わると、こう言っているわけです。そして幼児期にですね、例えば10カ国の人々が集まっているところで10カ国の言葉をしゃべる、その中で生活をすると、その幼児というのが10カ国の言葉をしゃべるようになるそうです。

ちなみに私の友人がですね、イギリス人がいるんですが、その方は奥さんが日本人です。子どもが私の子供と同級であるがためにですね、うちによくアルバイトに来ていたんですが、その子どもは非常に、もう日本人よりも日本人らしい子どもでした。ところがですね、ある時にはイギリスの習慣、振る舞いをすることもあります。そして言語は両方使うわけですね。2つの言語と2つの文化を持つようになりました。

幼児の時にそういう教育の環境におかれると2つの言語が覚えられるわけですが、そのもう一つ、言語のことについてお話しをしますが、言語の化石化というのは御存知でしょうか。言

語というのはですね、人間は14、5歳で言葉が化石化するんです、化石化ですね。と、申しますのは例えば東京の人が志布志に来る、14、5歳を越えてから志布志に来ても志布志弁にはならないということです。もちろん個人差はあります。しかし、逆に志布志の人が東京へ行くと標準語になるわけです。それはどういうことか。テレビ、新聞、そしてラジオ等で常に耳に入っている、標準語が耳に入っている。だから言葉がしゃべれる。その逆はあり得ないというわけです。

ということは、私が言いたいのは、非常に幼児期の教育が大事だということが言いたいわけです。要するに勉強をさせるというよりも、その環境に置くということ、自然に体得すると、これが大切だと。理由は要らない、理由が要るのは中学校に入ってから理由が必要でしょう。小学校までは理由は要らないと私はそう思います。

ほかにも例えばの話がありますが、例えばパレスチナ、イラクの自爆テロ、考えてみた時に、幼児期からイスラム教の教義を教わるわけですね。教わるというよりも、そこでそういった環境の中で育つ。そうしますと15歳、16歳で自爆テロをする。これは为什么呢。明らかに、教育の大切さが、良いか悪いかは別として体にしみこむということです。そのことが私は非常に大切だと。

市長の施政方針の中にも書いてありましたけれども、家庭教育、学校教育そして地域の教育が連携して、というふうに書いてありますが、どうでしょうか。私もPTAの仕事、係、役員も約20年やってまいりました。1回はPTA会長もやってまいりましたが、その中で若干勉強させてもらいました。そのことはですね、もう40年、50年前から家庭、学校、地域というのは、もうすでに言われているわけです。その成果がどうでしょうか。今、出ているでしょうか。私は出ていないと思います、変わっていないと思います。

であれば、どうすればいいのかということですね、まずこれからは、先ほど教育長がおっしゃいましたが、素晴らしい卒業式であったと、三つ子の魂百まで、幼児期のすり込みが大切だと、このすり込みというのがまさに体得ということですね。

良き教師と、配置と指導をしていくとおっしゃいましたが、どうでしょうか。先日も大隅半島の方で事故がありました。その前は学校の先生、校長先生が盗みをしたと。もちろん、そういう先生ばかりいるわけではございませんが、これからどうでしょうかね、家庭、学校、本当に頼って良いんでしょうか。親自身が問題、学校の先生が問題というふうには思います、もちろん地域もそうです。非常に厳しいと思うんですが、非常に難しい問題と思うんですが、これで良いと思われていらっしゃるでしょうか、教育長の答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま議員の方から大変大事な御指摘をいただきましたが、まずはじめに私40年の、ということの前に申しましたけれども、本当にあっという間に40年が経って本日を迎えているわけではございますが、確かに議員御指摘のとおり、ああもすればよかった、こうもしてはならなかったのにとこのようなことは今、次から次にこの場にありましても思い出すわけではございます。

教え子もたくさんおりますが、彼ら来るたびにいろいろと語ってもくれますし、大変、まさに汗顔の思いで聞くことも多いわけではございますが、彼らがまた、時にはまた面白かったとか、ある

いは厳しかったと言って語ってくれることを、また良かったのかなと思ったりもいたしております。

ただ、そういう中ですね、私が思うことは、あまり指導のですね、ベテランになってからの教え子というのはあまり来ないんです、不思議なものでございまして。ということは、やっぱり手前勝手申して申しわけありませんが、それこそ手探りで、そしておたおたしながら、なにか一生懸命さが子ども達に伝わったのかなと私は思うわけでございます。あまり教育論や、あるいは研修歴その他を引っさげてですね、教育をするということは、ある意味では大変大事なことでありましようが、むしろ素直に、純粹に、子ども達と同じ、あるいはちょっと高いレベルで悩み、先生も悩んでいるんだと、大変なんだなということを教えながら、これは家庭の親にも言えることだと思いますが、お父さんだって大変なんだよ、社会に出る時は。というようなことを同時に、お父さんも難儀しているんだ、お母さんも大変なんだなということを。何もお父さん、お母さんが神様だったり、先生がそれこそ聖人君子であったりというようなことじゃなくてですね、子ども達より少し上にあって、手を取り合いながら教育するというような気持ちも大事なのかなと思ったりもしております。

その意味でも教育というのは、教え育むと書きますが、共育、共に育つという「共育」、共に育つと書きまして「共育」という面も私は大変大事ではないかと。だから、そういうところにただ親が、ただ教師が高いところから、ああしなさい、こうしなさい、ああするもんだ、こうするもんだ、では私はやっぱり共育というのはなさない、完成しない部分もあると敢えて申しておきます。

それも必要ですが、もうある意味ではですね、私が小さい頃、よく親から言われておりましたが、「もんじゃ」の哲学と私はその頃言っておりました。私の親も物分りの悪い親でございましたけれども、「どうして」と言うのと「こうするもんじゃ」と、「こげんすいもんじゃっど」と言うんです、理由なんかない。しかし、それは大変大事な私は教育の姿ではなかったかと今思うわけでございます。ただ、こうするから、こうするから、こうやって、こうなって、こうなるんだ、だから勉強しなさいということではなくて、子どもは勉強するもんよと。勉強というものはね、あるもの、ある部分ではそれこそ詰め込むことも必要なんだよねと。ものによってはですね。詰め込むだけが教育ではございません。しかし、人生のある時期においては、もう死にものぐるいで冷や汗をかきながら覚えるという時期もあって良いのではないかと。

ですから、そういう意味では我慢する、耐える、やっと覚えたというあの感動、ようやく覚えた。だから私は、そういう意味では学校というところは必ずしも楽しいだけのところではあってはならないという面もあるということをおもっております。

もちろん学校が面白くなくてですね、行きたくない、そういうばかりでは駄目ですね。当然です。しかし、勉強というのはやっぱり大変やっどと。じょじょなこっじゃっどということですね、時には教えてやらないと。先生がもう簡単にわかりやすく、わかる授業、優しい授業、楽しい学校と、だけをですね、だけではですね、私は教育はできないのではないかと。時には、ああじょじょなことじゃったと。そしてやっと覚えて、やっどできて、やっどぞというあの成就感も、また教える必要があるのではないかとおもうところでございます。

そして、言語の化石化ということもおっしゃいましたがまさしくそのとおりだと思いますね。言葉というのは、日本語は特にそうでございます。たった1つの言葉、たった1字で日本語は素晴らしい意味を持ってまいります。できる人、私はいつも言っております。できる人間であると同時にできた人間であれど。できた人間を目指そうじゃないかということを書いてきてまいりました。できる人間、あの人はできる人だ。あの人はできた人だ。たった「る」と「た」の違いではありますが、それには大変な意味の違いがある。できた人、できる人。

だから私は子ども達にも、今まで申しあげてきましたのは、できる人間であると同時にできた人間を目指そうじゃないかということ、校長時代も強調してまいりましたが、また本市の子ども達にもですね、機会あるごとに校長先生方にもそういう言葉の大事さ、そして言葉の持つ意味、言葉の重み、そういうものを含めて、同時に、時には我慢するんだよ、寒い時に、世の中というのは冬は寒いもの、夏は暑いもの、夜は暗いものということもまたある意味、真理なんだということも子ども達に語っていかなければ、1年中が盆と正月という、そういう意味でのバリアフリーは私はいかなものかと。

バリアフリーというのは大事なところもたくさんありますが、しかし教育の中においては、ある程度、波がありそして谷があり、山がありというそういう意味でのバリアフリーは教育の場においては、場合によっては必要なんだということを今後また機会あるごとに先生方とともに研究し、教育委員会でも皆さんと一緒に研究して行って、よき教育が展開できるように頑張りたいと、このように考えております。

以上でございます。

○24番（宮田慶一郎君） 確かにそうだと思うんですが、私がお聞きしたいのは、じゃあどうすれば良いのかと、問題は。今の教育長の話によりますと論理的にはですね、例えば理屈は要らないと、さっき私が言いましたが、要らないとか、苦しみも時には必要だとかおっしゃいました。そしてまた学校の先生方にもそういった指導をするとおっしゃいましたが、それだけでこの教育の改革はできるものでしょうか。私は非常に厳しいと、私は今までの経験を通じて、日本全体の経験を通じて思うんですが、サッチャーのですね、教育改革というのがあるんです。

サッチャーがですね、イギリス病と御存知ですか。イギリス病。イギリス病というのはですね、第二次世界大戦後に発足した労働党政権であるアトリー内閣以来、推進されてきた「ゆりかごから墓場まで」というキャッチフレーズで代表される社会福祉の政策、大英博物館や地下鉄等に代表される公共機関の国営企業化にあります。この二大政策を国会が実践するに際して莫大な資金が必要となり、それを金持ちの税収に頼る苛烈なまでの超高率累進課税によって賄おうとしたのが、後世に言われるイギリス病でありますというふうにあるわけですね。

それからサッチャーの政治改革、これはですね、その結果、イギリスでは貴族や大富豪といった極端な金持ちを除いた資産家が誰もいなくなり失業率はうなぎ登りに多くなったと。1970年のイギリス経済は、かつての自国が植民地していたシンガポールよりも貧しくなったというふうに、ある学者が書いているんですが。そして、同時にサッチャーもですね、政治改革、イギリスも現在の日

本のようにひどい状況です。当時の歴史教科書ではイギリスぐらい悪い国はないと、イラストに自国を豚に書き国旗をゆがめて表現したそうです。サッチャーは、歴史には光と陰がある、事実を子どもの発展段階に応じてバランスよく教えるべきだと歴史教科書を直させました、ということですね。

とにかくいろいろあるんですが、結論といたしましては、サッチャーは教育正常化こそ国の基礎、国の形を正す絶対条件であるという名の下でですね、教育改革をやったそうです。

くどいようでございますが、先ほど申しました狼少女、アルマとカルマということなんですが、これは実話でございます。インドのですね、山奥で、狼が女の子2人育てたそうです。それを保護してですね、人間の手で保護して、姉の方は結局四つんばいで歩いて、そして遠吠えをしていたそうです。人間の食物は一切受け付けなかった、間もなく死んだと。妹の方は若干大きくなりましたが、12歳でやっぱり亡くなったと。

結局ですね、先ほど言いましたが人間は教育してこそ人間になる、教育しないのは動物だということをお願いいたしてございます。

それから、バイリンガルエディケーションと御存知でしょうか。私はですね、今度、これから国際化を目指して、バイリンガルというのは2つの国語というんですけれども、志布志市でですね、やはり世界に向けて国際人としてこれからやっていく、輸出をする、輸出入をする、そういった国際人としてやはり世界の言語、共通語といった英語がですね、非常にこれから必要だと思うんですよ。そういう意味から、私は英語教育を志布志に取り入れる、これが私は大切ではないかと思いません。

実を言いますと、私自身、英会話塾を2年やっておりました。講師はオーストラリアから連れてまいりました。それを今、別な人が15年やっていますが、なかなかですね、教えるということでは子ども達というのは記憶できない、難しいんです。だから、私の経験ではですね、やっぱりその環境に置くということが大事だと。結局、その周囲が英語で話すということがもっとも大切なことだなというふうに、私の経験ではそういうふうに考えております。

このことはですね、例えば群馬県の太田市にですね、英語で授業をするという学校があるんです。そこにはですね、地方から引っ越してきて、子どもに英語の勉強をさせようということですね、たくさんの家族が引っ越してきて、お父さん、お母さんの仕事はですね、そこから通って、車、電車なり通ってですね、やっているそうです。子どもの教育をやっているそうですが。

それから、ほかにもですね、たくさんの英語教育をやっているところがございます。そういった考えはないものかどうか、お伺いいたします。

○教育長(坪田勝秀君) ただいまの御指摘でございますが、まず、では具体的にどういうことをということでございますが、私はやっぱり小さなことかもしれませんが、今この便利さ、速さ、快適さということを、子ども大人があまりにも求めすぎたきらいもあるのではないかと思ったりいたします。

中野孝次という哲学者が言っておりますが、文明は発達すればですね、人間は幸せになると考え

ていたのは、これは大きな間違いだったと、彼はある本の中で書いてあります。確かにそういう面もですね、今この現実のいろいろな、ああいうインターネットその他の犯罪、もちろん良いところもあるわけですが、ああいう光が強ければ強いほど陰も強いと、陰も暗いという言葉もございますので、やっぱりそういう面も大人達が立ち止まってと申しますか、しばらく一回休みというような気持ちですね、することは、私は子ども達に見せることはですね、大変大事なことではないかと思ったりもいたしております。

ですから、ぜひノーテレビデーでありますとか、あるいは本を読む日でありますとか、そういうようなものを家庭の中で、県の県P連などがやっておられますような「一家庭一家訓」というような活動もあるようでございますので、そういうものとタイアップしながらですね、ほんの少しかもしれない、ちょっとかもしれない、これはやっぱり教育は特に、この前申しましたけれども、流れる水にやっぱり文字を書くような仕事でございますので、今日やって明日というような、そんなものじゃないと思っております。

ですから、やっぱり歩留まり一分というような気持ちですね、みんなで知恵を出し、そしてコツコツと大人が模範を示すということしかないのではないかなと思ったりもいたしております。

それから、国際化の中での英語教育ということ、これは大変大事な視点でございまして、現在国際交流都市、新しい本田市長もそういうことも大事だということ、所信の中にお示ししておられますので、学校教育の場面でそれがどういう形で具体化することができるのかということ等も今後考えていなきやなりませんし、幸い志布志高校には英語科もございますので、ああいう英語科等の活動、あるいは教育実践等も小中学校の中で経験をしたり、中には場合によっては小学生に、あるいは中学生にですね、特に小学校低学年あたりにお姉ちゃん、お兄ちゃんとして志布志高校の英語科の子ども達がひょっとして遊びに来てですね、英語の片言も語ってくれたら結構、先生方が指導するよりも親近感を持って小学生も英語に親しむことができるのではないかなと、そんなことも考えたりもいたしております。

そういうことも含めまして、国際化時代の中での英語教育の大事さも必要だと、こういうふうにご考えておりますし、また同時に日本あるいは志布志という町の歴史、文化、そういうことも知らないと、あなたの志布志市とはどういうところですかと外国に行って聞かれた時に、これがまた英語はしゃべれるけれど一つもわからないというんでは悲しいことではないかと思っておりますので、そういうまた文化的な素養というものも同時に身に付けさせるということも必要ではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○24番（宮田慶一郎君） そうですね。確かに教育は長い目で見ないと結論は出ない。ですから、今、私が具体的にと言いましたが、なかなか具体的には結論が出る問題ではございません。ですから、それはそれとして、ぜひですね、考えていってほしい。教育長があと4年の任期がございまして、その中で何か1つでも、小さな芽でもつくってほしいというふうにご考えます。

先ほどですね、人間は便利さだけを追い求めてきたと。これが必ずしも幸福には繋がらない、こ

ういうふうにおっしゃいました。もちろんそうです。ところが人間には本音と建て前があってですね、本音の部分はお金が欲しい、便利さが欲しい、樂をしたい、苦しみはしたくない、悲しみはしたくない、まさに生老病死、人間の生老病死といわれますけれども、その生まれた時には嬉しい、死ぬ時には悲しい。

私はですね、自然塾というのをば約10年あまりやってまいりました。ここではですね、乳幼児から学童保育までやってきたんですが、若干の経験はございます。教育長ほどではございませんが。そういった自然に接する機会を子ども達に与えたいということでやってまいりましたが、その中の1つか2つのエピソードがございしますが、例えばですね、教育長は兎は草食動物だと思いでしょ、多分。実際、そうではないんですよ。

子ども達と一緒に兎をですね、一緒に飼っていると、そうするとですね、最初1つの小屋に20匹ぐらいいたと。そうすると、いろんな20匹の間で動物は動物なりの営みというのがあるんですね。そうするといつの間にか子どもがどんどん増えてくるんです。赤ちゃんがですね、増えてくるんです。そうすると子ども達はその赤ちゃんが可愛くて、こんな小さいですからね、もう動物も人間もみんな子どもは可愛いです。たくさん増えてくるんですね。

そうすると、半年、1年すると親になっていくわけです。そうすると、親になっていくとケンカをするわけです。負けた方は強いものからやられて、そして怪我をして、そしてバイキンが入って死んでいく。そして一方ではですね、今度はたくさん、30匹、40匹増えてくると、今度はほかの兎が産んだ子ども、まだ裸の子どもをですね、ほかの親がその巣に行って持ち出してきてですね、その子どもを食べるんですよ。肉食です。意外ですね。本当にそういったことをですね、子ども達と一緒に、子ども達とですね、一緒に見ながらびっくりしたわけですが。

それともう1つですね、羊も飼っていたんです。飼っていたのは羊、ロバ、トカラヤギ、兎、そういったものです。羊の問題はですね、その羊は小さい時には可愛いんですが、大きくなってくるとですね、人間に向かってくるんです。そうすると私も何回もやられましたですね、どーんと。後、角があってですね、油断をすると向かってくるわけです。それで、私がこれは子どもに、もし向かっていったら大変だなと思ったものですからね、子ども達と一緒に、羊はこういう事情だから殺してしまおうと、そうでないと大変なことになるからねっていう、子ども達に説得してですね。ある朝、私は早く志布志畜産の方へ持って行って、そして処分してもらって、その肉を子ども達に見せてですね、こういうことだよと。そして、こういった肉はスーパーに売られているんだよと、そして私達はそれを食べているんだよと、そういったですねこととか、あるいは海岸に行って貝殻拾いをしたり海水浴をしたり、そういったことをやっていました。

そういった中から、いろんな、私も元々教育には感心がありましたからぜひですね、そういったことも含めて、40年の経験も大切でしょうけれども、そういったそうでない部分、経験をされていない部分も確かにあると思うんです、人間ですからね。ぜひ、今後とも頑張っていってほしいなというふうに思います。

次に、市長にお伺いいたします。中国のGDP、これが5年連続で9.5%も成長しております。

そして現在はですね、アメリカ、日本、ドイツ、そして中国が4位と膨らんでまいりました。そこです、今、日本ではですね、資料を忘れましたが、とにかく日本国内、今、中国、アジアに向けて輸出をたくさんやっていますね。御存知だと思うんですが、北海道から鹿児島までいろんな。今できること、お茶、メロンですね、そういったものがですね、それから木材ですね、鹿屋から木材を出していますね、ヒノキの丸太。そういったものの輸出が、今盛んに行われていると聞いております。

そこです、私、思ったんですが中国ではですね、海魚を、海の魚を食べるのが贅沢なんだそうです。ちなみに、日本では牛肉を食べるのが贅沢だというふうに、要するにダブルスタンダードですね。そこです、今後、例えば東町からハマチの輸出をヨーロッパ、そして中国にしておりますが、それからヒオウギですね、貝ですね、そういったものを輸出しております。

そういったものをですね、今、志布志の漁業は非常に低迷しております。おそらくは、今後なかなか漁業というのは発展しないだろう。この所信表明の中にもですね、市長が今後ヒラメとかハモとかシラスとかですね、そういったものをば消費拡大を図っていきますというふうに、安定供給を図っていきますというふうに書いてありますが、これはですね、非常に難しいと私は思うんです。

なぜならばですね、水産、夏井の方に稚魚を放流する機関があったんですね、国の機関が。そしてその稚魚を何万、何十万というふうに放流するんですけども、翌日の網にはその稚魚がかかっている、そういう状況なんです。ほとんど漁業は、前には進んでいないという状況なんです。

ですから、とてもですね、こういった漁業が供給できるような状況ではないというふうに考えます。そこで、私はやっぱり、私も専門家ではありませんから、志布志は獲る漁業からですね、つくる漁業に転換していったらどうかなというふうに考えます。そのように考えますので、私は専門家ではございませんので、そのところをですね、市長はどのように考えておられるか、ひとつ御回答をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。漁業につきましては、今回、私が選挙戦を進める中で、たくさんの漁業関係者の方ともお話しをしたところでした。そうした中で、今、議員のお話にあったような所信表明にあるような形の漁業振興があるのではないかとというような御示唆をいただいたところです。

そして獲る漁業からつくる漁業へということにつきましては、志布志湾沿岸の漁業協同組合を中心とします栽培漁業協同組合というのがございまして、そちらの方でも今お話しにあったような形で、ヒラメ等の稚魚の放流等が行われているようございまして、そのことにつきまして今お話しがあったように、放流直後そういったふうに網に引っかかっているんじゃないかというような議論もあったところでございます。

しかしながら、漁獲高を見ますと漸増というようなことがあったようでして、それなりの放流事業の効果はあるんじゃないかということで今後も継続していこうというような、組合の方でされております。そういうことで、栽培漁業については今後も進めていくという方向にあるかと思っております。

そして、この志布志港から中国へ、そういった海産物の輸出等についてということについては、まだ考えておりませんでしたので、今後考えさせていただきたいというふうに存じます。

○24番（宮田慶一郎君） 次に、職員の綱紀肅正についてお伺いいたします。先日ですね、ある職員に9月をお願いしていた、ちょっとしたお願いをしていたんですが、私は5カ月前ですからね、15日ぐらい前にその職員に対して「どうなっているのでしょうか」と言ったところが、ほかの方に言葉をすり替えてお話しをされますので、「いや、実は私はこのことで話をしに来ているんですよ」、とこう言ったんです。そしたらですね、「じゃあ今日しますが」と、こういう答弁でした。「じゃあ、済みませんがお願いします」というふうにこう言ったんです。よく考えてみますと5カ月も放っておいて、今日できることを、「今日しますが」と。本来であれば「長い間済みませんでした」というのが筋ですよ。

ところで、先ほど市長が地公法の第30条のことをおっしゃいました。総務部長にお伺いしますが、地方公務員法の目的は何でしょうか、端的に。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。地方公務員法の目的は端的に申しますなれば、より住民のために奉仕者としてどれだけ奉仕できるかということが原点だと思います。

以上です。

○24番（宮田慶一郎君） そうですね。地方自治法の精神に則ってそれを遂行する、それが目的だと思いますね。

ところで松山の支所長にお伺いします。ちょっといいでしょうか。地公法の第33条を大きな声で読んでいただけませんか。

○松山支所長（吉井宏徳君） 第33条でございますが、信用失墜行為の禁止でございます。「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」というのが第33条でございます。

○24番（宮田慶一郎君） 最後にリンカーンの言葉に、人民の、人民による、人民のための政治。ぜひとも野井倉甚兵衛さんの再来を期待しておりますので、よろしく願い申しあげます。これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で宮田慶一郎君の一般質問を終わります。

次に6番、坂元修一郎君の一般質問を許可いたします。

○6番（坂元修一郎君） それでは通告書に基づきまして、環境保全型農業問題からポジティブリスト制度施行によります航空防除についてと、農業用マルチシートの適正処理に対する行政関与についての2点について、質問をいたします。

まず、1点目のポジティブリスト制度施行による航空防除についてでございますけれども、大まかな質問の要旨は食品衛生法の改正による残留農薬のポジティブリスト制度が5月より施行され、これまで行ってきた水稻航空防除の存続が懸念されるが、継続のための対策はどのように採られているのかという質問でございます。

この制度は今年の5月29日から厚生労働省より施行されます新しい制度でございますけど、聞き慣れない言葉でございますので若干の説明をさせていただきたいと思っております。

ポジティブリストとは英語で「明確な一覧表」というような意味でございます。いわゆる残留農薬を規制するために、すべての農薬や作物に設けた基準値のことでございます。この制度の背景にはまだ記憶にあることと思っておりますけれども、2001年の中国産冷凍ほうれん草の残留農薬問題がきっかけになっているというふうに言われております。

これまでは農薬の残留があっても、残留基準が設定されていない農薬は法的に規制ができず、輸入農産物が激増する中でその安全性が問題になっておりました。今回、新しく導入されますポジティブリスト制では、残留基準があるもの以外は一律基準の0.01ppmという厳しい基準が設けられております。

この法律は、輸入農産物や国内に流通するすべての食品に残留する農薬等が明確に数字化され、規制されるという制度でございます。もちろん国内産におきましても、基準に違反すれば罰せられることはいうまでもございません。

以上、5月から施行されますポジティブリスト制度の大まかな概要でございましたけれども、複雑でなかなか理解しづらい法律ではありますが、農業の現場ではこれまでどおり基準を守りさえすれば何ら問題は発生しないものとなります。

しかしながら、この法律が施行されますと、国内の農業に有利と思える法律も、本来の農薬目的外の部分で問題が生じることになります。それはと申しますと、実際の農作業の現場では農薬を散布する時に風が吹いて、近くの畑に飛んでいき、かけるはずでなかった作物にかかってしまうようなことが十分考えられるからでございます。

その時、風によって流れた隣の畑の作物に許可されていない農薬がかかってしまった場合には、一律基準の0.01ppmのポジティブリストが適用され、それ以上の濃度が検出されますと、その作物や加工品にも流通を全面的に禁止され、出荷停止や回収の責任が発生するというところでございます。その場合、消費者への被害は元より消費者からの信頼がなくなり、マスコミ等の風評被害により、産地としての大打撃を受ける可能性がございます。

いささか矛盾を感じながらも、これからの農作業では今まで以上に自分で使う農薬が他人への農作物に飛散しないように気を付けるとともに、他人からの飛散にも注意しなければならないということになります。

国内外消費者への安心・安全・信頼のおける農作物の提供のためには農家同士は元より、JAや行政と地域が一体となり農薬等の取扱いや飛散防止へ、なお一層の取り組みが必要であると思われまます。

今回の質問にあります水稻航空防除は、長年に及び旧松山町と旧有明町が水稻農家のために貢献してこられた実績のある事業として敬意を表するものでございます。多くの農家のために労力の軽減と米の増収を約束するものとして、今後も継続を願う事業の一つであります。しかしながら、これまで申しましたように、作業の効率の裏にはリスクが潜んでいることは否めません。

航空防除につきましては、行政が関与している事業でもございますし、散布時のドリフト問題、いわゆる目的外飛散については航空防除が一番その可能性が高い散布方法であるということは否定できませんし、その解決策が望まれるところでございます。

質問でございますけれども、5月に迫りました残留農薬等のポジティブリスト制度に対して、これまで行ってきた水稲航空防除を継続するための対策はどのようにされるのか、市長の答弁を求めます。

次に2点目の農業用マルチシートの適正処理に対する行政関与についてでございます。大まかな要旨は、マルチ資材を使った農業が拡大する中、回収率の低さと労力や環境への負荷が問題になっている農業用マルチビニール等の適正処理を行うための行政支援は考えられないかという質問でございます。

これまで日本の農業はさまざまな技術の革新によりまして、生産性の向上と省力化を進めながら戦後の食料の危機を乗り越え、現在の食料安定に大きな役割を果たしてまいりました。特に化学肥料と農薬、そしてマルチ資材等の出現で、すべてがマルチ栽培といわれるほど園芸の野菜から花卉、茶栽培等に至るまで農家の労力の低減と増産に貢献しております。

ハウスの被覆資材であります塩化ビニールと合わせますと、年間の全国の総排出量は20万トンに及ぶと言われております。それほど貢献している農業資材も、先ほどの農薬と同じように効率の裏にはリスクが潜んでおり、不法に投棄しますと環境汚染につながり、特に塩化ビニールについては野焼きをするとダイオキシンを発生いたします。

法律では廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定されまして、使用済みプラスチックのリサイクルがいろいろな手段で実施されてきました。農業プラスチックの60%を占めます塩化ビニールにつきましては、ダイオキシンの発生等もあり早くから回収に乗り出しており、ほかの製品へ再生する、いわゆるマテリアルリサイクルも進んでいるようでございます。

曾於地域におきましては、以前は農業周辺での焼却や不法投棄がかなり多かったように思いますけれども、各地域ごとの処理、協議会の意識啓発と回収事業によりまして回収率が上がっていることはまことに喜ばしいことでございます。しかし、全体の40%を占めます土壌マルチフィルムに使われておりますポリエチレン、このポリエチレンは畑での使用による劣化と土の付着等で、はぎ取り作業もかなりの重量でございまして、性質上のリサイクルが難しい上に全体的な処理量も把握されていないのが現状のようでございます。

植え付けてから収穫までの省力化はされたものの、産業廃棄物としての回収義務が適用されて以来、最近では手軽な資材とは言いがたいようでございます。ここ数年の焼酎ブームに乗りまして甘藷の植え付けがかなり増大してきております。地域の産業にはまことにありがたいことであり、多くの高齢者や兼業農家にも支えられまして、あれほど目立っておりました遊休地がなくなるほどの勢いで栽培されております。

松山地区における農業用廃ビニール回収事業の5年間の実績を例に取りますと、塩化ビニールの回収はあまり変化はございませんけれども、甘藷マルチに利用されておりますポリエチレンは17年

度の回収が、ここ3年ほどで約40%程度増えておりまして、容易に栽培面積の増大がわかります。

行政は国の方針等もございまして、法人や大規模農家、認定農家への支援には力を入れますけれども、ややもすると末端の農業者や環境まではなかなか目が届かない傾向にございます。今後、さらに進む高齢化でございまして、少しでも長く農業が継続ができるよう支援し、作業上出る廃棄物の手助けをするのも環境保全と福祉にも繋がる大事な仕事であると信じております。

全国的な農業用廃プラ処理に関しましては、ある程度の成果を見たということで援助を打ち切っている地域が多々ございますけれども、まだ積極的に取り組んでいる市町村もたくさんございます。志布志市の旧3町につきましては、松山地区が昨年まで3分の1程度の処理費の助成を行ってございましたけれども、合併協議によりまして継続は中止になったということで非常に残念に思っていますとともに、今後の処理や環境に心配が残るところでございまして。

質問でございまして、地域の農家が高齢になっても続けられる農業を支え、環境を守るべき責任が行政にもあるとすれば、農業用マルチ資材等を適正処理するための行政支援は考えられないか。市長の答弁を求めます。

以上、環境保全型農業の中から2点を質問いたします。以上でございます。

○市長（本田修一君） 坂元議員の一般質問にお答えいたします。まずはじめのポジティブリスト制度施行による航空防除についてでございますが、食品衛生法の改正による残留農薬のポジティブリスト制度が5月より施行されると、これまで行ってきました航空防除の存続が懸念されるが、継続されるための対策はどのように採られるかというような御質問であるようでございます。

安心・安全な農産物を求める消費者のニーズの高まりの中、これまでも残留農薬については農協生産団体等を中心に注意を払ってきたところですが、本年5月29日から施行されるポジティブリスト制度は、従来の基準よりかなり厳しい数字が示されており、これまで以上の取り組みが必要と感じております。すでに1月下旬から2月下旬にかけて、旧町単位で実施された集落座談会等においてポジティブリスト制度の施行に伴う農薬飛散の防止等について説明を行うとともに、作物ごとの会合においても積極的にこの制度の内容に触れ、生産者の注意を喚起しているところです。

さて、水稻の航空防除についてですが、本市におきましては旧有明町地区を中心とした早期水稻の航空防除を6月中旬から下旬にかけて、また旧松山町地区においては普通水稻の航空防除を8月中旬に実施しております。

航空防除の利点としましては、短時間で広い面積の防除を行うことにより防除効果が高く、経費の削減、作業の省力化が図られるところですが、その性質上、他の散布方法に比べて農薬の飛散を防止できないところです。早期水稻地区においては散布した635haの内、水稻作付面積は322haで転作率は約50%となっています。また、作目ごとの団地化がなされていないため、水稻と転作作物が基盤の目のような状況となっております。

さらに、転作作物は飼料が中心であるものの、地域によっては施設園芸用ハウスや摘栽時期を迎えた茶園、露地野菜としてカボチャ、キャベツ等も多く見受けられます。

ポジティブリスト制度に対する有効な手だてとしては、作目ごとの団地化を推進することである

と考えますが、短期間に実現できるものではなく、このような状況においては有人ヘリコプターにおける一斉散布の実施は不可能であります。しかしながら、農家の作業負担を考えますと事業中止の影響は少なくなく、本年度におきましては被害の危険性が少ない一定規模の団地化された水田につきまして、無人ヘリコプターによる散布で対応することに決定いたしました。

旧有明町においては航空防除を行政主導で実施しておりましたので、今回の実施方法の変更につきましては集落座談会等で説明し、概ね了解を得たところです。

普通水稻地区の旧松山町地区におきましては団地化が形成されており、時期的に被害作物も少ないこともあって、従来の方法においても危険性は少ないと思われませんが、旧有明町と違い協議会方式で実施されておりますので、最終的判断は協議会で決定されるものと考えます。

なお、早期水稻地区におきましても今後、協議会方式へ移行するべく現在、担当課を中心に取り組んでいるところであります。

次に、環境保全型農業問題について農業用マルチシートの適正処理に対する行政関与につきまして、マルチ資材を使った農業が拡大する中、回収率の低さと労力や環境への負荷が問題になっている農業マルチビニール等の適正処理を行うための行政支援策は考えられないかという御質問でございますが、マルチ栽培やハウスなどに幅広く利用されているプラスチック資材は農業生産の安定に大きく寄与しており、今後とも利用の増大が見込まれることから、使用済みプラスチックの適正処理は極めて重要な課題となっております。

農業用廃プラスチックの適正処理につきましては、廃プラスチック類適正処理対策協議会が中心となり、年4回の回収を行い、平成17年度実績で約230万トンの農業用廃プラスチックを回収しております。回収作業はJA職員及び市職員が中心となり作業を行い、回収日程につきましては案内文書の配布、防災行政無線及び有線放送等によって周知を図ってまいりました。今後とも市広報紙への掲載や文書により、農家に対する啓発活動を実施していきたいと考えております。

農業用廃プラスチック処理に対する行政支援につきましては、旧松山町で処理量の3分の1を行政で助成していましたが、合併に係る事務事業調整時に助成を廃止することで決定しております。これにより旧松山町の農家においては負担が増えることとなりますが、産業廃棄物処理に関する費用は基本的に自己負担と考え、今後はより安価に、安全確実に農業用廃プラスチックを処理可能な産業廃棄物処理業者への切替等による農家負担の軽減を、廃プラスチック適正処理協議会が中心となり検討していきたいと考えております。

○6番（坂元修一郎君） ただいま、市長の御答弁をいただきましたけれども、2件の詳細について更なる理解を深めたいと思いますので、再質問をお許しいただきたいと思います。

まず、ポジティブリスト制度施行の問題からでございますけれども、この問題は農薬を使用しなければ何の問題も発生しないわけございまして、世の中には農薬を敵視する向きがあります。消費者サイドからは無理もないことございまして、私も農業の実践者でございますけれども、お茶の無農薬栽培を2年間ほど体験いたしましたけれども、所得、その作業性には並大抵の苦労があったというふう実感しております。現在はやっておりません。

現在の農作物は、野生の植物を人間の嗜好に合わせて品種改良したものでございます。それが故に成分のバランスと申しますか、そういったものが実際アンバランスでございまして、病害虫や環境に対して非常に抵抗性がないということでございます。そのために、人間の世話をなくしては、ほとんど農業を専業とした場合の所得にはつながっていかないというふうに思っております。

そしてまた農薬につきましてですね、日本の農薬の規制は世界でもトップレベルで厳しい規制がございまして、散布されましても光によって分解されるものや二酸化炭素、アンモニア、水といったものにですね、分解される農薬が今は主流であるというふうに認識しております。

農薬を散布しなければ、どのくらいの生産性に影響があるのかということがですね、日本の植物防疫協会から報告がなされておりますので、若干のお示しをしたいと思っておりますが、これが農薬をかけなかった場合の減収、収量減少率と市場等に出荷した場合のですね、出荷金額の減少率で示してございます。

まず、今回問題の水稲でございすけども、水稲の場合まったく農薬を散布しなければですね、収量減少率が28%ということになっております。そして、出荷金額の減収率が38%ということです。大体3分の1程度の減収と出荷額が落ちるということになります。

ついででございすので、ほかの作物についても申しあげたいと思っておりますが、小麦につきましては収量が36%の減、出荷額で66%の減。キャベツでございすけども、63%の収量減、出荷額で64%の減。大豆が30%の収量減、出荷額で34%。キュウリにつきましては、61%の収量減と60%の出荷金額の減。大根につきましては、これが一番少ないようではありますが、24%の収量減と出荷金額の減少が37%というふうに出ております。そして、驚くべき数字がですね、ありましたんで、私もちょっとびっくりしたんでございすけども、リンゴ、ナシ、桃、この果実につきましては収量減少率が100%、ほぼ100%、出荷金額減少率がこれもまた100%であるというふうに報告がなされておりましたですね、実際、消費者からは農薬は使わない方が良いというこれも当然でございすけれども、実際の問題としてはですね、農薬を使用しなければもちろん日本の自給率は維持できないということでございます。

国内の自給率を安定させるためにも農薬のそういった使用基準を厳守しながら、今回のポジティブリストにも対応していかなければならないと思うわけでございすけれども、今回そのポジティブリストに設けられました一律基準の0.01ppmとはどういった数字なのか。普通の生活ではですね、感じられない数値でございすけれども、それと現在、国内に流通しております食品の残留農薬の数値ですね、農薬残留基準といったものがどのくらいで設置されてあるのか。もし、わかっておりますたらお示しをいただきたいと思っております。

○産業振興部長（永田史生君） お答えを申し上げます。残留農薬の基準ということで0.01ppmの数字というのを、ということでございますが、残留農薬を専門機関で検出試験を行う際の検出限界値とされております。これ以下のレベルの場合は検出されずということは、0.01までが限界値ということで、それ以下は検出されずということでございますから、このことから限りなくゼロに近い数値であるかと思っております。わずかでも検出された場合においては、規制の対象になるという考え方

じゃないかと思えます。

通常農薬の残留基準についてちょっと例を申しあげますと、例えばマネージ水和剤あたりが20ppm、スコア水和剤あたりも10ppmでございます。低いものではスミチオンとございますが、スミチオン乳剤あたりが0.2ppm、それからネマモール乳剤あたりが0.2ppmでございますので限りなくゼロに近い数字だというふうに認識をいたしております。

ちなみに、簡単に表現をいたしますと100 tの砂に1円玉を、比重でありますと、100 tの砂に1円玉の割合じゃないかというぐらいに言われているようでございます。

以上でございます。

○6番（坂元修一郎君） 今回のこの0.01ppmというのは外国からの残留農薬をきつく規制するための数値といったふうに捉えるわけでございまして、日本の流通している濃度につきましては20ppmから、低いもので0.2ppmというような数値のようでございます。

有明地区におきましては有人の大型ヘリから小型の無人ヘリに、ラジコンヘリに全面的に切り替えるということでございますけれども、いろいろ文献読んでみますと、この無人ヘリというのも70万円から1,000万円ぐらいかかるようでございまして、その維持費もですね、かなりの金額がかかると。そして保険等もあるようでございますけれども、有人ヘリと無人ヘリとのメリット、デメリットをさらにですね、説明していただきたい。散布能力の違い、効果ですね、効果に違いがあるのか。費用がですね、どれほどの違いがあるのかですね、お示しただければいただきたいと思えます。

○産業振興部長（永田史生君） 無人ヘリと有人ヘリのメリットとデメリットということについてお答え申し上げます。一般的に申しあげまして、有人ヘリの場合は、メリットというものは広範囲の面積を短時間で散布することができて、料金が安くなるということじゃないかと思えます。デメリット的には日程変更ができないということでございます。特に、ヘリコプターをチャーターするというような作業がございますので、日程が決まっているということでございます。それと事前準備が煩雑であるということでございます。散布地に旗を立てるなど、あるいは撤去作業、そういった作業があります。

それともう一つは危被害対策として、被害作物への対応、例えば養蜂やら家畜、住宅、公水面、車両等への呼びかけ等のそういった作業もございます。

無人ヘリにつきましては、メリットとしては、必要な場所だけ散布を確実に、適切に実施できるということ等でございます。危被害対策としては、事前準備が大幅に軽減されるということじゃないかと思えます。

デメリットといたしましては、料金がやや高くなるということと、水稻以外の作物への散布がないため、カメムシ等の駆除効果がどうなのかということも疑問視されておりますが、そこらあたりがどうなるかということです。

しかしながら、本市の早期水稻地区の状況から考えると、料金、効果については必ずしも一般のものとは違った側面があるかと思えます。

以上でございます。

○6番(坂元修一郎君) 実際、このポジティブリスト制度の施行につきましては、無人、有人よりも無人ヘリの方がですね、非常に効率もよく、被害等も起こらないのではないかというふうに取り入れられるわけですが、この質問に対しまして、あおぞら、そしてJAそお鹿児島両方の聞き取りもいたしたわけですが、有明地区におきましては有人ヘリから小型の無人ヘリに全面的に切り替えるということですが、その無人ヘリの調達ですね、農業公社等へ委託されると思いますけれども、この前の聞き取りではですね、現在、保有機の機数が、ラジコン無人ヘリが1機しかないということですが、効率よくその作業を進めるには何台必要なのか。

そうして、足りない部分はどこから手配するつもりなのか、お示しをいただきたいと思います。

○産業振興部長(永田史生君) 無人ヘリの考え方がございますが、現在農業公社に、これは有明町農業公社でございますが、無人ヘリが1機しかございません。1機で1日あたり30から40haを散布できるというふうに聞いております。

無人ヘリは普通作と、それから早期地区で協力体制ができていうふうに聞いておりますので、農業公社に確認しましたところ最大10機の参集は可能であるというふうに考えておりますので、現在有明地区で早期の水稲航空防除を、約300町ほどございますが、10機あれば簡単に申しあげて1日でできるのではないかと考えております。以上でございます。

○6番(坂元修一郎君) 10機あれば妥当な機数であるということですが、ほかの産地との連携も取りながらですね、進めていただきたいというふうに思います。

松山地区には水稲航空防除連絡協議会が設立されておまして、有明地区につきましては行政主導でこの航空防除をやっている。そして志布志地区においては実施されていないという状況でございますけれども、今後集積があれば志布志地区等の散布もできるでしょうし、松山町には大野原地区、有機米の産地もございますけれども、そういったところの小さな部分の散布も可能になっていくと思われるわけですが、今後の組織の再編等をですね、先ほど市長からも説明がございましたけれども、再度詳しくお聞き願えればというふうに思います。

○産業振興部長(永田史生君) 今後の組織の考え方がございます。合併の調整の中では関係機関等で構成する協議会を18年度に設立をします。ただし18年度は現行のとおりとするというふうなことで、私ども合併の中で調整をし、来たところでございます。

そういった中で、松山地区においては既に防除組合を中心とした協議会がされているわけですが、それから有明地区につきましては、40年以上行政主体でやってきたということがございます。

本年度に限っては従来どおり実施をしていくということと、先ほど申しあげましたように無人ヘリによる散布を行うということでだいたいそういうような段取りで進めているところでございます。

平行して、協議会の核となる防除組合の設立については、志布志地区も含め今後、農政課を中心

にそういったことに取り組んでいこうかという考えでございます。

また早期と普通期では防除日程やら使用薬剤、それから実施方向に差違がございます。特に協議会の本部の下には早期水稲部会、あるいは普通期の水稲部会と、そういったものを一応立ち上げながら今後検討していけばどうなのかということで現在、考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番（坂元修一郎君） 航空防除によりましてポジティブリストの被害が発生した場合ですね、被害が非常に広範囲に及び、出荷停止、回収はもちろん賠償責任や産地風評被害に発展する恐れもでございます。今後も十分にですね安全に気を付けながら、水稲農家の労力の軽減と増収のために継続をお願いしたいというふうに思います。

2番目の農業用マルチシートの適正処理に対する質問でございますけれども、合併協議では処理のための助成はしないと。有明地区におきましては積みおろしの機材も増えたということでございますけれども、そういったこともなくなるというわけでございますが、そういったことが決定された経緯にはどういった話し合いがなされたのか、わかっておりましたらお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。お答えする前に、先ほどの私のこの廃プラスチックの件でお答えしましたことにつきまして、間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。平成17年度の農業廃プラスチックの回収の実績が230tだったんですが、私の方で230万tというふうにお答えしましたので訂正をさせていただきます。

それでこの農業廃プラスチックにつきまして、今お答えしましたような形で、今後はですね、各農家の方々に処理をお願いしたいというふうに合併協議会で決まりました経緯につきましては、先ほど答弁いたしましたように、こうした産業廃棄物の処理に関することについてはですね、本来それぞれの方々がそれぞれの負担ですべきだというようなことですね、このことについてもそういったふうに御理解いただきたいというふうに決定したように思っております。

○6番（坂元修一郎君） 助成が無理であるとすればですね、ほかに農家へのサービスはできないかというふうに私的にも考えたわけでございますけれども。まずですね、回収回数を増やせないかということについて、ちょっとお聞きを申し上げます。

実際、現状では6月、8月、10月、12月の回収事業がなされているようでございますが、その内の10月と12月にですね、非常に集荷の量が集中して、実際10月、12月、作物の収穫時期でございます甘藷等につきましてはマルチ等のはぎ取り作業があるわけでございますけれども、10月と12月ですね、回収回数を少しでも増やして、1回あたりの回収をですね、高齢者の方もいらっしゃいます。1回にたくさん持って行くのではなく、小刻みに処理ができないか、1回に多くなりますとその処理に関する費用もですね、多くなっていくわけでございますけれども、実際、産廃業者のトラックが来るわけでございまして、それが満杯にならない場合もあるわけでございますけれども、行政としてはそういった差額分を助成する考えはないか、質問いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。先ほどお答えしましたように、今後はより安価に安全

確実に農業廃プラスチック処理可能な産廃処理業者への切替等によりまして、農家負担の軽減を廃プラスチック適正処理協議会を中心として協議していただきまして取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、そのようなふうに御理解していただければありがたいと思います。

○6番（坂元修一郎君） 前向きな検討をしていただきたいと思います。

実際、この問題につきましては個人、自己責任、そしてまた売る方にもですね、若干の責任があるんじゃないかというふうに私は思うわけでございます。いわゆる、ジュースの空き缶等にございますレポジット制度、売る時にその処理料を負担させるという方法があるわけでございますけれども、あおぞら、JAそお鹿児島両農協に聞き取りに行きまして、何か良い方法はないでしょうかというふうに話をいたしましたけれども、その中でですね、JAが2つあるということ、そして商社もあるけれども、その中で納品書、領収書等で販売がわかるとすれば、そのレポジット制度、いわゆる販売時徴収制度の施行も考えられるのではないかとこのふうにお聞きしております。経済連等の働きかけも重要であると思っておりますけれども、このことについてお答えをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。このレポジット制度が施行されて、この、今、廃プラだけのことでなくてすべてのですね、生産物について、こういった制度が施行されればいいなというふうには私自身も本当に思うところでございます。

それを国でも施行しようということで取り組みを一旦始めたわけですがけれども、途中腰砕けになったような状況でして、ある特定の品目についてのみ、また別な形でですね、レポジット制度に代わるような形で取り組みがなされているようで、このことについては将来的に国自体が全体で取り組むべき事業ではないかなというふうには考えております。

そのようなことで、現在の段階では、このある一定の地域で、こういった特定のものについて取り組むというのはなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 現時点ではこのレポジット制度も無理だというふうに理解いたしましたけれども、今後ですね、国、経済連等への陳情等もお願いしたいというふうに思います。

近年、澱粉で作られました、コンスターチで作られました生分解性のマルチフィルムがいろいろ研究されているようでございます。普及センター等へ行っていろいろお聞きしましたけれども、実際、実用段階に入っているというようなことでございました。

金額的に3倍程度の金額が掛かるということでございましたけれども、回収の必要がなくですね、土壌につけこみますと微生物の力も借りまして水と炭酸ガスに分解していくというような現代にマッチした資材のように思うわけでございますけれども、各地でこういった試験等がなされているようでございますけれども、そういった試験結果等がわかっておりますらお示しをいただきたいと思っております。

○産業振興部長（永田史生君） 生分解性マルチの実験の件についてでございますが、現在2、3年ほどマルチのテストもやっております。場所によっては多少違うかと思っておりますが、収穫につきましては、ほぼ普通のマルチ程度には収穫できるのではないかとこの結果は得ております。

ただ、マルチそのものが分解する時に、小さく細切れに分解しますので、そこらあたりが風によって飛散をするというような苦情等も出ておりますので、業者によってはすでにマルチの分解性マルチを使っている業者もありますけれども、そういった苦情等もございます。

単価につきましては、先ほど議員の方からおっしゃいましたように、やはり3倍程度の単価がかかるということでございます。なにせ私ども、今回合併をしましたが甘藷の面積そのものが約1,000町ぐらいの面積でございます。そういった莫大な甘藷の面積にこのマルチを使うわけでございますので、今後いろんな角度の中でまだ値段的にも安くなっていくのかなというふうにも考えておりますので、そういったことを検討しながら進めていくという考えでおります。

以上であります。

○6番（坂元修一郎君） 生分解性マルチもですね、今後ブームになってくる時代が来るのかなというふうに思いますけれども、たくさん量があればですね、こういった価格も当然ながら安くなって来るというふうに思っております。

そういったことも視野に入れながらですね、環境汚染しない農業の構築、農家に農作業以外の負荷が掛からないよう行政サービスに努めていただきたいというふうに思います。

最後でございますけれども、今回の質問をするにあたりまして、平成11年度の初めにニュースステーションという番組で、ニュースキャスターの久米宏氏が埼玉県のはうれん草をはじめとする野菜がダイオキシンに汚染されているという解説をいたしまして、所沢周辺の野菜が大暴落して大騒ぎになった事件を思い出しました。

この事件の結末は、産業廃棄物焼却施設から少量のダイオキシンが排出されておりました、農薬からは国の基準値以下のダイオキシンが検出されまして安堵したわけでございますけれども、これにより久米氏は大非難を受けたという事件であったように私は記憶しておりますけれども。

確かに軽はずみな報道は消費者の混乱を招き、農家にとっては大きな被害をもたらしました。しかし、この事件で学ぶことが非常に私は多かったように思います。まず、この事件のお陰でごみの不法投棄や焼却などの意識が改善されまして、ごみ問題に大きく貢献いたしました。また、消費者、農家ともに安心・安全な食品に対して関心が非常に高まったことでございます。そうして何よりも驚いたのは、メディアの風評被害の怖さではなかったかというふうに思います。

我々、この志布志市地域はその食料を生産し、生活の糧にしております。市長の所信表明の中にもございましたけれども、地域循環型産業の振興、ここにありますように行政のしっかりした管理の下、安心・安全で信頼の持てる産地として環境と農業が両立しながら、子々孫々まで発展していく産地であることを希望しながら、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で坂元修一郎君の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。午後は1時10分から再開します。

—————○—————

午後0時6分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、金子光博君の一般質問を許可いたします。

○16番（金子光博君） 松山選挙区選出の金子光博でございます。ひとつよろしくお願ひします。

まず一般質問に入ります前に、まずもって今回の志布志市長選挙の激戦を制されて新生志布志市の初代市長に就任された本田修一市長に心からのねぎらいと敬意を表しますとともに、今後の御活躍を御期待申しあげます。

それでは一般質問に入りたいと思いますが、県道の改良整備の見通しについてでございます。御承知のとおり旧志布志町市街地と旧松山町泰野、尾野見地区を結ぶ唯一の基幹道路は県道柿ノ木・志布志線でございます。この路線は、志布志・都城を結ぶ物流の動脈としての機能はもちろんのこと、一方、志布志商店街は旧松山町民にとりまして商業圏内であり、多くの町民が利用し、通行する大変重要な路線であります。

これまで、旧松山町側からは年次的、計画的に拡幅改良がなされ、旧町境の柳橋までは整備が完了されておりますが、柳橋から弓場ヶ尾間の約2kmについては極端に狭隘で、離合も困難であり、非常に危険な状況であります。この路線の整備は通行者はもちろんのこと、旧松山町民にとりましても長年の悲願でもあり、また懸案でもあったところでございます。

この問題は今回の合併を期に、速やかに解決すべき最重要路線として考えますが、この路線の現在までの取り組みと今後の見通しについて伺いたいと思います。

次に、県道塗木・大隅線、松山町泰野地内の整備状況について伺います。現在、継続的に地方特定道路整備事業により、松山町泰野の中心地が整備されつつありますが、残された区間は一番交通事故も多く発生し、大変危険な地帯であります。一刻も早い整備が待たれるところでございます。この路線の進捗状況と、見通しについて伺います。

以上の2点について、できるだけ詳しくわかりやすい答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 金子議員の質問にお答えいたします。はじめの柿ノ木・志布志線のうち、柳橋・弓場ヶ尾線間のことについてでございますが、県道柿ノ木・志布志線につきましては旧松山町と旧志布志町を結ぶ幹線道路でありながら、柳橋から市街地側への2.1kmは道路幅員が狭く、歩行者はもとより車両通行にも支障をきたしておりましたが、昨年12月に地元説明会を開催し、地元の同意を得て、この区間の内、1.4km区間につきましては大隅土木事務所で路線測量及び基本設計を行っております。

鹿児島県としましては、この区間でも最も危険な1kmにつきましては、平成18年度から第1期工事区間として事業を実施化に向け調整中と伺っているところでございます。

次に、2番目の塗木・大隅線の泰野地内の進捗状況はどうなっているかということでございますが、県道塗木・大隅線は旧松山町を東から西に縦断する幹線道路であり、泰野地区は松山町のほぼ中央に位置しております。この地区の全体事業といたしまして、総延長は780mを2工区に分けて実施される計画となっております。

第1工区は延長340mで、平成11年度から16年度までの6年間で総事業費4億4,400万円を掛け完成しております。また、第2工区におきましては延長440mで、平成17年度から25年度までの9年間の計画となっており、平成17年度は事業費5,000万円用地買収と建物補償を行い、平成18年度におきましては事業費7,800万円で計画されているところでございます。

2工区全体としましては、用地買収、建物補償等数多く、相当な経費が見込まれますので関係所有者の御理解と御協力が欠かせないものと思われ、市としても事業の推進には努力してまいりたいと思います。

○16番（金子光博君） ただいま答弁をいただきましたが、柳橋・弓場ヶ尾間については18年度に工事に入るというようなことで、非常に喜ばしいことではないかと思えます。

この問題の取り組みについては、旧曾於8カ町の議会の御理解と御協力をいただきながら、志布志町議会、松山町議会が平成16年並びに平成17年の県政懇談会において曾於郡提出議題として強力に陳情要請した経緯もあり、平成17年度の調査については、県より今、答弁で調査については回答をいただいたところでもあるわけでございます。

合併後の旧3町の均衡ある発展を促すためにも、1年でも早くこの全線が開通することが大切なことではないかと思っております。18年度から工事に入って何年後ぐらいに完成するのか、そのめどがわかっておったら教えていただきたいと思えます。

○建設部長（井手南海男君） 完成目標年次は何年頃かという御質問でございますが、あくまでも県の予算との関連もございますので、一応の目標年次といたしましては平成23年を予定しているところでございます。

○16番（金子光博君） 平成23年といいますと6年ですよ。あそこの場所を見た時にですね、市街地が連なっておるそういう場所だったら理解もできます。泰野の塗木・大隅線みたいにですね。現況は山林と畑ですよ。そういうところがどうしてそういうような長い年月が必要なのか、私には理解できませんのですが、そこらへんについてもうちよっと詳しく説明して下さい。

○建設部長（井手南海男君） 確かに、畑地等が多いわけでございますけれども、やはり5億、6億という事業費としてはかかる予定でもございます。また県の財政改革プログラムの中でも県道につきましてはおおよそ2割程度減と、17年度につきましても2割程度、それから18年度につきましても2割程度減ということの背景もございまして。

そういう背景で、かなり長期のスパンということになるわけではございますけれども、市としましてもいろんな要望活動を展開してまいりたいと、極力早急に進むようにそういう活動は展開したいと思えます。

議員におかれましても、ぜひその点について県土木事務所等への要望を、御協力をお願いしたいというふうに考えます。

以上です。

○16番（金子光博君） おっしゃるとおりですね、これを1年でも早く完成させるためには、やはり市を挙げて、地元の協力はもちろんのこと、我々議会なり、またあるいは地元選出の県議会の県

議の先生たちにも協力要請をしてですね、やはり一刻も早く完成することを願っているわけでございます。

18年度の予算で工事に入るということでしたけれども、内訳について、先ほどの予算の内訳について教えていただきたいと思います。

○建設部長（井手南海男君） 予算につきましては、今、土木事務所の方から県の財務課と申しますか、そこで予算の折衝中ということでございますので、どれほどの予算が獲得できるかということについては正確な数値は申しあげられませんが、大体これはあくまでも交渉時点でございますので1億円程度いければいいのかなと。ただし平成18年度につきましては、事業といたしましても用地買収にまず取りかかるということでございます。

○16番（金子光博君） 用地費が、用地買収の方が先になるわけですが、済みません、18年度でどれくらいの距離を見込んでおられるのか、再度答弁をお願いします。

○建設部長（井手南海男君） 全体で2.1km、その内の1.4kmについて地元の同意を得るための説明会をしたということでございまして、その内の危険な部分1kmについての用地買収を始めるということでございますので、その域の中のどの程度の用地買収ということまでは、ここでは言明できません。

以上です。

○16番（金子光博君） 危険な、特に危険な場所ということでしたけれども坂中でしょうか、平坦な部分でしょうか、どちらでしょうか。

○建設部長（井手南海男君） 私のちょっと表現の仕方がまずかったと思いますが、2.1kmの内、いわゆる平坦な部分の1.4km、その内の平坦な部分の中でも少々危険な箇所1kmをまず行うということでございます。

○16番（金子光博君） できる部分からですね、早く着手していただいてですね、早期の完成をどうしてもして欲しいわけでございます。

現在ですね、通学、通勤する方々はもちろんのことですけれども、松山は野菜と畜産の町ということでやっらくを大々的に謳っておったわけですが、泰野・尾野見地区にですね、肉用牛の肥育農家、それから養豚、ブロイラーの農場、これが農場が全部で38農場がありますけれども、これにですね、月に約400台以上の大型車が飼料を運んでいるわけですよ。その大型車の車両がわざわざ、あそこが狭隘で離合ができないために、遠回りをしてですね、新橋の方へ、伊崎田から新橋の方へ回って泰野・尾野見の農場に大型車で飼料を配付しているような状況なんですよ。

やはり、市長は伊藤知事とも中学、高校の先輩、後輩ということでしたので、この志布志にとって農業も非常に大事な産業の一つでございますので、月に400台以上ですよ、志布志の飼料基地から15分も掛けて行けるところを、30分も40分も掛けて行かないかんわけですからね、こんな不効率なことはないわけですよ。

そういう実態も踏まえて、市長の意気込みをもう1回聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。この路線につきましては、合併協議の中でも協議がな

されておりました、特に松山地区の議員の方からも、この地区の整備を速やかにして欲しいというようなのが出されておりました。

そして、全体的な交通体系を整備するにあたりまして、この路線につきましては特に早急に重点的に整備すべき路線ということで協議がなされております。したがって、今お話ししましたような計画で進みたいというような形で今まで示されておったわけですが、今、激励がありましたように、この路線につきましては特に重点的に、早期に開通するように働きかけをしてみたいというふうに思います。

○16番（金子光博君） ただいま市長より力強い言葉を頂きましたので、それを信じて我々もできるだけの協力をしていきたいというふうに思っております。

松山町の泰野地内の改良ですが、ここの件は平成何年頃までをめどとして考えておられるのか、そのことについて答弁をお願いします。

○建設部長（井手南海男君） 何年ぐらいまでがめどかということですが、2工区についてということですが。

現在、1工区については完成しておまして、2工区につきましては約9年間ほど必要だということですが、おおよそ、あくまでもこれは計画でございますが、25年度までが予定されているということでございます。

○16番（金子光博君） わかりました。住宅なり商店街が連なっている場所でもございますので、事業費については用地買収、補償それなりに相当額の金額が必要だというふうに理解できますので、わかった上で1年でも早く完成できるように担当部署として頑張ってくださいというふうに考えております。

旧松山町民にとりましては、柳橋・弓場ヶ尾線につきましては生命線となるような道路でございますので、完成のめどがつくまでは継続的に私も質問を続けさせていただきたいと思っておりますので、ひとつ我が同僚の木藤議員の言葉を借りますと、土木の予算は油断をすると、じゅくりっしょをカラスがつくじるようなもんじゃと、どっからでも予算をおとられる可能性が、非常に危険性が多いと。鉛筆も立つれや、その倒れた方に予算がたくさん付くんだというようなことを過去の経元に話をされますので、ひとつ大変なことは重々わかっておりますが、県との折衝をこまめに、頻繁にさせていただいてですね、予算がほかのところに持っていかれないように頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で金子光博君の一般質問を終わります。

次に、15番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○15番（長岡耕二君） 志布志市議会議員として初めて一般質問をさせていただきますが、通告順に質問させていただきます。

この新しい市を考えた時に、世界に開く国際港、そしてこの背後、この台地、どうするかがこの地域の発展につながると思います。市長の所信表明にありましたように、国際交流都市を目指す

いうことでありますが、この地域で第25回からいも交流が開催されております。

いろいろな国から日本に留学している学生を中心に、100名近くの学生が参加しております。大阪からサンフラワーで志布志港に入港し、県内各地にホームステイをしております。最後の3月26日には志布志の緑地公園で参加学生、ホストファミリーが一堂に集まり、からいも祭が開催されます。市長、また皆さんもぜひ国際交流を深めていただきたいと思います。

旧志布志町ではアメリカのシアトル市との研修や、志布志港に寄港している蘇州号で中国の研修等がありました。各町において人材育成のため、国際交流研修がそれぞれ行われておりましたが、今後どのような計画で行われるかお伺いいたします。

次に地域政策の中で、今まで志布志ではふるさとづくり委員会があり、校区単位で自分達の地域おこしを計画し、進めていった事業があります。これは、大変有意義な事業であり、今後もぜひ続けて欲しいという事業であると思います。どのような考えであるか、お伺いいたします。

今、地産地消が叫ばれている時代であります。食の安心・安全が要求される時、生産者の顔が見え、安くて地元産の食品を提供する「まるごとうんまかもん市」や秋の収穫祭などがありました。住民にも定着しつつあり地産地消の推進にも大きく役立ってきたと思いますが、今後どのような計画をされているのか伺います。

次に、道路行政について伺います。私たち議員に相談が多いのが道路問題です。さっきもありましたように、特に県道の改良が遅れているようでございます。地域の皆さんが大変不自由されているのが実情です。県道の改良率を調べてもらったところ、50%前後であるということでもあります。ぜひ計画的に進めて欲しいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に生活関連道路の整備でございますが、いろいろとあるかと思いますが、例えばある保育所の前に大きな側溝があります。蓋がありません。上流には構造改善が終わった畑地があり、雨が降ると大量の水が流れてくる。子ども達が流れる危険があるのではないかという住民の相談があったりいたします。生活関連道路は、その道路を利用している皆さんが不自由を感じているということでございますので、ぜひ早急に対応して欲しいというふうに考えます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。過疎地では年々児童数も減少し、小規模校の複式学級も珍しくなくなりました。人数の多い複式学級もたくさんあるようでございます。こういうところは補助教員の必要性を感じますが、どのような対応を考えておられるか、お伺いいたします。

また潤ヶ野小学校の体育館の建て替えについて、計画についてお伺いいたします。旧志布志町ではさまざまな検査が終わり、建て替えの予定で、子ども達をはじめ地域の皆さんも体育館建設を楽しみにしているところでございます。この体育館は雨が降れば雨漏りがひどく、外壁もひびが入り、今にも落ちそうにしている体育館でございます。

また、小学校は災害時の地域の避難場所にも指定されておりますが、その役割も果たせない状態です。ぜひ18年度中に潤ヶ野小学校の建て替えをしていただきますよう、強く要望して1回目の質問を終わります。誠意ある答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） 長岡議員の質問にお答えいたします。

まずはじめの国際交流都市をどう進めていくかということについてでございますが、今お話しがありましたように、現在からいも交流の留学生の皆さんがこの地にまいっていらっしゃるということで、15日間の交流が始まったということであるそうでございます。私もその歓迎式に参加させていただきまして、今年25回目を迎えられて、その受け入れの家庭で構成されているからいも交流会の皆さん方の御努力の賜だというふうにありがたく思ったところでございました。

特に、からいも交流・春というものは、この志布志港で受け入れ家庭との対面式が行われるなど、志布志港が国際交流の玄関口としての役割を果たしているものと考えております。

留学生が滞在する15日の間には、からいも交流友の会が主催する歓迎交流会、植樹祭やお別れ会等が実施されるとお伺いしております。市といたしましても、留学生と受け入れ家庭、地域住民の国際交流の場を提供されているからいも交流友の会の活動に対しまして引き続き支援してまいりたいというふうに思います。

そして青少年教育におきまして、私どもの志布志市といたしましては、現在までに異文化・異言語を体験することで国際感覚のある青少年育成をするために青少年研修事業を実施いたしております。これは旧松山町で平成10年から実施してまいりました米国トレーシー市への小中学生派遣、旧志布志町で平成6年から実施してまいりました米国シアトルへの高校生派遣、志布志港へ寄港しまず蘇州号を利用した平成11年からの中国上海市への小中高校生派遣を発展的に継続することとしております。

まずトレーシー市へは志布志市内の小中学生10名、シアトルへは高校生の語学研修のため5名、中国研修は小中高校生を10名派遣する予定であります。これまで、この事業に参加した研修生はジュニアリーダーや高校生クラブの一員として、地域の子ども会のリーダーとして活躍しておりますし、進路や職業に大きく影響を受けた研修生が多いようであります。

次に、ふるさとづくり委員会についての御質問ですが、ふるさとづくり委員会につきましては議員も御承知のとおり、旧志布志町において地域の課題や特性を住民が話し合い、住みよい地域づくりに向けての活動を行いながら将来の地域ビジョンを描き、それらを行政が支援し、協働して住み良い環境を整備し、地域づくりを推進していくとして平成14年度に志布志地域の11地区で設置されたものです。

委員会設置後はそれぞれの委員会で話し合いを重ねながら、地域活性化プランが策定され、そのプランに基づき課題解決や地域づくりにこれまで取り組んでいただいております。具体的にはひまわりやコスモス、菜の花の植栽などの環境美化、ふれあいの森の整備、ふるさと朝市や桜祭りなどの開催、遊歩道の整備、散策道の整備、ソバ栽培からソバ粉の販売、また伝統行事を復活させ、継承していく活動などそれぞれの地域の特性を活かした活動が企画され、実施されてきていると報告を受けております。

委員会の中には環境整備につき県等へ要望したり、関連する県等の事業を取り込もうとする積極的な姿勢が見受けられ、自分達の地域は自分達で整備していくとの自立した意識が芽ばえ、住民の皆さんの大きな自信にもつながってきており、地域づくりに対する熱意を感じております。

また計画づくりや委員会の活動には市職員もサポート役として地域に出向き、地域の方々と一緒に活動しながらお互いに交流を図り、職員との信頼関係も徐々に確立されてきております。職員自身も地域に貢献できる喜びを感じながら、地域の方々に育てていただいているところです。さらに、サポート活動を通して地域課題に対する行政の役割を把握し、地域づくりへの職員の熱意と意欲が住民サービスにつながってきているとの報告を受けております。

住民の皆さんにおいては、住民自らが話し合いを重ね、委員会を設置し、地域活性化プランを策定したことで住民自身ができること、住民と行政が協働でできること、行政が行うべきことが住民自身に認識され、共生・協働・自立の地域社会が一步一步整備されてきていると感じているところです。

次に地産地消の取り組みについての御質問ですが、輸入農産物の増加や食品の不正表示が発覚するなど顔の見えない農産物に対し不安をいだく消費者も多く、安全で安心な農畜産物に対する期待や地産地消に対する意識は年々高まってきております。

合併前は旧町単位で学校給食への食材の提供、直売組織の育成、イベントの開催、試食会、料理コンテストを開催するなど、それぞれの地域で特色ある地産地消の推進事業に取り組んでまいりました。合併協議では新市でも継続して実施するという方針でしたが、取り決めの主体や内容に差違があるため所要の調整をする必要があり、新市において地産地消を推進する組織を設立し、新市の特性を活かした地産地消の推進を図るという調整結果でした。

市内で生産された安全な農産物を市内で消費し、市民の健康増進を図り、さらに生産者の所得、農や食への理解が深まることは市の活性化を図る上で重要なことと考えております。活力のある均衡の取れた事業計画を策定するよう担当職員に指示し、現在策定中ではありますが、なるべく早い段階で具体的な内容をお示しできるよう努力しておりますので御理解いただくようお願い申し上げます。

次に、道路行政についてでございます。県道の改良率が低いですが、今後の計画はどうなっているかという御質問ですが、本市には県道が24路線あり、延長において14万1,197mで幹線的道路網が構築されていますが、改良率は60.38%となっており、鹿児島県の県道改良率76.4%と比較しましても、かなり低いものと思われまます。

本市においては鹿児島県に平成18年度県道整備として7路線、8工区を要望しているところですが、県においても財政的に非常に厳しい状況の中、本市要望路線の実施に向けて最大の努力をいたします。

次に、生活関連道の整備についてでございますが、本市におきましては地域での生活環境の向上を目的とし、且つ市内どこに住んでも安心して快適な生活が営めるような居住環境を醸成すべく集落道等整備事業を実施するところでございます。

本事業につきましては、国や県の補助事業に適応しない集落道や排水路といった生活に密着した関連施設を整備しようとするものであり、現在事業の対象や採択要件といったこと等についての要綱を策定中でございます。

次に、教育行政の中の小規模校の複式学級への対応についてでございます。小規模校における複式学級への対応でございますが、17年度には志布志地区においてのみ複式学級の学校がございました。複式学級の授業においては1人の教師が2つの学年を同時に指導するため、指導方法に工夫が必要です。特に、複式学級の中でも児童数の多い場合には指導が難しくなります。

これまで複式学級のあった旧志布志町地区では、町単独で指導方法工夫改善補助教員4名を配置しておりました。これは、例えば小学校3、4年の担任が3年の児童について指導している際、4年の児童への指導が手薄になることから、4年の補助をすることで学力の維持を図ることを目的としております。

併せて、志布志地区ではこれまで該当校の教職員により5校研究推進教育委員会を設置し、合同授業をするとともに、研究授業等を通して小規模複式校での指導技術の研究を行っておりました。今後は松山、有明地区におきましても少子化の進行により複式学級になる可能性がございますが、そうなった場合は現在の志布志地区で実施しているこの方法の功罪について検証し、複式学級の指導方法について総合的に研究してまいります。

次に教育行政の潤ヶ野小学校体育館建設についてお答えいたします。潤ヶ野小学校体育館は昭和47年に鉄骨造により建設された350㎡の建物であります。建物の経過年数は34年を経過し、鉄骨部の腐食など老朽化が進んでいるため、平成16年度に構造の状態を把握するため耐力度調査を実施したところであります。

新市における施策は主要事業計画等も策定中の段階でありますので、整備時期については学校施設整備に限らず他の事業や、地域及び生徒児童数の推移等を勘案しながら、財源を踏まえ十分に検討してまいりたいというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま教育行政小規模校の複式学級、それから潤ヶ野小学校の体育館等につきましては市長の方からる説明をいただきましたとおりでございます。

私ども教育委員会といたしましても、今答弁にありましたような複式学級につきましては、今後、やはり有明、松山地区におきましてもそう遠くない時期にですね、複式学級になる可能性は十分に秘めておりますので、そうなった場合に、現在、志布志地区で行っておりましたこのやり方がはたして良いのか、あるいはまたほかに良い方法はないのか、あるいはまたこれは町単独で行って、もらっていた補助金事業でございますので、これはまた県当局とも御相談いたしましてですね、もしそういう方法があるならばそちらの方のお力もいただいて小規模校への対応をですね、考えていかなければならないかと思っておりますのでございます。

また、潤ヶ野小学校の体育館につきましては、私も先に学校訪問をいたしまして実際に見てまいりましたが、今、市長の答弁にあったとおりでございまして、相当古くなっているなということは感じて帰ってきたところでございます。

以上でございます。

○15番（長岡耕二君） 今、答弁がございましたが、それでは順次質問をさせていただきます。

国際交流の答弁がございましたが、今まで現在まであったものを説明されて、今後の計画というも

のが、私が欲しかったのはそういうところでございます。それと含めてですね、今回の場合、いろいろとあるかと思いますが、今回の場合は人の交流を中心に質問をさせていただきます。

志布志といいますと歴史がありまして、中国との交流、何百年前から続いているということでもあります。市長の思われている国際交流というものはどこを中心に考えておられるか、アジアそして今も志布志ではアメリカのシアトルとの交流が10回ほどあります。その中でですね、研修に行かれて、あの町が気に入ったからということですね、4年間ぐらい研修に行ったり、2年間ぐらい研修に行った子ども達が帰ってきて志布志でいろいろな活動をやっております。

そういうところをですね、やはり人と人の交流の中で、この町がどういう交流の都市の拠点づくりとしていけるのか、そういうところ、そしてこの人と人のネットワークというものを、この町のためにどういうふうに活かしていけるか、そういうところを、もし計画があれば教えていただきたいというふうにも考えております。その2点だけをお願いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、青少年の海外教育研修事業につきましてはシアトル、そして米国トレーシー市、それから中国の上海、寧波というふうに多岐に亘っておると。そして長岡議員がお世話されています、からいも交流のそういった国際交流もあるというようなことであるようでございまして、非常に多岐に亘っているんだなというふうにも実感としては感じたところでございました。

今、お話しがありますように、私どものこの新生志布志市につきましては、中核国際港湾を中心といたしまして世界へ、アジアへというような形で今後展開していかなければならないかというふうに思います。

そのようなことを考えます時に、当然このアジアの大きな中心地であります中国というものが、大きく手を結ぶべき相手ではないかなと、そことの交流を深めながら今後の志布志市の発展につなげていければ、この私どもの地域の発展と人と人の交流が、そして歴史と文化のまた再復興にもつながるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

現在のところ、具体的には計画は持ち合わせておりません。

○15番（長岡耕二君） ぜひアジアの中心として、この町が大きく伸びていくであろうというふうに捉えております。

その中で、人が動けばものが動く、そういう感じでぜひ今後検討していただきたいというふうに考えています。今までの、さっきも言いましたように、人と人のネットワークというものを、もうちょっと充実していけたら、まだまだ視野が広がるんじゃないかなというふうに考えていますので、ぜひそういうところも今後の計画に入れて欲しいというふうに考えています。

次に、地域政策についてお伺いいたします。今、旧町3町ではいろいろな活動があるかと思いますが、ぜひ今までやってきた志布志のふるさとづくり委員会というものをですね、ぜひ継続していただければありがたいなというふうに考えています。それもですね、やはりこの地域を考えた時、住民の皆さんが心配されるのがですね、合併してこの自分達の地域が置き去りにされていないだろうかという深い思いが地域にはあるんじゃないかなというふうに捉えております。

その中で、やはり自分達で築いていこうと、自分達で計画していこうという意志をですね、皆さんの自分達の思いをそこに計画されている部分が多分にありますので、そういう地域といいますか、そういうところを重点に考えられないかということと、新しい町に合併して、そういうところを住民の不安感というものを取り除くためにも、これは継続して欲しいというふうに考えていますが、市長のお考えをお願いいたします。

○市長（本田修一君） このふるさとづくり委員会につきましては、平成14年度から取り組まれておりまして、今まさに事業が軌道に乗り、地域の方々が自ら考え、そして行動を起こされたことが花が開きつつあるというふうに伺って非常に嬉しく思ったところでございます。

このことを踏まえまして、このふるさとづくり委員会というのは校区中心でございますようですから、現在11地区がありまして、それをさらに松山の3地区、そして有明の7地区まで拡げて、このふるさとづくり委員会を全市で立ち上げていければというふうに思っております。

そして、この当初の狙いどおりに、その地域の方々が自分達の住んでいる周りのことについて十分考えられ、そして討議を重ねられ、その上汗を流していただいて立ちあがっていただくということができれば、私が所信表明でもお話したような目的の、地域住民の自らの組織づくりにつながっていくというふうに思っております。

○15番（長岡耕二君） ぜひ、そういうふうに進めて欲しいと思います。

そして次に入りまして、地産地消の件でございます。志布志でうんまかもん市が開催されておりますが、この地域を考えた時ですね、やはり大きな飼料工場を持ち、2つの畜産といいますと処理工場を持っている、そして身近に生産者がおり、そして第三セクでアピアですね、そして身近に消費者がいる、この地域でですね、やはり地産地消ということ考えた時、ぜひこの特色ある地産地消というものが定着していくんじゃないかなというふうに考えています。

今まで、私なんか取り組んできた状況でいいますと、やはり消費者の皆さんから今言われている安心安全、そして顔の見える食材というものが身近に、消費者の人が実際に買いに来ていただいて、その中でこの食材を買いに来るのが楽しみだというような消費者の声もあります。そういうところがやはりこの後定着していく原動力になるんじゃないかなというふうに考えております。

他町でもあるかと思いますが、そういうところを地域の産業の発展、拠点としてできたらというふうに考えています。その中でですね、やはりこの地域の消費者だけではなくて自分達の身近な人が、例えばですね、お歳暮お中元に、ここで採れたものを送るとしますとですね、それが即商品化されたような形になっていくのが今の流通ではないかなというふうに考えていますので、ぜひそういうところを売り込む形でも地産地消をちょっと広くしたような形で進めていけたら、この地域の発展に、生産そして消費の方も宣伝ということになるんじゃないかなというふうに私は考えていますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。地産地消のあり方につきましては、さまざまな形態があるかというふうに思います。先ほども言いましたように、例えば学校給食への食材の提供とか、それから今お話しにあったように、例えばインターネットとか既存のルートを使った形で区域外の

方々に、そういった歳暮あるいは中元というもので販売していくというようなこと、あるいはイベントを開催してそういった食材があるものを紹介して行って、この地産地消に結びつけていくというような形等々があろうかと思えます。

それらのことにつきまして、さまざまな御意見と知恵とを賜る場を、今後新しい市の地産地消の組織というものを立ち上げて検討して行って、こういった地産地消を推進していきたいというふうに思っております。

○15番（長岡耕二君） はい。ぜひお願いいたします。新市で新しい組織を作成するというのですが、今まである部分もちょっと含めてそういう組織というものを作成して欲しいというふうに要望しておきます。

次に道路行政についてお伺いいたします。改良率というものを今、60.3%であるというふうにありましたが、やはり県の76%にはほど遠いというのが現状じゃないかなというふうに考えています。私なんかもいろいろと県の方に道路の陳情に行きますとですね、いろんな答えが返ってきております。

その中で、県の考え方というものをいろいろな形で考えながらやっておりますが、やはり今まで住民の皆さんが不自由されているということがですね、経済効果とどういふふうな考え方で県が捉えておるかといいますとですね、やはり私なんか考えている地域住民の皆さんの県道に対する意識とですね、県の考えている意識というののずれというものを、陳情に行ったりしたときに考えるのがですね、やはり県は経済効果を考えているというふうに言われます。

ここに事業所があれば新しい道路を、どこか改良を進めたいというような感覚と、今度新しい町ができれば新市に必要な県道を重点にやっていくということとですね、そういうことを言われますが、やはり地域の皆さんは今まで何十年という年月の間、不自由されたということもですね、記憶において、やはり道路計画というものは進めないといけないというのが、やっぱり住民の声でないかなというふうに私は考えております。

その中で、やはり経済効果そして財政を伴うものでありますが、やはりそういうところをですねやっぱり県の方に進めていく陳情というものは、やはりそういうところも、住民の声というものを大事にしながら交渉を続けるのが必要ではないかなというふうに私は捉えています。

その点とですね、今60%しかない改良率を何年ぐらいまでにどの程度まで計画しているか、あったら教えていただきたいというふうに考えています。その2点だけをよろしくお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。道路の改良につきましては、それぞれの地域の方々が不自由さを感じて、そしてそのことについて、改良についての要望が高ければ高いほどその地域の改良は高まってくるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そういう意味で考えると全般的に県の改良率からすると低いなということを見ますと、少し要望の活動が足りなかったのかなというふうな気もしたところでございます。その点につきましては、今後先ほど別の議員からもありましたように、更なる要望を重ねて改良率がせめて県並みに早く追い付くように、この地区がそうなるべくを努めていきたいというふうに思っております。

数値の目標については、担当の方に答えさせます。

○建設部長（井手南海男君） 何年までに何パーセントという目標数値は現在定めていないところでございますが、究極の目標は100%でございますでしょうし、できるだけその100%に早い年次に追いつきたいと。その前に、まず県の平均値までは持っていきたいという考えでございます。

要は必要性、重要性それから効率性、緊急性、熟度といったもの等を加味しながら、できるだけ早めに、まず県の平均値に持っていくという方向で努力していきたいというふうに考えております。

○15番（長岡耕二君） ぜひですね、いろんな陳情を、もうちょっと強く県に要望して欲しいと、市長の言葉にもありましたようにですね、やはり今の時代で50%、60%の県道の改良率といいますとですね、やはり考えさせられる、住民が考えて納得いく数字ではないかなというふうに私は考えています。ぜひ、もうちょっと力を入れて努力をお願いして、次に入りたいと思います。

生活関連道路でございますが、地域の皆さんにはいろいろな要望があり、皆さん、道路関連の皆さんには大変苦勞させている部分も私なんかも考えておりますが、住民の皆さんの要望というものはですね、やはり強いものがありまして、やはりいろんな角度で、例えば側溝の蓋とかですね、やはり不自由さを感じている狭隘な部分、そしていろいろな角度で、いろんな分野で私なんかも接する機会があるたびにそういう要望を聞いておりますので、ぜひ深く理解していただいて、その部分もやはり大まかになりますけど検討していただきたいというふうに考えています。

次に教育行政の複式の方に移りたいと思います。旧志布志ではですね、やはり学校を挙げて失礼かもしれませんが、四浦小学校が休校していたところを開校して、やはりそういう身近な教育というものに今まで取り組んできた、その経緯があります。

その中で、やはり住民の皆さんが今まで手厚くといいますか、そういう形でやってきたが今後どうなるだろうかという不安感を持たれるところが多分にあります。そういうところをですね、やはり複式の授業の問題、そして子どもが抱える問題、そして家庭で考えている、そして地域で考えている問題というものがですね、やはり今、この合併の時点であるからそういうのが出てくるのかもしれませんが、やはりいろいろ市長も所信表明にもありますように、子どもの教育というものは、やはり地域のいろいろな問題のやはりテーマじゃないかなというふうに考えていますので、そういうところをですね、今複式にも力を入れていきたいという答弁をいただきましたが、ぜひ志布志だけが複式であるのではなく、今後は志布志市全体で複式が増えてくるんじゃないかなというふうに捉えていますので、そういうところは今、市長、教育長に答弁がありましたように、ぜひそういう形で進めて欲しいと思います。

次に、潤ヶ野小学校の体育館についてでございますが、18年度に建て替えができるんじゃないかなという地域の期待感もありまして、そしてまたこの地域はですね、小学校と地域が一緒になって体育祭を開催するというので、幼稚園から敬老の日を中心に考えておられますので、そういう地域と学校が一体となって行われる体育祭、そういうのを体育館を建設するからということですね、いろいろと変更しながら、皆さんで知恵を出し合って計画されている時期であります。ぜひ、そういうところを深く理解していただいてですね、市長には必ず18年度で建設するという誓い、答えを

いただければありがたいというふうに考えております。もう1回、市長の答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。非常に厳しい内容でございますが、先ほどお答えいたしましたように、もう少し時間をいただきたいということでございます。

18年度中に完成するにいたしましても、まだ6月補正で皆さん方に御相談するというようなタイムスケジュールでも間に合うということでございますので、それまでに先ほども申しましたように財源との関係、それから他事業との、そして他地域との関係、それから今後の全体の生徒数、児童数の推移の関係、そういったものをもう少し勉強させていただいて、次の議会に御返事させてもらえばというふうに思うところでございます。

○15番（長岡耕二君） 今、それに近い答えをいただきましたが、この地域はですね、やはり学校の子どもの人数というのはそう余計増えるところではありません。ですが、今後の活用についてはですね、やはりさっきも言いましたように災害時のこと、そして、ここの地域の行事というものが大変多うございます。その中でやはり、例えば校区のバレーボール大会がありますと、各地区10いくつの地区でバレーボールの練習などが1週間2週間ほどありますが、その時でもですね、各集落の皆さんが出水中学校だけに集中しているという形で大変不自由されているところもあります。

そしてまた、この地域は小学校と地域との交流も大変多うございます。そういう活動の中でも利用度というものはあるふうに私は捉えております。その中で、やはり学校の教育、そして地域の活動、そしていろんな活動を通じて、この無駄にはならない体育館であるというふうに考えていますので、ぜひそういうところを深く理解していただいて、前向きに検討していただくということで、またこの体育館できるまでは私も一般質問を続けたいというふうに考えていますので、ぜひよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） それではこんにちは。先般、合併に伴います市長、市議の同時選挙が執行されました。私も住民の皆さま方の暖かい御支援に支えられ、新市の議会人として選出していただきました。今後、市民の皆さま方の付託に応えるべく決意も新たに、市政発展のため一層努力する所存であります。

それでは、質問通告に従い順次質問してまいります。まず最初に、過日行われました所信表明を受け、市長の政治姿勢を問う形で質問をしてまいりたいと思っております。

本田市長は先般行われました市長選挙で当選を果たされ、新市スタートにあたり初代市長に就任されました。今後4年間の市政運営を市民から付託をされたわけではありますが、市長は所信表明挨拶において、今後の市政運営にあたっては市民が輝く共生・協働・自立のまちづくりを目指すことを吐露され、その中で市民と行政が一体となり、時代の変化や市民のニーズの多様化に地域住民が自主・自立性を確立できる総合的な新自治会システムの構築に努めるとされております。

私もこれまで志布志町議会において、再三にわたり住民と行政とのパートナーシップづくりやそ

の制度化、またそのための条例の制定など多岐に亘って質問した経緯がありますので、今回、市長が市政に対する基本的な考え方の5つの視点の最初に、このことを述べられていることは地方分権が加速する今日、自立した地域活動を支援する流れであり、時機を得た取り組みであると期待をするものであります。今後、地域活性化プロジェクトを立ち上げることですので、その推移を見守りたいと考えますが、現段階ではっきりしている総合的な新自治会システムの具体的な内容について、まず伺っておきたいと思います。

次に、所信の2番目に自主・自立を自治体の目標に掲げ、思い切った行財政改革に努め、徹底した無駄の削減に努めるとされておりますが、三位一体の改革による国から地方への補助金削減と税源移譲、地方交付税改革の全体像が明らかにされる中、今後とも地方財政の改革が一段と求められることは明白であります。

こういう状況下にあって、行財政改革を本市の中で断行する上での今後の方向性とその課題について、まずもって伺っておきたいと思います。

次に、市長は所信の4番目の安心・安全・健康で住みよいまちづくりを目指す中で、少子化対策について触れられ、地域ぐるみで子育てをサポートする志布志市ならではのユニークな事業を展開して子育て日本一のまちづくりを目指すと言われておりますが、このことも私は志布志町議会において子育て支援を充実させ、日本一子育てしやすい町を目指すべきであると再三述べてまいりましたので、市長の視点は大変望ましいものであると考えております。

そこで市長の考えていらっしゃる子育て日本一のまちづくりの具体的な姿と、それを実現するための今後の施策展開のあり方について伺いたいと思います。

次に、商店街の活性化について伺いたいと思います。旧志布志町の時から空洞化する中心市街地の活性化、中でも既存商店街の活性化についてはなかなか打つ手がない状況にありました。昨年、商店街等活性化対策補助金交付要綱が議会の議決も含め定められ、いくらか空き店舗の有効利用や魅力ある店づくりが進みましたが、まだまだ大きな解決策とはなっておりません。

また合併により本庁機能が移転したことにより、これまで以上に空洞化が進み、商店街が疲弊し、寂しくなったとの現状を訴える商店主たちの声が寄せられているわけですが、市長は旧志布志町の既存商店街の活性化へ向けた今後のビジョンをどのようにお持ちなのか、伺っておきたいと思えます。

次に支所機能の充実について伺いたいと思います。3町合併により、地域が拡大され、本市にとって各支所の行政機能は市全体の調和の取れた発展と公平な市民サービスの提供に欠くことはできません。本年、1月より志布志支所も新体制での職員の配置が行われ、サービスの低下をきたさないように努力をされておりますが、以前よりも利用者が増えたことにより、職員の皆さんもその対応に追われているのが現実であります。

また、支所内のレイアウトをはじめ、空きスペースの有効利用についても住民からさまざまなお声をお聞きします。そこで、市長の志布志支所の人員配置の現状認識と、空きスペースの有効利用に対する考え方について伺っておきたいと思えます。

以上、市長並びに執行部の誠意ある答弁を求めるものであります。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、所信表明の中の市民との共生・協働を目指した総合的な新自治会システムの具体的な内容についてお尋ねでございます。自治会はそれぞれの地域に住む人々が地域の発展と住民福祉向上のため、地域内のさまざまな活動に取り組んでいる任意の団体であります。住民同士が隣人としての心のふれ合いを求め、互いに理解し合い助け合うという基本的理念の中で、地域づくりあるいは住み良い環境づくりに大きな役割を果たしているところです。

また、行政文書の配布や連絡調整などの、行政のむしろ先端組織としても重要な役割を担っているところでもあります。しかし、近年、少子高齢化社会を迎え、自治会組織の運営も大きな岐路に立たされているといわざるを得ない状況でございます。

今後、地域住民が自主・自立性を持って活動するためには現在の現状では難しいと考えており、まずもっと広いエリアで人的資源も多く存在するような体制づくりに取り組まなければならないと考えております。

自主活動にとって一番良い世帯数などは今後研究していく必要がありますが、いくつかの自治会をまとめた新しい自治会の組織化を目指して努力いたしたいと思っております。そこでは、これまでの自治会にも備わっております自主防災活動であったり、高齢者の安全確認であったり、子ども会活動や老人会、婦人会などの活動の拠点としての機能充実はもちろんのこと、自立した市民と行政が対等の立場となって互いに知恵や資源を持ち寄り、それぞれが責任と役割を公平に分担して協調し合えるような関係づくりができていければいいというふうに考えております。

具体的には機能性や安全・安心な新自治会組織を基本とした地域コミュニティづくりや、その活動に対する支援、環境整備、自治会世話役的な職員の配置等が考えられますが、行政サイドだけで進めるのではなく、地域における地域活性化プロジェクトを立ち上げて、今後、市全体で組織されるまちづくり委員会などを通じて、地域住民の方や有識者等多くの方々から御意見をいただきながら具体的にどのような方法が一番良いのか考えていきたいというふうに考えます。

次に、行財政改革を断行する上での今後の方向性と課題についてお尋ねでございます。議員、御承知のとおり、今回の合併は地方分権の推進、少子高齢化の進展、環境に対する意識の高まりなど市民生活の多様化による財政負担の増大や、国の三位一体改革による厳しい財政状況が背景にあったところでもあります。しかしながら、合併しても財政状況は依然として厳しいものがあり、今後は市民ニーズや新たな時代に対応した行財政運営を展開するため、市の基盤づくりに早急に取り組まなければならない、そのためには行財政改革を強力に推進していく必要があるものと考えております。

行財政改革を進めるにあたっては市民の皆様と協働し、私自身が強いリーダーシップを発揮しながら、職員とともに危機意識と改革意欲を持ち、それを共有しながら改革に取り組む決意であります。

また、行財政改革の推進にあたっては、先日ご提案申し上げましたとおり、行財政改革推進委員会やまちづくり委員会を設置し、市民の皆様や各種団体、専門家の意見を採り入れ、庁内におきま

しても部門別のワーキングチームを立ち上げ、事務事業の全般にわたり見直しを行う、総見直しプロジェクトと位置づけ、市民の視線に立った行財政改革を推進していく考えであります。

次に、子育て日本一のまちづくりの具体的な姿と、それを実現するための今後の施策展開のあり方についてお尋ねであります。少子化の問題は、今や国全体のものとなっております、我が志布志市も同様であります。

志布志市の現状を申しあげますと、平成18年1月現在の人口は3万5,765人で、0歳から15歳未満の年少人口が4,933人、構成比は13.8%となっております。平成12年の0歳から15歳未満の年少人口は5,727人となっております、この6年間で794人も減少しているところでございます。

私はこうした少子化の現状を目の当たりにして、今回の選挙を通じ、町のあちこちから子どもの声が響きわたるような、そのような輝く町にしたいと決意を新たにいたしましたところでございます。そのためには子育て支援策を充実させ、市民の皆様が安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるとともに、町全体で子育てに取り組むような、そのような町にしたいと考えております。

その実現のために、現在、国が6月をめどに少子化に歯止めをかける総合的な子育て支援策をまとめるとしておりますので、その支援策を見極め、さらに各種健診時などの機会を積極的に活用し、現在、子育て中の保護者や今後、子育ての保護者になられる方々がどのような支援策を望んでおられるのか、その実態把握や各種団体、市民との意見交換などを通じて、市民の声を活かした真に必要なとされる志布志市独自の子育て支援策として具体的に構築してまいります。

その中で、地元の食材を活かした食育を通じた健康な子どもを育てていくおにぎり・煮しめ・つけ揚げ大作戦の具体的な展開も検討してまいりたいと思います。

次に、商店街の振興について、既存商店街の活性化へ向けた今後のビジョンをお尋ねでございます。

旧志布志町の既存商店街の活性化につきましては、長い間具体的な活性化方策が見いだせない状況であり、大きな課題となっているところであります。このため、平成14年度から商店街の実態調査や座談会を実施したところであります。その中で活性化対策として多かった意見が、通り会の活用、空き店舗の有効利用、駐車場の確保対策でございました。

そこで、昨年度商店街の空き店舗等を有効に活用して商店街の活性化や魅力ある店舗づくりを進める補助事業を実施したところですが、業種としてはラーメン屋、どんぶり屋、フードカフェ、地場産品販売、古着、雑貨屋の合計5店舗が空き店舗を活用して新たな商業展開を図ったところであります。

このように、地場産品や専門品等の販売を通して消費拡大を図るとともに、商店街組合員の協力意識の向上や、地域住民の地元消費意識の向上につなげることで活性化が図られるものと考えているところであります。

お尋ねの既存商店街の活性化へ向けた今後のビジョンでございますが、所信表明で述べましたとおり、商工業者等を中心に一般市民の参加もいただき、志布志市商工観光戦略会議を設置し、既存商店街の活性化を含め、今後の商工振興の新たな活性化方策の御意見を拝聴しながら、既存商店街

の活性化実現に向け、商工会、既存商店街、消費者、行政が一丸となって取り組んでまいります。

次に、支所機能の充実について、志布志支所の人員配置の現状認識と空きスペース有効利用に対する考えについてお尋ねであります。支所機能の充実についてお答えいたします。志布志市の事務所につきましては、合併協議の協定項目の中でも重要な項目でありましたので、合併協議会では新市事務所の位置等調査検討小委員会が設置され、結論が出された事項であります。

その結果、志布志市の事務所位置は旧有明町役場に、旧松山町役場と旧志布志町役場に総合的な機能を持つ支所を置くことが決定されました。その後、事務組織及び機構の取扱いの協定項目の調整方針に基づきまして、志布志市支所設置条例、事務分掌規則や職員定数条例等が定められたところでございます。その条例規則等に基づきまして、志布志市の職員配置を決定し、新市がスタートしたところであります。

新市がスタートして2カ月あまりが過ぎたところでありますが、本庁、支所それぞれに検討すべき課題が発生しております。議員が質問されております人員配置や空きスペースの件も、早急に検討すべき問題であります。特に、志布志支所の窓口関係につきましては、合併による効果と申すか、成果というべきか松山、有明地域の市民の方々が職場の仕事や買い物の合間に、志布志支所で戸籍、住民基本台帳、その他の届出や証明書の交付申請をされているようであります。

その関係から、時間帯によっては利用者の待ち時間が長くなっている現状でありましたので、解消策として証明書発行の端末機の増設や臨時職員の増員等で現在対応しているところであります。今後も、的確な状況判断のもとに対応していきたいと考えております。

それから空きスペースの件であります。職員の本庁への異動によりまして、志布志支所では多くの執務室が空き部屋となったところです。それらの空き部屋につきましては会議室等に使用するようにはしておりますが、今後市民の方々からの意見や提言等をいただきながら、より有効な活用について検討していきたいと考えております。

○14番（小野広嗣君） では順次、市長の方に質問をしてまいります。今、住民と行政が一体となった協働の社会を創りあげていこうと、その狙いとして総合的な新自治会システム、これを立ち上げていくんだと、そしてその中でいわゆる地域活性化プロジェクトですね、そういったものを立ち上げて新しいまちづくりに臨んでいきたいという市長の抱負を述べていただいたわけですが、少し中身がよくわからなかったものですから質問通告で出していたわけですが、先ほど、今、市長のお考えを聞いて、これが旧来の自治会の単位ではないと、いわゆる自治会によっては確かに10世帯に満たないような状況になりつつあるところもあると。いわゆる小組合長になり手さえないという状況もあると。そういったところはやはり合併も進めながら、やはりもう少し大きな単位で自治会を創りあげて強固なものにしていこうということで、従来の自治会のあり方、それ自体が大きく動かされるわけではないわけですね。

そうであれば、いくらか理解ができるわけですが、先般ふるさとづくり委員会の件も出ておりました。市長の答弁をお聞きして、なるほどなと思ったわけですが、志布志町で11校区でふるさとづくり委員会が展開され、その事業がやはりここへきてやっとなり芽吹いてきた、花が開いてきたと。

その11校区すべてにおいてまだ花が開いているわけではないけれども、着実に実が結びつつあるという状況を市長が認められて、そしてこれは松山も含め、有明も含めてこういったものは全体として取り組んでいきたいというふうに述べられたわけですが、そうである時に、例えばすごく気になる点があるんですが、この、今回、議案としても提案されております志布志市のまちづくり計画、いわゆるこの件に関してのまちづくり委員会の件が提案をされておりますね。

いわゆる、これはもう少し大きな視野に立った考え方、いわゆる志布志市全体を見通したとらえ方であろうと思います。しかし、その志布志市内で今後政策を展開するであろう中のさまざまなまちづくりのプランに対すとりまとめをしていくという考え方に立って、それはあくまでも市長の諮問を受けて取り組んでいくんだという流れが一方であります。そして一方では、公民館活動等が校区ごとに大きく展開しているところもあります。

そして、もう少しこれまでの自治会より大きくなって行くであろう新自治会システムがございます。そして、先に展開している志布志のようなふるさとづくり委員会という校区を中心にした動きがある。やはり、午前中の議論の中にもあったんですが、かなり光と陰の部分という言葉が飛び交ってございましたけど、このふるさとづくり委員会に関しても、いわゆる光の部分であり陰の部分というのがありまして、僕は総体的には成功していると思っています。しかし、陰の部分というのはどういうことかということと人間的な問題なんですよ。

いわゆる校区で、いわゆる公民館活動をしている人たちがいる、一方でふるさとづくり委員会、両方足をつけていらっしゃる人たちがいる。誰が指揮を執るのかというところで、すごく混乱を来すようなところも出てくる。そういった中に、新自治会システム、あるいはその上層部に、今言いましたふるさとづくり委員会、新自治会システム、あるいは公民館活動、そういう人たちが一生懸命仕事をされますね。その上層部で今度はまちづくり委員会の動きがあるといったときに、不協和音が出ないのかと。その整合性は取れていくのかと、そういう心配をするんですが、そのへんどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。今、議員おっしゃるように、さまざまな組織がその地域に住んでいる方々に発生するというようなことが懸念されるわけでございます。

そのような、現在まさしくそのような状況で、新しい解決策が求められている時代ではないかなというふうに認識しているところです。市全体のそういった組織づくりについてはまちづくり委員会で検討してもらおうと。そして実際に住民の方々が、自分の地域をどうするかということを考えた時に地域活性化プロジェクトなるもので、その中で例えば最低限の自治組織というものはどういった機能が必要かと、そこにどういった方々が、どういったタイプの方々が住んでいただくべきか、そしてその範囲はどの辺かということその地域で話し合っていたいただきたいということでもあります。

これは何も現在の自治会組織を残したいということについて、それをまた強制するものではないわけですが、少なくとも今後、特に周辺部の山間部においては独居老人等の住んでいる世帯が多発してくるんじゃないかなということが懸念されるわけです。

そのような方々をカバーしていくための安心・安全な自治組織というものを、地域の方々でもっと考えて、その地域ではこういった単位が必要というような結論が出されてくることが望ましいということでもあります。

○14番（小野広嗣君） まさしく市長が答弁をされている内容は、良く理解できるところでございます。やはり少子高齢化の進展、そして自然災害等が襲ってくる可能性が今、すごく取りざたされておりますね。そういった状況の中で、今後ますます地域でお互いが支え合っていくシステム、この構築を急がなければならない。

そういった意味では、こういったシステムというのは早急に立ち上げるべきであろうというふうに理解しております。そういった理解の上で、やはりせっかくそういう状況を創りあげるのであれば、志布志でふるさとづくり委員会と、例えば公民館活動、あるいはそれ以外の活動を展開している中で、お互い人間ですから血が通っておりますので、そこには感情的になるようなこともある。同じ方向を目指して進んでいるようであって、そこで崩れていっては何もなりませんのでね、そういった棲み分けをやはりいくらか立ち上げの段階では行政も介添え役としてですね、やはり見ていかないと、せっかくのものがうまく進まないんじゃないかという気がしますので、その点のところは配慮しながらですね、ぜひ進めていっていただきたいというふうに理解をしております。

例えばですよ、今後このいろんな形で志布志町はふるさとづくり委員会を立ち上げてやってきた。そして地域力というものがついてきた部分があります。志布志においてはこれまで、例えばその委員会に補助金等をしっかり、使い道はもう自由にお任せしますと、それがいいのかどうかは別です。50万円ずつ委員会に補助金を出して、そしてその中でいろんなプランを練ってもらったり、知恵を出してもらったり、あるいは研修に行ってもらったり、さまざまな用途はあったわけですが、そしてそういった方向というのは、本田市長はそのまま補助金的なものというのは継続される考えであるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。その補助金等につきましては、合併協議会の中でも現在の補助事業、それから各種事業についてそのまま取りあえず引き継ぐということになっておりますので、18年度についてはそのような形になろうかと思えます。

しかし、今後先ほど申しますように、まちづくり委員会あるいは地域活性化プロジェクト等を協議を進めていく中で、その事業の見直しについては、見直しが必要とあればやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） それはそれで結構であると思えます。やはり、その事業の検証なくしてですね、新しい一歩はないと思えますので、志布志町のふるさとづくり委員会も良い面、悪い面、光と陰の部分というのも当然あるわけですので、そういったことを踏まえて今後は議論していただければと思います。

あと、本当に市長も言われているように、市民とこの行政というのは対等であると、先程も述べられておりました。そういう中で、良質なパートナーシップというのが構築されて行かないといけない。だから、あえて言えば、これまでの行政的な手法で市民と対峙してはいけないという

ふうと思うわけですね。そういう状況の中で、当然お互いが切磋琢磨し、勉強しあいながら新しいまちづくりを目指していく。その当初の段階です、やはりそこまでなかなか住民の機が熟していない。であれば、やはり行政の方から先に手を差しのべて行かなきゃいけない部分がある。

その時に、やはり大事になってくるのが職員のこれまでの考え方をうち破った意識改革であろうと思うんです。市長はこういう市民との協働のまちづくりを目指していく上で、新しい職員像というか、職員の意識改革について、住民とはこう接していくべきであるということをごどのように職員に述べていかれるつもりでおられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。議員も御承知だと思いますが、私自身がまちづくり出身でございます、そのような観点から行政というものはどうあるべきか、そして市民とどういった形で接して、そして市民に対してどういったサービスが提供できるのかということについて見つけてきたところでした。

そのような立場の私が、こうして行政を執行するそのトップの座にいるということでございますので、そのことを常々職員にも旧有明町時代は話をしてきたところです。常に対等なパートナーシップであるということはもちろんでございますが、逆にひょっとするとあなた方より高い質の方々がたくさんいらっしゃるんですよというようなことをお話ししてきたところです。

そのようなことで、常に謙虚になって市民の声に耳を傾け、そして真に市民のための行政というのはいかにあるべきか、自分はいかに尽くすべきかということについていつも考えて行動していただきたいということは話をしているところです。今後も、そのようなことを職員には督励していきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、今市長の答弁をお聞きして、そのような決意で職員に臨まれているということをお聞きして、あくまでも地域住民が主役、しかし同じ仕事をしていく上では対応のパートナーシップというのが大事であるというふうに一貫して私も考えて、施策の転換に対してもこれまでも提言をしてきた経緯がございます。

そういった中で、あとのまちづくり委員会もそうなんですが、市長もいわゆるガラス張りの行政、いわゆる情報公開、そういったことがすごく協働をなしていく上では根底をなすものである。お互いの信頼関係がないと、共働作業というものはできません。行政は何か隠しているんじゃないかという不信感が住民の側にあると、何を一緒にやってもお終い、一緒よということになってくるわけで、そういう意味では情報の公開というのがすごく大事になってきます。

そのことに関しても所信表明で触れられてはおりますが、もっと言えばこのパブリックコメント制度でございますね。いわゆる政策形成の段階から、いわゆる市民にその政策立案の中に入りこんでいただいて、一緒に意見を述べていただくと。そして、そういったもみ上げてきた中身については、また公表もし、意見を述べていただいた方々に返していく。そういう一方的な流れではなくて、双方向の流れをつくりあげることによって、成熟した新しい志布志市ですね、住民と行政とのパートナーシップというのができると思うんですが、こういったまちづくり委員会は大事だと思います、立ち上げの段階でございますね。

でも、あくまでもわずか数十名の考え方です。広く市民の考え方をやはり取り入れていく手法というのも今後は考えていかなければならない。それは確かに市長があちこちに足を運んで、声を聞くということも一つの手段でしょう。移動市長室も提案されています。それもすごく大事なことだろうと思いますが、やはり、そういった場を新たに設けていくことも必要ではないかと思いますが、そのへんどうなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。現在、小泉内閣が発足いたしまして5年が過ぎて、そして国・県・地方という形で財政削減が進んでおります。そして、その財政削減に伴うかどうかわかりませんが、生活の環境の変化もあって合併がなされたというようなことがございます。そのような状況の中で、従来のさまざまな住民の方々の御意見、御要望というものは、決してすべて消化しきれないという時代になってきているんじゃないかなというふうに思います。

そのような流れの中でございますので、議員がお話しをされましたパブリックコメント制度なるものが定着しておれば、まさしくそれが理想の政治形態ではなかろうかというふうに思うところでございます。しかし、未だまだまだ私どもの民意度は低いというふうに思うところでございますので、そのような中で今、申しましたようにこのふるさとづくり委員会、まちづくり委員会、それから活性化プロジェクトなるもので市民の方々の御意見等をどんどん組み入れてきながら、新しい行政の仕組みに取り組んでいきたいというふうに思うところでございます。

○14番（小野広嗣君） 確かに志布志町議会においてもこういった議論をさせていただいたわけです。前の吉村町長、慶田町長を含めて、吉村町長の時代からこういった話をしております。

じゃあいつになって、その機が熟すのかという問題があると。機が熟したらという答弁が結構多かったです。やはりそれは住民の側もつくりあげていかなければいけないけれども、やはりその緒についた段階では行政の側がやはり一緒になってやると。今回、市長が出されているこの5つの項目も一つのたたき台になって、起爆剤になって進んでいくんだろうなということは理解してはおります。

そういった意味で少し視点を変えていけば、今回の施政方針の中で情報公開、そういう一環の中で市民編集員を公募されると、公募されて、いわゆる小中学生にもわかりやすい広報紙づくりを目指していくことも、いわゆる行政の側から情報を提供する上でガラス張りの一環となるんじゃないかと、そういうニュアンスもあるんだろうなというふうに思うわけですが、できればですよ市長、併せてホームページですね、ホームページも広い意味でのこの広報紙の役割を重く担っていると思うんです。

それこそ、市長が言われているように今の小中学生というのはパソコンを我々以上に使いこなすわけですから、そういった方々にもパソコンを通してインターネットで配信もできるわけですので、できれば市民編集員募集されるのであれば、そういったところで手が届くような形でですね、つなげていただければというふうに思うわけです。

この進んだ町、開かれた町ではですよ、ホームページ上にこの協働のあり方とかパートナーシップという項目があります。その項目をクリックしていくと、いわゆる審議会、協議会の中身の全文

まで載っています。その全文を読んで、ああ我が町のことは今こんなふうに議論されているんだなというのを市民が知っている。その市民が、またその審議会の内容等をみて、私はでもこういうことを考えるんだというような意見まで載せてあるようなところもあります。

まだ、先ほどの市長の答弁でそこまで志布志市がいつているのかどうか、これはよくわかりませんが、だけれどもいち早くそういったところまで進んでいくようにですね、やはり指導していかなければいけない。ある意味では先ほど、後へ戻りますが行財政改革の関係でもトップダウン方式でやるべきところはやらなきゃいけないという話もありましたが、こういったことに関してはなかなかですね、首長がそのことに精通していかなければ進まないんですよ。

ですから、ぜひこの件に関しては企画関係ともお話しをしていただいて、少し揉んでいただきたいと思うんですが、そのへんどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。お恥ずかしい話ですが、私自身精通しておりません。精通しておりませんが、そのことの重要性については非常に認識しております。

前有明町長時代もそのことに気づきまして、ホームページに訪れる人は何名いるのか、そしてなんで更新がされていないのか、すぐ更新をして欲しいというような形で命じまして、新しいスタイルでホームページをまたスタートさせたところがあります。

市民編集員を求めていくのは、もちろん高齢者の方々がたくさんいらっしゃるということがありますので、もっとわかりやすい形の広報というのはどうあるべきかということを考えて、こういった方々も求めていきたいと。そして今、おっしゃるように、小中学生等につきましても関心が持てるような行政というものを提示していきたいというふうに思いますので、そのような面の工夫もしていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、ホームページの充実ということもすごく行政の側の情報発信ということでは大切な仕事でございますので、力を入れていただきたいと思います。

あと、この項に関しては、いわゆる市長も公約というか、マニフェストの第1番目に住民との協働ということをやられているように、すごく全国的にも今、市民との協働というのが大切になっているし、それが課題である。そういった状況の中で、じゃあどうやって作りあげていくかと、ただ掛け声だけであってはなかなか進まない。そういったことで自治体の条例をつくった。いわゆるまちづくり条例をつくったり、町の憲法をつくったりして、いわゆるその方向性をしっかり定義づけようとしているところがたくさんあるわけですね。

しっかり、このある意味で本田市長の下ですね、新生志布志市がスタートしているわけですから、いわゆる信頼される志布志市を築いていくためにもですね、こういったまちづくり条例、こういった制定作業をですよ、市民参画の下で取り組んでいくということは大切でないかと、そのように考えるわけですね。

このことについても、何度もこれまで志布志町議会でも申しあげてきました。そういった方向でなるべく考えていこうというものの、なかなかそれが進まない、そういった部分がありました。いつ、その時をつくるのかといえば、やはり新生志布志市がスタートした今がチャンスであろうと

思んですね。ただ、制定作業をなにも今年急ぐ必要はないと思います。

例えば市政3周年を記念してとか、市政5周年を記念して、そこを目指しての検討でも良いと思うんですね。大切なことは制定までのプロセスであろうというふうに思うわけです。より多くの市民が、この志布志市の市政、本田市政というものを身近に感じて、志布志市の未来のことを考える、そしてともに成長することが大事だろうと思うんです。そういった意味で、このまちづくり条例といますか、市民自治条例の制定についての今後の考え方を、これは簡潔で結構ですので、お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 今後、組織いたしますまちづくり委員会等でそういった御意見が出れば、その方向に進めていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ここで3時15分まで休憩します。

—————○—————
午後3時3分 休憩
午後3時15分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

小野広嗣君の質問を続行します。

○14番（小野広嗣君） 続きまして、行財政改革を断行する上での方向性、この点について、市長にまた順次質問してまいりたいと思いますが、先ほど、行財政改革に対しては強いリーダーシップを持って市民とともにですね、取り組んでまいりたいという答弁をいただいたわけですが、総務省が昨年出した新地方行革審というのがございます。そこで、地方公共団体にいわゆる今後5年間の定数、いわゆる職員等の定数削減等も含めたいいわゆる目標数値を盛り込んだ集中改革プラン、これを策定するようにいつてきているわけです。

これは義務ではありませんが、やはり助言としてこういうことを言っている。それに対して各自自治体が平成17年をめどに作成をしている。ただ、本市においては合併ということもございまして、これを18年度に譲るという方向で動いているであろうと思いますが、この国が示した新地方行革審に対する今後の、そして集中改革プランを創りあげて、それを市民に公表すると、こういった流れは今後どういうスケジュールで進んでいくのかお示しをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。ただいま議員の御質問の中にありましたように、平成18年度中に公表するということが決まっております、集中改革プランの作成をするべきというふうになっています。

本市におきましては合併に伴いまして若干遅れたわけですが、この国の指針どおり集中改革プランの作成に今後取り組んでいきたいとします。そのために行財政改革推進委員会を立ち上げまして、部内で行財政改革推進本部を組織し、そしてその中にまちづくり委員会の意見とかパブリックコメントによる意見とかというものを取り入れまして、その作業を進めていきたいというふうに思っております。

○14番（小野広嗣君） 今後の流れとして市長の所信表明にもありますように、この行財政改革推進委員会というのを立ち上げる、そして庁舎内に行財政改革推進本部というのを、やはり同じく立ち上げていくと。

そういった兼ね合いの中で、いわゆる議論が進んでいって集中改革プランにつながっていくんであると思いますが、これは例えば本年度といいますよりも、来年3月というよりも、本年12月ぐらいをめどに策定はなし得る状況にあるのでしょうか。

○行政改革推進課長（外山文弘君） それでは、スケジュール等につきまして、私の方から御説明申し上げます。

推進体制につきましては、今、市長の方からお答えがありましたけれども、我々行政改革推進課のスケジュールとしましては、今定例会に提案しております、これもまず行財政改革推進委員会の立ち上げ、このまず外の民間の方の意見を取り込む形での組織と立ち上げをまずお願いしているところでございます。

内部的には、先ほど言いました行財政改革推進本部と、その下に各課長レベルでの推進会議、幹事会的なものを立ち上げます。そして各分野ごとの、部門ごとのプロジェクトチームということで、それぞれの各課で組織します見直しチームを立ち上げます。

行革大綱につきましては議員がおっしゃったとおり、平成17年度に緒につくというのが基本でございましたけれども、平成17年度の合併市町村については、その期限どおりでなくてもいいというものが国からの通知の中に入っております。

その中で、まず予算の関係、この条例の関係、当然4月になりましてから、さっそく行革委員会の立ち上げをするわけでございます。その中で、条例の中にも入っておりますが、公募委員を予定いたしております。その関係で、いずれにしても募集が4月に入ってからということになりますので、実質的な行財政改革推進委員会の立ち上げが5月頃になるのではなかろうかというふうに考えております。

その中で先進の事例を見ますと、行革大綱案につきましては大まかなここ10年間のその市の考え方、基本的な行革の考え方を示すという形になっておりますので、大綱につきましてはなるべく早い時期に、7月ぐらいをめどに私たちとしては努力していきたいというふうに考えております。集中改革プランにつきましては、18年度中ということでお時間をいただきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） はい。よくわかりました。特に大事になってくるのが、公務員の定数を過去5年間、削減率が4.6%、これ以上に目標を設定しなさいというように言ってきているわけですね。かなり厳しいことを強いてくるように思えますけれども、やはりこういった集中改革プランを策定し、それを市民に公表することによって、ある意味でこれは良いことだと思うんですね。いわゆる全国的にこういった展開がなされていく。そしてお互いがこの状況を公開する。どこが一番行革が進んでいるのかということを切磋琢磨しあいながらですね、取り組んでいくと。住民にとって、それがまさしくガラス張りの行政という方向につながっていくんであるなというふうに思いま

す。

だから、こういったことは国に要請されたからやるというふうにとらえるのではなくて、あくまでも自立する、強いこの自治体組織をつくれるチャンスなんだというふうに捉えるべきであろうと、これは私見ですが私はそのように思います。

やはり、受け身的に捉えるのではなくて、やはり前向きにですね、とらえることによって住民にも、先ほど市長が言われたように理解を示してもらおう。そういった意味では職員の定数削減という厳しい現実が目前に迫ってきております。そして、また市民に対しても痛みを伴う、そういったことを要請せざるを得ない、そういった首長としての苦肉の判断ということも今後出て来るであろうと思います。

そういった中であって、こういった情報の公開がなされておれば、より理解がですね、進むんじゃないかというふうに思いますので、その部分での推進をしっかりとやっていっていただきたいと、これは要請をしておきます。

あと、今回、市長が行財政改革の中身の中で、この中長期的な視点の元で、いわゆるPFIの手法、こういったものも活用していきたいというふうに述べられていますが、現在このPFIの手法を用いていく、そういった方向性、現実的にですね、そのことが市長の胸の中にあるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。今、議論が進められております行財政改革の中でのPFIというのは、現在のところ具体的にはないところでございますが、別の事業でそういったものが今少しあるということでございます。

○14番（小野広嗣君） 所信表明、あるいはこういった公約で出てきますと、中長期的に使うということで、今あるのか、ないのか、どうなのかなという気がして、現実的にはまだないんじゃないかという気もいたしておりました。

だけれども、こういった手法を使ってその効果が出ている、その状況をお知りになっているから敢えて出されているんだらうなという理解はするところでありますが、やはり先進事例をですね、しっかり踏まえながら、有効利用ができるのであれば進めていただければ、それはそれで結構だろうと思います。

あと、この自主財源の確保としては、市税の税率の向上が当然目的であります。それで、所信表明の中で、税収の増につながる新しい事業、産業の開拓にも取り組んでまいりますというふうに言われています。これの具体的な姿が実際、現段階にもうすでにあるんでしょうか。

○市長（本田修一君） 市全体の財政規模が入っている中で、いかにして市民のサービスの低下を防ぐかということは大きな課題であります。

その中で、税収を伸ばしていくということは当然の考えでありまして、その税収を伸ばすためのさまざまな事業の着手をしていかなければならないと。その中で、私がこの中で申しましていることにつきましては、旧有明町の町長時代に、またそういった事業の申し入れがありまして、そのことについて現在、可能性とか、それから各省庁等に働きかけをしながら今、協議を進めているところでございます。

具体的には申し述べられませんが、そのようなものがあるというふうにお話しをしておきます。

○14番（小野広嗣君） まだ、この場で具体的に組上に載せるところまでいかないけれども、実際そういうことがあるということだけは今お示しをいただいたということで理解をいたしております。

確かに、市長のおっしゃるようないろんな手法を使ってですね、自主財源の比率を上げていかなければならない。そして強い自治体を創りあげていかなければいけない。今後の自治体の舵取りというのは本当に難しくなっている。そういう意味では合併によって、いわゆる少し、3カ町が合併することによって自治体の基礎的力が強くなって、すごくよくなる、地域住民の中にはバラ色とまでは言わないまでも、少しよくなるんだろうなという漠然とした期待感を持っていらっしゃる住民もいますが、そこまで甘くはないなということを感じます。

でも、そういつて思っている地域の住民の方々の期待を裏切ることがないようなですね、やはり舵取りをしていかなければいけない。そういう意味では、嫌われる部分というのも我々議会人、あるいは執行部も今後出てくるんだろうなという気がします。痛みを伴う施策の展開、あるいはこれまでの事業の切り捨て、こういったことも出てくるんだろうなと思いますけれども、どこまでもですね、ギリギリまで税収のいわゆる確保というものに全力を挙げていただきたいというふうに思います。

あと、今述べたことに関連するんですが、今後は指定管理者制度ということを経月をめぐりに出していかなければならない。そして民間委託の問題もありますね。そして、こういったことを考えていく時に、これまでの公共施設の管理に対するあり方をすべて見直していかなければならない。この作業に早急に入らなければいけないという状況ですが、この状況に関しては総務委員会に指定管理者に関する議案も上がってきておりますので、そこで議論をさせていただきたいと思うわけですが、今後この民間活力を利用するということはすごく大事であろうというふうに思います。

旧志布志町議会においても、いろんな議論の中で民間活力を活かすという方向で、その議案を認め、そしてそれを見守る中で、確かにその民間の力というのはすごいなということが多々あったわけですね。ただですね、考えなきゃいけないのがどうしても民間活力を利用しよう、あるいはこの指定管理者制度もそうですが、民間にお願いをするという段階での当局の考え方のあり方というのは、この行財政改革、財政改革のためにやるんだという発想があるわけですね。当然そのことも大事なことです。

大事だけれども、やはりそこにはその地域のこと、そして福祉政策、そういった部分の切り捨てをしない、そういう判断の下での行財政改革というのが大事であろうと僕は思うんですね。すぐ行財政改革の観点から、いわゆる行政コストの削減ということを考えていったときに、民間に落としていけば、あとはもう行政は無責任で済むみたいなことがあり得ます。

そういう福祉の切り捨てにならない改革、行財政改革、これを本田市長には求めておきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。民間活力を活かしながら行財政改革をしていくと、こ

れは行政の大きな流れの中にあると思います。そのことは行財政改革を進めていかなければ、かなり厳しい形で市民の方々に福祉のサービスの提供ができなくなるということが前提だろうと思います。そのことで行財政改革を図っていきながら、市民の方々に福祉がなるべく低下しない形はどうしたふうにあるべきかということが前提になるということでございますので、私自身そういったことを認識を持ちまして民間委託等については考えていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 今の市長の答弁は理解できる答弁であると思います。あくまでもですね、行政内部のこの財政面を考えた改革だけではなくて、やはりそこに改革を行っていくときに人がいるということですね、見ていていただきたい。そのことが、とりもなおさず長い目で見た時にいきいきとした町づくりにつながっていくんであろうなというふうに思います。

やはり、確かに痛みを伴う施策の展開ということも必要であります。しかし、それがあまりにも厳しくなっていくと人々から生きる活力を失っていく、これではやはり目指す方向はですね、違ってくるんであろうなというふうに思うところであります。

次に移りたいと思います。日本一の子育て支援のまちづくりを目指していきたいと、これはまさしく私、議員になってから必ずといって良いほど言い続けてきた施策の中心部分、自分自身の中心部分でもございます。そういう意味では、こういった視点を強く打ち出されていることに関してはすごく共感を覚えるわけでございますが、先ほど子どもの声が響きわたる施策を展開していくんだと、いわゆる選挙戦において町々を尋ね歩いて、選挙運動をされていく中で、本当に子どもの声が響かない。そして行く先々で多分いろんな声を聞かれたと思うんですね、要請を。

そうやって、こういった施策の展開をしていきたいという動きになったんだろうと思います。そういう意味では、この実態把握のために真剣に声を聞いていくというふうに先程述べられました。所信表明の中でですね、文字としてうたっておりますのであえてお聞きしたいわけですが、市独自の子育て支援策として、いわゆる児童手当の拡充、あるいは保育支援の充実を俎上に乗せて上げられておりますね、具体的に。ほかにもいっぱい支援策を考えていこうとされているとは思いますが、この主に2つが上がってきておりますので、例えば児童手当の拡充ということであれば、この4月からこれまで3年生ままでであった児童手当が引き上げられて、小学6年生ままでに国の施策としては展開をされます。こういう展開はもう市長は御存知ですね。

そういう状況下の中で、あえていわゆるこの児童手当の拡充ということを文書としてうたわれたということは、僕はどう理解すればいいのかなと思っているんですが、予算との兼ね合いも含めてというふうに、いわゆるこの所信表明には載っています。そしてこちらの方にも載せていらっしゃる。こちらの方には予算を勘案してとは載っていませんですね、載っていませんね。所信表明になると少し身が退けているなど、腰が引けているなという気がしないでもないんですが、考えていらっしゃるこの児童手当の拡充が小学校6年まではもう決まっています、国の施策として4月からスタートします。これを義務教育の中学3年生ままで頑張りたいと思っていられるのか、あるいは小学6年生ままで国がやる分に5,000円、5,000円、第3子から1万円、この分に上乗せをしたいという方向性を考えていらっしゃるのか。いくらか児童手当の拡充ということを実際うたってい

っしやるわけですので、素案があろうかと思いますが、そのへんをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） 子どもの元気な、それこそ町を走り回るような声、そして赤ちゃんの泣き声、そういったものが本当に聞こえなくなったなどというふうにつくづく思うところがございます。それは日本全国そういった状況であるということでもありますけど、しかしながら自分達の地域については少しでもそういったものを取り戻していければいいなというふうには思うところがございます。

そして、そのための政策として、どういったことを取り組むべきかということもございますけど、現在、お話しにありますように子育て支援、あるいは少子化対策というものを真剣に考えるべき時期なんだなというふうに思うところです。

そのような中で、私はこのことは循環型社会づくりということも政策の中で申しておりますが、この地域全体としてもっと循環というような観点から見た時に、例えばお年寄り、そして子ども、そして子どもを持つ親、そして青年、成人、そういった世代の循環というものが、なにかいびつになってきているんじゃないかなというふうに思うところです。

そのような中で、現在私どもの地域では少子高齢化というようなものが進展してきておまして、この高齢化の問題とセットにして解決しなければ、なかなか少子化の問題も前に進まないんじゃないかというふうに思ったところです。

そのようなことで、高齢者の方々がいつまでもお元気なまちづくりをしていきたいと。そしてその高齢者の方々の医療費、介護費が増える分について、それを、増加率を0ぐらいに持っていきようなまちづくりをしていながら、その増えるかもしれない分について、その分について少子化対策に打っていききたいなど。それを例えば児童手当というような形に持っていければ市民の皆さん方の御理解もいただけるんじゃないかなというふうに思うところがございます。

その額については、いくらになるかということについては、まだ検討していないことですが、基本的にはそういった構想、考え方であります。

○14番（小野広嗣君） 子育て支援というのは本当に多方面からですね、やはり議論していかなければならない。今、市長の答弁をお聞きして思うのは、やはりよくわかるんです、思いは、思いはね、すごく。高齢者の問題に含めても今後、介護予防ということは今すごく叫ばれていて、そこでどれだけ医療費の高騰を防げるのかという問題、その防いだ分を、いわゆる少子化の方に回したいと、すごくわかるんですけど、かなり厳しいなという気がしておりますね。

だから、これは今後いろいろとお話をすればいいわけで、まだほかのところをですね、いじりながら手当をしていかなきゃいけないんじゃないかという気もいたしております。それはそれで、今後しっかりですね、議論していただければ良い。

ただ、この子育てというのは、子どもを産み、育てるということは個人の選択の問題ですよ。生まなきゃいけないという問題じゃない。ただし、子どもを産み、育てたいんだという、その思いがあるのに、その状況を阻害しているものがあるとすれば、その阻害条件をやはり払ってあげるのが行政の仕事であろうと思うんですね。

そういった意味では教育の分野での教育の力、地域の力、そして行政、そして私たち一人一人の市民、こういったものがお互い手を取り合い、力を付けながらですね、やはり見守って行かなきゃいけないんだなというふうに思うわけですが、僕は一貫してこの話をする中で、子育て日本一をやはり目指すべきだと、まったく市長と同じ考えです。

そして、あの志布志市に行けば子育てはしやすい町だよと、そして住環境も整っているよというふうにいわれる。今、都会ではですよ、教育環境、子育て環境を巡って住民移動が進んでいますよ。そういった本とか雑誌とか相当読んでいくと、いわゆる、ああ今の時代は、当然高齢化も大事です、高齢者に優しい町も当然大事なんですけど、少子化というものがやはり社会基盤を支えていますので、その少子化で社会基盤が失われていく、こういったことに対してやはり真剣に手厚く取り組んでいる自治体に対しての、いわゆる働く、また子育て中の親の方々の目線というのは真剣です。そういう意味では、志布志市におけるですね、住民まで、今の志布志市だけでなく志布志市以外からも住民移動がですね、できるような子育て支援、多角的なですね、支援、そして住環境の整備、こういったものに対してですね、取り組んでいていただきたいと。これは要望ですけども、お願いをしておきたいと思います。

あと、いっぱいあるんですが、ここは1点だけ、子育て支援の観点で言えば子育て支援を取り巻くいろんな情報がいっぱいあります。ホームページで載せることもできますけれども、できればですね、子育て支援のガイドブックぐらいを本当行政の手でつくっているような情報発信ができるようにですね、取り組んでいければいいなと思います。別段、こんな分厚い本にする必要はないんですよ。だけれども、それを見れば志布志市における、あるいはこの県内、国におけるいろんなサービスのことがわかるといったもの、そして緊急時の病院の関係、そういったことも含めてですね、利用しやすい、そういった小冊子的なものをつくられればいいなと思いますが、そのへんの配慮はどうでしょうか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。子育て支援のガイドブックについては現在ないということですので、このことについては検討させていただきたいと思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、この子育て支援のガイドブックというのは働くお母さん、お父さんたちからも求められている声ですので、ぜひ取り組んで前向きにお願いしたいと思います。

あと、以上でこの所信表明を受けての市長の政治姿勢というのは終わらせていただきたいと思うんですが、今回マニフェストという形で選挙戦を戦われたわけですね。特に大きくこの5つ、いわゆるこの5つをやはり継承していかなければいけないというふうに思うんです。

これまでは公約だけを挙げてきて、結局4年後、そのことが何もなかったような形ですね、次の選挙を行って、また新たな公約を掲げるということがありましたが、やはりこのマニフェストというものはそれを掲げた以上、それを検証し、その達成度を地域住民に知らしめていく、このことが大事であろうと思うんです。だから、大きく言えば5つ、そして中に細々とあります。

できればですね、この検証システムというのをしっかり創りあげて、半年か1年、そのくらいのスパンでですね、やはり区切りをつけて、今、公約でやった分はここまで進んでいますということ

を地域住民に返していくとか、公開していくことが大事なんじゃないですか。そのへんどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。市長選に出るにあたりまして、青年会議所が主催いたしました公開討論会がございまして、そのことでマニフェストという形でお示しして討論会に臨んだ経緯があります。

その中でも任期の途中、途中に区切りを持って、その達成度について公開して欲しいという、報告して欲しいという要望がございました。それぞれの候補の方々はそのことには応じるというようなお話しをしたわけでございますので、私自身もこのことについては誠意を持って取り組んでいきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、掲げられた項目、その項目の達成数、あるいはこの全体にわたっての達成率といいますか、そういったことも含めてですね、複雑にせずですね、その都度、その都度、住民にわかりやすいようにお示しをしていただければ、やはり今の新志布志市への信頼度というのも高まると思いますので、ぜひそういう方向で進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、所信表明から少しはずれますが、既存商店街の活性化ということで質問通告をして先ほど述べさせていただきました。市長の方からもこれまでの経緯、いわゆる商店街を旧志布志町の中で座談会、実質調査を行って、空き店舗の状況、駐車場、そして通り会の活用等の要請があって、その後の施策の展開もなされた状況、そういったお話しをさせていただきました。

今後はますます行政と商店街、住民が一体となって取り組んでいかなきゃいけないというお話しをしていただいたわけですが、いわゆるこういった声を受けて、1番議員が課長をされておるときでございましたけど、一生懸命になって上町通りとか昭和通りの商店街のところを回ってこられました。私もその中心地に住んでおりますので、昭和通り関係の通り会の集まりにも参加しておりました。そういった中で、いろんな声を吸い上げられて持ち帰っていただく、これは真剣に受け止めて帰っていただきました。

ただ、よくその時に言われたのが、いろんな話を過去に聞いてくれた経緯もあったと。けれども、いわゆるその後の対応がまずいと。いわゆる役所というのはその責任者が代わっていきますね。2年、3年で異動していく。その2年間は一生懸命やっていただいたのに、その人が異動になるとまた1からやり直し、行政は継続であるはずなのに、どうしてかそういう方向へまた逆戻りしていく部分があると。

もっと言えば、議会の方もいろんな陳情を挙げてきたのに、陳情が流されたり、10年前そういったことがあったのかなということで終わってしまう。そういったことに対してすごく憤りを感じるんだというようなお話しもあって、耳が痛いなというふうに感じた経緯がございます。

そういったことも含めて、今後そういったことがない取り組みをですね、やっていっていただきたい。やはり商店街振興、商工振興に携わる中心軸に連なる人、それは市長なんですけど、市長の手足となって動かれるその方、その中心軸となる人はなるべくですね、動かさない、そういう形で

すね、取り組まないと、これ簡単に解決する問題じゃないですよ。そのへんのところをぜひ理解をしておっていただきたいなというふうに思います。

先ほど、冒頭に述べましたけれども、商店街等活性化対策補助金交付要綱というのを議会もいろんな議論がある中で認めました。これは一つは今後継続するかどうかという議論もあったわけですが、首長として市長選を迎えるわけですので即答ができない状態、議会です、それで一応、議会の中で単年度的にいわゆるたたき台として、もしこのことで少しでも商店街が活気づくのであるならばということで提案を受けたわけですが、この商店街等活性化対策補助金を受けて、先ほど市長も答弁されたように空き店舗の有効利用や魅力ある店づくりがいくらか進みました。

この補助金を今後もこの商店街の空洞化を防ぐために継続的にやっていく考えが、今の本田市長の中におありなのかどうか伺っておきたいとします。

○市長（本田修一君） この件につきましては、ただいま御要望があったようにですね、特別にそういった事業でされたというふうに聞いておりますので、少し検討させていただきたいとします。

○14番（小野広嗣君） 議会の方でも単発的にやるのではなくて、いわゆるこういう補助金要綱までつくって商店街のこの空洞化を防ぐ、そういう施策を展開するのであれば継続的にやっていくべきではないのかという議論が相当ありました。できればですね、この新市においてもそういったことも含めてですね、今後の施策の展開の一つとして検討をしていただきたい、そのように申しあげておきたいとします。

やはり地域の一体化というのは、新志布志市の均衡ある発展によってもたらされていくというふうに思うわけですね。この合併をして2カ月半が過ぎました。上町商店街や昭和通りが寂しくなったと、なんとなく。役場は多いんですよ。役場の利用者は多いんですよ。だけれども、飲食店で利用する人とか、そういった人たちが減った。そういった状況の中から、なんとなく町の中が寂しくなったという声が多々ございます。

だから合併によって地域の元気が無くなっていく。言葉はちょっと粗暴な言い方ですけども、有明は本庁舎がある。松山も合併したからといってサービスが低下したわけじゃない。合併してなにか元気が無くなったのは志布志ばかりだよなという話が、やっぱり歩くとよく言われるんですよ。

結局、特に、志布志町全体ではそういうことはないんです。全体ではそうないんですよ、市長。特に、上町、昭和、こういう商店街を歩いていくとそういった声にぶつかります。

ですから、やはり元気を奪うような合併であってはならない。そして僕らもそうですが、合併を推進した立場の議員です。そして本田市長も合併に反対されたわけではなくて、合併を推進された立場ですね。そういった立場でやはり考えた時に、この商店街の叫び、声、こういったものには真剣に耳を傾けていただかなきゃいけない。

今回、移動市長室というのを掲げて、その地域あるいは各種団体の声をしっかり受け止めていきたいというふうに言われていますね。選挙期間中もさまざまな声を多分拾い上げられたらと思う。しかしながら現実ですね、合併して役場職員が有明に異動して商店街がだいぶ寂しくなっ

たと、飲食店を利用する数も減ったと。そういった声、そしてさまざまな不平不満があな地域にあるわけです。であるとすれば、せつかくこのふれあい移動市長室を設けるということですので、有明のことは本田市長はよくわかっていらっしやるわけです。松山、志布志のことを今後理解されていくだろうと思いますが、できればですね、いの一番にですね、この旧志布志町の商店街、こういったところに足を運んでいただいて、一番に皆さんの声に耳を傾けて、できる、できないは別なんです。市長が来てくれて、今思っていることをしっかり受け止めてくれた、それだけでも全然違うんですね。

だから、このふれあい移動市長室の回転をさせていくという流れでいえば、いの一番に来ていただきたい。このへんはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） ありがたくそのことはお受けしたいと思います。

今、議員の方もおっしゃったように、実際に役場を訪れる方が減っているかどうかというのを数字で見た時に、そうではないんじゃないかなと。しかし、商店街の方々がそういったふうに思いをいっていていらっしやるということだったら、もう少し、なにか、せつかく増えていないという状況をですね、上手く利用できるような対策というのをみんなと一緒にですね、考えられればなというふうに思うところでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひそういう方向で進めていっていただきたいと思いますが、商店街振興、中心市街地の空洞化を進めていくためのまちづくりのビジョンを問うということで質問通告をしていたわけですが、その細やかなビジョンというのはなかなか現段階では提示しづらいらろうと。それは理解します。ただ、昨年ですね、志布志町地域振興計画、これが策定をされまして議会で承認事項として議決をしております。

わざわざ連合審査を行って、その当時の志布志町議会議員が全員参加して、この1つ1つに対して質疑を行って、最終的にこの振興計画を認めております。

この振興計画の中身を見ると、いわゆる、細々とは申しあげませんが、新市まちづくり計画というのが、もうできあがっております。そして松山町、有明町が16年12月に決定した過疎地域自立促進計画、これもございます。志布志町は17年に切れるということで、改めて作り直したわけですね。そういう意味で新市まちづくり計画、あるいは有明、松山町の促進計画との整合性というものを想定した上で作りあげられた、この地域振興計画です。志布志町が独自にですね有明町、松山町の施策を無視して作りあげた振興計画ではありません。

そういった意味では、この中で今日の議論の中で市長の答弁の中にもありましたけれども、志布志を中心としたまちづくりの中で、いわゆる歴史のあるまちづくり、町並み、そして歴史的財産もいっぱいある、そういう意味では商店街のあるこの東部地域、こういうところはどちらかという歴史のあるまちづくりの方向になります。そして、各校区はスポーツゾーン、文化ゾーンというような方向になります。

こういったことに関しては、当時の議会の一致した見解として、この地域振興計画に則っていくことが望ましいというふうに承認をしたわけですが、今後この長いスパンですのでね、このまま、

このすべてが新市の志布志市で進むとは思いませんけれども、本田市長の考え方をまずもって聞いておきたいのは、この志布志町地域振興計画を今後の施策の展開をする上で尊重していかれるのかどうか、このへんのところをお聞きしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。旧志布志町の地域振興計画というのが策定されているということでございまして、その策定の過程につきましては合併するであろう松山、有明のことも考慮して策定されたということであるということでお話しがありました。

本当にありがたいなということでございます。現実こうして合併がなされまして、新しい町の、また振興計画なるものを策定する時に大きな指標になるのではないかなというふうに思います。

現に、この合併協議の中でそのことも十分論議されておりまして、志布志町の振興計画の中でこういったものがあるから、こういったふうに盛り込んで欲しいという議論がされて合併がなされたというようなふうに理解しております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、どの地域も同じでしょうが、松山も一緒だろうと思います。やはり真剣に打ち合いをしながら検討をしたその結果、それはやはり尊重していただきたいというふうに思います。これは要請をしておきたいと思います。

あと、最後に支所機能の充実ということで、今日の質問の中でも何回か出ておりますが、やはり昨年12月、志布志町議会においてもこのことを心配して質問をしておったわけですが、どうしても志布志というのは有明、松山から働きに見えている方々も多い。また、遊びに見える場合もあるし、買い物に見える場合もある。そういった意味では昼間人口というのが増える、いわゆる今でも人口が半分以上を越えているわけですが、昼間人口になると本当に3分の2ぐらいになってくる。そういった状況で志布志支所を利用する、この窓口を利用する人たちが、来客者が増えるよという心配がありました。

膨大に増えたというわけではありませんが、やはり昨年と比べて利用者が増えたというような話も聞いています。そういったもので、そういった立場からいった時に、1月4日以降の窓口への来庁者の数字的なもの、昨年と比較してどうなのか、これは支所長がわかると思いますので、口頭で、概略で良いです。細かくじゃなくていいですから示していただきたい。

○志布志支所長（山裾信博君） 今、議員がおっしゃるように昼間人口が2万を超える旧志布志町でございますが、3月は転出時期、4月は転入時期等と期間的なものではございますが、より多くのお客さんが見込まれます。

今お聞きの方の志布志支所の窓口関係ですが、平成16年に比べて、平成17年度1月で2,033名、昨年からすると142名増加しておりまして、旧志布志町が1,955名、有明町から66名、松山町から12名、2月で17年度2,101人でございまして99人ということですが、志布志が1,955人、有明から57名、松山から17名お来しになっていらっしゃいます。2月は若干減っているわけでございますけれども、これは自動交付機が、証明書の交付の量が増えてきたという形では、そういう観点からの見方ができるのではないかと、そういうふう感じております。

合併してサービスの低下をまねかないように支所の充実に努めてまいりたいと、こういうふうに、

把握してまいりたいと存じ上げます。

○14番（小野広嗣君） 2月、自動交付機の利用が増えているから横ばいと、一緒だと、大体昨年と変わらない。でも1月も含めて増えていると、2月も来庁されている分を考えればやはり増えているという現実がございます。

そういった状況の中で住民サービスの低下をきたす、この心配をするわけです。先ほど市長が、やはり臨時職員も含めての対応というのを一応は行ったと。私、ずっとこの件で心配をして窓口等を見ているわけですが、一昨日になって総合案内を復活させておりますね。これは、本当は僕に言わせれば、1月4日当初からですね、置いておくべきであったろうというふうに思います。

昼間人口の増える志布志において、当初利用者数が増えるであろうということは想定されておりました。昨年の12月にも現場対応で考えていきますという答弁がありましたけど、それじゃ遅いんですよね、はっきり言って。

今になって、特にこの3月、4月の転入、転出、こういった煩雑な時期を迎えての考え方でしようが、それだけで対応できるのかということ、先ほどの臨時職員も含めてですよ。そしてこの総合案内というのは、恒常的に付けるんですか。今戻したわけですよ、今までずっと昨年まであった総合案内を3月、この時期に来て配置をした。そして住民にとっては総合案内があったのになくなっていったなど。そして昨日から、またあるなというイメージになってあります。

そして、これが続くのか、続かないのかということで、また全然住民のイメージが違いますね。あと、以前はあった電話も付いていないです、見てみたら。いわゆる教育長だとか支所長に会い来た時に、電話で確認ができない、直接連れて行かなければいけないという状況になる。

こういったことはどうなのかなという気がすごくするんですが、これは総務部長が答えられますか。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。窓口関係でございますが、窓口関係については3町のデータも取っているところでございます。特に、繁忙期でありました1月4日それから10日、ここには非常に集中したということで、大変御迷惑をおかけしたところでございます。

そういったこともありまして、一般の方々あるいは議員の方々からもその旨、御指摘がありましたので、私どもも平日ではありましたが行って見ますれば、さほどそういう混雑もなく消化しているということで、時間帯、あるいはその曜日によってずれがあるのかなということも考えられたわけでございます。

証明につきましては、先ほど支所長が申しあげましたように、2月は逆に例年より少なくなっている。と、申しますのは本庁の方で実際に内部事務的なものでございますが、手数料関係、あるいは臨時運行の許可とか、それから各種問い合わせ、転入転出、本籍等の照会、そういった内部事務的なことはほとんど本庁で消化をしていると。その分が若干落ち着いてきて減ったのかなというふうに考えられるところでございます。

それで、昨日から総合案内ということで従前の総合案内の窓口を設けていたところを、支所とも検討をいたしまして、特に繁忙期である転入転出のこの時期、3月から4月に掛けましてはどうし

でも総合案内が必要であろうと。より窓口の混雑を避けるために、スムーズに流れをつくるということで証明用の端末機も1台増設をしております。

そういったことで一応対応はいたしておりますが、繁忙期の4月以降を過ぎますと大丈夫じゃなかろうかということで、支所との打ち合わせでは一応3月、4月を重点的にそういった総合窓口の案内もしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○14番（小野広嗣君） では、この4月、忙しい時期を抜いたらまた外すということですね。わかりました。

この忙しい時間帯とかいろいろあるでしょうし、そういった量を見極めてですね、判断していただければそれはそれで結構だと思いますが、ちょっと時間が迫っておりますので、まとめていろいろとお聞きしたいと思っております。

現在いっぺんに、時間帯もあるとは今、答弁がありましたけど、いっぺんに事務量が増えたということにおいて、職員の皆さん方が時間外勤務労働がかなり増えたというような声も聞いております。そしてまた、病気療養中など中長期の休暇中の職員も出ていらっしゃるというふうに聞いております。そのような状況です、職員の適正な配置は現在の状況で良いのかどうか、ここをお聞かせ下さい。

そしてもう1つ、メンタルな部分、昨年も質問しておりますが、こういった状況になっていろいろな病気を生み出していますね。そういったことに対する対応というのは大丈夫なのかと、その点も含めて答弁をお願いします。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えを申しあげたいと思っております。特に、そういった職員の時間外等も、確かに合併時は事務の流れ、あるいは慣れない職場環境、それから人的配置の中でも非常に職員の皆さんも苦勞はされたと思っております。しかし、なんとか一生懸命頑張っていたいただいて、サービスの低下をきたさない努力をしていただいたところでございます。

そこで、今後そういう職員配置について必ずしも十分ということは申しあげられないんですが、今後そういう、例えば特に窓口関係ですね、市民部関係なんですが、福祉部も含めましてですね、各部長あるいは課長、それから係長も含めて、そのへんのところの、とにかく人員も少のうございます。全体で退職者も含めてですね、25名ほど3月いっぱいでお辞めになると。当初からすると、合併前は422でございましたが、もう今397名ぐらいということで、非常に職員も少ない。そして採用が本年度はないというわけでございますので、確かに職員の皆さんには御無理をお願いをしているところで、私も心苦しい点はございます。

そういった中で、協力をいただきながらなんとかですね、調整をしながら、あるいは簡易的な部分については臨時の方で対応して、この難を乗り切っていきたいと、そのように考えております。

それからメンタル的な部分でございまして、メンタル的な部分につきましても総務課長を中心にしてですね、やはり従前、志布志の方が多うございましたので、今だいぶ復帰はしております。また、しかし合併で精神的な部分で、また休んでおられる方もおられますが、これについてはですね、

医師の方とも相談しながら、やはり根気強く回復を図っていくための援助、あるいは精神的な相談は受けていきたいと、そのように考えております。以上です。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そういったことにたいしては慎重な配慮ですね、臨んでいただきたいと思います。実情はわかっていますよ、いろいろと聞いていますから、現場を周りながら。

あとですね、いっぱいあるんですが、これ総務部長に直接お聞きをします。昨年、行政は継続ですからね、昨年も12月質問をしています。支所長室の適正な配置、いわゆるこの件をどのようにその後検討したのか。

○総務部長（隈元勝昭君） 特に志布志のことだろうというふうに御理解を申しあげます。このことにつきましては、支所長室をですね、西側に当初配置をお願いしたところでございます。

これは合併の総合案内のしおりにも載せておりましたので、これにつきましては市長が誕生されてから御相談ということで、今ですね、このことにつきましては、やはりお客さんが来られた時に即対応できる場所としては非常に奥まっているなど。

それと地域振興課と連動する、連携的にもやや不具合があるんじゃないかなろうかということで、今、支所長並びに支所の地域振興課長とですね、協議をしているところです。まだ、市長の方には御相談を申しあげておりませんが、そのへんの内容等を十分把握しながら御相談申しあげて、配置については検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そのような方向で検討していただきたいと思います。現在の支所長室からはですよ、駐車場も見えないんですよ。全然見えませんね。いわゆる駐車場が利用者が多くて飽和状態になっている。そして来庁者がどんな状況なのかということも支所長がわからないというんじゃない、一番良くないことなんです。

そしてああいった隅っこにおいて、来庁者が見えて、そして例えば大勢になった時の場合ですね、旧町長室がありますけど、そこまで歩いて行かなければならないと、こういった不便さもありますので、ぜひ市長と協議してですね、検討をしていただきたいと思います。

併せて、これは教育長室の問題なんですが、例えば教育長室の3階の移動ということもレイアウトの面で、これは私見ですが考えていただきたいと思います。と思っております。

例えば来客者が増えますね、エリアが広がった、教育長の扱うエリアが広くなりました。志布志町の駐車場に降りて、1階から降りてすぐ横から入ると階段を上がっていくと、すぐ教育長の部屋があります。トントンと、在室とあればトントンとしてすぐ入れます。こういったことが度々繰り返されると、教育長としての仕事というのがなかなかできづらい、そういった不便さをずっとこれまでも見てきて感じております。

そういう意味では3階が空いたということであれば、そこに移動をする、そして支所長とも連携が取りやすいようにする。そして、いろんな多くの人が見えてもアポをしっかりと取ってお会いできるようにする。会わないというんじゃないんですね、闇雲にどんどん人が来られては仕事ができないわけですから、そういった体制を考えていただきたいと思います。と思っておりますが、そのへんどうでしょうか。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。そのへんのところも、教育長の御意見も拝聴いたしながら市長の方に御相談を申しあげたいと思います。以上です。

○14番（小野広嗣君） あとは5階部分、旧議会ですが、私たちも自宅でいろんな方々と対応する場合もございます。そして、旧というか志布志支所におりまして、携帯が鳴って、今から訪ねてきますがいろいろと御相談に乗っていただけませんかというようなこともございます。

そういった場合に、何人かたくさん見える場合もありますね。5階が空いていますので、できればその5階の1室でも市民談話室とかいろんな形で使わせて行く中で、私たちはやはり今のところは志布志を中心にして行き来が結構激しいです。志布志支所で仕事をしていく場合が多いです。そういった時の対応として、議会の議員としても5階の1室をですね、できれば気軽に利用できるようなですね、体制をお願いしたいと思います。そのへんはどうでしょうか。

○総務部長（隈元勝昭君） 特に、志布志支所の場合は5階の元議会の部分が全部空いておりますので、特にそのことにつきましては市長の方もなんとかしなきゃいけないということで御指示はいただいております。

ですから、今後そのことについてはですね、いろんな御意見を、住民の方も御意見もまた聞かなくちゃいけないだろうし、そういったことで利活用が上手くいくような方法を検討をさせていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 最後になると思いますが、港湾関係、港湾商工課、いわゆる観光協会も含めて志布志へですね、その機能を戻すべきではないのかと、そういった声がよく届きます。

ある意味で漁協も含め、そして商工会、そして港湾関係の方々こういった方々が利用するに、やはり志布志の方が便利であると。わざわざ行かなければならない、また職員もわざわざ出て行かなければならない、そういった不便もあります。

また、身近なところではシラスをとられる人たちが免許の更新をする。それを有明まで行かなくちゃいけなくなるんじゃないかという心配もされております。それはどうなるかわかりませんよ、出張して志布志でできるのであれば、それにこしたことはありません。いろんな心配をされています。

合併によって住民サービスの低下がなくなるようなことはありませんよということを言い続けておりますので、そこらに対する考え方をお願いしたいと思います。これは市長にも答弁していただきますよ。

○総務部長（隈元勝昭君） このことにつきましてはですね、合併協議会の方でも、本庁の方で組織的な部分も御承認をいただいて一応配置をしてございますので、課の移動を志布志の方にとすることは、今のところちょっとどうなのかなというふうに考えられます。

あと住民の方々にですね、本当にその部分でどれだけじゃあ御不便をおかけするのか、それは原課と利用状況についての協議をしながら、そして市長の御指示を仰ぎながらやるという方法が一番ベターだろうなというふうには考えております。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。ただいま総務部長が回答したとおりでございますが、このことにつきましては合併協議会で協議を重ねた上でこういった配置をしているということをご承知していただきたいというふうに思います。

そして、その上で合併がなされましたので、もし、そういった形で住民の方々の御不満、御不便等があるということだったら、総合的にですね、今後の配置についてはどうあるべきかというのを、また問い直さなきゃならないということでございますので、そのようなふうに私は考えております。

○14番（小野広嗣君） 最後です。今の市長の答弁を受けまして理解するところであります。

行政改革の名の下にですね、支所機能が縮小されることがないように、そのことだけは最後に要望しておきたいと思うんです。どうしても、商店街のことも申しあげましたけれども、志布志市にとって一番人口の多い、その志布志町でやはり合併してよかったのか、悪かったのかといった時に、合併してちょっと志布志のためにならなかつたんじゃないかという声があるということは旧志布志町民にとっても不幸なことでございますので、そういった意味でそれを象徴するのがある意味では志布志支所であろうと思うんですね。

そして、この支所の充実というものをやはり維持していただきたい。このことを要望申しあげて質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に20番、吉国敏郎君の質問を許可します。

○20番（吉国敏郎君） 通告をした要旨に沿って質問をいたします。簡潔にお願いいたします。

茶業振興につきまして、有明が産地として取り組んだことに対しまして、市としての取り組みについてお伺いをいたします。有明はいうまでもなく農業の町であります。畜産、園芸、茶が主産業であります。

茶の栽培面積を目標700haから1,000haへと産地を目指して、生産意欲も高くし、品質向上、面積拡大、経営の合理化などに努めてまいりました。また、品評会事業にも力を入れてまいりました。今までの結果といたしまして全国、九州、県での成績では農林水産大臣賞を7回ほど受賞し、また全国で産地賞を5回ほど受賞いたしました。15年、16年、17年は3年連続でございました。今年もまだ続きますので狙っておるところでございます。

面積が多くなるにつれまして、品評会の成績もよくなって、生産者がやる気が出てきているようでございます。受賞が原動力となり産地を目指して頑張っております。また、研修工場も造っていただき、今年の3月に試運転及び完成祝賀会も茶業関係者一体となり盛大に行われました。

市となりまして農林水産業の割合が市の半分を占める中で、茶の面積が志布志で約100ha、松山で約107ha、有明で844haであります。合わせて約1,051haとなります。有明が目標としていました面積を大きくオーバーしております。また、今年、大きな工場ができて、またその中で、研修視察も大隅半島随一の産地となっておりますので多くなってまいります。地域も大変忙しくなっていると思いますので、そうなりますと市としての取り組みをどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。茶業振興について旧有明町が産地として取り組んだことに対して志布志市としての取り組みということでございますが、旧有明町では温暖な気象条件や広大な土地など恵まれた立地条件を生かした農作物の生産と支援について関係機関一体となり取り組んでまいりました。

特に、茶は防災営農作物として普及し、日本一の茶産地を目指して1,000haの目標を掲げ、生産者一丸となり取り組んだ結果、現在では約850haの茶園面積となっています。地域に応じた経営目標に沿って担い手農家を中心に、経営体の育成を図りつつ規模拡大を推進してきたところです。

合併したことにより産地としてさらに大きくなり、茶園面積は1,000haを超え、九州管内第3位の位置づけとなっています。これまで以上の茶業振興の健全な発展を願うとともに、地域の特色を生かした茶の生産、並びに組織の育成強化や生産管理施設の整備を計画的に行い、一大産地になるよう生産農家、関係機関の御指導を仰ぎながら茶業振興に取り組んでまいります。

○20番（吉国敏郎君） 一大産地として茶業振興に取り組んでいただくということで、そういたしますと今後の進め方につきまして、2番目に入りますが、お伺いいたします。

研修工場が今できておりますが、各種品評会におきましても今、準備をしておりますが、上位入賞を続けるように今、心掛けているところでございます。また3町になりますと、工場の数も多くなりまして出品点数も多くしていかなければならないと思っているところでございます。

そうしますと、全国の茶商から県茶業はもとより大隅半島随一の産地として、志布志市は大きな期待を寄せられていると思っているところでございます。そういうことで、今年も庁舎また支所に垂れ幕が掲げられますよう頑張っているつもりでございます。

また各町、面積拡大は続けていき、低コストで高品質な茶の生産をし、茶の生産履歴システムの確立、ポジティブリスト制など、消費者に安心・安全でクリーンな茶づくりを基本にして、環境に負担の少ない茶の生産に努力して鹿児島県を代表する産地を築き上げねばいけないと思っているところでございます。市としての進め方をどうするのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 市としましては、これまで各町で取り組んできた施策や生産組織の育成、並びに各種補助事業等を利活用し、産地拡大と茶業経営の安定を図るため、生産農家の意向を重視し、低コスト・高品質でクリーンな茶づくりを推進するとともに、力量ある産地づくりに取り組んでまいります。

また各種製茶品評会等に積極的に継続出品し、全国へ志布志市の名声を発信し、産地銘柄確立と消費拡大に取り組んでまいります。さらに志布志市茶業振興方策を早急に策定し、生産農家の経営安定と合理化が図られるよう茶技術員連絡協議会や、各関係機関一体となった取り組みを実施し、国際化農業に対処した施策で将来を展望する産地に築き上げたいというふうに思います。

○20番（吉国敏郎君） 最後の節の中に、将来を展望する産地にしたいということでございますが、地域といたしましては力強く感じておるところでございます。

今後、鹿児島県内におきましても産地である知覧町、颯娃町、川辺町、3町が今、合併推進協議会を発足させておりますが、それが合併しますと全国で最も大きい産地となり、県内1位となりま

す。そうなりますと、志布志市は2番目の産地になることとなりますので、そこで産地を充実していかなければなりません。

市が面積を拡大し、地域の特色を生かし、各種補助事業を利用しながら関係機関一体となって連携を密にしてやっていっていただきたいと思っておるところでございます。

次に、3番目になりますが、市内の公共施設等への給茶器の整備は考えられないかということに對しまして、産地として有明は公共施設、小学校、中学校、庁舎ロビー、改善センター、体育館など、ほとんどの人の集まる場所には給茶器が設置してあります。

松山と志布志の公共施設には、給茶器は設置してありません。茶の産地として先ほどいろいろ話しましたが、志布志、松山にも産地として知っていただく必要があるのではないかとおもうところでございます。茶の機能成分につきましても健康に優しい、安心安全なものであり、美味しい飲み物であります。成分につきましてはカテキン類、カフェイン、ビタミンC、ビタミンE、カロチン、アミノ酸、フッ素など、全部で一応18種類ほどあります。

効果として抗ガン、抗菌作用、抗アレルギー、消臭、睡眠防止、中枢神経興奮、むし歯予防としての効果があります。

このような中、今度、市報3月号が配られました。その中にお茶うがいで風邪知らずの子どもたちということで、森山小学校が載っておりました。学校では風邪、インフルエンザが流行する1月から3月に掛けて、児童にお茶うがいを励行しています。それと給食や体育の後など、1日に数回うがいをしますと記事が載っておりました。

また、有明の給茶器のついているところに聞いてみましたところ、水を飲むよりもお茶を飲む。授業の合間にお茶を飲む、茶は美味しい、特産物を飲むこともよい機会であるとのことでした。

そこで、産地として、市民に、子ども達に知ってもらうためにも美味しく健康によいので、志布志・松山の公共施設の必要なところに整備する考えはないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。市内の公共施設等への給茶器の整備ということでございますが、お茶は長い間日本人の嗜好飲料として親しまれてきました。日本の経済発展により、食生活や環境の変化により緑茶の登場する機会が少しずつ減ってきております。

近年、茶の消費形態は変わり、ペットボトルや缶ドリンクとして登場すると、便利さや手軽に購入できることから、普及には目覚ましいものがあります。

こうした中、緑茶はビタミンやミネラルが豊富にあるにもかかわらず、お茶を飲む機会が減っています。産地として、どこでも美味しいお茶が飲める場所が欲しいものです。お茶の給湯器は市内では有明地区で小中学校、本庁社ロビー、改善センター、有明体育館に設置してありますが、松山、志布志の公共施設箇所への設置はないようであります。

松山につきましては過去に設置しておりましたが、現在は無いということになります。九州管内第3位の茶産地として広く市民の皆さま方に味わっていただきたい。さらに、市内外へお茶の健康飲料としてPRできるよう設置を進めていきたいというふうに考えております。

○20番（吉国敏郎君） 設置をしていただくということで、産地として本当にしてもらおうことは子

ども達と地域にPRできることですので、大変ありがたいことだと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、吉国敏郎君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。明日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

午後4時34分 延会

平成18年第1回志布志市議定例会（第3号）

期 日：平成18年3月16日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問
東 宏 二
小 園 義 行
下 平 晴 行
上 野 直 広
鶴 迫 京 子 |
| 日程第3 | 報告 |
| 日程第4 | 事件の訂正について（議案第19号） |
| 日程第5 | 事件の訂正について（議案第30号） |
| 日程第6 | 議案第45号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第7 | 議案第46号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第8 | 議案第47号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第9 | 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第49号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について |

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶 一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

27 番 鬼 塚 弘 文

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	教 育 長 坪 田 勝 秀
総 務 部 長 隈 元 勝 昭	企 画 部 長 持 富 秀 明
市 民 部 長 稻 付 道 憲	福 祉 部 長 蔵 園 修 文
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生	建 設 部 長 井 手 南 海 男
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
教 育 次 長 山 裾 幸 良	総 務 課 長 上 村 和 憲
財 務 課 長 溝 口 猛	水 道 局 長 徳 田 俊 美
福 祉 課 長 木 場 春 次	保 健 課 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 福 祉 課 長 萩 本 昌 一 郎	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 門 岡 秀 明	議 事 係 長 新 村 千 秋
調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美	

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、丸山一君と八久保壹君を指名します。

-----○-----
日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言の許可をいたします。

まず、23番、東宏二君の一般質問を許可します。

○23番（東 宏二君） おはようございます。

では、質問通告順に質問してまいります。

大隅公共職業安定所志布志出張所が18年3月閉鎖に伴い、昨年6月、鹿児島労働局から旧志布志町に対し、取得希望の問い合わせがあり、その後、2地区公民館から町あてに施設利用についての陳情があり、それを受けて11月に町から鹿児島労働局へ取得したい旨の回答を出している。近くには公民館があるが、階段が急で駐車場もなく、非常に不便である。このことを解消するため、3月で閉鎖となる大隅公共職業安定所志布志出張所の建物を市として譲り受ける予定はないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

東議員の質問にお答えいたします。

大隅公共職業安定所志布志出張所が3月で閉鎖ということになり、その建物を市として譲り受ける予定はないかという御質問であります。県内の公共職業安定所再編に伴い、大隅公共職業安定所志布志出張所が3月末をもって閉鎖されることは御承知のとおりでございます。

さて、御質問の建物につきましては、昨年6月に鹿児島労働局から建物に係る取得希望についての照会があり、その後、9月に2地区の公民館長連名で公民館活動の活動交流施設としての陳情があり、11月に鹿児島労働局に対して、取得を希望する回答をした報告を受けております。したがって、当時の経緯を考慮し、建物を取得し、市民の意に添うような利用の方法を検討してまいります。

○23番（東 宏二君） 取得をするということで回答をいただいているわけですが、東区という公民館と志布志区という公民館がですね、世帯数で東区が1,225世帯、志布志区が731世帯という世帯の公民館の活動の拠点となるということですが、その3月までに回答をできるような状況なんですか。市長、どうぞ。

○市長（本田修一君） ただ今、回答いたしましたとおり、11月に取得を希望する回答をいたしました

ところでございます。

○23番（東 宏二君） 市長、3月中にですね、回答をしないとイケないということを聞いているんです。金額的にわかっておれば、お示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

金額につきましては、189万円で取得をするということになっております。3月末で取得という予定になっております。

○23番（東 宏二君） この志布志出張所のハローワークの建物はどのぐらいの面積があって、鉄骨造りか、どういう建物かをちょっと教えていただきたいと思いますが。

○市長（本田修一君） この建物は、昭和47年に建築されまして、鉄筋コンクリート造り2階建てで、延べ床面積が399㎡でございます。

○23番（東 宏二君） もう1棟、車庫があるんじゃないですかね。その車庫まで189万円ということでございますか。

○市長（本田修一君） 庁舎以外の建物としまして、車庫が33㎡ということでございますが、このことも含めて取得するということになっております。

○23番（東 宏二君） 取得ということで回答をいただき、この建物はどういう考えで利用をされるのかお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただ今の利用につきましては、教育委員会と連携して、方法について話し合いをしておりますので、教育委員会の方でお答えします。

○教育長（坪田勝秀君） 標記の件の利用でございますが、教育委員会といたしましては、志布志地区公民館の分室としての利用を現在考えているところでございます。志布志地区公民館は、各集落の自治活動や、それから生涯学習のまちづくりの拠点等の施設といたしまして、昼夜を問わず、広く市民に利用をいただいているところでございます。ここでは市内の3地区、先ほど議員の指摘もございましたが、東区、志布志区、夏井陣岳区が利用をしておりますことから、これも先ほど議員の指摘にありましたように、会議室が足りないとか、あるいは駐車場が狭いなどの意見が寄せられているところでございます。そこで、今回の建物を志布志地区公民館の分室として利用することができるのであればですね、これらの問題点が解消されますとともに、公民館活動がより充実するのではないかなど、教育委員会としてはさように考えているところでございます。以上でございます。

○23番（東 宏二君） よくわかりました。

生涯学習も旧志布志町では盛んでございますので、是非その方向で進めていただきたいと思いません。

次に、志布志地区にも車の運転ができない高齢者が多く、松山、有明、志布志地区同様にサービスすべきではないか、合併前は行政区域内でしか運行できないと聞いていたが、合併して同じ区域内になったのだから、現在の車を利用し、市内全域をカバーして運行できるはずだと思うが、そのための予算だと思いますが、具体的にお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当初予算で福祉タクシー事業の予算が840万円計上されておりますが、その利用形態についてのお尋ねだと思います。福祉タクシー事業につきましては、旧松山町及び旧有明町において実施されていた事業でございまして、合併協議によりまして、合併時は現在運行されている松山町、有明町の区域でのみ運行し、志布志町の区域については、関係機関との調整が整い次第実施すると調整がなされておりますので、今回の予算につきましては、この調整結果に基づき御提案させていただいたものでございます。

まず、この福祉タクシー事業は、日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保し、市民の利便性に寄与することを目的としたものでございまして、市内のタクシー業者に委託する方法により実施するものでございます。

次に、利用対象者でございますが、市内に住所を有する70歳以上の者、又は身体の障害等により自動車の運転が困難と認められる者としたしまして、原則、事前に申請していただき、登録者証の交付を受けていただくものでございます。実際の利用にあたりましては、本庁及び松山支所を起点とした出発時間が設定されておりますので、事前に委託を受けたタクシー業者に直接電話予約をしていただきます。集まった予約により、タクシー業者は予約者それぞれの目的地へ適正なルートを判断し運行いたしますので、予約者はそれぞれの目的地で乗り降りしていただくこととなります。なお、利用料金は無料とするものでございます。

事業の実施日ですが、月曜日から金曜日までの週5日とし、土日曜日、休日及び年末年始は運休日とするものでございます。

また、事業の運行エリアにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、合併協議に基づき、合併前から運行されていた松山町及び有明町の区域のみに限定したところでございます。志布志町の区域につきましては、今後、早急に庁内での検討チームを立ち上げ、詳細な調査検討を行うとともに、関係機関との協議を進めていくこととしております。

○23番（東 宏二君） ここに協定内容の調整結果表を持っているんですが、志布志町区域については、関係機関と調整が整い次第、実施するというところで、協定が協議されてはいますが、これは合併してもう3カ月近くなるんですけども、この協定会は1回もまだ行われてないんですか。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおり、まだ協議は始まっておりません。速やかに協議を開始したいというふうに考えます。

○23番（東 宏二君） もう対等合併ですね、やっているわけですので、やはり志布志もですね、先ほどお話ししたように、高齢者が多く、たいへん不便をしている高齢者が多いわけです。このめどとしてはいつ頃そういう運行を目標としておられるのかお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） 時期といたしましては、今ここではっきり申し上げられませんが、速やかに協議を開始いたしまして、協議が調い次第、運行したいというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 利用者の資格というか、70歳以上、それで障害をもつ方ということで、無料ということですが、やはり今、旧有明町、旧松山町は、週5回ですか、こういう旧志布志町に運行

が開始されるとしたら、やはり同じような条件で運行されるのかお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） 合併協議に基づきまして、この事業を志布志の地域にも広げるということになっておりますので、条件としては同じ形でスタートするということになるかと思えます。

○23番（東 宏二君） 当初予算で840万円という予算は、この内訳は旧松山町がいくら、旧有明町がいくらを計上しているのかお示しをいただきたいと思えます。

○福祉部長（蔵園修文君） 予算の積算の根拠につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

月額35万円で計上をいたしております。

○23番（東 宏二君） 運行をできるだけ早く開始するという市長の答弁でございましたが、これは旧志布志町を福祉タクシーを運行させるとなった経費ですね、やはりこの35万円ぐらいでできるのか、そのへんの試算をちょっとお聞かせいただきたい。

○福祉部長（蔵園修文君） 当然、市の事業として実施をしていくということでございますので、運行エリア、そういったものの検討が必要でございますが、金額的には同程度規模になるんじゃないかというふうに考えております。

○23番（東 宏二君） 今、現在運行されている旧松山町、旧有明町、これは委託だと思えますが、これはやはり同じ町内の業者に委託されているのか、また志布志が運行が開始されると、やはり志布志の業者に委託するのか、そのへんのことをお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 旧松山町、旧有明町につきましては、地元の業者の方々に委託をしているということでございまして、今回の旧志布志町の区域につきましても、そのような方向になるのではないかなあというふうには思っています。

○23番（東 宏二君） 今現在、何台運行されているんですかね、今、運行されているところ。

○福祉部長（蔵園修文君） それぞれ1台ずつで運行いたしております。

○23番（東 宏二君） 1台で足りないということはないわけですね。現状はもう間に合っているという状況ですかね。市民に不便を来してないか、そのへんのところをちょっとお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） 現在は十分1台で足りているというふうに理解をいたしております。

○23番（東 宏二君） 市長、早めにですね、協議をして、もう合併しているわけですので、志布志も財政力も持っているわけですので、45%以上はあるわけですので、そのへんでは是非ですね、早く実施をするようにですね、していただきたい。そうすると、市長の人気も上がってくるのではないかと私も思っております。そのへんのところを早めにですね、やっていただきたいと思えますが、そのめどをもう一回、ちょっと早めにとということでございますが、いつ頃までには協議するのか、そのへんのことをちょっとお示しをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） なるべく早めにとということでございますので、本議会が終了次第、そのことに着手はしたいと思えます。

○23番（東 宏二君） 答えも出ましたので、これで一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可します。

○25番（小園義行君） おはようございます。

小園義行でございます。

私は、行政は住民にとって役に立つものでなければならぬと、これまで旧志布志町の町議会議員を4期させていただきました。その間、すべてそういった住民の皆さんが主人公と、その立場で、また日本共産党の立党の精神であります、そういった立場をもって私は議員活動をやってまいりました。新しく志布志市の議員になりましても、住民の皆さん、いわゆる市民の皆さんが主人公であると、そういった立場で、ここにおられる首長をはじめとしたスタッフの方々と一緒になって、新しく誕生した志布志市のまちづくりについて、全力で取り組んでいきたいと、そういう立場で質問をしていきたいと思っております。

まず、市長の所信表明についてということで、政治姿勢ということをお願いをしてあります。合併については、地方分権一括法が国会で審議される、そういった状況を初めて見たときに、地方を切り捨てていく、そういった法律であるというふうに私は感じました。それがまさに地方を切り捨てていく国のシステムの中で、合併という自治体リストラが全国で行われております。その結果、旧3町が一緒になって新しく志布志市が誕生しましたが、私は合併に関しては、すべての議案に対して反対をしてきました。それは住民にとって、大きくなるのが果たして良いことなのかと、またこんなに過疎、いろんな問題、財政的な問題を引き起こしてきたのは、町が小さかったからそういう状況になったのではないという、そういう立場で取り組んできました。国の政策の失敗と大型公共事業をどんどん進めてきた、そうした財政のつけを地方に振り向ける、そういったことに対して反対をしてきたところでありまして。今年新しく誕生したわけですので、これから新しい志布志市のまちづくりをどうやっていくのかということで市長の所信表明、それについて順次、質問をこれからさせていただきます。

まず、市長は所信表明でも述べておられます。旧3町をくまなく歩いて声を聞かせていただいた、そういうことであります。まちづくりをするにあたっては、いわゆる地域セクト、そういったものがあってはいけないというふうに私は思います。新しく今回、一緒に誕生したわけでありまして。そこで、本田市長が旧有明町の町長であったわけですが、今回、志布志市の市長であります。そういった立場で、それぞれの3つの町をどのように、どういった形態をもって成り立っている町というふうに認識しておられるか、それぞれの地域について、まず所見をお伺いをいたしたいと思っております。

○市長（本田修一君） 小園議員の質問にお答えいたします。

新しく誕生した志布志市の旧3町地域をどう認識しているかということでございますが、旧3町という地域で考えますと、新市まちづくり計画にもありますように、人口形態、産業構造など、それぞれ特性があったところがございます。市としましては、やすらぎとにぎわいの輪が協奏する町の実現に向けて、市民の皆さんが知恵やあらゆる力を結集して、まちづくりを推進する必要があるということでございます。

しかしながら、まず取り組まなければならないのは、旧3カ町の融和と協調により、合併により新しい町の基礎を築くことが大切であるというふうに考えております。

新市の特性の主なものとしまして、国・県内有数の特色ある第一次産業がそれぞれの旧町にございました。そして、国際的な物流が展開されている志布志港があったわけでございます。そして、美しい海岸線などの豊かな自然並びに古くから伝わる多くの歴史・文化遺産などがある町があったわけでございます。まだまだ多くの個性ある資源を活かした地域づくりが必要かというふうには考えております。これらの地域の特性を活かしながら、一体的なまちづくりを進めてまいりますので、市民をはじめ、議会の皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 市長の答弁は、合併協のあれに載ってるそのままであります。有明町地域、松山町地域、そして志布志町地域というのを、私なりに考えますときに、純農村地区、有明町地域もそうです、松山町地域もそうです。そして、唯一いわゆる商店街といわれますかね、そういう都市機能としての街地区と農村部を唯一、志布志町地域が抱えているところではないかというふうに思います。そういった認識を市長として、志布志町地域のあの集団的に住宅が連なっている地域、そして商店街を形成している。飲み屋の件数については、別府に次いで人口比でいくと2番目だそうですよ。たくさんあるということですね。そういった地域の認識というのをどういうふうに、志布志町のあの街地区と農村地区をもっている、この地区について、志布志町地域の認識はどういうふうに市長として捉えておられますか。再度お願いします。

○市長（本田修一君） ただ今、議員お話しのとおり、松山、有明地区は純農村地域であって、そして志布志地区につきましては、純農村部、そして山間部、そして街並みがある旧市街地があって、そしてまた発展する街も形成されつつあるというふうに認識しております。

○25番（小園義行君） 今、市長が答弁されました、そういうそれぞれの特色のある地域が一緒になったということを認識して、これからのまちづくり、それに大いに取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

そこで、今回の合併によって、本庁舎及び本所機能を旧有明町にされたわけですが、このことでたいへん昨日もやり取りがありましたけれども、経済的なもの、いろんなことで商店街等、そういったものについての影響というのが、本庁舎を旧有明町役場の方にもっていったことで、いわゆる志布志町の商店、そういったところへの影響というのがどのように出ているのか、まずしっかりと声を聞かれたんですかね。合併して2カ月ちょっと経ちますが、行政としてそのことが取り組まれたのかどうか、ちょっとお願ひをします。

○市長（本田修一君） ただ今、お話し直接その地域の方々から、あるいは商店街、あるいは弁当屋さんからお話を聞いたかということでございますが、私自身も直接そういったことは聞いております。しかし、そのことで行政としてどういった形で対応すべきかということまではまだ至っておりません。

○25番（小園義行君） 志布志町地域のですね、役場周辺、そしてそれぞれの役場周辺だけでなく、町全体としての感想を私はいろんな人に聞いております。人の通りがたいへん少なくなったと。

また併せてそういう例えば食堂を運営されている方々、飲食店、そういったところについても落ち込んでいると、簡単に言えばですね、そういうことだと。やはり、役所のですよ、そういう担当のところとしては、やっぱりどういった影響が出ているのかと、それぐらいはですね、きちんと行政の担当としてつかむ必要があるんじゃないですかね。

そこでね、それがされてないということであれば、私は本当に行政というのは、住民にとって役に立つものでなければならぬと、昨日も地方公務員法のあり方をですね、問われて、全力でそのことに取り組むんだということをお読みになりましたよ。そういう立場からしたときにですね、合併をしたことで影響がどんなに出ているのかと、出てなければいいでしょうね。だけど、現実にはいろんな問題が出ていると、そのことについての調査はしっかりやるべきだというふうに私は思うわけです。それがなされてないというのはね、少し残念です。

そこで、今回、本庁舎が有明になったことで、松山支所から有明町へ何人移ったのか。そして、志布志の役所から有明の方に何人異動になったのか、ちょっと職員の数のその異動の数だけ教えてくださいませんか、

○総務部長（隈元勝昭君） 合併によります職員の本庁への異動ということでございます。はっきりした数字は御勘弁いただきたいと思いますが、志布志の方から本庁へは約80名でございます。それから、松山の方から本庁の方へは14、5名だったと思います。以上でございます。

○25番（小園義行君） 今、答弁がありました。志布志の支所におられた方々が約80名異動になっていると、このことでたいへん近辺の食堂、また飲食店、そしてそういう商店を運営されているところに大きな影響が出ていると、私も声を聞いて、本当にこれは大変なことだなあというふうに感じてるところです。食堂を運営されている方々の声としては、役所だけを相手にしてるわけじゃないわけですけど、毎日、80名の方がこちらに異動になって、たいへん少なくなっている。そのことでその80名の方が毎日、食堂で食べるわけじゃないんですけど、たいへん落ち込んでいると。もう一言でそういう表現をされます。これは本当に志布志町にとっては、合併をして良かったのかなあというような声も、住民の皆さんの中から出ていると、これは事実です。そういった中でですね、やっぱり、その町で一番の優良企業である役所が人がいなくなったわけですから、とてもこれは影響が大きいわけですね。そのことについてはしっかりと認識をしていただかないといけないというふうに、私は考えるところです。それでですね、この商店街や飲食店への影響というのを考えたときに、ここにおられる志布志町の方でもいいですが、役所に来られて、即、自宅に帰られるということじゃないですか。もう一杯飲もうかということもなかなかないと思いますよ。そういった中でですね、このまちの商店街を形成している唯一のこの志布志市の志布志地域の中でですよ、そして松山町、それぞれ商店街としての機能をもっておられます。人の異動がこんなにたくさんあったその町で一番優良企業である役所の中からですね、これはリストラをされたと同じで、少なくなった影響をしっかりと受け止めていく必要があると思います。そのことについては、市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） ただ今、小園議員のお話にもあったように、この減った方々がすべてその

地域で弁当等を食されていたかどうかというのは、また議論は別でして、それがそのままその食堂の方々の営業に影響が出たかというのは、ちょっとわからないところがあります。昨日の話の中にもありましたように、市役所の支所に訪れる方が増えているという話もあったところでございます。そして、今日、またハローワークの移動もあるということでございます。そのようなことで、この志布志支所につきましては、支所に訪れる方は前からすると増えてくるのではないかなあというような気がしております。そのようなことも含めて、商店街の方とその訪れる方に対するサービスのあり方というものを含めた形でお話できれば有難いなあというふうに思っているところでございます。

○25番（小園義行君） その影響をですね、しっかり受け止めてね、本当に大変な状況だというのは、もう御主人さん達がおっしゃっているとおりであります。認識は少し市長と違いますが、そういう中ですね、やはりこれは急速に対応できることとして、早急にですよ、いろんな会議、いろんな協議会、そういったものを志布志の支所で会議をしていただく、そのことでそういう商店街の支援という一つの方向をですね、これまであった都市機能をなくさないために、私は対応すべきだというふうに考えます。いろんな方々が「もう小園さん、後継者はうちに帰って来んでよいと。お前はお前の道で行けと。お父さんの代で閉めるよ、このままの状況だと。」こういった声もきちんと私はお聞きをしております。そういった中ですね、今、そういう今ある都市機能をしっかり守っていくという意味では、志布志市の中の志布志町地域、ここでのそういう都市機能を守るという意味で、いろんな会議、そういったのを志布志の支所で数多く開催することによって、間接的なその支援と、そういったことをすべきだというふうに考えますが、市長、それについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） 有難い御提言であります。志布志の支所の方に教育委員会が設置されておりました、その関係の会合が増えているというようなことも聞いております。そのようなことで、努めてそういったものをしていきたいというふうに存じますが、全体のバランス等も考えながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 是非ですね、そういう商店街の対応と、そういったものについてはきちんと支援をしていくという立場でやっぱりやっていただきたいというふうに思います。

次に、合併によって職員の異動が先ほど少しあったんですが、窓口サービスですね、この実態、これは現実に昨日のやり取りを聞いて、私はそういう認識なのかなあというふうに少し感じたところでした。利用の状況としてはですね、さほど混雑もなく、推移をしているというようなことであります。そして、窓口で臨時の職員を対応していくと、そして4月を過ぎると落ち着くんだと、そういうことでありますが、この認識は今でも一緒ですか。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。

このことにつきましては、今までのそういう2ヵ月間のデータ、あるいは過去、志布志町時代の利用者の状況、そういったデータも出してしまして、志布志支所の方で窓口関係の関係課長と補佐も含めまして協議をしたわけでございます。その結果、利用状況としては3月、4月の転入・転出、

これは必ずしも合併したからどうということじゃなくて、これは恒常的に例年、異動時期でございますので、これは増えると。そういうことで、3月、4月にそういった配置をして、利用者の方々の緩和をしていくという考え方で意見は一致したところでございます。以上でございます。

○25番（小園義行君） これですね、いわゆる窓口、現在あそこで一生懸命、支所で頑張っておられる方々、今、部長の答弁がありましたけど、これは臨時の方をやるということでの対応で済んでるわけですが、これは臨時の方だったらですね、いちいちまた教えないといけないわけですよ。手がいへん要るわけですよ、忙しいときにですね、何もわからない人をやって、その人に今度は手が要るということで大変だろうと僕は思います。当然、向こうの担当の方でも、そういう人を、まあ急に来られてもそちらに手が要るから、もういいよというようなことだったのではないかと、うふうに思いますが、4月以降のですね、そういったものについて、対応されると思いますけど、少し利用の状況はもう昨日の答弁で出てますので、ちょっと2月が少し減ったとかですね、ということですが、私がいろいろお聞きをしている窓口、そして志布志支所、松山支所、それぞれの中ですね、どういった現実になっているのかといいますと、現在80名の方が志布志の支所から本庁に異動になる。そして、それぞれ有明、松山からも志布志の支所に行かれたでしょう。3月1日現在の職員の配置表、ここに持ってますが、市長部局、支所長をはじめとして約68名です。そして、松山支所、これは支所長を含めて52名、窓口、そしてそれぞれですね、市民課、税務課、福祉課、産業振興課、建設課、この68名の方々に、総合支所ですから、仕事はすべて残ってます。人はいなくなりました。松山支所、同じ総合支所ですよ。52名です。支所長以下ですね。この現実ですよ、本当に産業振興課、ここの係の方々もいくつも仕事を兼務している。窓口だってそうでしょう、この現実いかがですか。68名で、私は本当にあそこに利用が増える、お客さんが増える、そういった中でね、努力をされて一生懸命こなして、大変な努力だと私は思ってます。仕事の量として、すべて総合支所ですから、そこに置いております。この現実をどういうふうに受け止めますか。68名ですよ、ここにもらってるやつで、私、3月1日現在です。そして、松山支社は52名です。約10数名ですね、違いがあります。この少ない中で今までの仕事量をこなしているということですよ。この現実をどういうふうに受け止めますか。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えを申し上げます。

このことにつきましては、合併協議会の中で、それぞれの専門分野におきまして、事務すり合わせをしていくということで、本所機能を有明の方にもっていくということで、当初からそのことは議論をして2年間ほど重ねてまいりました。それによりまして、事務分掌等の中でも事務の流れ、あるいは例えばいろんな補助事業関係、あるいはいろんな申請事項、それから諸々の諸行事の調整、そういったことはほとんど本所で行うということで調整を図ってきて、それによりまして職員の配置というものをしたところでございます。確かに、今、当初、合併当時はいろんな形の予期せぬ出来事もございます。そういった形で支所の職員の方々もたいへん苦労はされていることは認識はしておりますが、今後、いろいろ行政改革推進課もできております。そういったことで昨日も御提案申し上げましたが、プロジェクトを立ち上げて、今後、行政の改革をどのようにしていくかという

ことは、各それぞれの分野において、各部で持ち上がったものを全体の中で精査していきながら、より効率のよい行政を進めていくということを考えておりますので、そのへんのところは御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○25番（小園義行君）　そこで、志布志の支所長にちょっとお伺いします。

現状のこのそれぞれの人が配置されているわけですが、これで十分だというふうに、現場の責任者として思っておられますか。

○志布志支所長（山裾信博君）　ただ今、総務部長の方で御回答があったところでございますが、本所機能、そして支所機能、それぞれ事務分掌を分けた形での職員配置という形では、私どもは限られた人数の中で、限られた予算の中で、精一杯の仕事をしていくと、そういうことで一生懸命やっているところでございます。以上です。

○25番（小園義行君）　今、答弁はそれはそうでしょう。だけど、実際、現実にはですよ、あそこにおられて大変だというのは、もう認識されてるはずなんですよ。僕はやっぱり正直にそこらへんはお話されて、きちんと人の配置をしてほしいと、そういうのが基本的なことだろうと思います。なぜなら、合併によって、住民サービスの低下を招いてはいけないと、そのことで進められてこられたんですよ。招かないということですね。現実にもあそこで窓口に行ったり、いろんなことをしますが、本当に職員の人たち、大変です。そして、住民の方もですね、これまでスムーズに行っていたものが、人がいないということで、少なくなったということで、たいへんお困りの状況というのはあります。ご飯もその時間内に食べられないとかですね、そういった状況が起きてるんですよ、正直言って。そして、合併後、これは病休でお休みになってる職員もおられますよね、現実には。このことを考えたときね、のんびりそういう答弁で僕はいいいのかなあと。やっぱりもっとですね、真剣に考えないといけないんじゃないでしょうか。これ水道局のね、分室だって、すごい数、休止、開始、出てきますよ。今後、まあサービスの関係で言うと、検針がいわゆる納期が12期ですか、こういったことになるというふうに聞いてるんですが、水道局長、どうですか。

○議長（谷口松生君）　小園議員に申し上げますが、あくまでも質問は、市長に対して行って、市長から各担当から答えるという形にしたいと思います。

○25番（小園義行君）　はい、失礼しました。

○市長（本田修一君）　ただ今の御質問もありましたように、職員の中に食事もとれないような状況があったりするということのようなお話もあったわけでございますが、これはやはり合併直後でありまして、そして不慣れなために、そしてまた市民の方々も一時に訪れた状況があって、そのようなことから、こういった状況にあるのではないかなあというふうに思っています。逆にいえば、職員の方々はそのことを重く受け止めて、さらにサービスが低下を招かないような、自らの資質を高めることが必要ではないかというふうに思うところでございます。

水道関係につきましては、担当職員に答えさせます。

○水道局長（徳田俊美君）　補足して申し上げます。

これまで隔月、2カ月に1ぺんではございましたので、これが毎月ということになりまして、12カ

月ということでございます。

○25番（小園義行君） 今、市長、答弁ありましたけど、現実にはですね、そういう状況が合併直後だからと、こういうくくりをしたっていかんですよ。やっぱり本当に志布志の支所にはたくさんの人が来るようになりました。当然、それはもう結果で出てますね。その結果、あと人がいなくなってるという実情で、今、そういった問題が起きてるわけですから、これは4月の人事、そういったので早急に対応をして、本当に大丈夫なのかという点を含めてですね、私は検討していくべきだというふうに思います。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その窓口関係のみならず、各部署についても、今後、聞き取りをしながら、総合的に対応していきたいと思います。

○25番（小園義行君） 是非ですね、今起きている、その現場の状況というのをしっかりとらえていただいて、対応していただきたいと。併せて、これは合併をしたことによって、街の状況がどう変わったのか、都市機能を壊さないためにもそうです。そして、サービスの低下を招かないと、そういう観点からもですね、しっかりと現状を認識した上で対応すべきだというふうに、これは市長、思いますよ。だから、是非ですね、そのことの認識の仕方、現状のとらえ方が私とは全く違うと、もう少しですね、職員のそういう実情とか、そして商店街への影響、そういったものをしっかりとやっぱりつかむ必要がありますよ。昨日も早速行って聞きたいということでしたが、これは言われなくてもやらないといかんことなんです。私たち議員からですよ、当然ですよ。そうした立場でね、しっかりとこの起きている現実についてとらえて対応をどうすべきかと、合併して良かったというふうにならないといけないというふうに私は思います。今回の選挙で、私はそうした問題を訴えて、本庁機能もやっぱり志布志に返そうじゃないかと、このことも住民の皆さんに訴えをさせていただきました。そして、当選をさせていただいたわけですが、本当に志布志市のまちづくりとして考えたときに、どうあるべきかということですね、真剣に議論して行って、良いまちづくりをしたいと、そういうふうに思うところあります。これは再度、そういった起きている現状、そういったものをつかんで、人の手当ても含めてですよ、対応すべきだというふうに考えます。

今、水道局の例がありましたけど、これは12期になりますと、検針しますね。検針をして、その結果で水道料金をはじいてあげて、住民のところに戻す、この作業はとて僕は大変な作業だろうと思うんです。今の志布志の分室のあの対応で、そのことが十分に可能だというふうに、一つの例ですが、水道局を例にとって悪いんですけど、12期にすることによって、今の分室のあの状況で大丈夫だというふうに認識されてますか。

○市長（本田修一君） その分室の配置につきましては、合併協議会等で話し合いをした結果、そういったふうに配置がされているということでございますので、私自身としては、そのことで対応は十分可能だというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 合併協議会ではそうだったでしょう。でも現実にはね、そういうことは動き出した中でどうなのかという検証はしないといかんと思いますよ、それも。あなたはそれで大丈夫

だとおっしゃっていますけど、私はとてもじゃないけど、大変だというふうに思います。これは4月以降のですね、そういった人の手当ての関係とか含めて、早急に対応を、現状をつかむ、そういったことでやっていただきたいと。今みたいなのんびりした考え方では、市長、いかんですよ、これ。本当に職員も大変、そして住民の皆さんも大変というふうに私は考えます。是非ですね、そこらへんについては対応をしていただきたいと、そういうふうに思います。

この合併の関係で、次にもう一つ、住民の負担のあり方、負担増と、これは予算を見ても、そういうふうに今なってるわけですが、現実には合併を進められるときに、サービスは高いところに、負担は低いところにといい、合併協議会でも進められてきたわけですよ。合併を推進をされてきた。ところが、実際に介護保険料、水道料、その他、昨日、マルチ、いわゆるビニールのそういったものについても、もう個人負担だと、そういったことで負担増がどんどん出ているわけですが、合併によってですよ。具体的に少しこの介護保険料、このことについて今回、条例もここに議案として出てますが、総体でですね、今回の住民の負担増というのはどれぐらいに、市長、なるんですかね。

○市長（本田修一君） 具体的な数字につきましては、担当に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 介護保険料につきましては、所得段階が変わってまいりますので、正確な数字というのは、今の段階では無理でございますが、現在の人員でごく荒い試算をいたしますと、約4,000万円程度の増になるというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 当然今、確定申告がされて、6月ぐらいにきちんと出るんでしょうが、条例のこの改正案を見てみますと、基本のところですね、4,544円、これが新しい市の介護保険料の基準のところだというふうに提案がされていますが、これまでのですね、旧3町の基準額というのは、松山町が3,276円、有明町が3,738円、志布志町が3,852円、こうでありました。それが合併をしたことによって、4,544円ということで、介護保険料の試算がされていますが、提案がなってます。これ志布志町は692円上がります。有明町は806円上がります。松山町の住民の方々、負担は1,268円、これだけアップします、合併したことによってですね。これ皆さん方が合併を進めてこられたときに、住民負担は低いところにやるんだと、サービスは高いところにやるんだと。まさに私から見たら、これ大変なことじゃないですか。これは松山町の住民の方々にはびっくりされるんじゃないですか。1,268円上がるんですよ、基準のところ。総体で約4,000万円ぐらいの介護保険料のアップだということでありました。これね、私は合併をするときは、皆さん、負担は低いところに合わせますと、サービスは高いところにやりますと。でも合併しちゃった後はこれですよ。これではですね、住民の皆さん、合併して本当に良かったのかなあと、そういうふうに思われます。この介護保険料、市長、本当にね、こういう提案されてるんですが、そのことについて、まずいかがですか。負担は低いところにやるんだとって、あなた方は進めてこられたんですよ。これは現実には合併したら、これだけ上がると、基準のところですよ。いかがです。

○市長（本田修一君） この介護保険の保険料の策定につきましては、18年度からするということで、18年度から平成20年度の第3期の介護保険事業について策定したところでございます。このこ

とは、昨年から年4回の策定委員会を開催しておりまして、それぞれについて承認を得て、そして今度の改定になったというようなことをございまして、そのことについては御理解をいただいているものというふうに理解しております。さらに、この今申しましたように、合併に伴って、こういったことになったということではないというふうに認識しております。

○25番（小園義行君） これ、市長、誰が理解するんですか。市民の皆さんですか。今から、これを論議されてですよ、議会でも論議されますけど、こんな話したらびっくりされるんじゃないですか。これは理解をするどころじゃないでしょう。これね、本当に私は合併して住民の皆さんの負担増、これ国の関係でも定率減税の廃止、いろんなことですね、どんどんどんどん住民の負担が増えてきます。この独自にですね、しっかりとこの自治体で守るべきは守ってやらなきゃいけないと、そういう思いがあるから言うんですよ。国が三位一体の改革でですね、義務教育の国庫負担、これ昨日、国会の委員会で、自民党、公明党、賛成して、可決しましたよ。鹿児島県の義務教育費の国庫負担が少なくなりますから、予算はマイナスになりますよ。それは当然、今度は自治体で負担しなきゃいけない、県と自治体で。そういったことになっていくんですよ。だからね、やはり私は住民の皆さんは、合併したことでこうなったんじゃないと市長はおっしゃいますけど、しっかりとここで守ってやると、その姿勢が必要ですよ。

そこでね、この負担、私たち議員の報酬が、今回改正といいますかね、私はまだこの前の質疑でびっくりしたんですが、29万4,000円、参考までに4月1日からは27万5,600円というふうに提案がされてるんですね。これね、申し合わせの中でですよ。こういうふうに多分、予算もなってると思います。そこで、私がちょっと試算をしました。27万5,600円、これでね、いくら私たち議員のもらうものが多くなったのかと。私はこれは仮に旧志布志町の議員報酬と同じ金額で提案されたらですね、それだけお金が浮くということになります。仮に旧志布志町の議員、月額23万6,100円、これでやった場合にですね、27万5,600円ですから、4月1日からね、これを引くと3万9,500円、旧志布志町の議員をしていた人は上がります。旧松山町の方は5万600円上がります。旧有明町の方は4万7,600円アップになります。これは4月1日のこの抑えたところで27万5,600円ですですよ、議員報酬。これを旧志布志町の議員報酬で試算をするとですね、3万9,500円アップになるわけですから、掛ける33、掛ける12ですね、1,564万2,000円、報酬だけ、これあと夏と冬のそういう期末手当を合わせるとですね、約3,000万円ぐらいのお金が浮くんですね。先ほど、約4,000万円ぐらいのアップになるということでありましたが、私はもっとこういう住民の生活に直接困るような、こういうものに対してはしっかりとですね、考えなきゃいけないというふうに思います。合併協の最初、私たちがいただいていたあの中では、旧志布志町の報酬の例によって調整するというふうに伺ったんですが、なぜか最終の調整結果としては29万4,000円、3月31日まで、それで4月1日からは職員のそういった給与も下がります。そういった中で27万5,600円だと。これね、私は住民の皆さんがこのことを聞かれたら納得いかんですよ。自分たちの介護保険料はそういうのはどんどん上がっていく。議員の報酬もいきなりこんなにたくさん上がる。これで納得されると思いますか。私はこうした財源があるなら、介護保険料に回してですよ、引き下げをしてやる、こういっ

た姿勢が必要じゃないですかね。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただ今、お話にありますように、議員の報酬が上がってきているということにつきましては、合併後の人口が同程度規模の、算出の基になるのは職員の給料でございますが、それに合わせた形で、この議員の報酬は決められております。そういうことで、議員の方々も合併前は52名いらっしゃったということですが、第1回目の選挙に限り33名に定員が削減されて、そして2回目以降は24名ということで、そのような形で議員の方々もたくさんの市民の方々の意見を聞く立場になろうということで、人口が同程度規模の議員の報酬にそろえられたというふうに認識しております。

○25番（小園義行君） 市長は答弁してないですよ。どう思うかと僕が聞いているのに、そうじゃないでしょう。これは調整の内容はね、市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整すると、こうでしょう。どっちをとるかじゃないですか。現行報酬で仮にあったらですよ、旧志布志町の議員報酬であったら、今私が言うように、約3,000万円ぐらい、これ財源浮くんですよ。それを介護保険料の引き上げ、そういったのをさせないために回したらどうですか。そういう考え方をね、やっぱりもってないといかんですよ。私は本当にそういうふうに思いますよ。だから、こんなに私たちの議員報酬が上がって、とてもびっくりしました。JAのお鹿児島の志布志支所に行ったら、「小園さん、今度、議員の報酬がどっさり上がったげな。」と。「ちょっとごめん、僕はそこまでちょっと詳しく聞いてない。どんなふうになってるということですか。」と。「約5万ばかり上がったげな。」と。これをですね、その人たち、納得というか、あきれておられますよ。僕はその人と話したんですけど。よく調べてみたら、こういうことだということがわかりました。これね、本当に私は謙虚でないといかんじゃないですかね。こういう提案というのは、僕はないと思います。もう少しね、住民の皆さんの立場にたって物事は考えてやらんといかんです。こんな、あんた、合併して、自分たちの負担はどんどん増えていく。そして一方、議員の報酬、そういったものは上がる。これはね、いきなりしかも5万円とかですよ、4万円とか、4万7,000円とか、違うでしょう、今どき。これね、よく考えてほしいと思います。これ、是非ですね、この介護保険料のこういった問題についても、市長、私はそういうふうに考えますが、いかがですか、もう一回。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の報酬につきましては、先ほども言いましたように、今後も新しい市の区域で、新しいそれぞれの範囲が広がった市民の方々の御意見を背景に議会活動をされるということで、適当な水準かというふうに思っております。そして、介護保険料にその分を充てればというようなことにつきましては、一般財源をそういったものに充てるということとはできないということになっておりますので、そのように御理解していただければと思います。

○25番（小園義行君） 市長ね、考え方ですよ。そういうことで、適当と、あんた、これは僕からね、見たら、本当にこれは考えられない提案ですよ、本当に。まああなたはそういう立場でね、やるのであれば、あなたが本当にこの所信表明で述べてる、住民の目線でね、やるというそれとはか

け離れてますよ、こういった提案の仕方そのものも。そう思いませんか。僕はね、本当にそういった問題ではとてもこれは許し難い問題だと思います。

次に、この介護保険料の問題は、これから委員会でも論議がされるでしょう。私はこうしたそれぞれ高齢の方々含めてですね、本当に大変な中でこういうふうになっていくという状況の中ではね、とても生活を維持することさえ厳しい状況が出てくると、そういうふうに思います。この介護保険改悪でね、今度はですよ、療養型病床群、この地域には大山病院が一つありますが、この療養型病床群というのは、国は法の改正でですね、無くしていくんですよ、これ。その人たちはどこに行くんですか。受け皿もない中で、そういうふうに、一方で介護保険料はこうして上がってくる。こんなね、僕は全く今の国のやり方を含めてね、それに追随するような本田市長の姿勢、問題です、これ。やっぱりね、自治体の首長としては、住民の生活、暮らし、しっかり守る必要がありますよ。そういったことを論議してるときにね、さも自分の提案したことが正しいようなね、住民の皆さん、あなたの隣の人にしゃべってごらんさない、これを。何と思われるか。僕はね、とてもこれは住民の皆さん理解かないと思います。再度、お願いします、答弁を。

○市長（本田修一君） 介護保険の制度は、平成12年度から始まりまして、3回目の改定が行われるところでございます。それはさまざまな要因がありまして、毎回毎回アップせざるを得なかったということでもあります。そして、今回の改定につきましても、第1号被保険者の負担の削減として、所得層階層の区分を現行の5から6にするとか、それから税制改正による年金課税の高齢者の非課税限度廃止により、課税層の増加が見込まれるので、18年から2年間で激変緩和をするとか、そういった内容を盛り込んだ改正をするということ、なるべくそういった負担が軽減されるようなことも十分盛り込まれている改正になるというふうに思います。しかしながら、お話がありますように、この介護保険のみで考えたら、そういったふうに負担が増すということですが、利用者からすると、そういったことでさまざまな利便が図られる制度であるということでもありますので、この制度自体を維持して行って、この地域でもそのことをさらに推進していかなきゃならないというふうには思っているところでございます。これは全体としてこの制度が全体の中で、例えば医療もありますし、そして介護もありますし、そして福祉もありますし、そういったことで住民の福祉向上に直接関わるようなものを総体として考えなければならぬということであろうかというふうに思います。その中でのこの介護保険の改正の位置付けがあるというふうに思っています。

○25番（小園義行君） 介護保険の考え方はおっしゃるとおりですよ。だけどね、現実に高齢の方々含めて、大変な状況であると、これは滞納の金額を聞いても、3町でこの前出てましたね。そういうことを含めてです。さらに、これは悪化していくんじゃないですか。そんなことをね、僕はきちんと考えて対応をしていただきたいと、そういうふうに思います。見解はあなたとちょっと違いますけどね。

併せて、この介護保険料の関係、負担増ですね、これ併せて関連して、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。この4月からの福祉計画のあれを見せていただきましたが、地域包括支援センター、これは直営でやるというふうに、1カ所ですね、審議会でも論議されてなっております。これ

はこの福祉計画に書いてある、このとおり直営できちんとやるんだという立場で理解していいですね。委託をするとかですよ、そういうことはないというふうに理解していいんですね。

○市長（本田修一君） この地域包括支援センターの設置につきましては、18年度については、こういった制度でやっていくというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 18年度はそうだと、でも19年度はどうなるかわからんと、今、含みをもった答弁ですけど、これね、地域包括支援センター、とっても大事なところだと思います。これまで旧志布志町の議会でも、この問題はずっと取り上げてきました。なぜなら、障害をもった方々との、その介護保険とですね、支援費の関係、いっぱいいろんなことが一緒になっていくというふうに国が示しています。その中でこの地域包括支援センターがいろんな福利をちゃんとやっていくというふうになるわけじゃないですか。だからできたら、これは旧3町ごとに本来だと地域包括支援センターというのを設けて、住民の皆さんを本当に手の中で見ていくという、そういったきめ細やかなものが必要だというふうに考えます。この大きくなったところで1カ所でね、この包括支援センターで、それがカバーできるのかなあという気がしてならんのですが、将来的にはそういう志布志町地域、松山町地域、有明町地域、そういった形での包括支援センターをやっぱりきちんとしてやっていくというのが僕は姿勢じゃないかなというふうに考えます。18年度はこれでいくということでありましたが、1年経ったらもう民間に委託しますよと、そういう考えは毛頭持ってないですね。市長の任期がある間はしっかりと直営でやるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） 任期中はこのことをしなさいというようなお話が出たと思いますが、そのことにつきましては、十分論議をしなごうですね、考えていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） そういう立場でね、論議をしていくと。しっかりと公平・公正にやっていくためには、やっぱり直営でやらないといかんというふうに私は思います。旧志布志町の議会の慶田町長もそういう答弁を明確にしております。そういう立場でですね、これはやっていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、水道料金の関係を少しお願いします。これは水道料金が新しい志布志市になって、どういった状況に変わったのかですね、少し出てますけれども、負担増というふうになるのかですね、それぞれ3町あったわけですが、簡易水道、そして公営企業会計、それは違いますが、その負担増というのはどれぐらい、市長、なるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民への負担増ということで、水道料について、具体的内容についての質問ですが、今回の料金設定につきましては、旧3カ町の料金を基に調整をさせていただいたものと考えております。水道事業全体から見ますと、特別会計と公営企業会計及び水道事業と簡易水道事業など、異なる部分を新たな地方公営企業として移行させるため、組織のあり方や利用料金等を細目にわたり調整を行ってきたところであります。中でも利用者の皆様全体に影響のある使用料金につきましては、合併を行いました、使用料金の統一が図られなかった事例もありまして、それらも参考にしまして、最も慎重に協議を行ったところです。料金設定の基礎としたものは、同じ市民の中で負担に差があっ

てはならないということとしまして、旧3カ町の料金及び料金体系を参考に調整させていただいたところであります。比較の対象といたしまして、水道統計に使用されています、標準口径13mm、使用水量20m³に、旧料金を比較しますと、旧松山町2,100円、旧志布志町1,800円、旧有明町1,925円になります。これらの料金は税抜きであります。これらを統一するためには、高い方か、低い方か、平均かということになります。高い方で統一しますと、合併の基本であり、負担は低く原則に反しますし、また低い方で統一しますと、公営企業の経営に影響を与えることとなります。このような状況を総合的に判断し、口径13mm、使用水量20m³で、2,000円として調整させていただいたところであります。参考として、同じ条件による全国平均がありますので紹介させていただきます。平成17年4月1日現在の日本水道協会が発行しております規模別家事用平均料金の人口3～5万人未満によりますと、2,939円になっております。今回の使用料をはじめとし、手数料や給水負担金等、水道を利用させていただく市民の皆様には統一して負担をいただき、共通のサービスができますことは公営企業の基礎を確立できたこととして感謝申し上げます。新たに誕生した公営企業の管理者として、安全で安定した供給に努め、常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進できるよう経営努力したいと考えております。

○25番（小園義行君） 今、市長、そういうね、あまりよくわかりにくいですよ。現実に負担が上がるということですよ、これね。これも正直言って、びっくりされている。今、検針票がですね、各家庭に来て、見る。その裏側に4月からこうなりますよということで、上がった形での、志布志町地域ですよ、そういうものが出てます。「小園さん、4月から上がったんやなあ。」と、これもですね、やっぱり私から見ると、本当に合併して良かったのかと、志布志町地域の人たちから見たらそういうことですよ。そこでね、もうこれまたこれも、当然それぞれ委員会で論議されるんですが、公営企業会計ですから、水道局ですよ、職員の方というのは、たいへんこれ失礼ですけど、給料の高い人はですよ、極力、配置をしない方が経営的にいいんじゃないですかね。それはどうですか。本当に、例えば年収100万円の人を、300万円の人を3人もやってたら、僕は少し公営企業会計、そういったものにもね、やっぱり影響するじゃないですか、そこは。だから、そういった点で、今回の人事配置というのも、よく考えられてされたのかですね、そこらについてはそういうことまで配慮した上でされたんですかね。この負担が上がるという、ここを考えたときですよ。

○市長（本田修一君） その職員の配置につきましては、先程来、話しますように、合併協議に基づきまして、人員配置をしたところでございます。そして、適材適所ということで配置がされたものというふうに思っております。その中で、この料金体系に反映させるような配置であったかということにつきましては、そのことにつきましては、多分、料金の体系の中にそのことが反映されるということも前提に配置がされたように思っております。

○25番（小園義行君） やっぱりね、この企業会計でやるわけですから、きちんとそういったことも踏まえてですね、極力、負担増にならないためには、そういうことは必要でしょう。僕はそう思いますね。だから、旧志布志町のときのいわゆる企業会計、本当に若い人をやって、そういう配慮がされた形で進んでましたよ。やっぱりこれはね、本当に考えていかなきゃ、住民の負担というの

は、いくらでも増えていくじゃないですか。志布志町地域だけ見ても、ほとんどアップでしょう、これ。本当に志布志の地域の人たち、本当に合併して良かったのかねということに、これはなりかねんですよ。そういったものもちゃんと配慮した上で、私は人事のことも対応すべきだというふうにこれは考えます。

そして、先ほど前段で言いましたが、この12期ですか、検針をしていく。そのことで職員の対応というのは十分だということでした。ここについてもですね、再度、考えていただきたいというふうにこれは思います。

次に、福祉バスの関係ですが、先ほど、東議員とのやり取りの中で、今後協議するということが答弁がありました。それで、内容については、松山、有明でやっているそれと同じような状況でしていくんだということでしたが、ここに僕は一つたいへんね、欠けてるものがあるという気がします。志布志町地域、土・日・祝日、路線バスが走りません。鹿児島交通ですね。だから、そういうときこそ、本来はこの福祉バス、乗り合いタクシー、名前は名称いろいろでしょうけど、これはやるべきだろうと思います。この問題では新市のまちづくり検討委員会というのがありましたね。その中できちんと新市においてもしっかりやってくれと、志布志町地域においてもやってくれという答申がされてます。そして、旧志布志町の町議会でも、そういう陳情、そういうような採択をしていただいて、当局にですね、しっかりやれという、そういう経過があります。この今後速やかに立ち上げて協議をするということでしたが、新市に引き継ぐということで、これまで理解をしておりましたけれども、当然ね、これは不公平があっちゃいかんわけで、先ほど東議員とのやり取りの中では、速やかにするということでしたが、6月に本当に市長の政策的なそういう予算の提案が出てくると思うんです。ここについてね、対応を私はきちんと、まちづくり検討委員会の答申を受けて、あなたは市長になってる。その市長に答申がされてるわけですから、しっかりとこれは受け止めなきゃいけないでしょうね。その中で土・日・祝日は運休をするという、これは土・日こそ、私はやっぱりやるべきだと。契約の中でですよ、そういうふうに月額35万円ということであれば、しっかりとそれが仮に5万円高くなるのかどうかわからんけれども、対応をやっぱりしてやるべきじゃないでしょうかね。そこについてはいかがですか。まず、その中身と併せて、志布志町地域のそれを早急に立ち上げるということでしたので、今そこで答弁は難しいでしょう。早急に立ち上げたいということですから、その中身について、まず一つ、新しく見直す際にですよ、考えられんのかですね。

○市長（本田修一君） 土・日・祭日を運行した方がいいというような御提案でございますが、この福祉タクシーにつきまして、この土・日・祭日が運行されないというような経過がありまして、実施されているところでございます。そのときの経過等をもう一回検討しながら、本当にまたそういったものが必要かどうかというのは検討させていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） じゃあしっかりとそうした対応をしていただきたい。これは志布志にサンポート志布志アピアというのがあります。あそこに出店をしていただいている核テナントの生協さんですね、その福祉グループの方々が、旧志布志町の老人クラブ、そういった方々にアンケート

をそれぞれ取られて、きちんとしたそういうデータもあります。本当にそういう土・日の運休、そしてきめ細やかな運行、そういったのをしてほしいということですね、利便性の確保という点で、是非取り組んでいただきたいということでの陳情があって、採択になっております。もう是非ですね、この志布志町地域におけるこの福祉バス、乗り合いタクシー、名称はそれぞれでしょうが、ここについては早急に立ち上げて協議をするということでありました。年度内というふうに、これは理解をして構いませんか。

○市長（本田修一君） 早急にということですので、年度内にはしたいと思います。

○25番（小園義行君） 今、市長の答弁で、年度内に対応するということであります。やはりですね、そういった姿勢はとても歓迎をするところであります。市長の答弁のとおり、年度内にそういうことが立ち上がって、しっかりと志布志町地域でもそういう福祉バス、乗り合いタクシーですかね、そういったものがされるというふうに理解をして、次にいきます。

健康増進法について、少し対応をお聞きをしたいと思います。この健康増進法、もう施行になって2年経つわけですが、それぞれのところでこの目的、そして国民の義務・責務、そして国及び地方公共団体の責務というのは、当然理解をされているというふうに思います。目的はもうそのとおりでありますので、第3条にですね、国及び地方公共団体の責務として、「国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。」、これが国や地方公共団体の責務です。そして、第2節の第25条、受動喫煙の防止ということで、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数のものが利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」というふうに法がうたっております。

そこでお聞きをします。まず、学校の状況、この受動喫煙の防止、健康増進法の啓発、そして実態は志布志市の学校現場、そういったのがどういうふうになっているのか、教育長のこの啓発のあり方に対する取り組みと併せて実情をお伺いをします。

○教育長（坪田勝秀君） 公共施設における禁煙対策、あるいはまた指導でございますが、公共施設である学校におきましては、市内すべての学校で体育館も含めまして、現在、敷地内禁煙ということになっていると聞いております。

また、図書館や公民館など、この市内の社会教育施設等におきましては、現在のところ、管内全面禁煙をしたり、あるいはロビーに喫煙所を設けたりしたりするなどの対策は現在のところ様々でございます。以上でございます。

○25番（小園義行君） 教育長のこの啓発に対する対応というのは答弁がなかったんですが、そこについての考え方をですね、この健康増進法のその啓発、どうやってやるのかということについて

は答弁がありませんでした。

○教育長（坪田勝秀君） 最近、議員の御指摘のように、この健康増進法、2年も経過して、たばこがですね、及ぼす害ということについて、そしてまた御指摘がありましたように、受動喫煙ということにつきましても、国民的課題として、これが上げられていることは私も認識しております。そこで、当然、この青少年に対する喫煙の害というのは、ここ数年始まったわけじゃございませんで、これはまた同時に青少年の非行にもつながるのではないかという御指摘等もございまして、薬物の使用、乱用防止と併せてですね、児童・生徒をしっかりと守るということにおいて、この喫煙あるいはまた、たばこの害というようなことについては、私どもも学校のすべての教育活動の場において、体育あるいは保健、家庭、総合学習等におきまして、そういうことも併せて指導していかなければならないと考えておるところでございます。以上でございます。

○25番（小園義行君） 教育委員会サイドの取り組みは、よく理解をしました。そこで、市長にお伺いします。市長のこのいわゆる健康増進法、いわゆる施設の管理者としての第25条、そして第3条のこういったものについての受け止め方を、認識をちょっとお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） 議員も御承知のように、健康増進法は急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康の増進の重要性が増大し、健康づくりや疾病予防を推進するために平成14年に制定され、平成15年5月1日に施行された法律であります。

まず、国民の責務ということで、「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」と定めてあります。

次に、国及び地方公共団体や健康増進事業実施者の責務等が定められておりまして、市町村の責務としましては、第3条に健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに人材の養成等を図るとともに、健康増進事業実施者に必要な技術的援助を与えることというふうになっております。

第4条に、健康教育、健康相談、必要な事業を積極的に推進するよう努めなければならないと定めてあります。

これにつきましては、健康保健対策事業の中の業務で実施しているところでありまして、そしてまた、8条に国及び県の定めた基本方針、健康増進計画を勘案して、市町村健康増進計画を定めるよう努めるというふうに定められております。

合併前の3町におきましては、この健康増進計画の策定はしておりませんでしたが、その必要性は認識しております。他市町村の動向も含め、調査・研究していかなければならないというふうを考えております。

第17条に健康生活習慣相談等の実施について定めてあります。これは保健対策事業の中で実施しております。

第25条に受動喫煙の防止ということで、学校や官公庁施設等の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努め

なければならないというふうに定めてあります。これについては、本庁舎や別館等にそれぞれ喫煙コーナーを設けまして、分煙機を設置しております。本庁では、庁舎本館の各階に1カ所ずつ、別館には喫煙室を2階に設けております。松山支所では4カ所、志布志支所では5カ所設けております。職員については、執務室での喫煙はできませんので、それぞれ近くの喫煙コーナーで喫煙しています。来庁者の方にも喫煙コーナーで喫煙していただいております。

また、市民の皆さん方への啓発ということでありますが、健康増進法の趣旨の広報紙への掲載や喫煙コーナーにも受動喫煙の防止の趣旨等を表示しております。

○25番（小園義行君） 今、法の諸々について答弁がありました。一つお聞きをします。この分煙機をそれぞれ本庁、それぞれ支所、あるわけですが、予算的に年間いくらになりますか。

○総務部長（隈元勝昭君） それぞれで3町出しておりますが、総体的なのは、今ここに出しておりませんので、後でお知らせいたしたいと思っております。

○25番（小園義行君） 約400万円から500万円のところですよね。志布志町で200何十万でした。そこでね、これは首長の判断一つだと思えます。たばこを吸うなというふうに私は言ってるわけじゃないですからね。法律を守ろうやということを言ってるわけです。そこで、教育委員会サイドは、学校の敷地内すべて禁煙をしている。市長部局はどうですか。ここ、有明本庁、ぱっと入ったときに、私もたばこを吸いませんで、もうすぐ受動喫煙をさせられている状態です、正直な話。どこに行ってもそうですよ。この3階もそうですよね。どこでもそうでしょう。これ私も過去、事務調査等で行ったときに、合併をした新しい町でね、全館禁煙と、入口の外に大きな適当な灰皿が1個置いてある、こういった自治体もありました。やはりね、これはきちんとそういうふうにして、教育委員会サイド、もう見事じゃないですか。県庁だってそうでしょう。しっかりもう全館禁煙でしょう、外に1カ所ある。ここも当然、私はそういった首長の本当にこの法を守るということと、経費を節減する、そういう経費の削減をするというのは、あなたも所信表明でもうたってるし、しっかりでしょう。これ、みんな外で吸おうやと、それで何百万とお金が浮くんですよ。10年経ってごらんさない、何千万ですよ、そのことで。だから、そういう教育委員会サイドはしっかりやってる。市長部局はそういう考えに立てませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も20年ぐらい前までたばこを吸っていたということがありまして、たばこを吸う者の気持ちもわからんでもないということでありまして、現在、時代の流れとしまして、こういった受動喫煙というような状況がだんだんだんだん認識されているというような状況でございます。一足飛びにそういったふうに踏み切れるということであれば、本当によろしいかと思っておりますが、庁舎内の意見、そして市民の方々の御意見等も賜りながら、そういった方向にしていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） じゃあ現在の状況で十分にこの法が守られて、受動喫煙、しっかりと対策は十分というふうに理解されてますか。

○市長（本田修一君） 現在の状態では、喫煙室が設置されております、そして喫煙コーナーでも

分煙機が設置されているということで、法の趣旨は守られているんじゃないかなあというふうに思っております。

○25番（小園義行君） これは本当に一つ判断をすることで、とても経費も削減できる。そして真の意味でのあの受動喫煙を防止できるというふうに私は思います。あの分煙機があっても、果たして完全にこの法が求めている、これにできると思っておられますか。私はあれでも不十分だと思いますね。現実的に受動喫煙をさせないというのであれば、しっかりとくくりをしないといかんでしょう。そんな大きな経費かけられないですよ。だから、本当に外で吸おうと、そのことでそれぞれの自治体は努力されて、県庁、そして学校教育委員会サイド、しっかりこれ守っておられるわけでしょう、一方ではですよ。そういう観点に立ったら、私は、よしみんなで財政も厳しいときだから、そうしようやないかということですよ、たばこは大いに外で吸ってもらっていいですよ、たばこ消費税入ってくるわけですから。大いにやっていただいて、経費は省こうやないかと、そういう姿勢に職員自らも立つ、そしてそのことが住民の皆さんに対しても、ああやっぱり役所はそうなんだと、だから自分たちもこの法律を守るためには、きちんとやらなきゃいけないねと、それが本当の法の精神を実際に体現していくということになるんじゃないですか。やっぱりね、役所がそうであれば、普通のところもなかなかそういうふうにかんじませんか。だから是非ね、そういう立場に私は立って、しっかりとね、対応する。教育委員会の対応の仕方をどう思われますか。

○市長（本田修一君） 教育委員会につきましては、先ほど教育長がお話しましたように、子ども達に対する影響というのが十分配慮された形でのああいっただ措置がなされたというふうに思っております。そのことはその国・県、そういった方向でまず教育施設の中で受動喫煙をしないように。そして、健康増進法を全うしようというような形になったと思います。しかしながら、私どものこういった公共施設につきましては、まだまだたくさんの市民の方々も来庁されるということでございますので、そういった方々の御意見等もお聞きしながら、今、御提案がありますような方向にしていきたいというふうに思っております。

○25番（小園義行君） これは厚生労働省もですね、本庁、東京ですよ、あの大きい、すべて全館禁煙にしたと、この前、新聞にも出てました。これ、結構高いところで仕事されてる人は、下まで行くのは大変でしょう、これ、正直言って。だって、法のそれを提案しているところの所管している厚生労働省本館そのものを全部禁煙にしたと、そういうことですよ。やっぱり私たちも住民の皆さんにその理解を求めながらですね、やればそうなのかと、日本人というのは、そういうことにはすぐ対応できる民族だというふうに私は思います。その証拠に、今日からちりは分別するんですよ、まあいろいろ不法投棄とかありますけど、しっかり対応してですよ、立派にやっていく国民じゃないですか。だから、ここにおられるスタッフ、そして役場の職員の人たち、当然優秀な方です。そういう法の精神を守っていこうという、このことがあればですね、きちっと首長のその判断一つで、私は立派にそのことは達成できると思います。そのことでいわゆる経費も浮くというふうに考えるんですが、再度、3本支所、そしていろんなところでそういう分煙機等を置かれている状況の中で、金額的にちょっと私も全部把握しているわけではありません。わかれば、もう一回お願

いできますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

ただ今、本庁の分だけわかっております。5台分で27万5,520円、補修委託料がかかっております。

○25番（小園義行君） 本庁舎というのは、この有明本庁のことですかね。支所を含めて、総体でいくらですか。

○総務部長（隈元勝昭君） 先ほど申し上げましたように、総体の方は、まだここには出ておりませんので、後でお知らせいたします。以上です。

○25番（小園義行君） 分煙機、旧志布志町の庁舎で、それ相当の金額のリース料でした。これは本当にですね、しっかりと首長の判断一つですよ。本当にだからみんなで無駄を省いていこうと、健康の増進に努めなきゃいけないと、法律が求めているわけですからね。たばこを吸うなという意味じゃないんですからね。しっかりとそういう受動喫煙の防止というのをするために、また啓発をするために、教育委員会サイドはもう全敷地内禁煙と、もう早速そういうふうになっている。これは先生方も吸えないじゃないですか。市長部局だって、そういうふうには僕はできると思います。是非ですね、そういう取り組みを是非やっていただきたいと思います。

合併をして、新しい市が始まりましたけれども、一旦決めたから、そのことはもう未来永劫変わらないよと、こういうことではなくて、変えるべきは変えていく。そして、それはあくまでも住民の立場に立って考えていかなきゃいけないと。住民の皆さんが主人公と、そういう立場でですね、そしてその人のために行政に尽くされている皆さん方、もちろん私たち議員もそうですけど、全力を上げて、そういうものに進んでいく、そういう姿勢が必要だと思います。今後、新しく誕生した、この市の議員として、私も選出をさせていただきましたので、市長はじめ、スタッフの方とですね、本当に良い志布志市にするために、思い切っているような意見交換を大いにやりたいと、そういうふうには思います。当然、市長もそういう立場ですので、その視点はあくまでも住民の皆さんが主人公と、住民の皆さんの目線に立って、いろいろなものを提案し、また批判・監視をすると、こういうので私はやりたいと思います。大いに一緒になって、本田市長はじめ、スタッフの皆さんとやりたいと思います。これからも、あくまでも住民の皆さんが主人公と、その立場で市長がいろいろな提案、職務に遂行されるように私はお願いをしておきたいと思います。終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で小園義行君の一般質問を終わります。

あと10分ありますので、質問を続行します。

1番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○1番（下平晴行君） 通告書に基づいて質問いたします。

人事について、2点ほど質問いたします。

職員の適材適所の配置についてでございますが、市長は所信で、職員の能力を最大限に引き出し得る適材適所の人事と表明されています。人事異動の目的は、改革することでもあります。適材適所の人事をするためには、職員庁内公募制度あるいは自己申告制度の導入によって人事異動をする

ことが本人の能力を活かし、住民サービスにもつながっていくのではないかと思います。考えはどうかをお伺いします。

また、役職、7級、8級の職員数が構成比で43.2%を占めていますが、住民に身近な現場の職員に負担がないかお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の質問にお答えいたします。

職員の適材適所の配置についてでございますが、御質問の職員の適材適所の配置につきましては、私の所信表明でも述べておりますとおり、人事につきましては適材適所の配置を目標としたいということでございます。今後は、今お話がありましたような本人の自己申告も取り入れた制度を考えておりますが、全体のバランスもございますので、必ずしも本人の希望どおりに配置できるとは限りませんが、できる限りの努力はしていきたいと思っております。そして、今後につきましては、行政改革も含め、職員定数の適正化計画を定めて、組織における行政執行の合理化に努めてまいりたいと思っております。そして、管理職に比較しまして、一般行政職が少ないというようなお話でございますが、そのことにつきましては、課全体でその職員の分担について取り組んでいるものというふうに認識しております。

○1番（下平晴行君） 1点目については理解いたしました。

2点目でございますが、合併ということで、最初のことで大変だろうと思うんですが、これは愛知県のある市でございます。ちょっとインターネットが壊れて、ちょっと引き出せませんでしたけれども、この市では部長、課長を廃止して、専務、常務と、企業と同じ組織で対応しているという町でございます。辞令を出すと、少なくとも1年は辞令が出るまでは異動できないわけですが、専務に人事権をもたせて、忙しいところに臨機応変に対応しているという取り組みをしている町でございます。旧志布志町でも課長に担当者の人事権をもたせていたわけですが、そういう人事権をもたすことによって、忙しいところ、暇とは言いませんが、その時期によってはそういうところもあるんじゃないかというふうに思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 部・課を廃止して、専務とか、常務とか、そういったシステムの中で行政の執行に取り組んでいるという自治体があるというふうには聞いていますが、中身については精査しておりませんので、承知しておりません。そのやり方がいいかどうか、検討させていただければと思います。そして、現実的には私どもの市につきましても、部あるいは課の中で、人事の配置はできるようにしております。

○議長（谷口松生君） 昼食のため、ここで暫時休憩いたします。

—————○—————
午前11時58分 休憩
午後1時05分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○1番（下平晴行君） 愛知県の例は、あくまでも例でございますので、活用していただければということでございます。市長が合併協議会で人事を配置したということでありましたが、この級別職務分類表、これを見ても、7級以上は課長補佐級以上ということでございます。この43.2%ということであるわけですが、先ほども合併等でということでもありますので、そのために職員のですね、提案制度の導入をして対応したらどうかというふうに考えるわけです。先ほど申しました職員市内公募制度、これも一つは提案制度に係るんじゃないかなあという気がするわけでございますが、そういう部長・課長の考え方だけではなくて、そういう職員からの取り組み、そういうのも必要であろうかというふうに思います。問題があれば、4月に異動されるのかどうかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員からの提案制度につきましては、私が就任直後の部長会でも、そのような方向を取りたいということで、ただ今、準備中でございます。

○1番（下平晴行君） 了解いたしました。

2点目でございます、臨時職員の処遇について質問いたします。本来、臨時職員は、補助的な業務であるのが当然であります、職員とほとんど変わらない業務をしている臨時職員が多いと聞きます。本当に必要な業務であれば、当然、それなりの処遇をすべきだと思います。考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

臨時職員につきましては、基本的には旧町の臨時職員を継続して雇用しているところでございます。現在、市全体でパートタイマーが73名、臨時職員が160名、臨時労務者26名の、計259名をお願いしているところです。パートタイマーと臨時職員の違いにつきましては、パートが9時から16時までとしまして、臨時の人は8時半から5時までとなっております。このことは、業務の内容及び勤務時間の希望等も考慮してのことでございます。労基法の関係で、年間を通しての雇用ではなく、原則として6カ月の更新も必要ということでございます。そして、賃金につきましては、現在、日額の賃金制度を採用しておりましたが、単価につきましては、合併時に財政的な面や他の市町の均衡を考慮しまして、単価を統一したところでございます。

○1番（下平晴行君） 労基法との関係等もあるということで、これはよくわかるんですが、曾於市ではですね、職場によっては嘱託制度等を設けて、それなりの待遇をして、ボーナスも支給しているということでございますので、こういうことも検討していただけて対応していただきたいというふうに思います。それについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） 嘱託は、現在、一部入れておまして、業務の内容につきましては、そういった制度も採り入れていければというふうに思っております。

○1番（下平晴行君） 市長の言われることはよくわかるんですけども、臨時職員です、要するに財政的なもの、いろいろあるというのはわかっております。しかし、職員と同等の仕事をして、給料がほとんど、臨時でいいますと、約10万円前後だと思うんですが、それとボーナス、全く

無いわけですね。そういうことが給料をもらう度に、臨時職員の人はずごく感じるんじゃないかなあというふうに思います。自分がそうであれば、どうなのかなあという気がするわけでございます。そういうことを考えて対応していただきたいなあというふうに思います。以上で終わります。

次に、教育政策について質問いたします。食育の取り組みについてでございます。所信でも食育を通して健康な子どもを育むと表明されています。日本の食料自給率はカロリー換算で40%と極めて低く、食料の大切さと生命の尊さということを教育していくことが重要なことであると思います。今、子ども達がよくきれるとか、家庭内暴力とか、アトピーなどの話をよく聞きますが、これは食が影響していると言われていています。朝食をほとんどとらない、あるいは家族で食事を一緒にしない個食、偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化、食の問題が憂慮されています。食育の基本は家庭にあることはもちろんですが、その家庭の教育力が低下している現在、教育現場での教育は一層重要になってくると思います。また、このことは我が町の基幹産業である農業にとっても重要な問題であると考えます。学校における食に対する教育はどのように行われているのか、また学校給食における地場産品が利用されているのかお伺いします。

○教育長(坪田勝秀君) 食育の取り組みについてでございますが、そもそもこの食育という言葉は、たいへん古うございまして、もう明治の終わり頃には、もう食育という言葉は登場するようでございます。しかし、その後、知育、徳育、それから体育という学校教育の三本柱がですね、そちらにどうしても重きがかかったきらいがございまして、食育という言葉はちょっとしばらく陰を潜めたような時代があったわけでございます。しかしながら、最近では特にこのもう知・徳・体の一番大本にあるのは食育だということで、御案内のとおり、食育基本法あるいは食育推進基本計画案などが国におきまして制定されましたし、ごく最近では学校における食育を推進するために、栄養教諭という栄養士の身分をさらに高めようというようなことも取り上げられているところでございます。

そこで、実際に本市におきましても、食育の重要性にかんがみまして、たいへん多様な展開がなされておることは、喜ばしいことだと思っております。例えば、総合的な学習の時間、あるいは生活科の時間、あるいは家庭科の時間等におきまして、稲作を通じた体験活動でありますとか、学校栄養教員を講師として招へいした授業とかですね、ここに私、取り組みについてという資料をいただいておりますが、ある小学校では生活科の中で、野菜を育てようと、ある小学校は道徳の時間に、「食べ残されたエビに涙」というような題材のようでございますし、ある小学校ではボランティア活動を通じて、そば作りをしましょうと、あるいはある中学校では家庭・地域のPTAの方々とタイアップしながら、家庭での食生活を考えましょうというようなことを取り組まれておるようでございます。

今回、新市になりまして、松山町の煮しめ教育でありますとか、有明町のおにぎり大作戦が、志布志市に引き継がれて、今後、さらに展開されようとしているところでございます。特に、おにぎり大作戦につきましては、新おにぎり大作戦と銘打ちまして、予算にも計上されておりますので、今後、市を上げて取り組んでいく予定となっております。そしてまた、おにぎりという言葉

キーワードにしながら、温かく母の思いが伝わるような教育にも展開できればいいなと思っておりますし、それがひいては地産地消の積極的な推進につながるものではないかと思っております。

なお、1月の献立表を見てみますと、志布志の給食センターは、ご飯を志布志でとれた米やハモ、大根なども入っていますよと、献立表で子ども達に訴えておりますし、有明町の給食センターでは、毎週木曜日は有明町のお米を使用していますというようなことが献立表で知らされておりますし、松山もやっつくという言葉が示しておりますように、大根、白菜、キャベツ、サツマイモ等々、地域にふさわしい食材がふんだんに使われまして、給食を華やかなものに行っているようでございます。以上でございます。

○1番（下平晴行君） よくわかりました。

一つですね、この食育について取り上げている町があります。これは栃木県の芳賀町でございますが、これは食育センターを民間で立ち上げて、生ごみを堆肥化して、まあ志布志市もそうやっているんですが、その堆肥で作った29人の有機農家から、米は100%、野菜類が90%を給食で使っていると。先ほども教育長もおっしゃいましたように、地場でとれた安心、これこそ安全・安心な農作物、このことが地産地消の推進にもなっているということでもあります。このユニークなのですね、この29人の方々が作った、例えばニンジン、じゃがいも、それぞれあるわけですが、農家の方が学校で野菜ができる過程を教室で話をし、食の大切さを教えている。そういうことから、食べ残しもほとんどないというようなことも事例が出ております。教育長がおっしゃいましたように、そういう身近な食育というのはあったということをお聞きしまして、私も最近かなと思っておりました。是非、教育長に就任されて、今、食というのは大きな問題であります。是非ですね、志布志市の学校で今おっしゃったようなことを、もうちょっと強力に取り上げをしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上、了解しました。

次に入ります。環境政策について質問いたします。志布志市は今、28のごみの分類をいたしているわけですが、粗大ごみ等の個別収集についてということでございます。所信でごみゼロのまちづくりを表明されておられます。粗大ごみ等の資源化と、市が引き取らない廃棄物の収集に取り組みますと、ごみゼロのまちづくりが実現すると思っております。そのためには、高齢者や車を持っていない方はもちろん、指定日に出せない方など、応分の負担をしていただき、個別収集の取り組みはできないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

粗大ごみ等の個別収集についてという御質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、廃棄物の搬出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理について定めており、この中で廃棄物のうち一般廃棄物の家庭系ごみにつきましては、市で処理することと規定されております。御質問の粗大ごみについても一般ごみとして市が収集を行わなければならないものでありますが、合併した3町で、その収集方法が異なっております。旧志布志町と旧有

明町は集落単位ごとに設置している粗大ごみの収集場所に搬出し、町が収集しておりましたが、旧松山町は1カ所の収集場所に搬入し、町が収集するといった方法で処理を実施しておりました。

また、御質問の粗大ごみの個別収集については、隣町の大崎町においては、既に実施をしていることから、合併前の環境行政の分科会において、粗大ごみの収集体制について協議を重ねてきたところでございますが、先ほど申し上げましたように、旧町において、その収集方法等に違いがあることから、合併後に収集体制、収集区域等を含めて検討をしたところでございます。なお、これまで粗大ごみのすべてを清掃センターに埋め立て処分をしまいましたが、本年4月からは再利用、再資源といった観点から、粗大ごみの収集をパッカー車と普通トラックで収集し、自転車やスチール家具等については雑金属に、木製の家具や机、畳等につきましては、製紙工場等で使用する固形燃料のRPF燃料として利用するように、収集方法を変更いたしました。これにより、清掃センターへの粗大ごみの搬入量が軽減され、さらに延命化が図られるものと思っております。さらに家庭のごみの搬出に支障を来している、高齢者、身障者等の負担を軽減し、併せて安否の確認をする、ごみ出し困難者対策事業を志布志市で実施しております。このごみ出し困難者対策事業でも、粗大ごみの搬出について申請をされ、実施をしているものでございますが、この事業の拡大等も踏まえて検討してまいりたいと考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

○1番（下平晴行君） 私も昨年まで、そういう関係におりましたので、中身についてはよく理解をしているところです。ただ、ごみ出し困難者については、身の回りに誰もいない方ということで制約がされると思いますので、そのためとは申しませんが、やはり4月からそのことには取り組むということではありますが、個別収集については、やはり引き続き検討していただきたいというふうに思います。市長がおっしゃいましたように、松山町の収集形態が若干違うということで、よく理解をしているところでございますが、是非その取り組みをしていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

次に道路整備について、2点質問します。

県道3号日南志布志線の整備についてでございます。所信で、合併効果を生み出す主要幹線道路や生活関連道路の整備を図りますと表明されています。この道路は、志布志市街地からの主要幹線道路であります。串間市の方は素晴らしい道路が整備されております。県境までの延長が約13.8kmあるわけでございますが、整備されている部分が5.5km、未整備部分が約8.3kmであります。年次的に整備の要望をしていただきますが、緊急を要するのは、立花迫周辺の約1kmであります。幅員が狭く、朝夕の通学や通勤時にはいつ事故が起きてもおかしくありません。昨日、建設部長が事業の優先度の考え方を述べました。必要性、重要性、効率性、緊急性、熟度、これは全部対象になりますので、早急に対応をしていただきたい。市長の考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道3号日南志布志線につきましては、志布志港を起点に、潤ヶ野、八野校区を経て、串間日南市を結ぶ主要幹線道路であります。旧志布志町内の約14キロ区間のうち、改良済み区間が5.5キロと、改良率では37%に満たない状況でございます。最近では平成15年度まで、佐野工区を県の方で整

備いただいたところでありますが、現在、本路線の整備については一時休止状態となっております。県としましても、宮崎日南方面への広域ネットワーク形成の重要な路線と位置付けているところでありますが、毎年、土木協会への要望活動でも整備促進について強く要望しているところがございます。地域住民の方々にとっては生活の足として、また農林畜産業においても産業振興の基盤として大切な道路であります。今後とも整備促進について、関係機関に強く要望活動をしていきたいと考えます。

○1番（下平晴行君） 強く要望していくということで理解しました。

市長が昨日、地域の要望が高ければ高いほど実現するというところでありますので、私たち公民館を中心に地域を巻き込んで協力していきますので、よろしく協力していただきたいと思っております。

それから、2点目の市道の弓場ヶ尾・佐野原線の横尾下から、佐野原までの整備についてでございますが、県道3号の市街地の部分の整備が遅れているために、市街地、志布志小学校周辺、幅員も狭く、住宅も密集しており、朝夕は交通が混雑してたいへん危険な状況であります。その対策として、現在、市道、昭和・弓場ヶ尾線の延長が新設されている横尾下から佐野原の約1.5kmを整備できないかということでございます。このことが実現しますと、県道3号の利活用が図られて、交通車両の緩和、農産物の流通の確保、住宅の新設、学校運営の安定化など、地域が活性していくと思っておりますが、市長の考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） 市道弓場ヶ尾・佐野原線の横尾下・佐野原の区間の整備につきましては、現在進めております昭和・弓場ヶ尾線の延長線上に位置しまして、県道南之郷志布志線と日南志布志線を結ぶ延長1.6kmの幹線道路であります。昭和40年代、農免農道として整備していますが、急カーブ、急坂など、農畜産物の輸送に支障を来している状況でございます。志布志地区では、市街地の外郭を環状的に結ぶ道路の整備を進めていますが、完成後は志布志港と国道及び4県道を連絡する環状線となるため、一翼を担う本路線は優先順位の高い位置に位置付けております。具体的な整備につきましては、平成18年度での国の補助を導入する手続きを申請中でありまして、国の財政の厳しい中での申請でありますので、何とか採択いただけるよう関係機関に働きかけてまいりたいと思っております。

○1番（下平晴行君） 18年度に申請中ということでございますので、できるだけその取り組みに一丸となってお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次の農業政策についてでございます。環境保全型農業の取り組みについてでございますが、所信で環境保全型農業を目指した安全で安心できる農畜産物の生産を推進すると表明されています。生産第一主義を掲げた農業基本法の下で、日本における作物栽培が適正さを欠いた多肥・多農薬であったという反省を込めて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、自然循環機能の維持・推進を図るために、環境保全型農業の推進が図られるようになったと思っておりますが、どのように取り組まれるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） 環境保全型農業の取り組みについてのお尋ねでございますが、食料農業農村基本法において、我が国農業の持続的な発展を図るため、農業の自然循環機能維持増進が不可欠

であると記されています。農業は食糧供給の基本のほか、国土や環境の保全といった多面的機能を有しておりまして、このような機能を将来にわたって発揮していくことが必要であるということでございます。しかしながら、農業の生産面について見ますと、近年、堆肥等の施肥量が著しく低下してきていると、土づくりがおろそかになる一方で、化学肥料、農薬への過度の依存による環境の悪化が見られるなど、環境と調和のとれた持続的な農業生産がたちいかない事態が生じてきております。また、農産物の消費面について見ると、有機農産物、化学肥料、農薬の使用を控えた農産物に対する消費者のニーズが高まってきています。こうした状況に対処するため、良質堆肥を利用した作物づくりの推進や、化学的防除、農薬の特性に応じた使用法とか、在来天敵に影響のない農薬の選択、こういった防除や、物理的防除、光反射、それから防虫ネットを利用した物理的防除、そして生物的防除、天敵動物や微生物フェロモンによる交信かく乱等を利用した生物的防除、そして行史的防除、抵抗性品種や中耕による除草といったものが近年推進されてきております。そういう中で、本市の農協でも本当に安心・安全で、おいしい農産物の提供をするため、牛糞を原料とした完熟堆肥の製造や土壌分析の導入により、本物の土と味を求めて取り組みが始まってきております。小規模生産ではない、全国に向けて出荷する品目、野菜等における取り組みで、画期的な取り組みを考えております。そして、お茶でも消費者の安心・安全を求める声に応えるため、また環境負荷低減のため、これまでの農薬の安全使用基準の厳守やハマキ天敵を利用した減農薬総合防除体制の実践、有機質肥料利用による原肥栽培の取り組みを進めております。さらに消費者に信頼される安心・安全でクリーンな鹿児島茶づくりの安全の証明として、全国に先駆けて茶業に携わる茶生産者から取り扱い商社まで一丸となり、生産履歴の記録、情報開示等に平成15年から進めていっているということでございます。

○1番（下平晴行君） 取り組みについては、いろいろ取り組まれているようでございますが、やはり命のある土づくり、これは基本であろうというふうに思います。鹿児島大学の教授が言っておりますが、私たちは農薬や添加物を含めた合成化学物質を少なくとも1日に50種類も体内に入れているということ、農薬には急性、慢性毒性や発ガン性などのほか、一部に生殖毒性や催奇形性もあることが動物実験でわかっている。しかし、こうした農薬を含めて人工的に生み出された合成化学物質が私たちの命にどう作用するのかは化学はまだ解明されていない。だから、安全とはいえないということでありまして。市長も地球村という組織の中で活動されているようでありますが、また旧有明町でも大分県の赤峰勝人さんの講演会をされております。基本的には、なぜ虫が付くのか。よく一般の方は虫食い野菜は安全だという考え方があります。これは基本的に、虫が食っている野菜は危険だということを言っているんですが、普通の人には虫食い野菜が安全と。なぜ虫食い野菜が安全でないのか。やはりこのことを原点と考えたら、いかに化学肥料、そういう農薬、このものが危ないか、こういうものが危ないかということがよくわかるわけでございます。環境保全型農業とはということでありましてけれども、このことは要するに環境保全と作物の生産性の調和、要するに化学肥料や農薬等を効率的に利用するということでありましてけれども、有機農業では化学合成農業や化学肥料などを使用しないと。しかし、これも環境保全型農業の一つの形態として位置付けられてい

るということでもあります。この所信表明の中でも、安心・安全で健康で住みよいまちづくりを表明されております。やはり志布志市が農業の町という位置付けをするのであればですね、やはり農薬、化学肥料、こういうものを徐々に減らして、最終的には無くすやり方ができないかどうか。宮崎県綾町の、今は亡き合田町長が、目先だけじゃなくて、30年、50年を見据えたまちづくりをしておられますが、林業の町でありながら、照葉樹林を伐採しなかった。このことは環境に与える役割は大きいと、そういうことからだそうであります。志布志にも2回ほど来ていただいて、講演をしていただいたわけですが、有機農業に取り組みしたのは、あの照葉樹林の大木がなぜ肥料をやらないのに大きくなるのか。そこを考えて、山に入ってみたら、要するに落ち葉が腐葉土となって、それを微生物が分解してくれて、樹木の養分となっていることがわかった。だから、取り組んだという話をされました。こういうふうにですね、林業の町でありながら、そのことをさせなかった。これはやはりすごい信念をもった考え方があったからこそできたと思います。後で航空防除の話も出てきますけれども、そういう本当に安心・安全なもの、これは何なのか、何からできるのかということをもうちょっと真剣にですね、農業の政策として取り組みをしていただきたいというふうに思います。例えば綾町では、平成10年に綾町自然生態系農業の推進に関する条例、こういうのを制定しております。この中でも、680戸の農家のうち500戸が登録、670haの耕作面積のうち180haが農地登録されて、これは露地とかそういうことが中心に有機農業の場合はなるわけですが、その額だけでも4億円以上の販売額があるという数字が出ております。いわゆる合成化学物質の利用を排除して、もちろん化学肥料も含めて、そういう農業の取り組みをしていくという条例であるわけですが。そういう市長がおっしゃいますように、行ってみたい町に住んでみたい町、そういう町になるようなですね、農業のあり方はできないのか。大分県の赤峰勝人さんや、それから宮崎県の今申しました綾町のこういう取り組み、こういうことを本当に市長自ら、そして職員の皆さんも研修していただいてですね、取り組みができないか、再度お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、この新生志布志市の発展のために様々な諸施策を講じていくわけですが、その大きな推進策の一つに農業振興というものがあると思います。その農業振興は、旧有明町、そして旧松山町、そして旧志布志町で一生懸命取り組んでこられた農業推進策が基になって、新しい農業推進策になろうかと思っております。そして、それは今お話がありましたように、安心・安全な農林水産物をいかにして生産できるような環境づくりが必要かというようなことで、これはすなわち環境保全型農業の確立であるということですが、消費者に本当に安心・安全でおいしい農産物を提供する、このことが輸入物が増えているこの国際化の中で、消費者に支持されて生き残る日本の食料供給基地としての本市の農業施策のあり方ではなかろうかというふうに思うところでございます。しかしながら、小規模農業は別といたしまして、広大な台地で大規模農業を一気に無農薬・無化学肥料による農産物の生産へ移行させることは、かなり厳しい状況であるというふうに思っているところでございます。平成11年度に持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が施行されました。この法律では土づくりや化学肥料、農薬の低減のために導入すべき技術が定

められておりました、これらの技術を導入して農業者が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を県知事が認定する仕組みになっています。この県知事が認定した農業者をエコファーマーと呼んでおりました、この方々が既に旧松山町で3名、旧志布志町で1名、旧有明町で144名の農業者が認定されております。そして、平成16年10月から食の安心・安全の確保を目指して、鹿児島県の農林水産物認証制度がスタートいたしました。この制度は平成16年7月に決定いたしました鹿児島県食の安心・安全基本方針に基づいて、安心・安全な本県の農林水産物を生産する生産者の取り組みを消費者に正確に伝え、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、県が策定した安心と安全に関する一定の基準に基づき認証する制度であります。志布志市でも松山町の大野原有機農業研究会が昨年8月に早期水稻、10月に普通水稻をそれぞれ認証を受けておりました、そのほかにも認証に向けて取り組みがされているということでございます。本市におきましては、まず小規模農家や兼業農家を中心に、地産地消と併せて、完全無農薬・無化学肥料の有機農業の実践農家を育てることは、環境保全型農業を推進する上でたいへん意義のあることだというふうに考えております。既にこれらの取り組みをされている農家、あるいはこれからでも実践したいと思う方がいらっしゃるということでもありますから、これらの方々一堂に集まっていただきまして、是非、環境保全型農業についての情報交換とその取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 取り組みについてはわかりました。

ただですね、大規模はできないということではありますが、大分県の赤峰さんが、10ha、2haは水田をつくっております。しかし、これはこの赤峰さんの経営される農業は、100%、農薬も除草剤も、市長は御存知であるわけですが、そういうことが可能であるわけですので、是非ですね、職員の研修をやらしていただきたいなあとというふうに思います。

それと、そういう部会というのをつくっていくということでございますが、鹿児島県の薩摩半島の方では、有機農業部会というのが組織されております。これは150人でございますが、私が2年前にこのシンポジウムに参加させていただいたんですけれども、この中でですね、印象に残ったのが、6人のパネラーに元農協職員がいて、今まで自分が化学肥料、農薬の推進は大変なことをしていたと話をしていました。ですから、こういう協議会をつくっていただいて、農業部会、協議会でも結構ですが、こういう方を呼んでですね、この人はもう私と面識がありますので、出てきてくれるという約束もしておりますので、こういう部会を開いて、本当に自分たちのやっていることがどうなのかという部分をですね、市民の皆さんと一緒に取り組みをしたら、このことも前向きに進むんじゃないかというふうに考えております。以上で終わります。

もう1点でございました。航空防除のあり方についてでございます。航空防除は人間にとっては、確かに手間が省けて効率性があるかも知れません。しかし、あらゆる虫や微生物を殺して、生態系を狂わせているのです。環境保全型農業を目指すためには、航空防除のあり方をどうお考えかをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

航空防除のあり方につきましては、昨日の坂元議員の質問に対する回答と同じでございます。農業航空事業は担い手農家の病虫害防除コストの低減、作業の省力化、そしていもち病等の地域全体で発生する病虫害の一斉防除の推進に寄与する重要な技術として位置付けられておりました。旧有明町地区におきましては、早期水稻を対象に6月下旬に、旧松山町地区においては普通水稻を対象に8月中旬に実施されており、米の生産及び品質向上に大きく貢献しているものと評価しております。むろん、事業の実施にあたりましては、食料・農業・農村基本法に基づき、農業の自然環境機能の維持・増進を図るため、農薬の適正な使用の確保に努めるとともに、農村部における住宅の拡大、栽培様式の多様化、事業を取り巻く環境の変化に応じた適切な対応を図っているところであります。このため、これまで有人ヘリコプター利用による農業航空事業の実施にあたりましては、国の農林水産航空事業の実施ガイドライン及び県農業航空実施要領に加え、農薬を使用する者がすべて遵守すべき基準を定める省令に基づき、関係機関、団体と連携し、安全対策に十分配慮しながら、事業の円滑かつ適切な実施を図ってきたところです。しかし、本年度から施行されますポジティブリスト制度に対応しまして、従来の実施方法を見直しましたところ、早期水稻地区におきましては、転作率が高く、作物の団地化がされていないこともありまして、被害防止対策と環境への配慮の両面から、無人ヘリコプターによる散布方法に変更することといたしました。現在、水稻に対する農薬散布につきましては、ほとんどの生産者が航空防除1回に限っており、その意味で地域全体で適正な農薬使用を徹底することにより、高生産、品質向上を目指しながら、環境への影響を防止する効果もあると考えられます。このことは安心・安全な農薬を求める消費者ニーズとも一致するものと思われまます。なお、普通作地区におきましては、転作率も低く、団地化されていない場合は対象外となっていることもあり、また生産者自らが実施主体となる協議会方式で実施されている関係で、行政としましては必要な情報等につきまして、積極的に周知していくものの、航空防除実施については最終決定は協議会でなされるものというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 市長は、基準に合っていれば、安全・安心だというふうにおっしゃいますけれども、これはですね、農薬の警告というので、空中散布、ちょっと読ませていただきます。一斉防除で効率的とされる空散だが、かつて9年間実施計画に関わった宮崎県の高原町役場の職員が言っています。防除効果が本当に高いか疑問、その理由はヘリのスケジュールはあらかじめ決まっております、地域の防除適期と散布日が必ずしも一致するわけではないと。悪天候で日程が変更されることもめずらしくない。それから、日置郡の東市来町の農家の方が、農法を工夫し、植物本来の力を引き出して、農薬を使わない努力をすれば空散は必要ない。曾於郡大崎町の農家も、農薬をまかないといけなないと思いでいるから空散をやめられないんだ。空散の環境、人間への影響が目に見えないからといって、安全だと言えるのだろうかと強調しています。それから、富山県は95年に空散を全県廃止しております。県内でも95年に、始良郡始良町、それから菱刈町、日置郡の伊集院町が廃止しております。菱刈町であります、中核農家が個別防除を重視するようになった。環境保全型農業を実践する農家も多くなり、空散の反対派は確実に増えてきた、安心・安全を消費者にアピールする上でも空散の時代は終わったと、このように言っているわけです。どうかですね、

志布志市が本当に安心・安全の町といえるまちづくりを進めるのであればですね、やはりこのことは真剣に考えるべきじゃないかというふうに思います。いかがかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、お話ししましたように、本年度から施行されますポジティブリスト制度でかなり生産者の意識が変わってくるのではないかとというふうに思っております。このことの実施に伴いまして、いわゆる安心・安全な作物づくりについて、自らは当然のことながら、他にいかにして影響を及ぼさないかということは、今後問われていくわけでございますので、団地化等が急速に進んでまいるかと思っております。その団地化の中で、いわゆる無農薬栽培・有機肥料栽培というものが進んでいくのではないかなというふうに考えられます。そのような生産者の方々の動きを見ながら、市としても今後さらに推進していければいいのかなあというふうに思っております。

○1番（下平晴行君） 是非、そのような考え方で取り組みをしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で下平晴行君の一般質問を終わります。

次に、21番、上野直広君の一般質問を許可いたします。

○21番（上野直広君） それでは、質問をいたします。

もう10番目となると、だいたい答えが出てきたような気もいたします。だいたいの答えがですね、わかってきたような気がいたします。

今日、いろいろ国民の負担が多くなると、改革と呼ばれて、議論になった背景にはどういうものがあるかということがあります。次のようなことがあります。今年の地方財政計画は、今の日本赤字財政を放置すると、10年後には一般歳出の3割削減か、消費税率の21%の引き上げが必要になるという財政制度等審議会、いわゆる財務相の諮問機関ですが、の試算が明らかにされました。2005年度の予算編成で、歳出歳入両面での改革を進める方針を打ち出している試算を梃子に、財務省は社会保障の見直しなどで一般歳出を抑制する一方、消費税の定率減税の縮減、廃止の地均しを加速したい考えを示しました。財務省は年末の予算編成作業で年間1兆円のペースで増加する社会保障費に関連して、介護保険改革を求めています。国・地方財政の三位一体改革で、地方財政計画に7～8兆円の過大な計上があるとして、地方交付税を大幅に圧縮する方針が示されました。平成18年度で当初予算見込みの地方交付税は5.9%の減になっております。これに併せて、地方公共団体は団体自治権によって地方税を徴収する権限などが与えられていますが、国の財政とは密接な関係にあります。予算の編成にあたっては、法令、条例に基づいて、社会経済などの動向をはじめ、各種統計資料を収集し、客観的な実施によって正確に誤りのないよう判断し、予算に計上しなければなりません。その一つに毎年度、自治省が公表されている地方財政計画は、翌年度の地方財政の収支の動向を示したものとして、唯一の参考資料になります。これから予算が縮小していく中で、6月の補正に向けて、平成18年度の地方財政計画を市長はどのように受け止められているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 上野議員の質問にお答えいたします。

平成18年度の地方財政計画をどのように受け止めているかということでございますが、国は平成18年度の地方財政計画について、所要の財政措置を講ずるにあたり、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、投資的経費、一般行政経費等の地方歳出全般について、決算との乖離など、徹底した見直しを行い、地方財政規模を引き続き抑制し、財源不足の縮小に努めるとともに、地方の自助努力を促していくことを進め、地方交付税を抑制する方針を示しております。これらのことを反映し、平成18年度の地方財政計画の総額は83兆1,508億円となり、前年度と比較して0.7%の減、5年連続して規模抑制となっております。また、平成16年度から始まった国庫補助負担金の削減、税源移譲、地方交付税の削減、いわゆる国と地方に関する三位一体改革についても、この計画の中に反映しており、本年度の市財政に与える影響としましては、税源移譲分として所得譲与税が増額となりますが、交付税については5.9%の減額負担となり、合併による財政支援措置分を除きますと、一般財源ベース減額となり、非常に厳しい計画と受け止めております。

○21番（上野直広君） 予算方針の決定にしたがってですね、住民は何を要望しているのかを公正に把握することで施策を決定することとなっておりますけど、もうこのことについては、市長はどう考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただ今、お話ししましたように、非常に厳しい財源の状況であります。住民は様々な形で要望があるかと思えます。それらのことにつきましては、私の所信表明でもお話ししましたように、いろんな形の住民参加を求めた協議会、プロジェクトチームを立ち上げながら、それらの中で住民の方々の要望を組み入れたり、そしてお話ししたりして財政措置をしていきたいというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 厳しい財政の中で、予算編成していくわけですが、その中で何でも総花的に住民の要望を受け止めてやっていくという、健全財政を貫かないということはないですね。健全財政を貫くということに間違いはないですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その財政の計画につきましては、当然、財政再建団体に陥るようなことはないような財政計画を立てるわけでございまして、国としてこういった形で厳しい今後の財政状況の予測が示されるということであれば、そのことも含めて住民の方々にお話ししながら、できること、できないこととお話して、そして住民の方々も御理解を賜った上で、このことについてはどうしても実現したいということがあれば、そのことについては取り組んでいくというような形で、住民総参加型のまちづくりに取り組んでいきたいという意味でお話したところでございます。

○21番（上野直広君） 志布志に重要なこれだけはあるというような問題があれば、財政措置するということに受け取っていいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成18年度、新生志布志市が発足いたしまして、その中で速やかに長期計画、そして過疎計画等

に取り組まなければならないというふうに思っております。その中で重点政策も明らかになってくるというふうに思われます。そういうことで、これだけに取り組まなければならないということについてはお示しできるのではないかとこのように思っております。

○21番（上野直広君） 結局、健全財政を貫くということですね。

地域経済の見通し関係について、経済動向について、十分な考慮を払うようになっておりますけど、この志布志市においては、結局は地方経済であるので、農業の町が主でありますので、経済動向についてはどう考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の経済動向につきましては、非常に大きな問題であろうかというふうに思いますが、私自身としましては、所信表明でも述べましたように、この地域に住んでて良かったと、そして合併して良かったという町にするためにも、様々な形で自ら経済振興に取り組んでいこうというふうに考えております。そのような意味で、今後、市、そして県、国というような上部団体のお力もお借りしながら、この経済振興を図っていくということでございますので、薔薇色ではないかも知れませんが、そう悲観するものではないというふうに思っております。

○21番（上野直広君） 薔薇色ではなくても、何とかなるとこの感じですね。

そこで、今度、6月の補正に向けて、いろいろ予算化していくわけですが、その中で次の段階に移りますけど、自主財源の確保についてはどう考えているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自主財源の確保につきましては、地方交付税、国庫補助金が削減される中、自主財源の確保は地方公共団体にとりまして重要かつ緊急の課題であると認識しているところでございます。自主財源の根幹をなす市税の平成18年度における税収見込みにつきましては、固定資産税が評価替えの年度にあたり、土地価格の下落傾向や、家屋の評価替えの減等により減収するものの、市民税において税制改革で定率減税の縮小や老年者控除の廃止等で増額が見込まれ、市全体では若干の増収となる見込みでございます。しかしながら、長引く景気低迷の影響により、その未納額も年々増加傾向にあります。このため、的確な課税客体の把握と、適正・公平な課税に努めるとともに、旧町で昨年度から実施しております市税等嘱託徴収員の配置と滞納整理指導官の導入を新市でも実施するとともに、滞納情報の一元化を図り、徴税率向上に努めてまいります。また、使用料、手数料等についても、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して、適正料金の確保に努めてまいります。

○21番（上野直広君） 平成18年の地方財政計画における市町村税の見込額は、税制改正後において、前年度見込み額に対して、全国総計2.2%の増が見込まれておるそうです。その関係で、市民税は増額になるけど、結局は社会保障費が増えてくるということで、財政は厳しくなるんじゃないかと思っております。2.2%増える、見込まれるわけですが、社会保障費がそれに追いついていくか、その点は市長はどう考えておられますか。

○市長（本田修一君） 税源の確保につきましては、今ほどお話したとおりでございますが、もち

ろん市民税が全体的に若干増となるということでもあります。そして、その若干増ではありますが、市全体としましては、将来的にはこの税の増収を図っていくための様々な施策を講じなくてはならないというふうに基本的には考えております。そのような中で、社会保障費等につきましても、増えていくという予測はされるわけですが、それらの市全体の税収等を勘案しながら、そのことについては対応していきたいというふうに思っております。

○21番（上野直広君） 今、税の増収というようなことを言われましたけど、具体策があったらお示しをお願いいたします。

○市長（本田修一君） 私が所信表明でもお話ししましたとおり、この地域の産業振興に努めていきたいという意味で税収増を図っていききたいというふうにお話したつもりでございます。

○21番（上野直広君） 産業振興というのは、結局、農業と港になるわけですか。そこで振興を図っていくと。今まで、旧志布志町も旧有明町も、いろいろ振興をやってきたわけですが、その中で同じようなことをやっていたら、今、現状維持がやっとかつとというような形になるわけですが、何か具体策があればお示し願いたいです。

○市長（本田修一君） 具体的な産業振興施策についてというお話ですが、別な議員の質問の中にも、例えばPFI事業を導入する具体的な案はないかというような御質疑があったところでございます。そのことにつきましては、私自身、旧町長時代、そういったことにつきまして、関係者から問い合わせ、そして事業参加の申し入れがありまして、そのことについてはただ今協議中でございます。今、具体的にその何ということをお話することはできませんが、そういった案件がいくつかあるというふうに御承知していただければ有難いかと思っております。

○21番（上野直広君） 次に、経費合理化等についてですが、この経費合理化等については、前にもいろいろ質問がありました。これについては同じような質疑になると思いますが、これについてどう考えているのか、その具体的なものがあれば道筋をお示し願いたいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併後におきましても、国の三位一体改革の影響等により、厳しい財政状況に対応するため、人件費をはじめとして、物件費等の経常的経費の削減に努めなければなりません。人件費の抑制は、職員の定員管理の適正化を図って、その抑制に努めてまいります。さらに、合併による効果を最大限に引き出すため、従前から行われている事務事業も含めて、すべて見直し、新たな行政課題やニーズの変化に的確に対応しているか、事業の必要性や効果についても再評価し、整理・合理化を進めてまいりたいと考えております。具体的には前回も答弁しましたように、本年度中に策定を予定しております集中改革プランの中で盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○21番（上野直広君） 集中改革プランで示すということですが、定員の削減は言われました。だけど、この民間の人に言わせれば、給料は高いと、公務員は、そういう批判を私たちは大分受けません。私たちは見て見ぬ振りをしていますけど、確かに感じとしては高いと思っております。そういう点については、集中改革プランに入れるかどうか。定員削減の方はもう入れられると思います。給与関係についてはどう考えておられるか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

給料が高いという声がありましたら、どんどんそういった声を届けていただければ有難いなあとというふうに思っております。そのことでもって、職員の意識が高まり、資質が高まっていくんじゃないかなあと、そのことで市民の方々が納得していただけるような市の職員になっていくというふうに思っております。そのようなことで、私自身としましては、職員の人員の適性を図っていきながら、資質の向上を図っていく方向にもっていきたいと思っております。

○21番（上野直広君） 給与関係には手を付けないと、ちょっと聞き漏らしたんですけど。まあわかりますよ、市長が言われるのは。それだけの仕事をするんだったら、みんなも認めますよ。だけど、民間の人たちはやっぱりそれだけの仕事をしていると思っていないんですね。だから、苦情が出るんじゃないかと思っております。その点は改革プランに入れるか入れないか、財源が足りないよになれば、給与削減をする考えがあるのか、その点についてお伺いします。

○市長（本田修一君） 職員の給料につきましては、私自身、そして議会でも簡単に降格・降級はできないという仕組みになっておるようでございます。そして、そのことは今申しましたように、もし高いという批判があるとすれば、その批判がないような職員になるべきというふうに私自身思っております。そのようなことで、そういう場面がないような今後の施政に取り組んでいきたいと思っております。

○21番（上野直広君） 少数精鋭主義で立派な職員を育てると思ってもよろしいですね。こういう批判のない職員をよく確保していくということですね。

それでは、6月に向けてですが、事務事業の選択と財源の重点的・効率的配分については、どう思っていच्छいますか。

○市長（本田修一君） 事務事業の選択と財源の重点的・効率的配分についてでございますが、まず新市まちづくり計画は、今後10年間の方向性を示しており、将来像にやすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちの実現に向け、この計画に基づき、旧3町の特性を活かした均衡ある発展を考慮して参りたいと思っております。事務事業の導入方針といたしましては、今後作成いたします市の総合振興計画、あるいは過疎地域自立促進計画の整合性、及び各事業の緊急度、必要性、費用対効果の検証を実施することによりまして、行財政の効率化と健全化に努めてまいります。具体的には、毎年見直しを行う実施計画において、事業の把握と事業評価などを行い、限られた財源を有効に活用する行政運営と、個々の地域にふさわしい行政サービスの提供を基本に、事務事業を推進する必要があると考えております。また、民間活力による事業の展開や市民との協働による事業実施なども選択肢の一つと考えております。まずは限りある人、物、金の資源の有効的、効率的な運用に努めながら、旧3町の均衡ある発展に取り組んで参りたいと思います。

○21番（上野直広君） 具体的に、大体どういうものに予算化していくかということで、肉付けというのは。それと、6月の補正で合併特例債を使われるのか、使われないのか、その点もお答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回お示しいたしました骨格予算に引き続いて、6月補正で本格的な18年度予算となるということでございますが、その本格予算に向けまして、継続事業が残されております。それらのことにつきましては、当然、特例債等を利用した形の事業も含まれておりますので、そのような形になるかと思っております。

○21番（上野直広君） 私が聞き漏らしもあつたらうと思いますが、具多的な肉付けというのは、市長の所信表明にしたがって、肉付けというのはあんまり失礼ですけど、予算化措置はどういうものを考えておられるのか。

○市長（本田修一君） とりあえず取り組むべき、例えば基盤整備事業とかですね、そういったものが6月の補正の中で出てくると。あるいは、ほかの施設の整備等についてもですね、出てくる可能性があるということでございます。

○21番（上野直広君） 基盤整備と言われましたが、私は結局、少子化対策ですね、そういった少子高齢化対策関係にある程度、今回も入っておりますけど、少子高齢化対策で安心・安全というような、安定することにちょっとお金を使うべきじゃないかと。そのお年寄りでも産業に参加すると。どしどし社会参加もしてもらおうと、少子高齢化社会に向かっていくわけですから、そういうところに少子高齢化で産業を起こしていくと、少子じゃないですけど、高齢からの参加も今後は必要になってきて、結局、市全体で産業を起こすのであれば、やっぱり高齢化対策にもお金をもうちょっと入れるべきじゃないか。今のところ、社会保障関係だけが突出しているわけですので、そういう考えはないかどうかお伺いします。

○市長（本田修一君） ほかの議員からも御質問がありましたように、少子化とそして高齢化と、そのことについては社会全体として解決すべき最重要課題というふうに思っておりますので、そのことについても、当然、補正の中でお示しできるんじゃないかなあというふうに思っています。

○21番（上野直広君） そうした中でお示しできるんじゃないかと言いますから、6月に具体的に補正ができるかどうかを聞いておるんですよ。

○市長（本田修一君） すぐできるものについては、すぐ着手する予定でございます。

○21番（上野直広君） 4番目の有利な地方債の活用についてはどうかですが、これに対して、6月補正で、過疎債とか辺地債とかあるわけですが、有利な地方債をどのぐらい組まれるのかお示し願いたいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有利な地方債の活用についてですが、まず交付税措置率が何%あるかがポイントになってくると思います。現在、発行が許可されている地方債の中では、一般財源扱いの臨時財政対策債を除き、事業に充当できる地方債としましては、過疎債と合併に伴い活用できる合併特例債が70%の交付税措置率、辺地債が80%の交付税措置率となっています。したがって、有利な地方債の活用としましては、このような地方債を普通建設事業等に有効に活用していきたいというふうに思っています。

○21番（上野直広君） なるべくできるだけ有利な地方債ということですね。あまりこの有利な地

方債ばかりしておったんでは、市長の所信表明であるこれに事業が当てはまるかどうか、私はちょっと不思議に思ったんですが、その点については市長の公約だけでなく、まずは有利な地方債にもっていくという考えでよろしいですか。

○市長（本田修一君） 基本的には、有利な地方債を活用を図りながら、その地方債が利用できないものにつきましては、一般財源を支出するというようなことが原則になろうかと思えます。

○21番（上野直広君） 5番目の未利用財産の活用についてですが、それぞれ旧松山町、旧有明町、旧志布志町にも、未利用財産があったと思えますが、これについての活用の方法はどのように考えているか。今、国でも未利用地財産は売却というふうで動いておりますので、市長の考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市が保有する公有財産の中で、行政目的をもった公共性のある行政財産については、具体的に所管の課で維持管理しておりますが、行政財産以外の普通財産につきましては、本庁財務課並びに各支所地域振興課において管理しているところであります。普通財産につきましては、年間を通して地域等の皆さんに利用していただいている財産もあれば、行事等が行われる際に駐車場用地等として活用している財産もあります。また、現在のところ、利用されずに遊休地化している財産もありますが、将来的には市の行政あるいは市民のための公共用地として活用できるものとして保有しているところでございます。議員のお尋ねになられた未利用財産であります。未利用財産につきましては、ただ今申し上げました利用されずに遊休地化している財産を指すものと考えます。このような未利用地の財産をどのように活用していくかということですが、財産の活用として早急に解決することはなかなか難しいものでございますが、市の公有財産でありますので、公用もしくは公共用に役立てるということを前提としながら検討してまいります。また一方、昨日の一般質問の中でもありましたが、総務省から平成17年3月29日付けで、行政改革の推進のために、地方公共団体における新たな指針が示され、より具体的な取り組みが求められたところであります。この取り組みの中にあります経費節減等の財政効果につきましては、経費の節減、削減が強く求められると同時に、未利用財産の売り払い等による財源の確保ということも指標としておりますので、先ほど申し上げましたように、公有財産の活用については、まず公用もしくは公共用を前提にしながら、活用及び処分を検討して参りたいと思えます。

○21番（上野直広君） 私は伊崎田であります。霧岳牧場跡地があります。ここは未利用地であります。ここでこのままあそこを未利用地のまま放っておけば、水の浸食で大分崩れております。このままいけば、災害が起きて、かえってお金が要るんじゃないかと思っております。開発するなり、売却とは34町ですから難しいだろうと思えますけど、何かの解決策はほかにないものかどうか、市長にお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、上野議員からありましたように、このことにつきましては、私が町長時代にも御質疑を受けたところでございました。そのような中で、私自身はこの霧岳牧場跡地の利用につきましては、地

域の方々が何らかの利用計画をもたれているようでございますので、その利用計画に応じた形で、今後この霧岳牧場跡地等を含めた霧岳の整備については考えていきたいというふうにお話をしたところでございます。

○21番（上野直広君） これは利用という形に受け取ってもよろしいわけですね。わかりました。開発されるまで、何回も質問いたしますので、よろしくお願いします。

最後になりますけど、いろいろ今まで質問してきましたけど、財源の確保、これは重要ですね。それで、経費の削減、これを十分に、その財源を活かして、住民への福祉に努めていかななくちゃならないだろうと私は思っております。先ほど、この財政難というのは国の責任です。国に頼らなきゃならないのは本当に残念ですけど、これはもう仕方ありません、国に頼っている以上。だけど、少しずつはやっぱり市というものを大事にして、自立していかななくちゃならないと思います。

そこで、私もいろいろ考えたわけですが、こういう厳しい状況を打開するためには、やっぱり少子高齢化対策を安定させなくちゃ、とてもじゃないが安定した地域はできないだろうと私は考えております。なお、この今、改革、改革と言っていますが、これは結局は少子高齢化社会にもっていかないための改革だと思っております。結局、子どもが少なくなって、お年寄りが多くなって、ということは負担が多くなるということですから、結局、その中でどう少子高齢化社会を実現させないか。もう結局、総人口も去年から減っておりますね、日本は。もう人口も減少していくだろうし、高齢化率はまだ上がっていくでしょう。何をどうのこうの言ったって、少子高齢化を解決しない限り、地域の安定はないだろうと私は思って、今回、少子高齢化対策にもっと予算を配分すべきじゃないかと、6月補正に向けて、そういう考えで質問いたしました。

そうした高齢化社会に対して、仕組みを変えていかんないかんと思っておりますので、市長もこの点を十分考えて、今後は6月補正についてやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で上野直広君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子君） 私は、平成の大合併による市議会議員選挙におきまして、皆様方の温かい御支援をいただき、ここに新生志布志市の第1回目の議員として、一般質問ができる機会を得ました。このことをまず心より深く感謝申し上げます。

私は、選挙期間中、未来ある子ども達の教育環境づくり、少子化対策、福祉の充実、女性の思いを市政へというスローガンの下、皆様方に真剣に真っ直ぐに訴えてまいりました。これからは議会人として常に地域の生活者の視点に立ち、皆様方の信頼を裏切ることなく、初心を忘れることなく、職責を全うしていく覚悟でございます。選良としまして、皆様方の御負託に応えられますように、真剣に真っ直ぐに全力で市政に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問通告書にしたがい、順次、質問してまいります。

今回は、新生志布志市の初代市長、本田修一市長の所信表明について3項目質問いたします。

まず、はじめにお聞きいたします。市長の所信表明の中に、「市民の皆様方の生の声を聞き、市政

推進における政治理念としましては、私は、力みなぎる豊かな「大地の力」と遙かアジアへ、そして世界へ広がる志布志湾の「海の恵み」とそこに住んでいる心豊かな人と人のふれあいを大切にすする「人のエネルギー」の3つを、新しいまちのエネルギーに結集し、「いっど！すっど！やっど！」の精神で、輝く志布志市を築く礎になろうと強く心に誓ったところでもあります。」と述べられております。そこで、市長、この「いっど！すっど！やっど！」の精神とは、どういう精神のことをいうのでしょうか。私が私なりに判断しましたところ、非常に前向きな言葉として受け止めてはおりますが、「いっど！すっど！やっど！」というこの言葉は、かけ声であって、そのかけ声を精神と言い切ってしまうのでしょうか。「いっど！すっど！やっど！」の精神と言い切ってしまうだけの市長の思いがあると考えますが、その市長の熱き思いをどういうことなのか、もっとわかりやすく具体的にお示し願いたいと思います。

後は一問一答方式で行ってまいりますので、市長はじめ、執行部当局の誠意ある答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の質問にお答えいたします。

「いっど！すっど！やっど！」の精神とはどういう精神のことをいうかということ、具体的に示せというお話でございますが、今回の選挙を通しまして、市政に対する基本的な考え方を公約に掲げてまいりましたが、市民の皆様へ、私の市政推進への意気込みを「いっど！すっど！やっど！」という3つの言葉に集約し、選挙に臨んでまいりました。具体的には、その「いっど！すっど！やっど！」の頭に「今こそ、みんなで、本田が」というのを付けておりまして、今こそ日本一住みやすい志布志市を目指していっどと、そしてみんなで夢を実現するためにすっどと、そして本田修一がみんなの手となり足となり、誠心誠意やっどという、3つの言葉であり、精神であるということでもあります。今後もこの精神の下で、輝く新生志布志市の将来像である、やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちの実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） よくわかりました。

「いっど！すっど！やっど！」の精神の前に主語があるということですね。本田修一というのがあるということをお聞きしまして、よくわかりました。

まず、市民の情報提供のあり方についても、所信表明で述べられています。この「いっど！すっど！やっど！」の精神というのを、小・中学生にもわかりやすい広報紙づくりと情報公開を進めますという所信表明にありましたが、この言葉を小学生向け、中学生向けに言うとしたら、どのようになるのでしょうか。昨日の14番議員の質問に対する市長の答弁に、小中学生にもわかる行政を目指しているという御言葉がありました。そのことで、まずお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この「いっど！すっど！やっど！」の精神ということで、この言葉自体はまさしく議員がおっしゃるとおり、かけ声の言葉でございます。そういう意味で、この表題に付けておりますように、今こそいっど、みんなですっど、本田がやっどというのをお示ししながら、今後、先ほども言いましたが、本当に日本一住みやすい志布志市を目指して、そしてみんなで夢を実現するためにすっどと、そして本田修一がみんなの手となり足となり、誠心誠意やっどということをお話していきたいと思

います。

○7番（鶴迫京子君） 市民と情報を共有することにより、市民の行政への参加を促進させるということへの一つの手立てとしまして、「いっど！すっど！やっど！」の精神を市民に浸透させることが、本田市政のとっても大切な、重要なことだと考えますが、市長はそのことに対していかばかりの自信がおりになられるのか、率直なお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） この精神というのが、言葉自体はかなり浸透しているんじゃないかなあというふうには思っています。しかしながら、この言葉の裏に示されている、この精神自体はまだまだ浸透していないというふうに思いますので、これから様々な機会でお話したり、広報紙等にも紹介したりしたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） 先ほど、小中学生にもわかりやすいようにということで、小中学生だけでなく、私はもう50代ですので、だいたいニュアンスでわかります。しかし、30代、40代、20代と、そういう若年層の方も、そしてまた志布志市というのは、よそからもたくさんいらしてます。そういう方は、これ「いっど！すっど！やっど！」というのは、鹿児島弁ですよ。方言ですよ。わかるんですかね。「いっど！すっど！やっど！」、何か「どっ、どっ、どっ」と言って、何か「どっ、どっ、どっ」、ドキドキしますよね。ですから、そういう志布志市というのを単位で考えるのではなくて、やはりいろんな方がいる、みんな違うんですよ。だから、そういうことも踏まえまして、この広報というのは、とても大事なことではないかと思えます。ネーミングが大事ですね。やはり本田市長は、市長になるべくして、この「いっど！すっど！やっど！」のこのキーワード、とっても良かったんじゃないですかね、まあ結果がゴーですのでね。結果オーライですよ。もし、これが結果が悪かったら、この「いっど！すっど！やっど！」の精神のかけ声が悪かったとなるかも知れませんね。だから、世の中はそうですよね。ですので、この「いっど！すっど！やっど！」の精神を本当に真剣にですね、私のスローガンですけど、真剣に真っ直ぐにとらえまして、選挙が終わったから終わりじゃなくてですよ、先ほども市長の熱き思いを聞きました。ですので、これを真剣にとらえて、そういういろんな方がいらっしゃるということを念頭において、そしてそれを志布志市、そしてまたは県内、全国にこの「いっど！すっど！やっど！」の精神を広げていくぐらいの意気込みをもって、やっていかれたら、とても素晴らしい志布志市になるような気がいたします。そして、この精神をかけ声ではなくて、精神まで昇華させていってほしいなと強く思います。

ところで、同僚議員がいろいろ質問されてました国際交流のところ、小さい乳児は英語は喋れませんけど、幼児教育、小学校・中学校もですが、英会話教室に行ったりとか、もう英語をべらべら喋りますよね。こういう「いっど！すっど！やっど！」も、英語版とか、共通語とかですね、小学校向け、中学生向けでなくですね、やはりそういうことまで広く応用をきかせてですね、一般市民に浸透させていかれたらと思います。くだらないことかも知れませんが、私は真剣にとらえてます。よくわかりました。

それでは、次の質問に移りますので、「いっど！すっど！やっど！」の精神で、市長に誠意ある答弁を求めます。

市長の市政に対する基本的な考え方として、五つの視点を述べられております。その中の1点、市民が輝く、「共生」、「協働」、「自立」のまちづくりについてであります。「女性が輝いてこそ、家庭や地域も含め、あらゆる分野が元気になります。市政への女性参画と女性起業家を支援するため、女性スタッフによる「女性支援対策室」を設置し、女性パワーを存分に発揮できる環境づくりに努めます。」とありますが、ここのところの内容をもっと詳しく、具体的に説明を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、これからのまちづくりは、行政のみならず、市民、各種団体、企業、NPOなど、社会を構成するそれぞれがお互いに支え合う社会づくりがポイントになるというふうに考えております。そして、市民一人一人が社会の一員として輝き、この町に住んで本当に良かったと、そして誇りに思えるまちづくりをしていきたいというふうに考えております。そのためにも、女性が輝いてこそ、そして家庭や地域も含め、あらゆる場面で女性が元気になってこそ、輝くまちづくりができるというふうに思っているところでございます。その中で、市政への女性参画と女性起業家を支援するため、女性スタッフによる女性支援対策室を設置したいというふうにお話したところでございますが、現在、市役所の中にも男女共同参画係というのが設置されております。それらを中心にして、この女性支援対策室を設置して、市民の方々の、女性の方々のパワーを結集したいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） ただ今の市長の答弁では、女性は輝きません。全然輝きません。もうただ表面だけですので、その女性支援対策室という看板と中身との認識のずれを感じるのですが、市長は女性支援というのをどのようにとらえられていますか。まず、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 女性の方々が輝くための支援ということでございますので、まず女性の方々が自分たちはどういった立場で参画したいかということをお聞きしていきたいと思っております。そのために、行政でできる支援のシステムというものがあろうかと思っておりますので、そのことを求めていきたいと。私自身もたくさんの方々とお話をするとき、あれもやりたい、これもやりたいということがお話にあるところですが、なかなか実現に向けていけないと、旧町長時代もそういったことを受けまして、様々な女性の支援対策ということをしてきたわけでございますが、なかなか夢が遅々として進まないという状況がございました。そのためにもっと深く意見を取り入れまして、そのことに向けて前に進んでいきたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 女性支援対策室を市政への女性参画と女性起業家を支援するためと限定しているような言い方をされていますが、そのとおりだとするならば、少しばかり意味合いが違うのではないのでしょうか。意味合いが違ってくるのではないのでしょうか。女性支援対策室という看板はあまりにも窓口が広がります。それであつたら、名前を変えた方がいいのではと、私個人は思います。しかし、女性支援対策室ということで、総合的に取り組むのであるならば、中身をより濃くした専門性のあるスタッフを置き、女性に対する目に見えない部分として、個人に閉じている問題を社会全体の課題として共有するシステムを早急に構築するべきだと考えます。昨日の同僚議員のやり取りの中にありました。教育長のお話にもありました。光と陰の部分です。見えない部分が大事

なのです。見えないものもあるんだよという詩を金子みすずが詩っております。本当にそのことです。私が議員に夢をもって挑戦して、また今回もこのように一般質問をする機会を得ました。そのことは目に見えない部分と闘っていかうという思いが強いからであります。ですので、市長、この女性支援対策室、女性支援といっても、ただ先ほど市長の答弁によりますと、それはできる人たちの支援じゃないですか。その方たちには支援しなくてもやりますよ、女性が。そうでなくて、できない方、そういう目に見えない方たちへ対する支援というのは考えていらっしやらないんですか。それとも、ここに所信表明にあるのは、やはりここに掲げてありますように、女性参画と女性起業家と、そういう陽の当たる方たちの光の部分の支援なんですか。それだったら、女性支援というのにはおこがましいと思います。どうぞ、市長、お答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

女性にとりまして、そして私どもから見ましても、社会的に見ても、目に見えない部分というものの、そしてできない部分について支援をしてほしいというような御意見でございますが、そのことについては私もいささか同じ意見でございます。そのような部分があるとしたら、そういった部分を掘り起こしをして、そのことの対策をしたいと、支援を対策したいというような意味合いでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今の答弁で、市長の答弁によりますと、そうすると、総合的に広くということではよろしいのでしょうか。

○市長（本田修一君） そのようなふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） また重複しますが、先ほども市長にお尋ねしましたが、総合的に取り組むということですので、本当に中身をより濃くした、ただ看板だけの女性支援対策室というのではなくて、専門性のあるスタッフを置いて、そして女性に対する陰の部分、見えない部分、いろいろありますよね、DV、今はいろんな高齢者虐待、そういうところに女性は関わっています。その当事者であります。そういうところを緊急の課題といたしまして、そして個人の問題は社会全体の問題だととらえられまして、市長にこの女性支援対策室の中身を濃くした対策室ができることを望んで質問いたします。これはいつ頃まで、女性支援対策室という看板はいつ頃できるんですかね。まずお聞きします。

○市長（本田修一君） この女性支援対策室は、すぐできる事業だと思いますので、できれば6月補正にも御提案申し上げたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） 有難い答弁が返ってきました。すぐできるということで、それこそ「いっど！すっど！やっど！」の「すっど！」の精神が生きてきました。有難く理解いたします。

次に、「男女が対等なパートナーとして、地域づくりに参画できる環境づくりに努め、誰もがその人権を尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる地域の実現を目指します。」と所信表明に述べられております。先ほどの女性支援対策室のことも含めまして、このことは男女共同参画社会実現への推進ということだろうと私は思います。そこで、市長に私が最もお聞きしたかったことをお尋ねいたします。市長の所信表明の中に、男女共同参画社会という言葉が1

カ所も見あたらないのですが、それは何故でしょうか。もし、そこに意図的でないのでしたらですが、なぜでしょうかね。答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 特に意図的というわけじゃないんですが、ここに男女が対等なパートナーとして地域づくりに参加できる環境づくりというようなことで書いたつもりでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長は御存知だと思いますが、1999年、平成11年ですね、公布されました男女共同参画社会基本法の前文に、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題だと位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとうたわれています。またそして、第9条には地方公共団体の責務としましてうたわれています。「地方公共団体は基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」、これ国の法律です。国の法律がうたっております。そこでお聞きいたします。市長、男女共同参画社会基本法が制定されて、平成11年ですので、今、平成18年ですね。ですので、もう大分経ってますよ。そういうもう古くなった法律ぐらいな感じなんです、国といたしましては。それがどうして、この新生志布志市の所信表明という輝かしい、これは本田市長の所信表明ですよ。そこになぜ一言もふれられてない、とても残念に思います。まず、その男女共同参画社会ということに対しまして、市長の認識をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 男女共同参画社会につきましては、この所信表明に述べておりますとおり、男女が対等なパートナーとして地域づくりに参画できる環境づくりに努めたいと、そして誰もがその人権を尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるという地域の実現を目指したいというようなことで、男女共同参画については特にそのことは重要というふうには認識しております。

○議長（谷口松生君） それでは、15分まで休憩します。

—————○—————
午後 3 時 00 分 休憩
午後 3 時 15 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○7番（鶴迫京子君） 男女共同参画社会基本法の前文にありますように、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられているこの法律をやはり所信表明の中に市長は盛り込むべきだったと私は個人的に考えますが、今のお気持ちはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

文言としては、男女共同参画という形で表せなかったわけですけど、精神としてはそのことは十分盛り込んだ形で表明しているというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） そこで、市長、ここに志布志町の例をとりまして申し訳ないんですが、志

布志町男女共同参画社会づくりプランというのを、2005年策定しています。御存知ですか。志布志町の動きといたしまして、この男女共同参画社会の実現ということに向けまして、推進を一生懸命やってまいりました経緯があります。平成14年に男女共同参画行政の専任担当を企画財政課政策推進室に配置しました。そして、平成15年、男女共同参画推進懇話会というのを設置いたしまして、一般公募、そして団体の代表などを入れまして立ち上げました。そして、その中の動きといたしまして、男女共同参画に関する住民意識調査というのをいたしました。そして、その男女共同参画に関する住民の意識調査の結果、それを取りまとめまして、そして男女共同参画推進地域講座などを実施したり、セミナーを開講したりいたしまして、そしてまた、グループインタビューという懇話会によるインタビューもいたしました。いろいろな各層の方たちにグループインタビューをいたしまして、その男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。そして、それをこの男女共同参画推進懇話会員によりまして、全員で提言書というのを作成いたしました。そして、その提言書もここにあります。そして、平成17年、志布志町男女共同参画社会づくりプランを策定いたしました。これはもちろん行政の皆様、執行部の行政の方々たちもみんな協力して、志布志町の全課あげまして、協力体制でこういうのが出来上がりました。

まず、市長、こういうのを初めて御覧になられましたか、志布志町ですから。まず、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） 志布志町が策定しました男女共同参画社会づくりプランにつきましては、初めて目にしました。

○7番（鶴迫京子君） 市長はただ今の答弁で初めて御覧になったということであります。本当にこのように、経緯がよくわかると思います。そして、いっぱい詰まったものです。志布志町男女共同参画社会づくりプランが策定されて、そこで私が最も気がかりなのは、このことが新市になって、このままでトーンダウンして後退していくのではないかという危惧です。この一生懸命、住民の皆様も協力していただいて、アンケート調査にいろいろ忙しい中にも協力していただいて、出来上がった、それこそ重いものだと私は思っていますが、この取り組みがトーンダウンして後退していくのではないかということで、これは私の心配は取り越し苦労になるのでしょうか、それとも心配が心配になるのでしょうか、市長の明確な答弁を期待いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新生志布志市には、志布志市の男女共同参画推進会議設置要綱というものを、18年の1月1日に定めております。そのことに基づきまして、新しいプランの策定に向けて、担当の課は企画部企画政策課におきまして、現在、1回目の管理職の方々を中心に会議をいたしまして、プランの策定に向けて作業中でございます。

○7番（鶴迫京子君） 新生志布志市のこの男女共同参画社会推進ですね、推進に向けての予算的にはどのようになってるのでしょうか。おわかりですか。

○市長（本田修一君） 具体的には6月補正でお示ししたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） 市長の答弁で、6月補正で対応するということではありますが、これはト一

ンダウンして後退していくようなことはありませんか、もう一回お聞きいたします。

○市長（本田修一君） この男女共同参画推進会議設置要綱等がつけられた経緯につきましても、旧志布志町の事例を参考にして作られたということでございますので、今後、プラン策定につきましては、そのことが基準になるかというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 市長の答弁を期待いたしまして、6月の補正予算を見守っていきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。安心・安全・健康で住みよいまちづくりについてであります。高齢者介護予防に大きな成果が出ている健康介護予防教室、ピンピン元気塾とありますが、まずその内容と大きな成果として、数値でもし示すことができるのであれば、その成果をお示し願います。

○市長（本田修一君） このピンピン元気塾につきましては、旧有明町で昨年度取り組んだところでした。校区内、7校区の高齢者の方々を対象にいたしまして、1校区、およそ20人程度を対象に、この教室に取り組んだところなんです。2週に1回、午前中、専門のトレーナーの方に来ていただきまして、介護予防事業、特に転倒予防ということを観点におきまして、ストレッチ体操等に取り組んでおりまして、専門の方が非常に懇切丁寧に、そして楽しくしていただいたということで、効果が上がったということでございます。

具体的な数字等については、ちょっと今、時間をいただきたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） 具体的な数字を上げての効果というのは、今、ここにお持ちしてないわけですが、このピンピン元気塾での効果というのは個人差はありますけれども、筋力、歩行速度、柔軟性に効果があったという報告を受けております。

○7番（鶴迫京子君） 志布志町議といたしまして、この介護予防につきましては、私、真っ先に取り上げて、再三質問してきた経緯があります。志布志町では平成17年度より実施されていますが、松山町ではこのような取り組みはなされてなかったのでしょうか。また、そして、ピンピン元気塾など、全市で取り組んでいくとありますが、この志布志町で取り組んできていた、その介護予防の取り組みですよね、そういう取り組みとどのように調整がつかれたのか、それとも独自でまた別々にやっていかれるのですか。別々にやっていくということはないですね。所信表明に全市で取り組むとありますので、まずお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） この事業は、旧有明町で独自に取り組んでいた事業でございまして、ただ今言いましたように、高齢者を対象にいたしまして、介護予防という観点から取り組んだということでございます。そのことで全市に今回は展開したいということでもあります。

○7番（鶴迫京子君） 介護予防ということで、対象者が旧志布志町の取り組みは、町長の答弁にありまして、高齢者のみではなくて、若年者から、20代、30代、40代も取り込んでいくという旧慶田町長の御言葉で、そういうふうに取り組まれてきた経緯があると思いますが、この介護予防ということで、今度、全市で取り組んでいくという、この介護予防の対象者ですね、どういう方々を対象となされようとしているのか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 対象者としましては、高齢者介護が、介護予防教室でございますので、介護が必要になられる直前の方とか、自立の方とか、そういった方々に対象というようなことで、旧志布志町の事例で、若年の方々も参加されていたということであれば、そのこともまた検討していきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 少し私が質問している意味が、まだ市長にちょっと説明不足で、理解がちょっとずれてると感じてるんですけど、介護予防というのは、介護度のない方、普通の健康な方ですね、健康な高齢者の方、そして自立支援の方だけを介護予防、こういう介護予防でいろいろな筋トレとか、そういうパワーリハビリですね、そういうのをして介護認定を受けないようにやっていくという、そういう考えはもちろんありますでしょうが、介護の要支援とか、1、2、3、4と介護度がありますよね。その介護度の2の人を1にする、1の人を支援にするという、逆階段ですね、そういうことも考えられるわけですね。いつも高齢者の方をただならないようにという抑制ではなくて、今そういう介護度をもっていらっしゃるその方の介護度を低くしていく、それはやはりそういう介護認定されてない方々を予防するという意味も含めまして、大きくなると思いますね。そうすると、やはり医療費の抑制、そういうことにも対象者がいっぱい広がるわけですね。だから、そういうところを、今度の市として取り組まれることに対しまして、そこいらへんの調整というのは、しっかりなされてるんでしょうか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 旧志布志町とか旧松山町とか旧有明町とか、そういう垣根がない形で、今後は全市で取り組むというふうにお話してるところでございます。当然、介護予防というようなふうにお話をしているわけですが、介護度が高い方はそれなりの専門的な機関で、あるいは専門的な方にその介護予防について取り組んでいただくというようなことになるわけでございますので、ここは今お話している元気塾なるものは、自分で自らその場所に来れる事が対象というふうになりますので、当然、介護を今後受ける可能性の高い方が来られるというようなふうに理解しているところです。もちろん介護が1の方が来られても、もちろん構わないわけですが、そういった方々を対象にしていくということでございます。

○福祉部長（蔵園修文君） ただ今の市長の答えに若干補足いたしますが、先ほど議員のお尋ねになりました、介護認定を受けてる方の介護度の軽減を図る人たちを含めてというお話でございましたが、今回の介護保険制度の改正が、介護予防を重視しているということございまして、当然、介護認定を受けられた方々につきましては、介護保険の中で新予防給付あるいは介護給付という形で実施をしていくということになります。それ以外のいわゆる一般高齢者、この方々に対して今回新たに地域支援事業というのが設けられます。その中でリスクの高い方々を特定高齢者と位置付けて、その方々へのサービスと、今、市長が申されました一般高齢者を対象にした事業と、そういったすみ分けをしていくということになります。

○7番（鶴迫京子君） よく理解いたしました。

元気な高齢者が生きがいをもち活躍できる、生涯現役運動を展開するとあります。そこで市長にお伺いいたします。市長は志布志創年団という組織団体を御存知でしょうか。まず、そこからお伺

いたします

○市長（本田修一君） 志布志創年団の方には、先日お会いいたしたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 志布志創年団というのは、ここの議員にも何名か一緒に活動を共にしている仲間がいますが、まず少しちょっと紹介させていただきます。市長もフェスティバルのときに紹介されたと思うのですが、まずこういう一式のグッズがあるんですが、こういう志布志創年団という創年団で手帳を作りました。これはみんなで、団員でいろいろ作ったものです。そして、こういう志布志創年団安心・安全パトロールということで、これを手に付けたり、帽子にこうしたりしてやっていくマークです。これは安心・安全パトロール、ステッカーですね。車に付けてですね、町中を運転するときに、走行中に車に付けて、犯罪、防犯ですね、犯罪の抑止力に何らかの効果を得ようということで、こういう取り組みをして、そしてもし何かありましたら、ちょっと古いあれに戻るのですが、この笛を吹いて住民に知らせるということで、これとこれとこれ一式で1,000円ということで、このグッズをお渡しする代わりに団員の1,000円入会費を取っているのであります。そういう活動で、そしてその中に先ほどありました生涯現役運動を展開するとありましたが、この志布志創年団のこの創年ということで、ここに書いておりますが、創年とは新たな人生に挑戦する生涯現役を目指す人々の呼称ということであります。そうするならば、この市長の所信表明にあります生涯現役運動を展開するという、その中にもこの志布志創年団の動きは、その中の一部に少し入っていくのではないかと考えております。その年齢は問いません。ですので、高齢者の方も今も現在入っていらっしゃいます。これは志布志、松山、有明、全市民の方が団員になれます、1,000円ですね。こういう目的、いろいろなことに賛同される方は、団員に入って、いろいろな活動をやっていこうと、今、立ち上がったばかりであります。12月19日に発足式をいたしました。新聞にもこのように取り上げていただきました。ですので、こういう本当に新生志布志市が住民と行政のお力を少しお借りいたしまして、何かをやっていきたいという、これ住民からの立ち上げですね。創年市民大学という志布志は生涯学習で一生懸命やっていますので、その中で創年市民大学という大学が2年間ありました。私もその卒業生であります。その卒業生を中心に、何かを形にしようということで、志布志創年団を立ち上げました。そして、まだ今から動き出そうとしているところです。そういうときに、市長はただ志布志創年団という、まだお聞きになったばかりだと思いますが、このこういう取り組みに対して、住民の取り組みに対して、市長として、市として、どういうことをできるとしたら協力いただけるでしょうか。

○市長（本田修一君） 先日、生涯学習推進大会のグランドフィナーレの席で、団長さんにお会いいたしまして、通山の出身の方だと聞いて、本当に嬉しいなというふうに思ったところでした。そのような形で、市民の方々がボランティアということで自ら立ち上がっていただきまして、安心・安全のまちづくりでもパトロールに努めていただくというのは、本当に有難いことございまして、この安心・安全なまちづくりのパトロール隊の結成につきましては、確かほかの地区でもそういった駐在所単位で設立がされているような経緯もあるようでございます。私自身としては、志布志地区の防犯組合連合会の会長でございまして、そういった団体の方々を御世話するという立場でござ

いますので、そういった面から、この創年団につきましても、今後、御協力いただければというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長の温かい答弁がありましたので、全市的にこの取り組みに対しまして、共生・協働で御協力をいただけると確信しております。今後とも、また今立ち上がったばかりの団体でありますので、いろいろと行政の方々にもお願いをしたりするやも知れませんが、よろしくお願ひいたします。今、ここの議場にいらっしゃる方もこういう、つい先だって、行政の方にも各課を回りましてお願ひをしてありますので、多分、蓬の郷とか、そういうところでもパンフレットを置いてありますので、ダグリとかですね、こういうパンフレットがありますので、まず「いっど！すっど！やっど！」の精神で、まずこの市役所の皆さんがまずこういうことに一緒に御協力いただけたらなあ、一応強制はいたしません、よろしくお願ひをいたします。

それでは、次に移らせていただきます。少子化対策といたしまして、所信表明の中に、市独自の支援策を拡充するとありますが、私は乳幼児医療費の助成について質問いたします。町議となりました初議会において、私は先ほどの介護予防と併せまして、この0歳から6歳までの乳幼児医療費の完全無料化を訴えてまいりました。それから再三訴え続けてまいりました。そこで、志布志町では平成17年4月から12月まで、0歳から1歳未満児までは無料となりました。まず、そこでその経費をお示し願ひします。そして、それと合併後、新市においての取り組みはどうなっていくのか、まず予算の積算はどのような数字になっているのかお伺ひいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、乳幼児医療費の予算額でございますが、この0歳児に係る分につきましては、だいたい200万円ぐらいだろうと、正確な数字は今持ってきておりませんが、だいたい200万円ぐらいということでございます。それから、旧志布志町で取り組んでおりました0歳児の無料化につきましては、合併協議の中で全市で行っていくと、実施していくということで、既に1月から取り組んでいるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 合併しまして、この選挙戦中もですが、乳幼児医療費のことを皆様とお話して、そしてまた市会議員になりまして、有明町に来る機会がありましたときに、有明町の方にこういうお話を少しいたしますと、「へえ、そうなの。あら、0歳から1歳は無料なの。」という、もう子どもさんが大きくなられた方は全然御存知なくてですね、そういうことをお話の中であったわけでございますが、そういうところをこの旧松山町、旧有明町は、0歳から6歳までは3,000円を超した分だけを払い戻しがあるということだったろうと思います。そういうことの旧松山、旧有明の方に対する周知というのはされましたか、どのようになっているんでしょうか。

○議長（谷口松生君） 鶴迫議員、質問の趣旨を外さないようお願いいたしますね。

○福祉部長（蔵園修文君） そのことにつきましては、特に周知という形ではとっておりませんが、制度として、そういう適用をしているということでございますので、自動的に無料化が適用されると、病院にかかれば適用されるということになっております。

○7番（鶴迫京子君） 先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、少子高齢化社会が大きく叫ばれる中、少ない子どもも高齢者も、福祉の対象にしなければなりません、高齢者に比べ、子ども

に対する施策は少なすぎると考えます。昨日、市長も14番議員の答弁の中で、選挙を通じて、まちから子どもの声が響き渡る、そんなまちにしたいと、そのような思いを施策としてやっていきたいというような答弁がありました。この少子化対策ということで、やはりこの「いっど！すっど！やっど！」の精神でですね、乳幼児医療費完全無料化をドーンと市長として出せないものでしょうか。0歳から6歳、小学校入学前という一番病院通いの多い時期に、医療費のことを心配しないで済む、このことは家族にとって、経済的なことばかりだけでなく、精神的ゆとりをもたらして、安心して子どもを生み育てることができると思います。そして、逆にその精神的な心のゆとりが、病気をしない子どもさんが増えるという方向性になるのではないのでしょうか。子育て支援がいかに大切か、ここに新聞があります。まずこれ3月10日の新聞です。DV認知1万6,000件、17.2%増、過去最多、保護命令、摘発も増加ということで、ここに新聞が10日ですので、ほんのまだ5日ぐらい前の話ですね、あります。被害者の97.6%は女性です。年齢別で30代の被害者で、全体の37.7%です。ここに書いてありますが、20代が21.4%、40代20.2%です。子どもを生み育てる年齢といたしまして、20歳から40歳の女性が、この新聞によりますように、DVという重い悩みを抱えながら生活している実態がとらえられています。これは結局、保護命令、摘発が増加して、そういう方ばかりです。まだ警察に行かれない方、いろんな方が目に見えない部分であると思います。ですので、ここに出てくるのは、本当に氷山の一角かも知れません。そして、今度はここにもまた新聞ですが、3月4日の新聞です。第二次ベビーブーム生まれの30代前半女性、子ども無しが半数いるという新聞で見出しが踊ってます。こういう新聞記事を見ますと、やはりこの20代、30代ですね、30代、一番子どもを生み育てる年代であります。そういう方が、ただ子どもを生む、結婚するとか、そういう先ほどの午前中も市長とやり取りいたしました。女性支援、ここなんです、市長。ここに隠れてる部分がいっぱいあるのです。今、隠れていたものが少しずつですが、だんだんこういう新聞報道上に出てこようとしています。でも、それはやはり氷山の一角にしか過ぎません。いっぱい暗い陰の部分で女性は涙をのんでいる方、そして辛い、暗い、苦しい思いをしている方がいっぱいいるのです。それが実態であります。それをまず認識していただきたいなあと思います。そうになりましたときに、子どもを生む生まないは、まず選択ですので、そういう自由はありますが、その子どもが少なくなった、女性支援というところはこういうところに手厚くされなければ、女性支援の意味がないのではないですか。女性支援対策室の看板も泣くと思います。だから、こういうところにまで、市長、市長は本当にそういうところまでやってくださると信じています。まだ今、初代市長ですのでね、やる気十分だと思いますので、是非そういうところを落とさないようにやっていただきたいなあと思います。

そこで、少子化対策ですが、市長、本当にこのことの解決なくしては、社会保障制度、いろいろな社会的基盤を揺るがす最重要課題だと、これ思いますよ。ですので、志布志町の町議の間に、議員研修がありました。そのときに、南淡路市でしたかね、ちょうど行きました。文教厚生委員でしたので行きましたら、その市長選挙がありましたということで、そして誕生されたばかりの市長の、その市の取り組みでしたが、市長公約にこの少子化対策をマニフェストに盛り込んで、1,00

0票以上差をつけられてですね、もう見事当選されてます。もう当選されたのであれですが、いつも思っていましたね、私は。選挙というのは、自分も闘ってきましたので大変でしたが、本当にこの少子化対策ということを根本にしっかりとらえてですね、これをやっていくんだぞという意気込みをですね、もっていらしたならば、選挙もそんなに闘う選挙にはならず、当選されたのではないかなと思います。だって、女性は3万6,000人の中の1万6,000人以上は女性ですよ。そういう女性政策、少子化対策、ただ女性に支援をするということではないじゃないですか、先ほども何べんも言ってます。国の最重要課題として、内閣府にも猪口担当大臣まで、少子化担当大臣が誕生しましたですよ。そのことをどうとらえられていますか。まず、お聞きします。

○市長（本田修一君） 少子化対策というのは、昨年から国の人口が減少したということ踏まえ、改めてその対策が必要ではなかろうかということで、特命大臣ができたのではないかというふうに思っております。もちろんその少子化対策のために、様々な施策が講じられるわけですが、やはりその前提としまして、合計特殊出生率という言葉がありますように、女性が何人子どもを生んでもらえるかというようなことが、まず考えられなきゃならないというふうに思います。そのために、じゃあどうあるべきかということを総合的に政策として打たなきゃならないというふうには認識しております。そのために、私どもがこの志布志の地でできることは何かということ、皆さん方のいろんな御知恵を借りながら、私自身もちろんこの少子化対策については取り組むと、そして先般来、話がありますように、このまちに子どもの元気な声が響き渡るような、そして赤ちゃんの声が聞こえるようなまちにしたいということでございますので、そのことは十分認識しております。そして、そのためには先ほど言いましたように、いかにしたら女性が子どもを生んでもらえる環境をつくるかということであると思います。それには、やはり女性に直接そういった生んでいただいた女性に対する支援も必要かと思いますが、まず結婚してもらえる環境、そしてその結婚してもらえる環境をつくるために、様々な産業振興をして、そしてそこに元気な若者がいるまちという施策も必要かというふうに思います。そういった意味で総合的に、私は取り組みながら、少子化対策をやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） よく理解いたしました。

乳幼児医療費、0歳から6歳までの完全無料化ということは、今、0歳から1歳未満児までですので、この私の任期期間中、言い続けてまいりますので、よろしく願いいたします。

そして、市長はこのようにも答弁されました。世代の循環がいびつになってきている。少子化問題は高齢者のこととセットとして考えていかなければならない。介護費の増加を抑え、少子化対策にもっていきたい。額は検討してないという昨日の答弁でした。介護予防で医療費の抑制をし、それを財源に見込めるのでしょうか。4番議員が、福祉の切り捨てにならないようにと強く要請されていました、昨日。私もそのように、こちらの福祉を立てて、こちらの福祉が立たないということでは、住民生活の福祉向上には一つもなりませんので、そういうことは強く要請しておきますが、行財政改革推進委員会における事務事業の総見直しをやることで、必ずや少子化対策に向ける財源が確保できるものと私は信じています。そういうことに取り組むという姿勢でありますので、そし

てまた取り組まれますよね。そこで、これ今日の新聞でしたが、朝ちょっと見てきたんですが、人件費削減の事例を紹介ということで、ここにちょっと載ってます。朝、また同僚議員で、議員の報酬が高いということで、いろいろ市長とやり取りがあったわけでありましたが、そしてまたその後、今度は市役所の職員、そういう給料、職員間の給料が高いということでもやり取りがいろいろありました。そういうやり取りの中で、やはりすぐできることと、できないこと、いろいろありますよね。そういうために、この行財政改革推進委員会というのを立ち上げられるわけですので、そのところで、それこそいろいろな事務事業ですね、あると思います。そこで、いろいろ総見直しをいたしまして、どうにか財源を確保して、そしてその財源をやはり少子化対策の方に回すことができるのであれば、先ほどの介護費のそちらからだけの財源をもってくるのではなくてですね、どうにかしてやろうという意思があればですよ、どこかでお金が引き出せるのではないかと思います。やはり逆境は、ピンチはチャンスであるという言葉もありますよね。お金がないということは、チャンスじゃないですか。お金が有り余ったら、人間はのほほんとしまして、やっぱり真剣に考えないと思います。ですので、やはり市の財政の苦しいことはわかっていますが、その苦しい中でどうやっていくか、この行財政改革推進委員会の働きを期待しながら、ずっと経過をですね、見守っていきたいなと思っています。そして、少子化対策の方にですね、財源が確保できるように御努力をお願いしたいと要請しておきます。

最後になりましたが、4年の任期中、常に地域生活者の視点に立ち、行政と対峙することなく、共生・協働の気持ちで、この町に住んでみたい、住んでよかったなあ、住んでよかったもそうですが、住んでみたいなあ、先ほど市長がおっしゃいました。そういう志布志市にしたいという、そのために頑張るといふ市長の御言葉をお聞きいたしました。本当に住みたい町にさせていただきたいなあをお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、先ほど小園議員の一般質問の中で回答が保留になっていた分がありました。執行部の方で回答させます。

○総務部長（隈元勝昭君） 先ほど御質問の中での分煙機の台数関係は申し上げたんですが、その本所、各支所含めたそれぞれの分煙機でかかる予算というのをそれぞれにということでございましたので、今ここにお示しをしたいと思います。

まず、本庁でございますが、設置台数が5台でございます。年4回の点検で保守料が27万5,520円でございます。松山支所が4台でございます。保守点検がこれは随時でございます、9万4,500円。志布志支所でございますが、5台でございます。保守点検が年4回、31万9,200円。志布志支所の場合はまだリースが終わっておりませんので、このリース代が113万6,520円、合計で145万5,720円。3カ所で合計で、本庁と松山支所の場合はもう備品のためにリース料は入っておりません。合計で182万5,740円となっております。

それから、もう一つ、私どもの方で先ほど職員の定数を各支所ごとの部分がございましたので、今、細分に御報告申し上げますと、市長部局の職員といたしましては、本庁が197名、議員がおつ

しゃいましたように、志布志支所が64名、松山が49名でございます。そのほかに志布志支所の場合は、教育委員会の分野が、本庁を志布志に置くということで、その部分が47名増えまして、全体で志布志支所は111名というふうになっております。

以上で御報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で一般質問関係を終わります。

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。

昨日まで受理しました陳情はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第5号は総務常任委員会に、陳情第6号は文教厚生常任委員会に、陳情第7号及び陳情第8号は総務常任委員会に付託いたしました。

日程第4 事件の訂正について（議案第19号）

○議長（谷口松生君） 日程第4、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案第19号の訂正について説明を申し上げます。

先に御提案申し上げました、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての訂正であります。

改正文中「身体障害者更正援護施設」の更正の「正」の文字を生きるの「生」の文字に訂正するものであります。

今後、このようなことがないように気を付けてまいりますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただ今議題となっております、事件の訂正についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については承認することに決定しました。

日程第5 事件の訂正について（議案第30号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案第30号の訂正について説明を申し上げます。

先に御提案申し上げました、平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算の訂正であります。

239ページの第1表、歳入歳出予算の歳入、款3繰入金、項1雑入を項1一般会計繰入金に訂正するものであります。それに伴いまして、歳入歳出予算事項別明細書の246ページも同様に訂正す

るものであります。

今後、このようなことがないように気を付けてまいりますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただ今議題となっております、事件の訂正についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第45号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第45号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成17年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取り扱いを改める必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○30番（福重彰史君） 議案の内容につきましては、この後、その取り扱いについて協議がされるでしょうから、それが決してから論議をさせていただきたいというふうに思います。

ただ今上程されました議案第45号、それからこれから上程予定されております46号から49号、すべてに共通する事項でございますので、若干確認の意味で質問をいたしたいと思います。

この議案につきましては、公文でございまして、今後、議事録として残っていくわけでございませぬけれども、この議案の中に提出でございませぬけれども、平成18年3月15日提出というふうになっておりますけれども、この提出日につきましては、これで間違いないのかお伺いいたします。

○総務部長（隈元勝昭君） このことにつきましては、昨日、御提出申し上げましたので、その日付でよろしいかと思っております。

○30番（福重彰史君） これは私の認識違いかも知れませぬけれども、あくまでも議案上程される日が提出日であるべきだというふうに私は認識いたしておるわけでございませぬけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（隈元勝昭君） そのことにつきましては、一応、執行部の方の提出日ということは、その日付でということ認識をしております。

○30番（福重彰史君）　そういうことであれば、初日に上程されました分につきましても、我々には事前に提出されているわけでございますので、そのあたりの整合性はどのようになっているのかお伺いいたします。

○総務部長（隈元勝昭君）　そのへんのことにつきましては、もし違いがあれば、精査したいと思いますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（谷口松生君）　しばらく休憩します。

○

午後 4 時 10 分　休憩

午後 4 時 20 分　再開

○

○議長（谷口松生君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（隈元勝昭君）　お答えを申し上げたいと思います。

当初の議会の議案の提案は、8日ということで、日にちが決定いたしておりましたので、8日付は入れてございます。追加議案につきましては、一応、私どもが議会事務局に出したのが15日ということでございます。追加議案につきましては、日にちが不確定ということで、出した時点の日にちを入れさせていただいたところでございます。そのことで御理解をいただきたいと思います。

○30番（福重彰史君）　もう1問だけお願いします。

正式な見解をお願いしたいんですけども、これは議案上程日が、上程される日が提出日ということではないのか、正式な見解をお願いしたい。

○総務部長（隈元勝昭君）　上程日がその日付ではございます。しかしながら、追加議案につきましては、本日の日付が確定しておりませんので、議会事務局に出した日付を打たさせていただいたところでございます。

○議長（谷口松生君）　30番、福重彰史君。特に許可します。

○30番（福重彰史君）　どうしてもちょっとそのあたりが矛盾して聞こえるんですけども、追加日程については提出日が確定していなかったからということでありまして、追加日程する日は本日になったわけですので、当日になってその日付を入れるということが適正な姿ではないかというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（隈元勝昭君）　このことにつきましては、本日になったから本日に入れるということが、議員のおっしゃったとおりそのように理解をすることでございますが、私どもの方といたしましては、昨日、事務局の方に御提出をした関係上、そこに昨日の15日の日付を入れたということでございます。

○議長（谷口松生君）　30番、福重彰史君。特に許可します。

○30番（福重彰史君）　どうしてもですね、今のですね、答弁ではちょっとですね、理解し難いんですけども、これは何で私がこうしつこく言うかということですね、これは公文になるわけですから、公文になりますから、しかも上程される、そして公文になりますから、そこをしつこく言って

るわけでございます。

だから、今の答弁ではどうしても理解しづらい部分が多々あるわけでございます。納得のいく答弁をしていただきたい。

○総務部長（隈元勝昭君） 日付の違いということで、例えば、今、議員のおっしゃるとおり、本日だったから本日の日付で統一をしたらどうかということでございます。議員のおっしゃるとおり、それであれば、ここでその統一はさせていただいて、16日ということで。ただ、別段、理由を言うわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、昨日の段階で、まだ今日の議案上程の日程等については、不確かなものでございましたので、出した時点ということで事務局の方には15日としたわけでございます。そのへんのところは御理解をいただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） 協議会に移します。

—————○—————
午後 4 時 24 分 休憩
午後 4 時 29 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 議事を再開します。

ただ今議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 7 議案第46号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第 7、議案第46号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市行財政改革推進委員会、志布志市まちづくり委員会及び志布志市奨学生選考委員会の設置に伴い、それぞれの委員の報酬及び費用弁償の額を定める必要があるため、提案するものであります。それぞれの委員の報酬額は、5,350円とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第46号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は総務常任委員会に付託することに決定しました。



日程第8 議案第47号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第47号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成17年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定、並びに昇給の制度の改定を行う等の必要があるため提案するものであります。

内容としましては、給料表の水準を平均4.8%引き下げ、現行の1級及び2級を新1級に、現行の4級及び5級を新3級とします。また、新市の規模・組織、職務と級の明確化ということから、新7級制としたものであります。なお、現行の1号級分の昇給幅を4分割することから、4号級の昇給を標準とすることとし、55歳を超える職員については、標準昇給幅を2号級としました。また、最高号級を超えて行う枠外昇給は廃止されることとなります。さらに、給与の支給方法を従来の現金支給だけでなく、口座振替支給も可能とするための改正も今回お願いしております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今回の改正で、字句の改正等が含まれておりますが、一つ解釈の仕方を説明をしてください。

改正前は、「良好な成績で勤務したとき」とあります。今回は、「勤務成績に応じて」というふうにあります。この解釈を1点。

それから、55歳を超える職員に関しては、4号級とあるのを2号級とするという項ですが、この詳しい理由を説明をしてみてください。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えをいたしたいと思います。

まず一番初めの、成績優秀と勤務をした者の違いということを示せということでございます。これらのことにつきましては、当然、公務員としてはその職を全うするという意味では、成績あるいはそういう勤務状態についても優良ではないといけないというのが条件だろうと思います。そうい

うことをかんがみますと、今回のその解釈の仕方としては、従来の内容とは若干文言は変わっておりますが、従来の考え方で優秀な職員という大きな括りでの考え方でございます。

それから、4号と2号、この55歳からの違いということでございますが、これは55歳を超えてからは、昇給幅が今回は4段階に分かれておるわけでございますが、1号級の幅を4分割するという事で、55歳を超えた部分につきましては、4分割じゃなくて2分割、つまり55歳から上は昇給率が悪くなると。いわゆる条件が悪くなると、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○31番（野村公一君） 良好な成績で勤務をしたときというのは、文章の解釈としては並より優れているという解釈に私はなると思うんですよ。しかし、勤務成績に応じてというのは、私は並だろうと思うんですね。となると、おしなべて一律昇給をしていくという解釈になりはせんかというふうに危惧をするんですが。この勤務成績に応じてという、これの基準の要件をちょっと示していただきたい。

○総務部長（隈元勝昭君） 勤務成績に応じてということの基準ということでございます。これにつきましては、当然、正常な状態での勤務というのが、まず第一条件になろうかと思えます。あとはその勤務に諸々、例えばいろんな条件があります。例えば、病気とか、あるいはいろんな事故とか、そういう諸々のものも含んで、総合的に含んだ意味での勤務に応じたという、そういう考え方をもっているところでございます。以上です。

○31番（野村公一君） その基準の要件というのをちょっと教えてみてください。

○総務課長（上村和憲君） 補足してお答え申し上げます。

今回の給与改正の見直しにつきましては、特別昇給がないということでございます。これまでは、この比較表にありましたとおり、級のところに2号俸上げるということで、これは特別昇給でございます。今回の改正は、特別昇給は廃止するというところでございます。したがって、先ほど部長が申しあげました4分割、4号、3号、2号、1号というふうになりますけれども、今、議員お尋ねの件の関しましては、具体的には人事評価のことだろうと思えます。それにつきましては、まだ国の方もそういった具体的な人事評価のシステムというものを準則を示してございません。したがって、それらが出来ました暁には、また説明会もあろうかと思えますけれども、それまでの間はこれまでのそういった団体もっている昇給、勤務評価、そういった制度を活用しながら、その4分割の昇給制度を4、3、2、1という形でしていきなさいというのが現段階の説明の、国が示した説明資料でございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） 31番、野村公一君。特に許可します。

○31番（野村公一君） わかるんですよ。今、言われるのはよくわかるんです。だから、その今までその勤務成績に応じてという、改めてこういう文言を入れられたんだから、この勤務成績という基準を何でもっていくのかと私は聞いてるんです。基準がないと勤務成績はわからんでしょう。その基準の要件を教えてくださいと言ってるんですよ。

○総務部長（隈元勝昭君） その勤務要件の基準ということにつきましては、まだこれからという

ことで考えておるんですけれども、先ほど私の方で申し上げましたように、総合的なやはり判断に基づくということが基準と申しますか、詳細の部分については今現在はないわけなんです、そういった考え方でいるところでございます。

○31番（野村公一君） それじゃ、その基準が決まってから、これは施行していくの。これは4月1日からやるんじゃないの。

○総務部長（隈元勝昭君） そのことにつきましては、規則等で作ってまいりたいと思います。以上です。

○31番（野村公一君） ちょっと、協議会に、議長、移してくださいよ。そげんでたらめなのがあるもんや。

○議長（谷口松生君） 協議会に移します。

—————○—————
午後4時32分 休憩
午後4時44分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 議事を再開します。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

非常に説明不足でたいへん御迷惑をおかけいたしました。お詫びいたしたいと思います。

先ほど説明の部分でございます、その勤務に応じたということで、この部分につきましては、実質的に来年1月1日が実際の施行日になるわけです。これ自体の、昇給についてはですね。ですから、先ほど申し上げました4分割の部分につきましては、早急に要綱を制定して、また議会の皆さんにはお示しをしたいということでございます。内容といたしましては、今回につきましては、給与改定ということで、表現のその部分につきましては、要綱で定めて早急にお示しをしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第47号は総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りをします。

本日の会議は、今日の日程が終了するまで時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は日程が終了するまで延長することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第9、議案第48号及び日程第10、議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号及び議案第49号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、石綿による健康被害の救済給付、若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができるよう定める必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第49号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第49号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体は、志布志市有明町野井倉1756番地、社団法人志布志市シルバー人材センターで、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までとしております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から29日までは、委員会審査等のため休会とします。30日は午前10時から本会議を開きます。日程は付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会します。

御苦労様でございました。

午後 4 時51分 散会

平成18年第1回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成18年3月30日（木曜日）午前10時13分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第12号 | 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第13号 | 志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第14号 | 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第15号 | 志布志市まちづくり委員会条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第16号 | 志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第17号 | 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第18号 | 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第19号 | 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第20号 | 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第21号 | 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第22号 | 志布志市特別導入事業基金条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第23号 | 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第24号 | 志布志市奨学金貸与条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第25号 | 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第26号 | 平成18年度志布志市一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第27号 | 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第28号 | 平成18年度志布志市老人保健特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第29号 | 平成18年度志布志市介護保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第30号 | 平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第31号 | 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第32号 | 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第33号 | 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第34号 | 平成18年度志布志市水道事業会計予算 |
| 日程第25 | 議案第44号 | 曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について |
| 日程第26 | 議案第45号 | 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第27 議案第46号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第47号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 陳情第3号 志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情書
- 日程第30 陳情第5号 鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する陳情書
- 日程第31 陳情第6号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択要請について
- 日程第32 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第33 志布志市農業委員の推薦
- 日程第34 議案第50号 志布志市土地開発公社定款の変更について
- 日程第35 同意第11号 助役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 発議第4号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について
- 日程第37 広報等調査特別委員会の設置について
- 日程第38 閉会中の継続審査申し出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）
- 日程第39 閉会中の継続調査申し出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

追加日程

- 日程第1 発議第5号 鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書の提出について
- 日程第2 発議第6号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

出席議員氏名 (32名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	31 番	野 村 公 一
32 番	谷 口 松 生	33 番	若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

30 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 部 長	隈 元 勝 昭	企 画 部 長	持 富 秀 明
市 民 部 長	稲 付 道 憲	福 祉 部 長	藏 園 修 文
産 業 振 興 部 長	永 田 史 生	建 設 部 長	井 手 南 海 男
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
教 育 次 長	山 裾 幸 良	総 務 課 長	上 村 和 憲
企 画 政 策 課 長	山 下 修 一	財 務 課 長	溝 口 猛
水 道 局 長	徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐	門 岡 秀 明	議 事 係 長	新 村 千 秋
調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美		

午前10時13分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

欠席届が福重議員の方から出ております。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により丸山 一君と八久保壹君を指名します。

—————○—————

日程第2 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、第3条第1号の任免及び職員数に関する状況で、職員採用試験に伴う受験者数、合格者数等を公表するのか。また、退職者の理由等についても公表するのか。答弁として、旧有明町では受験者数、一次、二次合格者数、採用者について公表しているので、今後も公表したい。退職者の状況についても公表したい。

質疑として、職員の給与の状況、勤務成績の評定の状況等をどのように評定し、公表するのか。答弁として、勤務評価、個人評価制度そのものが今回、国で初めて導入され、それに基づいて市も要綱を定め、その要綱に沿った部分については公表したい。さらに、第1号から第8号について旧各町で公表しているので、市としても今後公表していく。

質疑として、市民は給料体系、勤務条件、勤務成績等を知りたいわけであるので、公表場所を指定した方がいいのではないかと。答弁として、第7条第1号から第3号により公表をする。第1号の掲示場所は定められている。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第13号 志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第13号、志布志市行財政改革推進委員会条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市行財政改革推進委員会条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、市長が所信表明で市民や専門家を交えて行財政改革推進委員会を設置するとあるが、第3条第2項第1号の学識経験者とはどういう人か。また、公募の対象者、選任方法は。答弁として、学識経験者は大学の教授等が考えられるが、最終的には市長と協議して決定していきたい。公募の対象者は市民で、選任方法は公募条件として委員になりたい旨の文章を800字以内にまとめてもらい、それに基づいて市長が選任する。

質疑として、市の職員が一番行財政に詳しく、委員会へ諮問するたたき台も職員が作成する必要があると思うが。答弁として、庁内に行財政改革推進本部を設置し、各分野ごとに作業チームを編成して委員会への諮問事項を作成する。

質疑として、今まで往々にして諮問されたそのままだが認められたケースが多く、意味がなかったようである。選任、委嘱については、立派な人を選任していただきたいと思うが、どうか。答弁として、選考にあたっては改革推進委員会にふさわしい人を選任、委嘱したい。

質疑として、行財政改革を推進するためには委員の選任にかかっている。第3条第2項第1号から第3号まで、何名ずつ選任するのか。答弁として、第1号、学識経験者2名、第2号、各種団体の代表者等6名、第3号、その他市長が適当と認める者2名を考えている。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） ちょっとお伺いをしてみたいんですが、まず審議の経過の中で、庁内の推

進協議会あるいは場内の行革担当所管あたりで素案をまとめられて、それをこの行革推進委員会に諮問をして委員会が結論を出していくというような報告を受けたんですが、この行革推進委員会独自の素案づくりというのはなされないのか、そこらへんの協議がされたかどうかお伺いをしてみたいと思います。

○総務常任委員長（立山静幸君） そのへんの協議はされませんでした。

○31番（野村公一君） それでは、少しお伺いをしてみたいんですが、今まで、いろんな行革のスタイルがありました。しかし、ほとんどが場内の本人たちがつくった行革案、それをただ組織に諮問をして、そして、その組織が認めていくというのが今までのスタイルだったんですが、なかなか思い切った行革はできないと。したがって、この推進委員会独自で思い切ったメスを入れるような議論がされる委員会ではないのかというふうに思うんですが、そこらへんの議論はありませんでしたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） 先ほども申し上げましたけれども、改革推進本部をつくり、各分野ごとに作業チームを編成してたたき台をつくるというような執行部の提案もされましたが、中にやっぱり第1号から第3号までの方々の専門的な意見が必要じゃないかというような意見も出たところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 第4条の任期に関する点についてお伺いをしたいと思いますが、まず委員の任期を2年ということで提案をされておられるようですが、現在、既に今月末、今年度末をもって22名の職員の退職者があると伺っております。急がなければならないというのが行革への首長の姿勢だと思っておりますけども、ここに諮問をして2年間の中で結論を出されるということなのか。若しくは、やはり急ぐべきもの、そういったものを踏まえて年に1回の答申とされるのか。2カ年の間で答申を終えたら、そのお役目は終わりなのか。そこあたりについての議論がなかったかお伺いをいたします。

○総務常任委員長（立山静幸君） 出ませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

**日程第4 議案第14号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定
について**

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第14号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、指定管理者の指定を受けるには入札でなく公募によるものであり、スケジュール的に公募期間が短いのではないかと。答弁として、厳しいスケジュールであるので現在管理委託している分については指定を行い、その他については直営とするか指定にするか、今後検討していきたい。

質疑として、施設名を公開し、直営、指定管理者の区別を住民サービスの面、経費削減等を勘案しながら、その基準を定めるべきと思うがどうか。答弁として、経費削減、サービスの向上等重要であり、検討委員会で今後指針を検討し、基準を定めたい。

質疑として、公募であるので誰でも申請すると思われるが、慎重に条例に基づき対応すべきである。公募者側も考慮し、情報公開すべきと考えるが。答弁として、条例制定議決後いろんな条件整備の必要があり、整備後、早急に情報公開したい。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 志布志市まちづくり委員会条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第15号、志布志市まちづくり委員会条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市まちづくり委員会条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、委員30名以内となっているが、合併協議会の委員が対象になるのか。答弁として、まだ未定であるが、まちづくり計画を策定された方々は考えている。

質疑として、何回ぐらい委員会を開催するのか。答弁として、予算には6回分計上している。

質疑として、区域に住所を有する者又は当該区域の事業所等に勤務する者とあるが、市以外のまちづくりコンサルタントの経験者、学識経験者等は考えていないのか。答弁として、市以外の方は考えていない。

質疑として、長期振興計画のたたき台づくりが主な委員会であるようだが、旧3町では地域の特性を生かした長期振興計画が作成され、実施されている。今までの計画を尊重すべきと思うが。答弁として、今までの旧3町の計画を尊重していく。

質疑として、委員会ばかり多くなり委員が重複するのではないか。答弁として、考えられるが第3条第2項第1号から第7号までの対象者の中から、できるだけ若い人を対象に委嘱したい。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第16号 志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定につ

いて

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第16号、志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、督促の発生日はいつか。答弁として、地方税法により納期限後である。

質疑として、第3条の督促状1通につき100円は旧3町統一されていたのか。答弁として、旧松山町、旧志布志町には条例が制定されていなかった。

質疑として、第5条の減額免除に該当するやむを得ない理由とはどういうものか。答弁として、火災、地震、風水害等を考えている。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） この第5条の今、委員長からも報告もありましたが、火災、地震、風水害、そういったもの以外に国保の減免規定の中に経済的な理由、激変のそういった条例の中にあるわけですが、督促の延滞金の徴収条例、そういったことについてやむを得ない理由の中に、いわゆる企業倒産、リストラ、そういったものに対する激変の状況、そういったものが含まれるというようなことは質疑、また答弁等なかったのか、お願いします。

○総務常任委員長（立山静幸君） 特に質疑もありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 1点だけ、この条例に係る予算措置がいかほど講じられているのか、委員会で御議論をされましたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） 質疑ありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

す。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第17号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第17号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、第2条第1号で事務用機器等のリースは現在までも実施していたが、技術が日進月歩する中で5年以内の期間は長いのではないか。契約変更について条文に入れるべきと思うが、どうか。答弁として、現在も契約変更で対応しており条文に入れる必要はないと考えられる。

質疑として、第2条第2号の年間を通じて役務の提供を受けるものとあるが、具体的にどのようなものがあるのか。答弁として、エレベーターの保守管理、警備、清掃等である。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 同じ質問を申し上げますが、この条例に関係する予算措置が、いかほど18年度上程されているのか御審議がありましたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） 予算については審議ありませんでした。質疑もありませんでした。

○31番（野村公一君） 慎重な御審議をいただいたというふうに理解をするんですが、条例を制定をされるときには、その予算措置が講じてあるということが前提であります。したがって、そのことが議論をされなければ地方自治法の第222条に抵触していくと。したがって、条例の議決というのは無効になっていくというふうに判断をするんですが、そこらへの御配慮はありませんでしたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） 条例が制定されるには予算も伴うということはあると思いますが、予算の中で審議がされたと考えております。

○議長（谷口松生君） 特に、委員会の中ではなかったわけですね。

○総務常任委員長（立山静幸君） ありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第18号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第18号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、旧3町での課税状況はどうであったのか。また、改正によりどう変わるのか。答弁として、旧松山町では8期で、旧有明町と旧志布志町では10期であったが、これらを調整して10期にするものである。所得が確定するまでは、前年度の税額を納期の数の10で割って6月までは仮徴収することになる。なお、他の税の納付月が重なる5月は納期を除くこととする。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第18号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第19号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第19号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、第5条にある知的障害者援護施設の数と対象者の見込み数はどうか。答弁として、知的障害者の援護施設は、大崎町のあいのさと恵誠園と曾於市末吉町の高ノ峯園である。施設入所者は71名で、本条例の対象者はこのうち8割で、当初予算に500万円を計上している。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第20号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第20号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、第2条第1号で要介護4若しくは5と同程度の障害を有しとあるが、どの程度なのか。また、在宅であるかどうかの確認はどうするのか。答弁として、全介護を要するCランクの人が対象となり、年齢は問わない。ひと月のうち1日でも介護すれば該当することになり、また、逆に1ヵ月丸々入院ということであれば支給はされないことになる。当初予算では110名分を計上している。認定は、保健師と専門の人が行うことになる。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、このねたきり老人等介護手当のいわゆる受給資格者に対する周知徹底、あるいは広報等の議論はなかったのかお聞きをしておきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 特にありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第21号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第21号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第21号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、保険料は現在に比べてどれくらい上がるのか。答弁として、基準となる第4号の人で月額が4,544円となり、旧松山町の人で1,268円、旧有明町の人で806円、旧志布志町の人で692円上がることになる。

質疑として、合併したら上がったという印象だが、市民の皆様にとどのように理解してもらうのか。サービスは下がり負担は上がるということにならないか。答弁として、新たな制度改正に伴う増加分や施設サービスの均一化及びサービス給付料の増加等が要因であり、単に合併に伴って上がるのではないことを十分説明して、理解を深めてもらう努力をしていきたい。

質疑として、通所リハビリは今まで1回当たり5,630円であったのが、月額制になると事業所側に有利になるのではないか。答弁として、地域包括支援センターで回数などを位置づけし、本人とすり合わせしたりしてケアマネジメントしていき、本人の自立支援になるように配慮していくので、単純に事業所に有利というわけではない。

以上で質疑を終わり討論を行い、次のような要旨の討論がありました。反対討論として、制度改正により現在受けているサービスが受けられなくなる。負担は軽くサービスは高くということで合併したはずであるが、逆になっているのではないか。市としても、国に意見を述べるとか繰り入れをすとか努力が必要であり、本案には反対である。

賛成討論として、法改正により地方の弱者に対してしわ寄せがきていることは否定できないが、やむを得ないのではないか。今後の見通しを考えたときに、旧松山町に関しては4、5年先には3町では最も高くなるであろうという予測も出ており、今回同一の保険料にせざるを得ないという選択になったものであり、今後、当局において市民に周知を徹底し理解を深める努力をしてもらうよう希望して、本案に賛成する。

以上で討論を終わり、採決の結果、議案第21号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。採決は起立によって行います。議案第21号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第21号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第22号 志布志市特別導入事業基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第22号、志布志市特別導入事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第22号、志布志市特別導入事業基金条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、この貸付事業はなくす方向で動いているのか。答弁として、この事業による利用が、ほかに代わる事業で対応可能なので今後新規貸付を中止する方向である。

質疑として、これは合併協議会で協議してなくす方向になったのか。答弁として、各町の事業のすり合わせの中で協議を重ねてきて、なくす方向に進んだ。今後は、新しい資金で対応する計画である。

質疑として、よい事業だと思うのだが、新しい資金はあおぞら農協、そお鹿児島農協の両方とも可能か。答弁として、新しい資金は両農協でも無利子の融資として活用できる。

質疑として、貸付が13件残っているが完済できるのか。答弁として、貸付期間が5年となっているが完済を予定している。

以上で質疑を終了し討論に入りましたが、討論もなく、引き続き採決に入り、採決の結果、議案第22号、志布志市特別導入事業基金条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第23号 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第23号、志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第23号、志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告を申し上げます。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、この高下谷農村公園をつくった経緯について、地域的・環境的なものがあれば説明を。答弁として、条例の第1条に掲げてあるとおり、農村におけるふれあい及び憩いを通じ市民の交流を深め、明るく豊かな住みよいわらづくりを進めるためということで県営事業で公園を設置した。環境的には湧水が豊富であり、上流にはホタルを飼っており、ホタルの夕べ等イベントが開催されている。

質疑として、芝生広場があるがグランドゴルフができない状況で利用価値が少ない、整備はできないのか。答弁として、今後よく検討していきたい。

質疑として、県営事業で設置したということであるが、一般財源の持ち出しがあったのか。答弁として、中山間地域総合整備事業で対応し、補助率85%で残り15%が一般財源の持ち出しである。

以上で質疑を終了し討論に入りましたが、討論もなく、引き続き採決に入り、採決の結果、議案第23号、志布志市清流の里高下谷農村公園条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は原案可決でありま

す。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第24号 志布志市奨学金貸与条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第24号、志布志市奨学金貸与条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第24号、志布志市奨学金貸与条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、第2条第2号に「学業成績及び人物が優良であること」とあるが、このことで申請をためらうことも考えられる。条文の表現を変えるか、はずすべきではないか。答弁として、学ぶ意欲があれば誰でも考慮したい。誰でも借りられるよう啓発していく。

質疑として、成績証明書はいらぬのか。答弁として、最初の申請のときはいるが、継続する場合、2回目からは必要ない。

質疑として、旧3町での未納者の状況はどうなっているか。答弁として、昨年12月31日現在で、旧志布志町で29名、611万5,000円となっている。旧松山町と旧有明町では未納者はいない。

質疑として、連帯保証人には条件を付けて運用すべきではないか。答弁として、連帯保証人には最終的な責任があるので規則や要綱で検討していきたい。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第24号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 本会議で議案上程の際にも質疑をさせていただきましたが、第2条第4号のいわゆる所得制限、500万円の所得制限に関する詳細な質疑はなかったのかお聞きをしたいと思います。また、奨学金の額、これが世相にかんがみて現在妥当なのか、そういった議論がなかったのかも、併せてお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 今の点については、特に議論はありませんでした。

○14番（小野広嗣君） わかりました。あと今、委員長の方からも啓発という、啓発をしっかりしていきますという話がありましたが、これまでも旧志布志町でも啓発のあり方、表現の仕方によって何回かまづい点が出ているわけですが、この周知のあり方について議論がなかったのか。

あと、もう1点、奨学生の選考にあたるための教育委員会の中に置く奨学生の選考委員会、いろ

んなことを想定して議論しなきゃいけないと思いますが、いわゆるこの委員会の委員の子なことを想奨学金を求める数が増えた場合に、どういった判断をするのか。委員の子弟が申請した場合、申請者の数が多かった場合、どのような判断になるのかと、そういった議論があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 特にありませんでした。

〔委員長、さっきの質問は議論があったよ。〕と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 委員長、答弁ありますか。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 失礼をいたしました。議論はありましたけれども、報告は特にいたしていません。

○議長（谷口松生君） 議論をした概略で結構ですが、議論していれば質問があれば答弁をとということですが。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ちょっと時間をください。

○議長（谷口松生君） 休憩します。

—————○—————

午前11時07分 休憩

午前11時19分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 大変失礼をいたしました。所得のことについては議論がありまして、各町の平均所得は幾らであるかということを経営部からお示しをいただきまして、大体収入でいうと800万円ぐらいになるであろうということ、500万円の金額については妥当であろうという議論がありました。また、予算については2,500万円を繰り出しているということ、これで対応していきたいと。

それともう1点、委員の子弟がうんぬんということについては議論はありませんでした。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

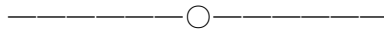
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第25号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第25号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第25号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、第5条にある特別な理由とは何か。答弁として、非課税及び生活保護世帯のことである。

質疑として、保育料は4,000円となっているが、1人当たり幾ら経費がかかっているか。答弁として、予算書から算出すると、1人当たり約38万円となる。また、質疑をする中で公立幼稚園のあり方については最終的には首長が判断することであるが、議論そのものは職員間でやってもよいのではないかという意見がありました。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

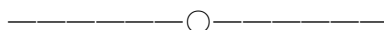
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第26号 平成18年度志布志市一般会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結

果について委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、立山静幸君。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算のうち総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。まず、総務部行政改革推進課分について申し上げます。質疑として、予算書60ページ、目1、節8報償費14万円のうち2万円について、職員提案制度表彰記念品代とあるが何人分か。答弁として、初めての取り組みであり、また、職員であるので高価な記念品は考えていない。今後、職員に制度説明をしながら2万円の範囲内を考えている。

質疑として、節1報酬の委員報酬について、78万8,000円のうち32万1,000円計上してあるが、算出根拠は。答弁として、委員10名で6回分を計上している。

以上で行政改革推進課の質疑を終わり、次に総務部情報管理課分について申し上げます。質疑として、情報管理課職員は夜遅くまで残業をしているが、状況説明を。また、予算書64ページの目6、節7賃金について説明願いたい。答弁として、勤務時間終了後、各課の各データをテープに保存する必要があり、恒常的に時間外勤務をせざるを得ない状況である。さらに法改正等があると、それに対応しなければならない。合併後、夜遅くまで残業をしている状況である。臨時職員であるが、本庁に1名、志布志支所に1名を考えている。

質疑として、65ページ、目6情報管理費、節13委託料のソフトウェア保守委託料はどこと契約しているのか。答弁として、鹿児島行政システム株式会社と契約している。

質疑として、各支所と結ぶ光ファイバー利用の電話回線は何回線あるのか。答弁として、16回線である。

以上で情報管理課分の質疑を終わり、次に選挙管理委員会分について申し上げます。質疑はありませんでした。

次に、総務部総務課分について申し上げます。質疑として、61ページ、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金のうち県負担金3,700万円が計上してあるが説明願いたい。答弁として、県派遣職員給与負担金で4名分である。企画部に1名、福祉事務所3名分である。

質疑として、61ページ、節13委託料で事務委託料8万2,000円が計上してあるが、何名採用する考えか。答弁として、現在の職員定数は422名であるが、全体で406名分の人件費を計上している。18年度で定年等で相当数の職員が退職すると思われるので、職員採用に対する委託料である。人数については、今後、市長が決定することになっている。

質疑として、職員採用については今後、定員適正化計画を作成し、退職者と採用者を考慮しながら職員を削減する必要があると思うが。答弁として、団塊の世代の退職者が見込まれるが、早急に定員適正化計画を作成して定数削減を実施したい。

質疑として、市の広報紙について自由に持ち帰りできるように支所、郵便局等に置くということ

であったが、新市ではどのように対応しているのか。答弁として、自治会に加入していない世帯が約3,800世帯ある。合併協議の調整により未加入世帯に配布しないため、支所、JA関係、銀行その他の施設にお願いして置いてもらい、必要な方への対応を実施しており、今後も実施していきたい。

質疑として、116ページ、目2非常備消防費の中で、消防団の年間行事については市一本であるのか、それとも方面隊ごとに実施するのか。答弁として、春の消防記念日だけは市一本化し、その他の行事については、1年間はそれぞれの方面隊で実施したい。

以上で総務課分の質疑を終わり、次に企画部財政課分について申し上げます。質疑として、27ページ、目1地方交付税の歳入68億5,000万円について、合併に伴いどういふふうに変わってきたか説明願いたい。答弁として、合併しなければ伸び率マイナス5.9%で計上すべきであるが、合併に伴い普通交付税では、生活保護費の市への権限移譲により概算で2億3,000万円、合併補正として約4億円あり、今回の予算では6億3,000万円上積みして予算計上をした。特別交付税として合併包括支援分が3億5,000万円である。

質疑として、特別交付税の7億2,000万円の算出根拠を説明願いたい。答弁として、先ほど申し上げた合併包括支援分3億5,000万円と平成15年度分の特交が5億5,000万円であった。その15年度を基に、合わせると9億円になる。その80%の7億2,000万円を計上している。

質疑として、合併に伴い地方債の残高を旧町別に説明願いたい。答弁として、平成16年度決算で申し上げますと、旧志布志町で1人当たり59万4,972円、旧有明町で58万2,686円、旧松山町で88万5,125円で、平均すると1人当たり62万4,722円である。

質疑として、財政調整基金の残高を旧町別にお示し願いたい。答弁として、1,000円単位で申し上げますと、旧松山町が6億3,877万2,000円、旧有明町が5億2,594万9,000円、旧志布志町が7億5,407万4,000円で、合計で19億1,879万4,000円である。

質疑として、103ページ、目1商工総務費、節28繰出金の国民宿舎特別会計繰出金4,780万4,000円が計上してあるが、経緯を説明願いたい。答弁として、これまでの経緯として経営努力を重ねてきたが、地方債償還金等歳出に不足を生じ、基金を取り崩して今日まで一般会計より繰り出しをしないで経営を続けてきたが、基金がなくなり、一般会計より繰り出しをするものである。

以上で企画部財政課分の質疑を終わり、次に企画部企画政策課分について申し上げます。質疑として、66ページ、目7自治振興費、節19その他団体負担金332万3,000円のうちチャレンジデー実行委員会助成金325万円が計上してあるが、実施の内容等についてはある程度わかっているが、その効果あるいは反省点について説明願いたい。答弁として、旧有明町がこれまで2回取り組んでいる。世界的に取り組みがなされているスポーツであり、お年寄りから幼児まで誰でもできる競技であること、それぞれ自分の体力に合ったスポーツを1日15分以上実施して、同じ規模の市と参加人数を競う競技である。効果・反省点の一例を申し上げますと、自治会や学校、会社等参加することによりコミュニティーが図られ、また、健康への意識の高揚等が考えられる。反省点としては、年1回の取り組みでは毎日毎日の継続した運動に必ずしもつながっていないのではないかと思われる。

質疑として、64ページ、目4、節19負担金補助及び交付金で328万8,000円計上してあるが、例えば県宇宙開発促進協議会負担金は、効果等を考えると必要ではないのではないか。答弁として、旧志布志町で脱退する検討もされた経緯があるが、今回も検討したが必要であるとの結論で計上をした。

質疑として、64ページ、目4、節13委託料、調査委託料10万円は立地企業調査委託料とあるが、立地企業の予定があるのか。答弁として、立地企業等があった場合を想定して、市職員ではできないので想定して計上している。

質疑として、64ページ、目4、節19の大隅総合開発期成会負担金の188万1,000円の負担割合はどうなっているのか。答弁として、均等割が20%、人口割が40%、基準財政需要額割が40%である。

以上で、企画部企画政策課分を終わり、次に企画部港湾商工課分について申し上げます。質疑として、105ページ、目3、節19負担金補助及び交付金の運営費補助金のうち、おしゃかまつり事業補助金500万円は昨年より230万円増額され、志布志市みなとまつり事業補助金は逆に200万円減額になっているが、内容説明を願いたい。答弁として、合併後最初のおしゃかまつりであり、市の誕生とあわせて230万円増額して、市の誕生の祝賀を含めたおしゃかまつりを実施したい。みなとまつりについては、旧松山町、旧有明町の祭を全体的に見直して、市民が主役の祭りにするために平均して予算を切り詰めた祭りにしたい。そのため200万円減額した。

質疑として、テクノスーパーライナーの補助金が計上されていないが。答弁として、県期成会についても活動休止をしたため、県にあわせて予算を計上しなかった。

質疑として、活動費を休止するのではなく少額でも予算計上すべきではないか。答弁として、県と協議のうえ6月で対応したい。

質疑として、104ページ、目3、節12役務費、広告料60万円と、節13委託料、調査委託料15万円は蓬の郷民宿村関係であるが、説明願いたい。答弁として、広告料の60万円については、土地利用促進のための広告料である。地耐力調査業務委託料については、来年3月、教職員を退職する予定の職員の方が民宿を始めたいということで予算を計上している。

質疑として、105ページ、目4、節19負担金補助及び交付金の521万8,000円のうち、志布志港国際航路利用促進協議会負担金360万円と志布志港ポートセールス推進協議会負担金100万円について説明願いたい。答弁として、国際航路利用促進協議会負担金については、蘇州号やさんふらわあの利用促進を目的とした予算で、志布志港ポートセールス推進協議会負担金については、県知事が会長であり、志布志港の企業誘致や航路開設等を図るための負担金である。

以上で企画部港湾商工課分の質疑を終わり、次に市民部税務課分について申し上げます。質疑として、市税の嘱託徴収員について旧志布志町では成果が上がっていたが、新市になって2名にする議論はなされなかったか。答弁として、そういう話もあったが、滞納者がほとんど旧志布志町であるため、今までどおり1名で対応している。

質疑として、旧松山町、旧有明町の滞納者が少ないのは人数か、金額か。答弁として、2月20日現在の滞納者の100万円以上で申し上げますと、旧志布志町が68名、旧有明町が14名、旧松山町がゼ

口で、10万円以上で申し上げると、先ほどの100万円以上も含めた人数で、旧志布志町で776名、旧有明町が215名、旧松山町が33名であり、圧倒的に人数、金額とも旧志布志町が多く、次に旧有明町、旧松山町の順となっている。

質疑として、市税の徴収率の関係で、先ほどの説明のとおり町が大きくなると「おれ1人ぐらい滞納しても」という考え方があるという気がするが。答弁として、お話のとおりそういう懸念も予想され、旧志布志町で昨年から採用している滞納整理指導官、市税等嘱託徴収員制度を引き続き実施し、さらに公売等も実施し、滞納については今まで以上に強化したい。

以上で市民部税務課分の質疑を終わり、次に会計課分について申し上げます。質疑として、60ページ、目1、節11需用費の消耗品費、印刷製本費等物品購入の一元化を会計課で実施している例があるが、今回の予算では各課計上してあるが。答弁として、現在までは消耗品は一括購入の方法を採用していたが、合併協議会の中で鉛筆、ボールペン等は各課で購入するように協議がなされている。今回計上した予算は、全庁的に使われる用紙、封筒等、共通して使うものを計上している。

質疑として、共同購入することによりかなり安くて購入することができることで一括購入システムが実施されているが、各課で購入すると特定の業者になるのではないか。また、競争原理が働かなくなるのではないか。合併協議ではそうであったかもしれないが、今後改善すべきではないか。答弁として、合併の目的が安い経費で最大の効果を上げることであるので、そういう意識を持って仕事を進めてまいりたいと思っている。

以上で会計課分の質疑を終わり、次に監査委員事務局分について申し上げます。質疑はありませんでした。

次に、議会事務局分について申し上げます。質疑として、58ページ、目1、節9旅費の費用弁償で議員の研修について、年間どのような研修が計画されているのか。答弁として、5月に常任委員会研修会、8月中旬に市町村政研修会、明けて1月に鹿児島市で全市の市議会議員研修会、市単独で2回ほど研修を計画している。

以上で、総務常任委員会に付託となった所管分の質疑を終わり討論を行いました。討論はありませんでした。引き続いて採決を行い、採決の結果、議案第26号のうち総務常任委員会に付託となった所管分については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、文教厚生常任委員長、岩根賢二君。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に付託された部分について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査日程順に、まず教育委員会の教育総務課と学校教育課関係の部分について、質疑の主なものと、それに対する答弁を報告します。質疑として、目3教育指導費の節7賃金は誰に払うのか。答弁として、不登校の生徒13名を預かり、それぞれの生徒に応じた指導をするふれあい教室のスクーリングサポートという事業の指導員に支払うものである。この事業の成果は、十分上がっていると

考えている。

質疑として、学校敷地内の電柱使用料は松山と有明では取っていないのか。答弁として、現在は取っていないが、今後は予算化していきたい。

質疑として、特認校制度で通学にタクシーを使うのではなく、バス通学できないのか。答弁として、バスの運行時刻が登下校時に合致するものがなく、入札によりタクシー会社に委託した経緯がある。

質疑として、長期契約による委託としては何があるか。答弁として、パソコンや印刷機の5年契約がある。

次に、教育委員会のうち生涯学習課、図書館、文化振興課、給食センター関係の部分について、質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、家庭教育学級の事務委託は明確な課題を示して指導を依頼しているのか。答弁として、ちゃんと課題を示したうえで市長と校長の間で委託契約をしている。

質疑として、生涯学習の指導員は、松山と有明ではそれぞれ1名とのことだが、それでやっていけるのか。答弁として、志布志市で企画立案して松山と有明でそれぞれ御世話する形になるので、十分対応していけると考えている。

質疑として、給食センター建設についての覚書はどうなっているのか。答弁として、早急に実施したいというすり合わせであったが、場所の問題が決着していないところである。

質疑として、新しい給食センターでは1ヵ所で3,000食をつくることになると思うが、大丈夫か。また、保育所の分を同じところにつくることについて問題はないのか。答弁として、松山のセンターは、1,000食分つくれる能力があり、他地区の一部を補完できるのではないかと考えている。保育所分については、今後の検討課題である。

質疑として、松山町の総合公園、多目的広場の使用料は、今後どうなるのか。条例整備の考えはないか。答弁として、今後も使用料は取らないことにしている。条例は整備したいと考えている。

質疑として、体育施設費の中の工事請負費は何か。答弁として、昭和63年に設置された海洋センターが老朽化したため改修するものである。

以上で教育委員会関係を終わり、次に市民部市民課関係の部分について報告いたします。質疑として、住民に迷惑がかからないように事務量を把握したうえで十分対応できるよう人員を配置すべきではないか。答弁として、合併直後で住民の皆様に迷惑をかけた面がある。今後は、総務課と協議しながら対応していきたい。仕事量も念頭に入れて人員を配置していきたい。

質疑として、総合案内の窓口はどこが行うのか。答弁として、所管は総務課であるが連携を取ってやっている。

次に、環境政策課関係の部分について申し上げます。質疑として、地球環境サミットの内容はどのようなものか。答弁として、全国の26自治体が参加して今年の7月に、市民総参加で地球温暖化防止や循環型社会の形成等を話し合おうというものである。この答弁に対しては、一部の人が満足する大会であってはならないという意見がありました。

質疑として、ごみ運搬業務の委託契約の方法はどうなっているか。答弁として、旧志布志町は3年に1回の入札でやっていたが、旧松山町と旧有明町は1社による随意契約であった。18年度については、指名委員会で協議してもらう。

質疑として、清掃センターは、いつまでもつのか。答弁として、資源ごみや生ごみを回収しているので、あと78年は大丈夫という試算が出ている。

以上で市民部関係を終わり、次に福祉部関係の部分について報告いたします。まず、福祉課関係の部分の質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、社会福祉協議会運営費補助金は事前に要求があったのか。答弁として、要求があり、その81.7%を計上したところである。

質疑として、社会福祉協議会の自立を考えれば、今後の財源確保のあり方を指導してもらいたい。答弁として、社会福祉協議会は市の業務を補完する意味で大変重要だと思っているが、市の財政も厳しい折、行革にも理解を得ていきたい。

質疑として、生活保護を受けている世帯はどれくらいか。また、遊んで暮らしている人もいるという批判もあるようだが、法基準の見直しはどのようにしているのか。答弁として、生活保護を受けている人は、3月1日現在で、志布志で285世帯409名、有明で75世帯97名、松山で23世帯35名である。見直しについては、月単位で収入や世帯員の状況を審査している。正確な情報があれば、事務所としてちゃんと調査をすることになる。

質疑として、食の自立支援事業の1食あたりの料金は幾らか。答弁として、3月までは有明が400円、志布志と松山は300円であるが、4月からは400円に統一することになる。

質疑として、300円では難しいのか。答弁として、当初は300円で調整していたが、施設入所者も食費を負担することになり、その関連で法の整合性の意味からも人件費や食材費を負担してもらうことになり400円にした。質疑の中で、食の自立支援については委託の方法や料金の選択制の導入等、見直しを求める意見が出ました。

次に、保健課関係部分について質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、目2、予防費の節20扶助費の内容は何か。答弁として、日本脳炎の予防注射により健康被害を受けた人を扶助する国の制度によるもので、現在1人の方がこの扶助を受けておられる。

質疑として、ピンピン元気塾とは何をするのか。答弁として、一般高齢者に対して運動を通して介護予防に資するという事業である。具体的には、まず対象者の身体の状態を評価し、その後インストラクターの指導による運動を継続してやってもらい、6ヵ月後にその効果を判定するものである。旧有明町で昨年6月から始まったもので、今後も各地区で1ヵ所ずつは取り組む計画である。

当委員会では、以上で所管の各課の質疑を終えましたが、総括ということで委員会の最終日に坪田教育長と山裾次長、また、窓口の対応策の関係で総務部長、市民部長、それに各支所長に出席を要請しました。その質疑の内容を報告いたします。まず、教育委員会関係で、松山町の総合公園の多目的広場については、現在、内規により使用料を徴収していないとのことだが、これを早急に条例化する考えはないかとの質疑に対して、これに関する条例が3本あり、電灯料など料金が異なっ

たりするので、建設年度や規模等を精査したうえで、次会以降に条例化したいとの答弁がありました。

また、特認校制度の通学に福祉バスを充てることはできないかとの質疑には、経費的にも大変結構なことだが、通学の時間的な制約があるので担当課とよく協議をしていきたいという答弁がありました。

次に、窓口業務関係についての質疑で、志布志支所に総合案内係を置いた経緯の説明を求めたところ、次のような答弁がありました。合併後、来客数が増えたことと職員数が減ったことにより、窓口が大変混雑し、市民の皆様が大変迷惑をかけていた。3月に入り、転入・転出が増えるので、何とかしなければならないと考えていた。現場からも報告を受けており、3月15日ごろまでには何とかしてほしいという要望もあり、3月10日に総務課長と志布志支所に出向き、支所長、地域振興課長、福祉課長、税務課長、市民課長補佐を交えて、御客様のためにはどうすればいいかを協議したところ総合案内を置こうということになった。期間としては、最も忙しくなるであろう3月半ばから4月半ばまででよかろうということであったが、4月いっぱい置くことにした。決して議会対策ということではなく、たまたまそういう時期になったところである。この答弁に対して、さらに今後の取り組みについて質したところ、市民の皆様には迷惑がかからないよう十分配慮してまいりたいという答弁がありました。

以上で総括の質疑を終わり、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。反対討論として、窓口の人員配置について市民の利便性に対する配慮が欠けている。歳入面では電柱の占用料をちゃんと取っていない。取るべきものは取って住民の福祉向上を図るべきである。法改正による住民の負担増があるが、自治体は国の下請機関であってはならない。また、合併後のすり合わせにより住民の負担が高いところで調整されている。これらを考えたときに本案には反対である。

また、賛成討論として、本案は骨格予算であり、否決すると住民の生活に重大な影響を与える。サービスは高く負担は低くというのが理想ではあるが、そればかりでは財政は破綻する。次回以降の肉付けを厳しくチェックするという事で本案に賛成する。

また、賛成討論として、民生費の予算が多額に上るが、あくまでも弱者の自立を支援するという姿勢で執行されることを希望して、本案に賛成する。

以上で討論を終わり、引き続き採決を行い、採決の結果、議案第26号のうち文教厚生常任委員会に付託された部分については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時5分から再開します。

—————○—————
午後0時00分 休憩

午後1時05分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、東 宏二君。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となっております議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算のうち産業建設常任委員会に付託となりました所管分について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。まず、農業委員会分より申し上げます。質疑として、地図管理システムの委託料があるが何か。答弁として、旧志布志町及び旧有明町の地籍図をパソコンで見ると幹線等の位置の確認を行うものである。

質疑として、定数が減となるが委員活動に無理はないのか。答弁として、公選が22人で旧志布志町が10人が6人に、旧松山町も10人が6人に、旧有明町は10人で変わらず、団体推薦が4人、議会推薦が4人で合計30人となる。この形でやってみて、現状を見ながら補助員の利用を考える。

次に、耕地課分について申し上げます。質疑として、農地整備費の原材料費は旧松山町では計上されていなかったが470万4,000円で足りるのか。住民からの生コン要請はいつからいつまでなのか。答弁として、受け入れは平成18年4月1日から平成19年3月までとし、不足するようであれば補正で対応を願いたいと考えている。

質疑として、南部の水量は十分であるのか。答弁として、輝北ダムは700万t近く水量があるので補えると思う。県営でファームポンドを設置して対応していく。

質疑として、平成18年度約500haに一部通水されるが、平成19年度以降の見通しはどうか。答弁として、平成19年2月、野神、山重、蓬原地区の500haに一部通水され、今後岳野山に7万tのファームポンドを建設する。伊崎田地区は、平成19年度以降になる予定である。

質疑として、岳野山のファームポンドの建設にあたり捨土を旧有明町住民に募集し、1月には着工と聞いていたが進捗状況を示せ。答弁として、3月初めに入札を執行し、捨土は重田地区と港へ搬出するようになっている。

質疑として、土地改良区事業基金が19億5,600万円あるが、どのような運営を考えているのか。答弁として、旧3町の積立額が19億5,600万円です。東部地区が平成19年度で完全に通水する。2年据え置きで均等割か、もしくは一括して償還するか支払方法を決定し、国に示すようになっている。

次に、畜産課分について申し上げます。質疑として、畜産の後継者が畜産を行うときの資金繰出金1,000万円が対象となるのか。答弁として、繰出金は肥育、既存の農家のみが対象である。新規の場合は、他の資金の活用ができる。肥育予算1億2,000万円、経験年数10年程度の条件を考えている。生産牛は、旧松山町、旧志布志町の繁殖貸付金で対応できる。

質疑として、両親が10年以上肥育・生産を行っているが、後継者には繰出金は適用できないか。答弁として、繁殖は対応はできるが、肥育は10年程度の経験年数が必要である。後継者は活用できない。

質疑として、品評会は今後どうするのか。後継者は今までのように取り組むのか。答弁として、品評会については旧町単位で進めながら検討したい。高齢者奨励金は、高齢者に加え女性経営者も加えて実施していく。

次に、林務水産課分について申し上げます。質疑として、水産業振興費の賃金は、漂着物処理の作業賃金ということであるが、この額で足りるのか。水産振興と山の育林は無関係ではないと考えるが、山の育林などはどう整備していくのか。答弁として、夏井漁港は本市唯一の漁港で地元の漁業者が利用する第一種漁港として位置付けられている。漂着物の処理については、夏井漁港のみの方である。漁港が未整備のため、台風時に竹ぎれ、木ぎれが漁港区域内に漂着し、漁船の航行に支障があるため処理する費用である。不足が生じた場合は補正で対応する。森林の育成、間伐等の整備については、森林組合が実施する事業を補助する形で実施していきたい。

質疑として、松食い虫防除の区域はどこからどこまでか。防除の実施期間はいつか。空中散布をした場合、付近住民あるいは周辺への影響はないか。防除を行うことで松枯れの防止が図られているのか。答弁として、松食い虫防除の区域については東串良町から志布志市までの沿岸の松林で実施することになる。実施時期としては、梅雨時期前に考えている。住民あるいは周辺への影響については、関係集落への説明会、港湾道路など交通量の多い主要道路については警察署の協力を求め、通行止めを行い、その他海岸に通ずる道路には職員を配置し、協力を求めている。なるべく影響のない早朝5時から7時ごろまでには終わらせたい。航空防除の効果については、桜島は相当な松枯れが発生しているが、志布志湾地区についてはその効果がはっきりと表れており、継続的な防除が必要と考えている。

次に、農政課分について申し上げます。質疑として、農業総務費の委託料の内容について。答弁として、委託料478万7,000円については、やっちくふるさと村管理委託料である。20万円については、やっちくふるさと村遊具保守点検委託料である。やっちくふるさと村の維持管理料は、電気料が主なものとなっている。

質疑として、公設市場の負担金、各市町の割合は。答弁として、総事業費130万4,000円で負担率82.12%を生じている。107万1,000円となっている。輝北町は昨年度で脱退したので、本年度からは負担金はない。

質疑として、茶業振興費の報償費250万円について。答弁として、全国九州経営改善コンクールの出品に対する謝礼金で、1点が5万円で50点分計上をしている。

質疑として、平成19年に県大会、全国お茶サミットを開催するというのはどう思うか。答弁として、志布志市茶業振興会設立準備会が昨日開催され、その他の議題で検討の結果、要請があれば受けて実施する方向で検討された。

質疑として、農業公社について、有明、松山地域の研修生の状況について、地元の人も受け入れるべきではないか。答弁として、有明はいない。研修作物は、有明がイチゴ、志布志がピーマン、有明の農業公社総会でも、そのような意見が出された。地元の方は、土地、住宅、知人や支援者もあり、市外者に比べればすべてが有利、問題がある市外者よりもということで、地元後継者を育てる方向で検討している。

質疑として、農業振興計画は旧3町分で計画するのか。答弁として、志布志市として計画する。

質疑として、振興地域の見直しをするのか。答弁として、見直しは行いうが、必要最小限、公共工

事優先で見直しを行う。

質疑として、土地の借上料について、どこの借上料か。答弁として、旧志布志町のふれあい農園分である。使用料は1区画年1,500円、今後も運営をしていく。

次に、建設部土木課分について申し上げます。道路維持費の工事請負費は各町単位で1,500万円ずつ計上してあるが、特に志布志支所管内について予算が足りないと思われる。本庁所管で予算の調整はできるのか。答弁として、費目が1本であるので調整は可能である。骨格予算であるので、4月から6月までの暫定的な予算と考えている。6月の補正で肉付けを検討しており、調整は可能と考える。

質疑として、道路維持作業員の賃金設定は幾らか。平成18年度は、旧町体制をそのまま引き継ぐということであるが。答弁として、旧有明町の単価が低額であったため、合併協議会の調整結果を踏まえ、旧志布志町、旧松山町の賃金単価まで引き上げた。今後の体制については、行革委員会で検討する。

質疑として、賃金単価は幾らか。答弁として、平成18年度から市民作業員9,700円、その他の作業員は9,500円で予算計上をしている。

質疑として、道路維持費市道清掃報奨金の比率はどのようになっているのか。答弁として、集落分は1m当たり45円で、旧有明町220km、旧志布志町129km、旧松山町74kmとなっており、業者分は1㎡当たり22円である。

質疑として、道路維持費原材料費で原材料支給は行うのか。また、要綱はできているのか。答弁として、原材料支給について30万円を上限に支給を行う。要綱については現在調整中で、3月24日に市長を交えて最終の打ち合わせを行う予定である。

質疑として、前川の谷口海産付近及び大性院小淵橋付近の災害復旧は、現在どのような進捗状況であるか。答弁として、入札は終了したと聞いている。近々工事が実施されると思われる。

質疑として、安楽川寄洲除去の陳情要望書はどうなっているのか。答弁として、1月に大隅土木事務所へ要請書を提出したが、内容をもう少し検討してほしいとの要請があり、再度検討を行い、近々要望を行うところである。

次に、管理課分について申し上げます。質疑として、住宅使用料の内訳は。答弁として、志布志2,214万4,440円、松山5,300万円、有明3,861万6,000円である。

質疑として、前年度家賃滞納額は幾らか。答弁として、現年度の滞納額は平成18年1月1日現在で、有明150万8,000円、志布志197万2,000円、松山215万9,150円である。

質疑として、どのような徴収対策を考えているのか。答弁として、夜間徴収など実施して対応していく。松山については、1人の高額滞納者が滞納額を引き上げている。司法的手段も含め対処したい。また、安い家賃への住み替えなど、手法も検討したい。

質疑として、県は夜間徴収で成果を上げている。滞納者がいつどこで何をしているかなど調べ徴収すべきである。1人で高額滞納はおかしい。高額滞納者をつくるのは行政の怠慢である。職員が一体となって徴収活動をすべきである。答弁として、横との連携を取って効率の良い徴収を行って

いきたい。

次に、都市計画課分について申し上げます。質疑として、都市計画区域について有明は区域指定はないのか。今後はどのような計画か。答弁として、旧有明町は都市計画区域の指定はない。都市計画課が新設されたことで今後どのようにするのかについては、志布志市都市計画区域への変更、追加を行いたいと考えている。また、有明は農振・農用地区域があり、農政と調整し、新市まちづくりの整合性をもたらすため、市長を含め慎重に検討したい。押切・通山地区は変更したいと考えている。

都市計画区域にするとメリット、デメリットがあるが、市になると家がかかり建設されると思う。農振地域だと、なかなか許可にならない。今後、押切・通山地区は検討してほしいとの要望があった。

以上で質疑を終了し討論に入りましたが、討論はなく、引き続き採決に入り、採決の結果、議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算のうち産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数で原案の通り可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 総務委員長にお伺いをします。先ほど、集落未加入の方々への広報の配布等を今回はJ A、それから、それぞれいろいろな公共的な団体のところで配布をするということで、これまで旧有明町地域においては未加入の方に対して無料で配布をされていたわけですが、そこらへんについて合併をしたことによって、その配布がないということに対して論議があったのかですね。

それと港湾改修負担金、これが今年度2億1,000万円からなっているんですけど、今後これがどれぐらい増えるものなのか。これ、当初の中で県の事業、国の直轄事業、それぞれあるんですが、そこについて、これが今後18年度でどれぐらい増えていくのかという、そういった見通しについての論議がされたのか。

そして、議員報酬について、17年度の議員報酬、そして合併協議会の中では若干、職員の給与の格差の関係で下がるということも予測されていたわけですが、今回のこの予算の議員報酬については現行の3月、私たちがいただいている議員報酬というふうに理解をしていいのかですね。そこらへんについての質疑があったのかお願いをしたい。

○総務常任委員長（立山静幸君） 1番目につきましては、合併協議の中で協議がされたということでもあります。議員がおっしゃいましたように旧有明町は無料で配布をしておったけれども、未加入世帯が多いということで各機関にお願いをして、未加入者の方は自由にそれを取りに行ってみるということに、現在もしていると。そして、18年度もしたいということでもあります。

2番目については協議がされませんでした。

3番目についてもされませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 旧有明町の方々からしたら、それぞれ今まで情報がきちんと入っていたものが入らないということに対して、委員会の中でそういったサービスの低下というものについて、どう考えるのかと。いわゆる住民の側から見た、そういった論議がされたのかですね。

そして、この議員報酬については一切されていないということで行きますと、当局から提案があったように、現行の私たちが今いただいています報酬で新年度もいくというふうに理解をされているのかですね。お願いします。

港湾改修負担金については論議がされていないということですので、わかりました。

○総務常任委員長（立山静幸君） 1番目の配布についてはそれなりの質疑があったわけですが、ただいまの質疑に対してはありませんでした。

3番目の議員報酬については、審議の中ではございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） ちょっと今の質問に関連をするんですが、今回改修負担金2億1,000万円、負担が出ております。将来のことについては議論がされなかったということですが、それではこの2億1,000万円、今回持ち出しをする、これの事業量はどのような内容になっているのかは当然御審議があっただろうと思いますので、それがまず第1点。

それから、一般会計から持ち出していきます国民宿舎の財源であります。できるだけこの財源の持ち出しを抑制しようというのが私たちの考え方でございます。したがって、抑制していくために国民宿舎の経営をどう図るべきかという議論がなされただろうというふうに思いますが、それについて2点目をお伺いします。

それから3点目でございますが、財産管理、市有林管理に伴う予算措置がされてございます。この予算の対象面積、それから、その中で特に伐期にきている面積がどれくらいあるのか、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○総務常任委員長（立山静幸君） 1番目については、質疑等はありませんでした。2番目につきましては、特別会計のところでも申し上げたいと思います。3番目につきましても、審議あるいは質疑はありませんでした。

○31番（野村公一君） 委員長さん、特別会計で報告をという、今、私はここで議論がされたのかを聞いておるわけで、特別会計で議論されたのは私には関係ございませんので、ひとつ。

○議長（谷口松生君） 答弁調整のため、暫く休憩します。

○

午後2時30分 休憩

午後2時35分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務常任委員長（立山静幸君） 特別会計への繰出金のことについても、いろいろと質疑がされたところでもあります。旧志布志町では繰出金はしないで、なるだけ企業努力で収支をしたいという

ことでありましたが、どうしても起債等を支払いをしますと収支が取れないというようなことで基金を取り崩して現在まで来たということでございます。そして、9月の議会の中で、もう基金もないからどうしようかという話も出たが、合併をするのだから、そのときに最終的には結論が出るだろうということでそのままになったというようなことの旧志布志町の議員から話が出たところであります。終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 文教厚生委員長に1点だけお聞きしたいと思いますが、青少年教育費の中のいわゆる青少年研修補助金等が出ておりますが、本会議でも15番議員の一般質問の中にありまして、これまで旧志布志町で行っていたシアトルへの事業、また旧有明町で行っていた事業、こういったものがございます。それは、やはり継承していくという答弁もあったわけですが、旧松山町に関しては5名から確か8名になったのかなど。聞きそびれている部分があるかもしれませんが、そういったことの検証、精査、そういったものがどのように行われて今回の予算措置になったのか。そういった議論がなされたのかお聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） そのことについては議論がありまして、もっと市内全域に拡充をして充実させてほしいというような議論もありました。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 大方認めるところでありますけれども、基本的に反対という立場で討論をしたいと思います。

合併によって住みよいまちにしたいという市長の施政方針もありました。ですが、国が進めてきている三位一体の改革の中で地方切り捨て、そして地方の自治体に対していろんな圧力がかかっております。これは制度の改正、そういったもの等で地方交付税をはじめとして非常に厳しい状況が表れていると、これは実際のところというふうに感じます。今回の予算の中でも、審議の中で住民負担と、こういったものがどう変わっていくのかということが私たちの委員会の審議の中でもありました。その数点を申し上げてみたいと思います。

食の自立支援事業、これは大変喜ばれている制度でありますけれども、国の介護保険の制度の改悪によって事業の維持が困難であるということで、現在旧3町でやっていた高い方の利用料を設定をして住民負担を求めていくと。これも国の制度改正によって、いわゆる昨年12月のホテルコスト、居住費・食費を施設等に入っている人から取ると、そういうところと相まって変わってきたところであります。基本的にはこうした問題に対しては、私はしっかりと高齢の方々の命を守っていく食を配食をしていく、そういった事業でありますので、苦しい年金生活の中から出される1食100円の値上げをするという高い方に合わせる。そういったことについては、とても認めるわけにはいかないというふうに考えるところであります。

2つ目に、障害を抱えている子どもたちが母子通園、いわゆる心身障害児通園事業、これも早期に療育を施すことによって抱えている障害が改善をしていくと、そういった事業であります、これも4月からの障害者自立支援法の施行に伴って1割の負担が導入をされます。国の制度改正によって地方の住民が大きな負担になる。本市で申しますと、17年度までは利用者の負担というのは38万円ということでありまして、新しく4月以降の新法で計算をしますと概略160万円、約4倍に負担がなると。まさに、お金のない人は母子通園、早期の療育を願っておられるお母さん方、お父さん方、通えないという、そういった状況も生まれてくるということでもあります。

そしてまた、国が生活保護の世帯に対して扶助費をやっているわけですが、これも今年度から老年者加算、これを廃止をする。母子加算も廃止をしていく。こういったことで、まさに憲法が保障しています生存権、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することを保障している、そのことに逆行していくような老年者加算廃止、これ全国で今、裁判、いわゆる訴訟に訴え闘っている方々がおられます。今年、平成18年度からは老年者加算も廃止をすると。まさに、国の制度改正、そういったものが地方自治体併せて地方に住んでいる方々に大変苦勞を押しつけている。こういったことが諸々、委員会の審議の中でもありました。

私は、合併をしたことで必死になって財政が厳しい中で頑張っていこうと、市長をはじめとして、そのスタッフの方々が努力をされていることはよく理解をいたしますが、こうした国の制度のやり方、いわゆる住民負担を地方自治体に押しつける、自分たちの政策の失敗を地方自治体に押しつけるこういったやり方に対しては到底認めるわけにはいきません。

また、今回の合併によって、それぞれ合併は素晴らしいと、合併をすればいいまちになるんだと言って進めてこられた当局も、これではまさに合併をしたことによって大変なことになっちゃったと言われかねないような、まさに生活者レベルで考えると、そういうような予算になっております。私は、こうした住民負担の増、これに対してはしっかりと手当をしてやる。そのことが大事だろうと思います。

また、集落未加入者への広報の配布。これ、旧有明町は無料で配布をしていた。とても、私は自治体として素晴らしい努力をされたと思います。それが今回合併したことによって、いわゆる市の情報が届かない事態が生まれてくる。これでは、何のために合併したのかわかりません。もちろん、志布志町地域や松山町地域ではそういう状態はなかったわけですが、これは努力をしてやっていく、そのことが肝要だろうというふうに私は思います。

そうした中で、合併をしたことで議員報酬、これについては先ほど委員長報告の中では審議をしなかったということですが、現行の私たちが今いただいている議員報酬というふうに理解をして発言をさせていただきます。旧志布志町の町議会議員をされていた方々は5万7,900円、松山町地域の方では6万9,000円、そして有明町地域の議員をされていた方々では6万6,000円も引き上げになると。まさに、住民の皆さん方は負担増になっていきます。すべてではありませんけれども、そういう毎日毎日の生活の中で必要なものが負担増になる。そうした中で、私たち議員の報酬がこんなにもたくさん引き上げられて、住民の皆さんの納得がいくんだらうかと私は思います。こうした

財源があるのであれば食の自立支援事業、また、心身障害児通園事業、こういったものに財源を振り分けて、そこを利用されている方々が、また、給食を受けている方々の負担増にならないように努力を私はすべきであるというふうに考えます。

また、職員の方々も、管理職の方が3町合併によって部長制を敷く、そういったこと等も相まって13名の管理職の方が増えていると。その金額については、これまでの委員会等の議論の中で870万円増えると、そういう答弁もあります。合併をしてよかったのは住民でなければならないというふうに私は思います。そうしたことから考えたときにも私はこの本予算、大変申しわけないですが、住民の目線から見たときに、とても納得のいく予算のあり方としてはないというふうに判断をします。

今後、国は教育委員会サイドでいいますと、義務教育費の国庫負担2分の1を減らしていきます。そして、これも試算がされたものが新聞にも報道がされていますけれども、まさに教育委員会が税源移譲される、そのことで必要経費マイナスであります。学校の教育現場も大変なことになっていく。こうした、今申しました国の制度改正が、いかに地方の自治体、そして地方に住んでいる国民に対して、住民に対して大変厳しいことを押しつけている、そうしたことにに対してはしっかりと国に対して物を言うべきである。そのことと併せて、本当に地方自治の本旨、それを守ると言うのであれば、住民の立場に立って、たかが100円と、そういうことではなくて、しっかりと現状を見て対応をすべきであろうというふうに私は思います。

そうした立場から今回の一般会計予算、反対と。大方のことは認めますが、今私が申しましたそれぞれのことについて、とても住民の皆さんの理解が得られるものでないというふうに思いまして討論としたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論ありませんか。

○31番（野村公一君） 18年度の当初予算ということで賛成という意味のもとに討論をさせていただきたいというふうに思います。

今回上程されました18年度の予算、大方が経常的な経費の上程でありまして、4月1日から即、欠くことのできない予算の計上であるというふうに考えております。一部事業費が入っておりますが、これらは上半期の事業が待ったなしだということで計上されたであろうというふうに考えます。さらに、ほかの投資的な事業については6月で本格予算が出てくるだろうというふうにも思考されますので、予算の計上のあり方としては良とすべきであろうというふうに考えます。

先ほど来、反対意見の中に議員報酬が盛んに出てまいりました。この議員報酬の議論につきましては、報酬の条例制定の際も大いに議論がされたところでありまして、大方の意見で可決を見ております。さらに、17年度の予算でも議論がされまして、それも議会は「よし」という結論が出ておる。さらに、今回またそのことをもって議案の反対意見ということは、いかななものかというふうに考えております。どうしても、そのことを報酬として受け入れることができないとするのであれば、本人の好意でいかようにでも処分はできると私は思っております。ほかの議員については、大方これでよしという賛同を得ておりますので、議論の対象にはならないというふうに考えるところ

であります。

また、一部負担増が見られますが、合併によって高低差の調整という面を考えますと仕方のない部分であろうというふうにも考えます。今回のこの当初予算をぜひ通していただきまして、しっかりと志布志市のスタートをさせるべきだというふうに考えて賛成をいたします。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。採決は起立によって行います。議案第26号、平成18年度志布志市一般会計予算に対する各所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第26号は各所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第27号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第27号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第27号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。なお、この審査には税務課の職員にも出席を要請して質疑を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、徴収率は93%とのことだが、この数字を維持できるのか。答弁として、昨年度は旧3町合わせて94.4%であり、93%は確保できると思う。

質疑として、滞納指導官が住民に対して直接、滞納指導するのはいかがなものか。答弁として、指導や相談は職員と指導官が同席して行うようにしている。

質疑として、滞納額はどれくらいか。答弁として、平成18年2月末現在で滞納繰越が1億8,800万円、現年度収入未済が約1億円である。

質疑として、基金はどれくらい持ち寄ったのか。答弁として、旧松山町が6,164万円、旧有明町が5,709万円、旧志布志町が1,423万円、計1億3,296万円である。

質疑として、出産一時金30万円はお産費用としては足りないと思う。少子高齢化対策として増額すべきではないか。答弁として、貴重な意見であり、財政当局と協議をしていきたい。

以上で質疑を終わり討論を行い、次のような要旨の討論がありました。反対討論として、国庫負担が減額されることにより住民の負担が重くなってくる。市として、特に低所得者に対して独自の

対策がなされていないと思うので、本案には反対である。

賛成討論として、本案は骨格予算であり6月の補正でしっかりと計上されると思うので本案に賛成である。

以上で討論を終わり、採決の結果、議案第27号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。採決は起立によって行います。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第27号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第28号 平成18年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第28号、平成18年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第28号、平成18年度志布志市老人保健特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、電算処理委託料は、合併により下がったのか。答弁として、合併したことにより約1割下がっている。

質疑として、重複受診者には行政と医療機関の話し合いも必要になってくるのではないかと。答弁として、過度な重複にならないよう、また、適正な受診をしていただくよう啓蒙を図っていきたい。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第29号 平成18年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第29号、平成18年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第29号、平成18年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、対象者はほぼ同じ人たちであると思うが、一般会計と特別会計に似たような事業がある。予算計上の考え方はどうなっているのか。答弁として、似ている事業ではあるが、予算の枠もあり組めない事業もある。4月からの地域支援事業の中でいろいろな事業を一覧表にしてわかりやすく示していきたい。また、人によってその事業に乗れる人と乗れない人があるので、予算計上的にはその部分で分かれることになる。

質疑として、地域包括支援センターの内容はどのようになっているか。答弁として、場所は志布志支所の中である。職員体制は、市から専任職員が1名、兼務が3名、旧各町の在宅介護支援センターから1人ずつ計3名、臨時職員が1名、合計8名である。そのうち5名はケアマネージャーである。

以上で質疑を終わり討論を行い、次のような要旨の討論がありました。反対討論として、合併後の調整の結果、住民の負担が増えることになっており、生活はますます厳しくなってくる。自治体として低所得者に対する対策をもっと取るべきだと考えるので、本案に反対である。

賛成討論として、法改正もあり戸惑いもあると思うが、地域包括支援センターの事業等を市民にわかりやすく説明し、不安のないよう事業を推進していただくことを希望して、本案に賛成する。

以上で討論を終わり、採決の結果、議案第29号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

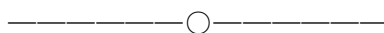
○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。
これから採決します。お諮りします。採決は起立によって行います。議案第29号に対する所管委員長報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第29号は所管委員長報告のとおり可決されました。



日程第20 議案第30号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第30号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第30号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、加入率はどうなっているか。答弁として、野井倉地区が65.8%、通山地区が56.8%、蓬原地区が32.3%、新橋地区が54.3%、全体で52.18%である。

質疑として、採算ラインは何%か。答弁として、地区によって異なるが、全体では74%にならないとペイできない。

質疑として、滞納の状況はどうなっているか。答弁として、平成12年度から17年度までで、197万8,000円となっている。

質疑として、今後の加入促進の方策をどのように考えているか。答弁として、広報によるPRや個別訪問をして加入を促していきたい。

以上で質疑を終わり、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第30号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第31号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第31号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第31号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、元金はいつの分なのか。答弁として、借入期間は平成10年から11年である。

質疑として、負債額は幾らか。答弁として、政府資金と公庫資金合わせて、元金は6,160万円である。

質疑として、どのように事業を前に進めていくのか、どのような計画か。答弁として、公共下水道については、市長及び部長と協議した。また、鹿児島県との打ち合わせの中では、住民が望むのであればやるべきである。もう一つは、市の財政の中でやれるか、市の判断である。公共下水道の事業をやめると補助金返納や起債の一括返納等が生じるのではないかと思う。当分の間、財政状況を考えて現状のままで休止で考えたい。

以上で質疑を終了し討論に入りましたが、討論もなく、引き続き採決に入り、採決の結果、議案第31号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第32号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第32号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第32号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、284ページ、目1、節13委託料、国民宿舎等管理委託料3億3,200万円はどこに委託するのか。答弁として、委託先は志布志市観光開発公社である。

質疑として、279ページ、目1、節1、一般会計繰入金4,780万4,000円が繰り入れされているが、事業収入が何億円あれば一般会計より繰り入れしないでのよいのか。答弁として、建設計画では5億円から6億円の事業収入の見込みであったが、現在は4億円から4億3,800万円の売上収入になっているようである。したがって、最初の事業収入計画に無理があったのではないかと考えられる。

質疑として、現在の宿泊人数はどれぐらいか。答弁として、平成18年度は1万5,200人を見込んでいます。結婚式は利益が多いので、結婚式にも力を入れていく。

質疑として、国定公園内の素晴らしい施設を健全運営するために、どのような対策を考えているのか。答弁として、9月から指定管理者委託制度も始まり、また、宿泊料の見直しや観光戦略会議等を重ねて、一般会計から繰り出しが少なくなるように努力したい。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第33号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第33号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第33号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、基本的な執行部の考え方は。答弁として、譲渡を前提に考えている。対価的な部分は検討していく。

質疑として、年度途中に譲渡の形、大体どれぐらいになるのか。補正もあるのか。答弁として、市が合併したばかりで予算の詰めができていなかったため、今後補正が出てくる。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、引き続き採決に入り、採決の結果、議案第33号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第34号 平成18年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第34号、平成18年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第34号、平成18年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、上水道と簡易水道の違いは。答弁として、水道法の定めにより上水道は給水人口が5,000人以上、また、5,000人未満が簡易水道である。参考として、給水件数の旧町別内訳で志布志9,600戸、有明4,500戸、松山2,500戸、計1万6,600戸となり、今回、有明、松山の簡易水道に法の適用を行い、全てを企業会計としていく。

質疑として、水道会計の資金計画と見通しについて。答弁として、今回の合併と法適用により新たな減価償却費の予算化が必要になったこと。企業償還の推移を見ながら老朽施設の更新調査等を実施し、資金計画を含め計画的に整備を進めていきたい。

質疑として、水質は大丈夫か。亜硝酸濃度窒素10ppmを守られているのか。答弁として、22カ所の源水により供給を行っており、一部に5から7ppmで希釈して供給している。

質疑として、過年度未収金はどうなっているのか。答弁として、2月末の未収金は278万円であり、今後も徴収に努力していきたい。

質疑として、今回の料金改訂により低所得者の負担が大きくなるのでは、検討してほしい。答弁として、企業収入の多くは水道使用料によるものであり、経営を行う大事な資金であるとともに、企業の目的から施策的導入は無理があり、ただ一般会計による政策と負担が伴えば検討は考えられると思う。なお、他の地区と比較しても高い料金の設定ではなく適正なものと考えている。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、引き続き採決に入り、採決の結果、議案第34号、平成18年度志布志市水道事業会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、簡易水道と上水道の関係で会計のいろいろ違いが一緒にされるわけですけど、料金的にはそういう値上がりで、いわゆる調整の結果ですね。3町それぞれ値上がりする部分と、そうでない部分と出てくるわけですけど、そこらについての審議がどういうふうにされたのかですね。それとあと一つは、開始、休止の手数料というのを旧有明町、そういったものはなかったわけですが、新しい市の広報等で水道の検査手数料、そういったもの等が載っていましたけ

ど、そこらについての具体的な審議というのはされなかったのかですね。ちょっとお願いします。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） 1番目の点につきましても、委員会の中では議論はされなかったことであります。2番目についても、議論はなかったことです。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 18年度の水道事業会計予算について、基本的に反対という立場で討論をします。

これまで、公営企業法の関係ですね。そして、簡易水道ということで調整をそれぞれされたわけですが、今、委員長の報告にもありましたように委員会では審議はされなかったということでもありますけれども、旧志布志町の水道の関係はすべてメーターの13mmということから比較して、それぞれ3町みますと、旧志布志町すべて引き上げになるというようなことが、いわゆる検針表が各家庭に配られていますけれども、その裏側に載っています。その中で、旧志布志町についてはすべて引き上げになるということが書かれています。当然この本予算でも、そういったことだろうというふうに理解をしているところですが、今回調整とはいえ、それぞれ水道料金というのは毎日使うものであります。そこが、こういう引き上げをどうしてもしなきゃいけなかったのかという、そういった論議等はされていないということでしたけれども、この引き上げについては少し私は、合併をしたことで負担が上がったと。これは、やはり当局が進めてこられた、合併して負担は低いところというようにこと等のそれからしたときに、それはないよというようになっていくのではないかと、町民感情としてですよ。そういったことを踏まえて今回この水道事業会計、13mmのこれでいきますと、ほとんど旧有明町は23m³、ここで次から下がっていくと。旧志布志町はすべて上がっています。旧松山町については16m³、そこらへんから下がっていきますが、それまでやっぱり負担いろいろあります。ぜひ、こういうものについては努力をすべきであろうというふうに思います。これまでずっと旧志布志町の水道事業会計、黒字決算で推移してきて、ほとんど引き上げがされなかったと。そのことが大きな要因かもしれないけれども、それでやっていけたということを考えますとき、少し今回のこの引き上げについては少し理解が得られないんじゃないかという立場で反対としたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論ありませんか。

○15番（長岡耕二君） 賛成の立場で討論させていただきます。

合併して料金がちょっと上がったということですが、説明を受けたときに、やはり他市に比べて比較的安い料金であるということで賛成の討論をさせていただきます。終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論ありませんか。

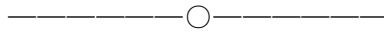
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから、採決します。お諮りします。採決は起立によって行います。議案第34号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、議案第34号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第25 議案第44号 曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第44号、曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第44号、曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、曾於東部地区の経費の負担内訳は幾らか。答弁として、現在曾於東部地区は職員が1人、臨時職員が3人である。この事業を行うためには正職員でなければ補助の対象にならないということで、臨時職員の3人を4月から正職員にする計画で、その人件費と研修に係る費用、燃料費、電気料等、18年度で約2,300万円程度である。それを面積割で負担するもので、60%を国が負担し、40%が地元負担である。その40%分が931万7,000円である。旧松山町分が313万7,000円、旧志布志町分が308万1,000円、残りが曾於市分で309万9,000円である。

以上で質疑を終了し討論に入りましたが、討論もなく、引き続き採決に入り、採決の結果、議案第44号、曾於東部地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案44号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第26 議案第45号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第45号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第45号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑、討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 私も、議員を何十年していますが初めての報告なんですよ。この質疑のない委員会というのは何か意味があるのかと思うんですけど、どうして質疑がなかったのか、そこをちょっと教えていただけませんか。

○総務常任委員長（立山静幸君） 質疑がなかったということは、本会議で質疑がされて十分納得されたものと理解をいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ございませんね。

○31番（野村公一君） 全く発言はなかったんですか。

○総務常任委員長（立山静幸君） ありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。議案45号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第27 議案第46号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第46号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑、討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○31番（野村公一君） ちょっと協議会に移していただけませんかね。

○議長（谷口松生君） 協議会に移します。

○

午後 2 時 58 分 休憩

午後 3 時 17 分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案46号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第28 議案第47号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第47号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第47号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。質疑として、国家公務員は55歳以上は昇給ストップ、市の職員については18ヵ月で1号昇給等を実施していたと思うが、55歳以上も毎年昇給する給料表となっている。人事院勧告では、55歳以上は昇給ストップではなかったのか。答弁として、国家公務員は現在まで55歳以上は昇給ストップであったが、国家公務員についても定年まで昇給する改定がなされたところである。今回の改定では、55歳以上の職員には2号級の昇給となっている。

質疑として、退職時の1号アップは現在も実施しているのか。答弁として、実施していない。

質疑として、現在までは渡り制度で年数により昇格していたと思うが。答弁として、今回の改定では枠外昇給が廃止されたため渡りの制度はない。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案47号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第29 陳情第3号 志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第29、陳情第3号、志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情書を議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました陳情第3号、志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。質疑として、9,500万円の基金積立は担保されるのか。答弁として、これまでの協議で市の金として認知している。

質疑として、旧志布志町も負担している、補助率は。答弁として、補助率は3分の1で、17億8,641万円が事業費、うち5億9,547万円が補助、起債で10億8,410万円、鹿銀から1億480万円、旧志布志町が204万円である。

質疑として、と場の使用料は幾らか。また、月額か。答弁として、施設使用料600万円、冷蔵庫使用料160万円、部分肉使用料350万円の計1,100万円の月額となる。

質疑として、紳士協定なのか、権利を主張するのか、賃貸契約があるのか。答弁として、使用契約書である。

質疑として、志布志畜産においては貢献した会社である。今後も地元に貢献するのでは。そこで税金は幾らぐらい入るのか。答弁として、法人税570万円、土地固定資産税100万円、建物400万円ぐらいである。これは以前、税で調べたあくまでも試算である。

以上で、質疑を終わり討論を行い、賛成討論として、この食肉センターについては創業より20年を経過して、非常に地域の畜産振興に貢献したものと思っている。この食肉センターは、志布志畜産株式会社が無償譲渡という方向で検討していただいて、会社が地域の畜産振興に大きく貢献するよう要望するものであり、このような観点から本陳情は採択に賛成するという要旨の賛成討論がありました。引き続き採決を行い、採決の結果、陳情第3号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） ただいま委員長の方から報告を聞いたわけですが、これまでの基金の積立は担保されるということで理解していいんだろーと思っておりますが、これまでも旧志布志町議会でこの件に関しましては陳情も上がっておりまして、そして結論を見ずに持ち越してきた経緯がございます。そういった中で、今回この無償譲渡ということで今、議論の背景が報告されましたけれども、1点だけ。有償で譲渡していくという考え方に立った議論はなかったのか。賃借関係ということでは今、御報告がありましたけど、有償で譲渡していくという考え方に立つ議論はなかったのかお聞きをしておきたいと思っております。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） 有償の意見も出たわけでございますが、補助金の関係で有償譲渡はできないという答弁があったかないかは記憶していませんが、多分その話は出ました。だけど、休憩の方であったと記憶しております。以上です。

○14番（小野広嗣君） 大体理解をしておりますが、畜産振興に果たしてこられた役割、これは十分理解をいたしております。また、譲渡する方向が望ましいんだろーということも理解いたしております。ただ、これまで長期にわたってこのことは議論してきて、なかなか結論を見ずにきました。

そういったことでは委員会で慎重審議が行われて、この陳情に関しては採択をしたんだと、そういう方向性だけでも報告として承ればよろしいのかなと思います。そのへんのところを再度確認をさせていただきたいと思います。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） 今、私が御報告したとおりでございますが、無償譲渡ということで大半の意見が出たわけでございます。有償も休憩の中で出たと記憶しておるんですが、やはり設備が老朽化して、また冷蔵庫などが冷えにくくなっていると。その関係で志布志畜産株式会社の方が、これはまだ市の物だから自分で手をつけられない、自分たちが使いやすいような形で改善をしていきたいというような考え方があって、いろいろ協議した結果、全員ということではなかったんですけども、そういう譲渡の方の意見が多く、無償譲渡の意見が多く、賛成討論が出た経緯でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） ちょっと1点だけお願いします。この陳情の趣旨の中に、「18年度からのと畜処理等全ての会社操業ができない状況に陥り、このままでは来年度以降の当社の経営は再考せざるを得ないと思料しているところです。」という、ここに「今回の回答によります18年3月末償還終了後に再協議することになると」という前段があるんですが、ここのこの意味というのはですよ、撤退をしますよということを含んでのことなのか。無償譲渡をしてくれないと再考せざるを得ないという、撤退をしますよということの中身を含んでいるように理解していいんですかね。そこらの審議というのは、当局を含めて意見を聞かれたと思いますが、いかがですか。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） 今、25番議員の方から出た文面の中で、ある委員の中からのこの文面は脅しではないかという質疑がありました。そこで、執行部の方に意見を聞いたんですけども、そういう脅しじゃないと。やはり譲渡を早くしてほしいと。会社としては、やはりいろいろな形で予算も組まないといけないと。できれば早い方がいいというような形で、こういう文になったのではないかという説明がございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

○24番（宮田慶一郎君） 私は反対という立場から討論いたします。

[「委員会で反対しなかったのにおかしいじゃないか」と呼ぶ者あり]

○24番（宮田慶一郎君） 悪いですか。どうして悪いですか。そんな決りがありますか。

先ほど、委員長報告の中で補助金を使っているから有償ではできないと、有償譲渡はできないということでございましたが、しかし、旧志布志町では、さらにこれに町負担1億5,000万円ほどの負担金を出しております。したがって、私は無償譲渡でも構わないとは思っております。

しかし今、執行部が交渉中であるという委員会ではそういった説明でございました。交渉中の段階で、この陳情書には「3月31日までに譲渡してください。でなければ撤退もしますよ。」という

この意味が書いてあるわけですが、3月31日までは明日ですから、これは無理な話です。ですから、4月、5月、6月、3ヵ月の間、執行部としての協議の交渉の余地を残しておくべきじゃないか。そして、6月の議会において承認する、あるいはこれを批准すると、そういった経過をたどった方がいいんじゃないか。それが、たとえ無償でも有償でも私は構いません。ただ、これを可決するという事になると執行部の交渉の余地はないということになりますので、私は本案に対して反対をいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論ありませんか。

○15番（長岡耕二君） 私は賛成の方の討論をさせていただきたいと思います。

無償譲渡ということで早くしてくれということもありますが、今まで志布志畜産株式会社がこの地域に還元してきた産業の発展というものを考えたとき、そして今利用している農家の皆さんが背後にいるということを考えてとき、やはり無償譲渡して民間の活力で改装したり、やはり今の現場を見ましたとき、やはり冷蔵庫、そういう等の補修、そういうところもかなり経費がいるということで無償譲渡で陳情を採択した方がいいんじゃないかという賛成の討論をさせていただきます。終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論ありませんか。

○16番（金子光博君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

このことにつきましては、産業建設常任委員会で相当慎重な審議がなされて、それで無償譲渡された場合、会社の方としても市に払う使用料等々、そういうもので、また、和牛なり豚なりの導入資金のための基金も前向きに考えるというようなことも会社側は言うておられるそうですので、そういうことになると、また畜産の振興にも多いに役立つというようなことにもつながりますので、私は賛成をいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから、採決します。お諮りします。採決は起立によって行います。陳情第3号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、陳情第3号は所管委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

○

日程第30 陳情第5号 鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第30、陳情第5号、鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました陳情第5号、鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する陳情について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

質疑として、県は18年度の地元の状況を汲むという声が入ってきているのか。答弁として、入ってきていない。

質疑として、行政へは陳情がきているのか。答弁として、市長にはきていない。

以上で質疑を終了し討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、この陳情は賛成多数で採決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

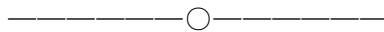
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は所管委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



日程第31 陳情第6号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択要請について

○議長（谷口松生君） 日程第31、陳情第6号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択要請についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第6号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択要請について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月17日に教育委員会教育総務課の予算審査のあと、引き続き執行部の皆さんに残っていただき、当陳情についての当局の見解を求めました。それによりますと、国庫負担が2分の1から3分の1になると、本市が受ける影響は現在のところはまだ不明ではあるが、困る状況になるのは明白であるとのことでありました。これらを踏まえ、採決の結果、この陳情第6号は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。
これから採決します。お諮りします。陳情第6号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は所管委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
ここで3時15分まで休憩をしたいと思います。

—————○—————

午後2時58分 休憩

午後3時17分 開議

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第32 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第32、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
曾於地区介護保険組合議会議員に、玉垣大二郎君を指名します。お諮りします。議長が指名しました玉垣大二郎君を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました玉垣大二郎君が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました玉垣大二郎君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。発言を求めます。

○5番（玉垣大二郎君） 選出していただきましてありがとうございます。精一杯取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

—————○—————

日程第33 志布志市農業委員の推薦

○議長（谷口松生君） 日程第33、志布志市農業委員の推薦を行います。

お諮りします。推薦の方法については、議長において指名推薦することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は議長において指名推薦することに決定しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による農業委員会委員の被推薦人として、吉国敏郎君、本田孝志君、若松良雄君及び坂元修一郎君を指名します。

（吉国敏郎君退場）

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議長において指名しました吉国敏郎君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉国敏郎君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

（吉国敏郎君入場、本田孝志君退場）

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議長において指名しました本田孝志君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました本田孝志君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

（本田孝志君入場、若松良雄君退場）

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議長において指名しました若松良雄君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました若松良雄君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

（若松良雄君入場、坂元修一郎君退場）

○議長（谷口松生君） 続いてお諮りします。ただいま議長において指名しました坂元修一郎君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました坂元修一郎君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

（坂元修一郎君入場）

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。日程第34、議案第50号、日程第35、同意第11号及び日程第36、発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、同意第11号及び発議第4号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第34 議案第50号 志布志市土地開発公社定款の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第34、議案第50号、志布志市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、志布志市土地開発公社定款の変更について説明を申し上げます。本案は、志布志市土地開発公社の業務の範囲の拡大及び基本財産の増額に伴い、志布志市土地開発公社定款を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） まず第1点ですが、公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴ってうんぬんという全協での説明がありました。そのことは間違いありませんか、それが第1点。

それから、新たに賃貸事業を起こす最たる理由を教えてくださいと思います。

○市長（本田修一君） 1点目について、お答えいたします。公有地の拡大の推進に関する法律の施行令の一部が改正されたことに伴いまして、借地借家法に定める事業用借地権を公社が造成した土地に業務施設、福祉増進施設及びこれらのための立地促進施設の用に賃貸するとき、その借地権の設定を可能とする行為を業務の範囲に加えるということにしたものであります。そこに伴いまして、定款の変更を求めるものでございます。

2番目の質問については、担当に答えさせます。

○建設部長（井手南海男君） 賃貸事業の関係につきましては、もう御案内かと思いますが、平成4年8月1日に借地借家法が改正になったものでございますが、その後、平成16年12月22日におきまして、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の中で、業務の範囲を拡大することができるようになりましたので、今回の出資金の増額と併せまして業務を拡大し、変更しようとするものでござ

います。よろしくお願いいたします。

○31番（野村公一君） 今まで、この土地開発公社の事業というのは行政執行上先行取得をして、行政をスムーズに執行していくんだということが、かなりのウェイトを占めていたわけですね。今回、新たに事業の拡大ということで賃貸事業をしていくということになりますと、当然、土地開発公社が持っている土地を、今回改正の業務施設あるいは福祉増進施設、立地促進施設、こういうものに貸付けをして賃借料をとるということになろうと思いますが、なぜ賃借事業をするのかですね。そこをもう少し詳しく教えていただけませんか。

というのは、皆さんが現職でおられるときには貸付けをするだけで何も心配はいらんわけですよ。ところが、その企業がふん詰まったり、あるいは事業が困難になってきた場合には、当然そこには債務不履行という現象が起きてくる。その債務不履行の責任を取るのには、あと10年先あるいは15年先のその役職にある方だろうと思うんですね。役人の仕事というのはいつもこんなもので、今しても将来の責任は人が取るんだという感覚が非常にあります。そのことを非常に心配をするわけですが、そういうことをしていくことよりも、むしろ土地開発公社が持っている土地を売却をしていく。そうすることによって固定資産税も当然入ってくるというふうには私は思うんですが、なぜ先々不安な要因を持つ事業を手掛けなきゃならないのか、そこをちょっと詳しく説明をしていただきたい。

○建設部長（井手南海男君） もう御案内かと思いますが、借地借家法につきましては従来30年ということでありましたが、改正によりまして10年から20年ということによって、リスクが若干低下したということもございます。議員、御指摘のたしかに売却という方向性、従来の土地開発公社のあり方が一番妥当な方法であろうかと思いますが、今回のこの法律の改正を機に、いわゆる何と申しますか、地方公共団体とともに将来を展望した土地の取得あるいは、それを今回の法の拡大によりまして、いろんな用途に供するというのも必要なことであろうという考えから、今回業務の範囲を拡大したということでございます。

○31番（野村公一君） 業務の拡大ということで、ある面では理解をいたします。しかし、大変私は心配をするんですね。それは、なぜかという土地開発公社が賃貸をして金が取れるうちは、まだいいんです。ところが、企業がふん詰まったり、あるいは景気が低迷してその事業が思わしくなかったりということになると、当然そこには負が表れてくると。そういう場合に、当然土地開発公社は理事会がありますので、理事の皆さんがその債務を負わなきゃならない。ところが、半分は役人です。役人は、やめていけば何も問題はないんですよ。ところが、残された理事というのは責任を負わされていくと。しかも、土地開発公社の大きな事業については、市が債務負担を起こしていかなきゃならんわけですよ。挙げ句は、突き詰めていくと最終的には市民の税金を使うことになっていくというふうには大変心配をするわけですが、市長、答弁をしてください。この事業が本当に心配のない事業であるのかどうか、答弁をお願い申し上げます。

○市長（本田修一君） このことは、法律の施行令の一部が改正されたということでございますので、そのことについては国会等々で十分審議がなされたというふうに思うところでございます。今、議員がおっしゃられた懸念につきましても十分そういったことが論議されたうえで、こういった施

行がされたと。そして、それは多分、福祉増進施設、それから業務施設と立地促進施設というふうにありますので、こういったものの需用がかなり多くなったのではないかなというふうに推測するところでございます。それらに対して柔軟にそれぞれの地域で対応ができるようにということで、こういった形の改正がなされたのではないかというふうに思うところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

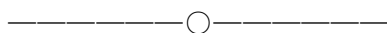
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第50号は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は可決されました。



日程第35 同意第11号 助役の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第35、同意第11号、助役の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第11号、助役の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。本案は、志布志市の設置により、助役に瀬戸口司氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、住所、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、昭和〇年〇月〇日生まれの方であります。昭和〇年〇月に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を卒業後、鹿児島県庁職員となり、税務課、交通政策課、県税事務所、地方課、農村振興課等を歴任され、現在では商工観光労働部工業振興課企業立地推進室長補佐を務められています。詳細につきましては資料を添付してありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありますか。

○28番（重永重久君） この助役の選任同意案件でございますが、経歴あるいは住所等を見ますと〇〇〇〇ということでございますが、同意された場合、本市に居住をしなければいけないと思うんですが、まず1点目に単身赴任で来られるのか、それとも家族同伴かというのを聞いていらっしゃったら、お知らせ願いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。単身で赴任されるというふうに聞いております。

○28番（重永重久君） 私が、これを聞くのは旧有明町で以前、約6年半前ですかね。県庁から係長という方を、非常に県とのパイプも太いということで、そのときの首長が選任されて我々も同意

したわけでございますけども、任期は4年という中で2年経過した時点で本庁に帰られたわけですね。そして、単身であるということで食事から入浴関係も蓬の郷やら、よく通って行かれていましたけれども、なかなか地域とのふれあいというのが家族がいないと難しかったのかなというような面も出てまいりまして、なぜ志半ばの2年でやめて帰るのかということで質問した経緯がございますけれども、連れて来るときは県とのパイプがあるからということで連れて来られて、過去においてですよ。そういう中で、2年したら本庁から返してくれということだったから、理由もちょっとおこがましいような理由になったわけですが、そういう経緯があったわけですね。

だから、できるならこれが同意された場合において、市長としてはできる限り家族同伴とは言いませんけども、違法じゃないけれども私は妥当じゃないような気がするわけですね。だから、そこらあたりを強く、同意されたら打診をされて、なるだけ助役という重責の中の仕事でございますので、夫婦同伴ぐらいはどうかならないかというような打診をされる考えはございませんか。

○市長（本田修一君） 現在のところ単身で赴任したいという御希望でしたが、今お話があったように、できれば御家族、奥様も同居させていただければ有り難いなというふうには思っておりますが。お話ししてみたいというふうに思います。

○28番（重永重久君） それと、任期がまだ私、定かでないような気がするんですが、何年と考えていらっしゃるんですかね。

○市長（本田修一君） 県とお話いたしましたして、任期は2年ということでお願いしてあります。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありますか。

○17番（林 勇作君） 2、3、お尋ねを申し上げたいと思います。人事案件ですので市長の専権事項ですので、とやかくは申しませんが。今回3町が合併をいたしまして、新生志布志市ということになったわけですが、今後の助役の体制について収入役を廃止されて助役を2人制にされるのかどうか。それともまた、前のままでいかれるのかどうか。まず、それを1点ですね。

そして、2番目には合併後の3町融和のために市長も選挙戦で松山、志布志、いろいろこまめに回られたと思うんですが、できたら3町融和のために、松山、志布志内から起用についての検討をされたことはないのかどうか、まずその2点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。まず1点目でございますが、本日御提案したのは助役をということで御提案したわけでございまして、現在の事情にのっとった形で提案しているというふうに御理解いただければというふうに思います。

そして2点目でございますが、3町の融和ということですが、合併いたしましてそれぞれの地域の方々が、それぞれのお考えで、そしてそれぞれの希望を述べられてきたところでした。そういったものを十分斟酌しながら今、御提案しているというふうに御理解いただければというふうに思います。

○17番（林 勇作君） 今、助役ということでわかっておりますが、助役、収入役という体制で当分はいきたいというようなお考えでございますね。

○市長（本田修一君） そのとおりでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 県庁からということで県の方に相談されたと思うんですが、県の職員も多数おられる中でこの瀬戸口氏に的が絞られた経緯ですね、そこらへんをお聞かせ願いたいと思います。それと、我々はこの経歴を見て判断しなければいけないわけですが、市長も本人と会われたと思いますけれども、人格的にどうであったとか印象をお聞かせ願いたい。それと、この経歴が多々ある中で、市長が瀬戸口氏に一番期待するところは何の部分であるのか、その点をお聞かせください。

○市長（本田修一君） 瀬戸口氏に決まった経緯につきましては、知事に相談いたしまして県の方から助役をお願いしたいというふうにしたところでした。そして、秘書課長に知事が命じられて、この方を御推薦していただいたところです。お会いしまして、印象といたしましては誠実で、そして非常に真面目そうな方で、やる気のある方だなというふうに感じたところでした。

そして、3番目の経歴の中のどの部分がというふうにとりあえずでございますが、いろんな部署をそれぞれ回っておられて非常に経験豊かな方だなというふうに思ったところなんです。そういったところでもありますので、早いうちにすぐ慣れられてすぐ実践家として御活躍できるんじゃないかというふうに思ったところでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、答弁いただきましたので少し理解は進みましたけれども、やはり、この経歴を見ただけではなかなかわからない。いわゆる市長の感じられた本人の人柄、また実績といえますか、そういった実力をどのように判断されたかというのはよくわからないんですが、この人であればということだったんだろうと思います。

そこで、先ほどありましたように2年間という期間を切ったことであります。ある意味で、合併をしまして3ヵ町という行政の枠が広がったわけですね。そういった中で、やはり地域のことを熟知した方の登用ということも大事であったんじゃないのかなという気も一方ではします。しかし、行政手腕にたけていると、多岐にわたっているいろんな部分をわたっていらっしゃるということですので、そういった部分での活躍というのも期待できるのかなという気もします。だけれども、やはりリスクも背負うのかなという気がしないでもないんですね。

そういった中で、例えば2年間で果たしてこの地域の実情をしっかりと押さえながら仕事ができるのかというような気がして、最初の1年間というのは、やはり1年ぐらいかかって、行政の仕事はある程度わかるでしょうが、地域住民としっかりとキャッチボールができるような状況にまでいくのかなという気がするんですね。そういった心配に関してはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように誠実なお人柄で、そして、やる気十分な方だというふうにお見受けしたところでした。そのようなことで私自身が、新しいまちのまちづくりにつきまして、地域と一体となった市民のための市民の目線というような政治姿勢もお話したところでございますので、そのことも十分理解されまして直ちに地域にも溶け込んでいただければいいんじゃないかというふうに期待しているところです。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 助役は、市長の最大の政策を遂行するうえでの理解者であり協力者であります。そういった観点から、いろんな角度から十分に検討されての今回の提案であろうと思っておりますので、そのことについてはあまり心配はいたしていないところでございますが、先ほどの17番の林議員の質問の答弁の中で、収入役についても今後配置をする考えであるということでありました。

現在は助役の人事案件ですから、あまり触れられないわけですが、ただ、今後その人事をするうえで検討をされていくだろうと思います。私が今回質問したいのは、この行政改革の中で合併協議会では助役、収入役体制というものを基本的に了解しましたけれども、その後、市になっても収入役を置かないという市が非常に多くなってまいりました。法律でも、それが認められるということでもあります。そういった観点から、どうしても収入役を置かなければならないということではなく、なってきたんじゃないかと思っているところですが、本日の人事案件には関係ないわけですが、そういった三役人事のあり方について考え方だけをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。そのことも含めて検討させていただければと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。同意第11号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

—————○—————

日程第36 発議第4号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第36、発議第4号、道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○23番（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第4号、道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、東宏二。賛成者、志布志市議会議員、立山静幸、岩根賢二であります。

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）

本市は、九州の南端に位置し、アジアに開かれた国際貿易の流通拠点として整備が進む志布志港を抱え、広域的な観光・交流、野菜・黒牛に代表される安全な食を安定供給することなどが、今後

とも地域が輝き自立していく最も重要なテーマであり、その実現に不可欠になるのが、東九州自動車道をはじめとする高規格幹線道路等の広域幹線ネットワークの早急な整備である。

昨年12月、政府・与党においては、道路特定財源の見直しに関する基本方針において、真に必要な道路は計画的に整備を進めるとはしつつも、厳しい財政状況の下、一般財源化を図ることを前提とし、平成18年の歳入・歳出一体改革の議論の中で納税者の理解を得ながら具体案を作成するものとした。また、18年度政府予算においては、使途拡大の増加に加え、一部ではあるが一般財源として利用されることとなった。

元来、道路特定財源諸税は、道路を利用する者が自ら利用する道路の整備費を負担するという受益者負担の考え方に立脚しており、これを一般財源化や他の用途への転用をすることは、こうした考えを根底から覆すものであり、これらの議論は、地方の道路整備予算の削減を伴い、道路整備の依然として立ち遅れている当市など、地方にとって到底受け入れ難いものである。

よって、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1、道路整備を円滑に進めるための財源である揮発油税や自動車重量税等を他に転用することなく、道路整備に充てる道路特定財源として確保すること。
- 2、国土の均衡ある発展及び活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりを支援するため、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備を一層推進すること。
- 3、豊かな市民生活の実現と地域の均衡ある発展を図るため、整備が遅れている当市の国道、県道市町村道等の道路網の整備を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月30日、鹿児島県志布志市議会

提出先は、内閣総理大臣、小泉純一郎、総務大臣、竹中平蔵、財務大臣、谷垣禎一、国土交通大臣、北側一雄、金融経済財政担当大臣、与謝野 馨、規制改革産業再生担当大臣、中馬弘毅。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されま

した。

お諮りします。ただいま議決された発議第4号の字句整理及び提出手続については議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理のうえ提出することにいたします。

—————○—————

日程第37 広報等調査特別委員会の設置について

○議長（谷口松生君） 日程第37、広報等調査特別委員会の設置についてを議題とします。お諮りします。本件については、9人の委員で構成する広報等調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで閉会中も継続して調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本件については9人の委員で構成する広報等調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで閉会中も継続して調査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました広報等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、広報等調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において広報等調査特別委員会を招集します。これより、第1会議室で特別委員会を開きます。

ここで暫く休憩します。

—————○—————

午後3時55分 休憩

午後4時01分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報等調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨通知を受けましたので報告します。広報等調査特別委員会委員長、小野広嗣君、副委員長、鶴迫京子さん。以上のとおりであります。

—————○—————

日程第38 閉会中の継続審査申し出について

○議長（谷口松生君） 日程第38、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。配付してあ

る文書写しのとおり総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申し出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第39 閉会中の継続調査申し出について

○議長（谷口松生君） 日程第39、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。配付してある文書写しのとおり総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫く休憩します。

—————○—————

午後 4 時 03 分 休憩

午後 4 時 05 分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま配付しました追加日程表のとおり本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり本日の日程を追加することに決定しました。

ここで、お諮りします。追加日程第 1、発議第 5 号及び追加日程第 2、発議第 6 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号及び発議第 6 号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

追加日程第 1 発議第 5 号 鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 追加日程第1、発議第5号、鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○13番（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第5号、鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、立山静幸。賛成者、志布志市議会議員、玉垣大二郎、上野直広であります。

鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書（案）。

鹿児島県は、昨年、行財政構造改革の一環として、組織機構改革方針を策定されました。大隅半島の広大な面積を考慮したとき、大隅半島には二つの総合事務所が絶対に必要であり、特に大隅合同庁舎は曾於地域発展の基礎となる機構であります。

県の発表が新聞に掲載されて以降、大隅合同庁舎が無くなった場合や大幅に縮小される事態になった場合、曾於地域に及ぼすその影響の大きさを憂慮しているのが実情です。

特に、農業の振興を中心に南九州の食料供給基地として位置づけ、地域の特色を生かして、商工業等の発展、地域振興をいかに図っていくかが大きな課題となっています。

そのような中、曾於地域は大隅合同庁舎を中心に行政が推進されてきました。こうした歴史的経緯や大隅半島の地理的条件を考慮するとき、今回県が打ち出した組織機構改革方針は一極集中を促し、中心から外れた地域を更に衰退へと加速させることになりかねません。

行政サービスの低下を招かないためにも、今後、大隅合同庁舎の存続は必要不可欠なものでありますので、大隅合同庁舎を総合事務所として残していただくよう格段の配慮方を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月30日、鹿児島県志布志市議会

提出先は、鹿児島県知事、伊藤祐一郎。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第5号、鹿児島県大隅合同庁舎の存続に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり決定されま

した。

○

追加日程第2 発議第6号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関する
意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 追加日程第2、発議第6号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○19番（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第6号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、岩根賢二。賛成者、志布志市議会議員、鶴迫京子、西江園明であります。

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。現在、鹿児島県においても少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

このように児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、「次期教職員定数改善計画の早期策定」や「教職員配置の更なる充実」が必要です。

公立小・中学校の教職員給与を負担している「義務教育費国庫負担制度」について、そのあり方が根本から見直されれば、地方財政を圧迫するだけでなく、教育水準を著しく低下させる恐れがあります。

鹿児島のように離島・へき地等の多い本県から見れば、教育の機会均等が損なわれ、子どもたちに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

子どもたちの健やかな発達を願い、確かな学力と生きる力を育てる教育の推進のため、政府におかれましては「義務教育費国庫負担制度」の基本理念や経緯・目的を十分ご賢察いただき、同制度の堅持について格段の配慮方を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月30日、鹿児島県志布志市議会

提出先、内閣総理大臣、小泉純一郎、文部科学大臣、小坂憲次、財務大臣、谷垣禎一、総務大臣、竹中平蔵、参議院議長、扇千景、衆議院議長、河野洋平。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第6号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。ただいま議決されました発議第5号及び発議第6号の字句整理及び提出手続については議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理のうえ提出することにいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで今定例会に付議されましたすべての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。御苦労さまでございました。

午後4時14分 閉会